

平成22年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第1号

平成22年8月30日(月曜日)午前10時09分 開 会

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	山口勝徑君
教育長職務代理者 事務局職員	横瀬典生君	土木部長	松澤徳三君
市長公室長	塚野勇君	会計管理者	大塚隆君
総務部長	山中修一君	消防長	井坂沢守君
市民部長	川島祐司君	代表監査委員	板屋毅君
保健福祉部長	竹村篤君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
諸般の報告
- 日程第 3 所信表明
- 日程第 4 報告第 7号 平成21年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率

- について
- 日程第 5 議案第 4 3 号 かすみがうら市市民投票条例の制定について
議案第 4 4 号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第 4 5 号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第 4 6 号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第 4 7 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 8 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 9 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 0 号 平成 2 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 5 1 号 平成 2 2 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 5 2 号 平成 2 2 年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 5 3 号 平成 2 2 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 5 4 号 平成 2 2 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 5 5 号 平成 2 2 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 5 6 号 平成 2 2 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 5 7 号 平成 2 1 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 5 8 号 平成 2 1 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 5 9 号 平成 2 1 年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 6 0 号 平成 2 1 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 6 1 号 平成 2 1 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 6 2 号 平成 2 1 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 6 3 号 平成 2 1 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 6 4 号 平成 2 1 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
議案第 6 5 号 平成 2 1 年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定について
議案第 6 6 号 市道路線の認定について
議案第 6 7 号 市道路線の変更について

日程第 6 決算審査特別委員会の設置について

日程第 7 市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員会の設置について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定
諸般の報告

日程第 3 所信表明

日程第 4 報告第 7号 平成21年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第 5 議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について

議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

議案第47号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）

議案第51号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第59号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

議案第62号 平成21年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

議案第65号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 市道路線の認定について

議案第67号 市道路線の変更について

日程第6 決算審査特別委員会の設置について

日程第7 市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員会の設置について

開 会 午前10時09分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成22年かすみがうら市議会第3回定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により、13番 藤井裕一君、14番 矢口栄造君、16番 関 利夫君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（桂木庸雄君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの19日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりでございます。ごらんおき願います。

次に、平成22年第2回定例会会議録を配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2、第3項の規定による平成22年5月から7月までの例月出納検査の報告の抜粋をお手元に配付しておきました。なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

次に、本日までに受理した請願は、請願文書表に記載してありますように、請願第2号「子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書」の1件であり、所管であります文教厚生委員会に付託しましたので、報告いたします。

また、陳情3件を受理し、お手元に写しを配付しましたので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、議長が出席した会議等については、お手元に配付いたしました各月の行事等報告書のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 所信表明

○議長（桂木庸雄君）

日程第3、所信表明を行います。

市長より所信表明について発言を求められておりますので、これを許します。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

本日、平成22年第3回かすみがうら市議会定例会の開会に当たりまして、私の市政運営に対する基本的な考え方と方針を所信として表明させていただき、議員の皆様方を初め、広く市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、去る7月11日に執行されました市長選挙におきまして、市民の皆様への厳粛な負託を受け、第3代かすみがうら市長として、市政を預からせていただくことになりました。その市政に寄せる市民の皆様からの期待の大きさを強く感じるとともに、責任の重大さをおぼろげに感じております。市政運営に当たりましては、市民の皆様へ十分なご理解をいただく努力を尽くし、政策を実行してまいります。

さて、現在、私たちを取り巻く経済並びに財政は、国・地方を問わず、大変厳しい状況が続いております。特に、地方行財政につきましては、ごく一部を除き、その多くの自治体が疲弊状態にあり、あすへの希望を失いかけておりますことは、皆様ご承知のとおりです。

そして、かすみがうら市も例外ではなく、いや、むしろ予断を許さない段階まで来ていると認識しております。

かすみがうら市のこうした状況を打開し、活力ある市に生まれ変わるために、自然豊かで気候は温暖、災害も非常に少なく住みやすいという、かすみがうら市の環境を生かしたまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

そして、従来の市政運営にやや欠けていた「市民が主役」の市政を回復することを目指してまいります。

その実現のために選挙公約として掲げました政策を、議員並びに市民の皆様方からご協力をいただきながら、誠心誠意、実行してまいります。

まず、1点目の市長報酬50%の減額を契機とした、行政改革への取り組みでございますが、経済情勢が不安定な中で、地域社会や市民生活は大変な厳しさを増しております。

私は、市民が痛みに耐えている今だからこそ、無駄な事業や予算を削減し、自分に厳しく、市民第一・行動第一の姿勢を示すためにも、市長の給料を50%減額してまいります。

また、私だけではなく、現在、不在となっておりますが、この方針を理解していただき、副市長及び教育長についても給料の減額条例を提案させていただきます。

次に、2点目の国民健康保険税の近隣市町村並みへの引き下げへの取り組みでございますが、県内で突出して高くなってしまった国民健康保険税を近隣市町村並みに引き下げ、加入者の負担軽減を行い、安心な暮らしを支えるまちづくりを実現してまいります。

次に、3点目の「中学生以下の医療費の無料化、並びに育児保育・学童保育の拡充など子育て支援」への取り組みでございますが、厳しい経済情勢の中で、安心して子どもを産み、そして、かすみがうら市の未来を担う子どもたちを安心して育てられる環境を整備することは、最も重要なことであると思っております。

本年10月からは、小学3年生までを対象に医療福祉費支給制度を拡大することになっておりますが、市単独の子育て支援策として、中学3年生まで対象者を拡大してまいります。また、待機児童の解消や学童保育の充実にも努めてまいります。

次に、4点目の石岡地方斎場移転計画の見直しへの取り組みでございますが、先ほど来、申し上げているとおり、国を初めとした財政状況や少子高齢化社会を迎え、私たち地方自治体を巻き込む環境は、今後ますます厳しくなることが予想されます。

これから進めていくさまざまな施策や事業を実行していくためには、事務事業の再編や規模縮小などの思い切った改革を早急に行う必要があります。

現在、広域共同事業として建設を進めている石岡地方斎場の移転計画につきましても、規模縮小などの事業の見直しを提案し、協議を進めてまいります。

次に、5点目の常設型住民投票条例の制定への取り組みでございますが、限りある財源の中で、いかに地域をよりよきものとしていくかは、行政が市民活動を積極的に支援し、市民の皆様と相互に理解を深め、連携を強めていく、これこそが期待される市民と行政の協働の形であり、市政のあるべき姿であると思っております。

こうした市民参加型の市政を実現させるため、住民の意思や要求を直接、地方政治に反映させる常設型住民投票条例制度の創設に取り組んでまいります。

以上、市政運営につきまして、所信を申し述べさせていただきましたが、いずれも無駄な事業や仕事を廃止して、借金体質を改善し、大切な税金は市民のため、将来のためだけに使おうという原則で貫かれております。

この5つの政策以外においても、各種事業や補助金、市職員の仕事の一つ一つに至るまで、しっかりと見直しを進めてまいります。

今、かすみがうら市に必要なことは、市全体が一致団結し、行財政改革に取り組むことが必至であります。

議員各位並びに市民の皆様の格段のご理解とご協力をいただきながら、必ずや改革を実現し、市民の皆様が将来に希望を持てるかすみがうら市を再生する決意をお伝えし、私の所信表明とさせていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、所信表明を終わります。

日程第 4 報告第 7 号 平成 21 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（桂木庸雄君）

日程第 4、報告第 7 号 平成 21 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

報告第 7 号について、市長より報告を求めます。

なお、報告第 7 号については、監査委員から審査意見書が添付されておりますので、あわせて説明を求めます。

最初に、市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第 7 号 平成 21 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度の決算において算定した実質赤字比率及び連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率から成る健全化判断比率と、それぞれ特別会計の資金不足比率を報告するものであります。

○議長（桂木庸雄君）

次に、代表監査委員 板屋 毅君。

[代表監査委員 板屋 毅君登壇]

○代表監査委員（板屋 毅君）

平成 21 年度財政健全化審査及び経営健全化審査報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度財政健全化審査及び経営健全化審査を 8 月 2 日に実施いたしました。

審査の対象は、平成 21 年度かすみがうら市健全化判断比率、資金不足及びその算定の基礎となる事項を記載した書類であります。

審査の結果であります。審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、詳細につきましては、別紙意見審査書を添付してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、報告第7号の報告を終了いたします。

日程第 5 議案第43号ないし議案第67号

○議長（桂木庸雄君）

日程第5、議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について、ないし議案第67号 市道路線の変更についてまでの25件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

なお、議案第57号、ないし議案第65号までの9件の決算認定については、監査委員から審査意見書が添付されておりますので、あわせて説明を求めます。

最初に、市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました各議案につきまして、提案理由を順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定につきましては、重要な政策の選択や市民生活に重大な影響を与える事項に関し、市民の直接投票により示された市民の総意を市政に反映するための条例を制定するものであります。

次に、議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定につきましては、本市の行財政改革をより推進することが不可欠であるとの認識のもと、平成22年10月1日から私の任期の限り、市長の給料月額を100分の50減ずるための条例を制定するものであります。

次に、議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定及び議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定につきましては、平成22年10月1日から私の任期の限り、副市長並びに教育長の給料月額を100分の10減ずるための条例を制定するものであります。

次に、議案第47号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現在の医療福祉費支給制度は本年10月から小学3年生までを対象としているところですが、本市の子育て支援策の充実を図るため、平成23年4月1日から中学3年生までを対象者として拡大をするための条例を制定するものであります。

次に、議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する法律が本年10月1日から施行されることに伴い、同様の措置を講ずる必要があるため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第49号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、新たな基準に適合させる必要があるため、かすみがうら市火災予防条例の改正を行うものであります。

次に、議案第50号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億9046万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を153億6717万5000円とするものであります。

内容として、国の緊急雇用創出事業を活用しながら「待機児童」を解消するための経費のほか、7月末の集中豪雨による道路等の災害復旧費、さらには千代田地区の防災行政無線の整備として、アナログ対応の機器をデジタル化へ移行し、霞ヶ浦地区の防災行政無線と一体化を図るための整備に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第51号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2406万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億8206万4000円とするものであります。

内容として、退職者医療、療養給付費等返還金及び決算に伴う一般会計予算への繰出金に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第52号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に668万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を888万5000円とするものであります。

内容として、社会保険診療報酬支払基金の精算に伴う返還金及び決算に伴う一般会計へ繰出金に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第53号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2519万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億8549万9000円とするものであります。

内容として、後期高齢者医療広域連合会への精算金及び住民異動に伴う保険料の還付金に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第54号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に5169万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億8779万1000円とするものであります。

内容として、特定環境保全下水道の接続申請に伴うマンホールポンプの設置及び決算に伴う一般会計予算への繰出金に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第55号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2424万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8294万8000円とするものであります。

内容として、決算に伴う一般会計予算への繰出金に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第56号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6377万円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億3007万とするものであります。

内容として、介護サービスの担い手育成を目的とした、生活・介護支援サポーター養成事業及び高額医療合算介護サービスに要する経費並びに国・県支出金等への返還金、住民異動に伴う保険料の還付金などに要する経費を計上するものであります。

次に、議案第57号から議案第64号までの8案件につきましては、平成21年度の各会計の歳入歳出決算の認定案件であります。

それでは、議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、

概要を申し上げますと、歳入総額が159億5032万7000円、歳出総額が152億4931万8000円で、形式収支額は7億100万9000円となり、このうち翌年度に繰り越すべき財源6775万8000円を差し引いた実質収支額は、6億3325万1000円となったものであります。

次に、議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が45億1762万6000円、歳出総額が44億4461万円で、実質収支額は7301万6000円となったものであります。

次に、議案第59号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が5266万7000円、歳出総額が4598万1000円で、実質収支額は668万6000円となったものであります。

次に、議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が5億6082万2000円、歳出総額が5億3585万4000円で、実質収支額は2496万8000円となったものであります。

次に、議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が17億1557万円、歳出総額が16億5835万6000円で、形式収支額は5721万4000円となり、このうち翌年度に繰り越すべき財源71万6000円を差し引いた実質収支額は、5649万8000円となったものであります。

次に、議案第62号 平成21年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が4億3475万9000円、歳出総額が4億753万8000円となり、実質収支額は2722万1000円となったものであります。

次に、議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、概要を申し上げますと、歳入総額が23億9699万2000円、歳出総額が22億8979万1000円となり、実質収支額は1億720万1000円となったものであります。

次に、議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定につきましては、概要を申し上げますと、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益が10億4919万円、水道事業費用が9億7047万円となったものであります。

この結果、平成21年度は7120万4000円の黒字決算となったわけであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入が4億5650万円に対し、資本的支出が8億4886万5000円であり、支出に対する収入の不足する額につきましては、留保資金等により補てんをしております。

次に、議案第65号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合歳入歳出決算の認定につきましては、平成22年3月31日をもって一部事務組合が解散されており、地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき、平成21年度の歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

次に、議案第66号 市道路線の認定につきましては、稲吉5丁目地内に位置し、都市計画法の規定に基づく開発行為による新設道路で、市道として認定するものであります。

次に、議案第67号に市道路線の変更につきましては、下佐谷地内に位置し、市道の一部用途廃止申請に基づき、路線変更をするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げますが、詳細につきましては、各常任委員会でそれぞれ担当部・課長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

げます。

○議長（桂木庸雄君）

次に、代表監査委員 板屋 毅君。

[代表監査委員 板屋 毅君登壇]

○代表監査委員（板屋 毅君）

決算審査報告。

平成21年度決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項、同法241条第5項、同法施行令第5条第3項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、平成21年度決算審査を7月26日から8月6日までで実施したものです。

審査の対象は、平成21年度かすみがうら市一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計及び土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計の各会計であります。

このうち、土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合については、同組合の解散により平成22年3月31日をもって打ち切られた決算、その結果について報告するものであります。

審査の結果であります。審査に付された各会計決算書並びに諸帳簿、諸書類は地方自治法同施行令及び地方公営企業法の各関係法令に準拠して調製されており、計数的な誤りはなく正確であると認められました。

また、予算の執行状況につきましても、おおむね所期の目的に従って効率的に執行されていると認められました。

そのほか、基金の運用状況では、その計数は正確であり、目的に従って運用並びに管理されていると認められました。

なお、詳細につきましては、別紙審査意見書を添付してございますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で、報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、提案説明及び監査委員からの説明が終了いたしました。

上程議案に対する質疑は、会期第5日の9月3日にいたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 決算審査特別委員会の設置について

○議長（桂木庸雄君）

日程第6、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、今期定例会に上程されております議案第57号については、9人の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。

委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、今期定例会に上程されております議案第58号、ないし議案第64号までの7件については、9人の委員をもって構成する特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました、両決算審査特別委員会委員の選任については、これより各常任委員会で委員会を開き、委員の選出を行ってください。

総務委員会は会議室。

文教厚生委員会は第1委員会室。

産業建設委員会は第2委員会室で、それぞれ委員会を開いてください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時01分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算審査特別委員会委員の選任並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、一般会計決算審査特別委員会委員に井坂悦司君、佐藤文雄君、鈴木良道君、石井幸雄君、矢口龍人君、和田正美君、関利夫君、圓城寺正道君、栗山千勝君、以上9名であります。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員に古橋智樹君、小松崎誠君、加固豊治君、古川誠一君、中根光男君、小座野定信君、藤井裕一君、矢口栄造君、廣瀬義彰君、以上9名を指名いたします。

それでは、直ちに、一般会計決算審査特別委員会は会議室にて、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会は第1委員会室で委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時18分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

一般会計決算審査特別委員会委員長に佐藤文雄君、副委員長に石井幸雄君。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長に古川誠一君、副委員長、小松崎 誠君。

以上のとおり選出されました。

日程第 7 市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員会の設置について

○議長（桂木庸雄君）

日程第7、市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、今期定例会に上程されております議案第43号、ないし議案第47号、議案第50号のうち付託案件に係る歳入歳出全般については、議長を除く19人の委員をもって構成する市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員会が設置されましたので、直ちに会議室にて委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前11時39分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員会委員長に山内庄兵衛君、副委員長に圓城寺正道君、以上のとおり選出されました。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

散 会 午前11時40分

平成22年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第2号

平成22年8月31日(火曜日) 午前10時03分 開 議

出席議員

2番	小松崎	誠	君	12番	和田	正美	君
3番	加 固	豊治	君	13番	藤 井	裕一	君
4番	古 川	誠一	君	14番	矢 口	栄造	君
5番	井 坂	悦司	君	15番	桂 木	庸雄	君
6番	佐 藤	文雄	君	16番	関	利夫	君
7番	中 根	光男	君	17番	圓城寺	正道	君
8番	鈴 木	良道	君	18番	栗 山	千勝	君
9番	石 井	幸雄	君	19番	山 内	庄兵衛	君
11番	矢 口	龍人	君	20番	廣 瀬	義彰	君

欠席議員

1番	古 橋	智樹	君	10番	小座野	定信	君
----	-----	----	---	-----	-----	----	---

出席説明者

市 長	宮 嶋	光昭	君	土 木 部 長	松 澤	徳三	君
教育長職務代理者	横 瀬	典生	君	会 計 管 理 者	大 塚	隆	君
事務局職員				消 防 長	井 坂	沢守	君
市長公室長	塚 野	勇	君	代表監査委員	板 屋	毅	君
総務部長	山 中	修一	君	水道事務所長	仲 川	文男	君
市民部長	川 島	祐司	君	農業委員会事務局長	中 島	邦之	君
保健福祉部長	竹 村	篤	君				
環境経済部長	山 口	勝徑	君				

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	土 渡	良一
〃	係 長	乾	文彦
〃	係 長	坂 本	敏子

議事日程第2号

日程第 1 一般質問

- (1) 井 坂 悦 司 議員
- (2) 圓城寺 正 道 議員

(3) 栗山千勝 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 井坂悦司 議員

(2) 圓城寺正道 議員

(3) 栗山千勝 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	井坂悦司	1. 施政方針、かすみがうら市まちづくりビジョンについて市長の考えを問う
		2. 起債削減と財政健全化対策について問う
		3. 国民健康保険税引き下げについての方策について問う
		4. 行政の暴走とは何をさして暴走なのか問う
		5. 子育て支援について近隣自治体と比較し何が劣っていると考えているのか問う
(2)	圓城寺正道	1. 天下り人事について
		2. 庁舎内の禁煙対策について
		3. 農業委員会の農地調査に必要な車について
		4. 水道の委託について
		5. 職員のモラルについて
(3)	栗山千勝	1. 市長のまちづくりの考えについて
		2. 職員の教育について
		3. 市の防災計画について
		4. 道路行政について
		5. 行政監査はいかように
		6. 下水道無届宅内配管と宅内マス受益者負担金猶予の条例見直しについて
		7. 保存文書の管理等について
		8. 個人情報保護について

開 議 午前10時09分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、改めましておはようございます。

ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は、17名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、1番 古橋議員、10番 小座野議員より、所用により欠席の届け出がありましたので報告いたします。また、栗山議員がおくれるとの申し出がありましたので、ご報告申し上げます。

会議に入る前に傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いを致します。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、発言する議員みずからが法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。

議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

次に、本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程表のとおりでございます。

これより、ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が、本日は3名の諸君より提出されております。

これより順次発言を許します。

5番 井坂悦司君。

[5番 井坂悦司君登壇]

○5番（井坂悦司君）

このたびは、かすみがうら市長選挙に宮嶋市長がご当選され、おめでとうございます。お祝い申し上げます。

さて、ことしの夏は記録的な猛暑が続き、熱中症で病院に搬送される方が全国では4万人を超え、熱中症による死亡者が300人と、過去に例がない数字であります。農作物にも高温による影響が出て、野菜の高騰、果樹のふるさとかすみがうら市の果物にも大きな影響が出ております。生産者が苦慮をしております。また、海水温度が上がり、庶民の魚であった目黒のサンマで有名なサンマが1匹300円もする、一方では集中豪雨による河川のはんらん、土砂の流出による大きな被害が出るなど、異常気象が続いております。

我が国は医療、福祉の充実により寿命が延び、厚労省によると全国の100歳以上の高齢者は、昨年9月時点で過去最多の4万399人に上り、増加のペースは加速していると言われております。しかし、高齢者の所在不明者が全国では300人も安否が判明しないなど、大きな社会問題になっております。海外からは、長寿大国と呼ばれる日本の平均寿命に疑問を持たれるような事態があります。

我が国は、右肩上がりの経済成長が続き、国も地方も各地区施設整備や基盤整備あるいは福祉

向上のための教育、福祉等多岐にわたる広範な行政サービスの提供を行ってまいりました。一方では、こうした施設などの維持管理や既存の制度を維持していくための経常的な経費の割合が増大し、市の財政を圧迫してきました。行政改革は緊急に実施しなければなりません、行政全体の行政改革の指針を示し、計画的に実施していかないと、効果が出ないのではありませんか。

市長は、私を選んでくれた市民との約束を実現するため、来年度採用予定の職員の採用試験を急遽中止をいたしました。希望を持って採用試験の申し込みをした、将来を担う若者の出鼻をくじいてしまったのではありませんか。行政に対して不信感を与えてしまったような気がします。先日の議会全員協議会では、独断と偏見で市長給与50%カットや、副市長、教育長給与を10%引き下げるなどの説明があり、選挙での約束結果を早速出そうとしておりますが、行政運営は全市民、かすみがうら市4万4000人を対象に執行するものであります。また、行政の継続性や近隣との協調も図れないと考えます。独断と偏見で行政運営されては、市民はたまりません。

また、職員数は少ないほうが人件費削減にはなりますが、市民サービスに影響が出ないのか。職員の退職と新規採用は、これまで行政改革大綱、人事管理計画が議会に提出され、その計画に基づき運用されてきたと評価をしております。特に消防職に至っては、定員に満たないのではないかと。消防職は定員充足のため一度に採用することは、後年度の人事管理上問題が生じます。年次的に計画採用があったと考えます。市長は早期に行政改革案を作成し、市民のための改革となるよう、その計画に沿って改革に取り組んでいただきたいと思っております。

まず、第1点目の施政方針、まちづくりのビジョンについてであります。

さて、宮嶋市長は選挙で、「無理・無駄ゼロ、市政一新」を唱え、当選されました。かすみがうら市の将来構想や産業振興、まちを元気にする政策が全く見えません。無駄をなくすことは当然であります、市民の所得向上、ひいては税収のアップにつながる政策など、全く議論されていないのではないかと。昨日の所信表明の5つの政策では、1点目に市長報酬削減、2点目に国民健康保険税の引き下げ、3点目に中学生以下の医療費の支給、4点目に石岡斎場の見直し、5点目に常設型住民投票条例の制定であります。

無駄な事業などを事業仕分けをするなど、改革の意気込みは感じられますが、かすみがうら市の将来像や課題解決についての取り組みが見えません。全国的に問題となっている耕作放棄地の増加、かすみがうら市でも例外ではありません。高齢化と後継者不足により、年々耕作放棄地が増加しております。主産業である農業問題、我が国第二の湖、霞ヶ浦の水資源の活用、漁業振興策は緊急に取り組まなければなりません。また、商工業の育成、雇用促進策についてはどう対処するのか。かすみがうら市のまちづくりのビジョンについて、かすみがうら市をどういうまちにしたいのか、どんな政策でかすみがうら市を元気にするのかお尋ねをします。

次に、土浦協同病院の用地に名乗りを上げ、JA、県、厚生連に移転要望する方針との新聞報道がありました、新聞報道が先行し、具体的に議会に説明がないのでわかりませんが、宍倉の農地15ないし20ヘクタールを市が買い上げて提供するということですが、候補地の地権者の意向や農振地区でもあり、制度的な問題はクリアできるのか。鳩山前首相が普天間米軍基地移転先に腹案があると言って、実は候補地住民から猛反発があり、頓挫した経過があります。地権者や関係者の意向について現況を伺います。協同病院の立地でかすみがうら市にどのようなメリットがあるのか、用地のほか、道路やインフラ整備で財政負担はどのくらいかかるのか。また、民間の

施設に税金を投入する財政出動が可能か。用地買収においては公共施設ではありませんから、用地の提供者への譲渡税優遇措置などは適用されないと考えます。さらに、起債は民間施設なので許可が出るとは考えられません。市の一般財源のみで持ち出しは、不可能に近いのではありませんか。

かつて土浦湖北高校の誘致について、当時の千代田町長が、千代田町に高校をと熱心に取り組んだ経過があります。用地の地元負担が多く、千代田町のみでは負担が過大であり、千代田町単独誘致を断念した経過がございます。最終的には土浦市、千代田町、霞ヶ浦町中間に落ち着き、三者が負担して土浦湖北高校ができた経過もあります。

次、高齢化対策、子育て・教育環境の充実であります。少子高齢化社会が一層進行していく中、社会保障費が毎年増加傾向が続くものと考えます。2009年度の医療費が過去最高となり、35兆3000億円となりましたが、厚労省の集計結果が発表されました。前年度より3.5%、1兆2000億円も増加したことは、高齢化が進んだためであり、そのうち70歳以上の医療費が44%を占めております。本市の高齢者の生活実態把握と、今社会問題となっている高齢者の所在不明問題は、かすみがうら市はないと考えるが、実態はどうか、調査状況とその対応について伺うものであります。

次に、マニフェストの一覧に、市長報酬50%カットを訴えております。土日もなく、4万4000人の暮らしと命を守る市長として、現在の報酬は高過ぎると考えてのことか、また、近隣市町と比較して高いと考えてのことか。副市長、教育長給与は10%削減との説明がありました。その根拠について伺います。さらに、議会議員については日額報酬の話も聞いたが具体的に考えているのか。実施をすればいつから実施したい旨か伺います。私は、議員報酬の日額支給はなじまないと考えます。なぜなら、議会に出たときだけが議会活動ではありません。市長の見解をお尋ねします。

石岡斎場の老朽化と必要性はおわかりのようですが、凍結との新聞報道がありました。管理者の協議でどのように協議されているのか伺います。計画構想時点より年数も経過し、国や関係市の財政状況や民間セレモニーが乱立するなど、葬祭環境が変化してきました。円高が続き、我が国の経済は一向に景気回復されず、景気の低迷が続いている。かすみがうら市も、税収は毎年減少しています。地方の財源不足を補うため、地方交付税の増額が閣議決定されましたが、交付税不足の額は臨時財政特例債で賄うとされております。国も地方も、一度決めたからといって変えられないという時代ではなく、環境変化に応じて時と場合によっては見直しも必要であることは当然であります。だからといって、地方の行政もすべて国をまねて見直すのではなく、市を取り巻く社会環境の実態や社会経済環境の変化に即して、柔軟に判断する必要があるのではないのでしょうか。

このたび市長が再検討を申し入れたことは、独創的な判断であると考えます。しかし、公共の葬祭場は必要でないとは断じるのではなく、例えば民間施設のセレモニーを斎場周辺に誘致してはどうかなどの代替提案をすることも、一つの協議方法ではないかと思えます。そして、管理者間で十分協議検討することが最優先であると考えます。私は旧千代田地区の代表議員として、何よりもまず市民不安を解消するよう努めることが市長の責務であり、今後、隣接市との関係も十分考慮し、あわせて議会とも協議の上判断されることを期待するものであります。

次に、起債削減と財政健全化についてであります。

財政の健全化は、歳出削減と歳入増加を両立させなければ不可能であります。膨れ上がった借金が、あたかも夕張市のように破綻寸前と市民に不安を与え、市民の支持を得ましたが、平成19年10月に新地方公会計制度実務研究会報告書が公表され、地方公共団体の新しい会計基準が示されました。民間のように発生主義に複式簿記の考えを取り入れた基準で、普通会計のほか特別会計や一部事務組合などの関係団体を含めた連結ベースで財政指標第4表を作成するとされ、資産・債務の適正な把握と情報の開示によって、健全な財政運営を生かそうとするものであります。市の財務諸表を見た上での破綻状況との解釈なのか伺います。歳出削減と並行に、収入アップのため、何を進め、その結果税収アップにつながると考えますか。その政策についてお示しをいただきたい。

次に、今後の社会資本整備、市の要望事業等にこたえるのに、全く起債を利用しないで一般財源のみでできると考えているんですか。市民福祉の向上、利便性向上のために、必要な事業は実施しなければならないと考えます。そのためには制度資金や起債の活用もやむを得ないのではありませんか。起債についても無秩序に借入れを起こすわけではありません。財政状況、事業内容を審査の上、許可を得なければ起債を起こすわけにはいきません。市長の見解を伺います。国の方針は補助制度の大幅な見直しがあり、起債による事業を推進し、後年度交付税で補てんする制度に変わりました。今後起債を起こさないで事業を進め、市民の負託にこたえられるのか。受益を受けた市民が後年度負担するのは当然と考えます。

また、単独自治体では建設経費の問題や運営の関係から、数市町村での広域での対応をしてきた事業もあります。今後も単独では困難な問題もあり、一部事務組合など広域で対応をしなければならない事業があると考えます。近隣市町村との連携についての考えを伺います。土浦市との早期合併を考えているとの新聞報道がありましたが、先日の初議会所信表明にも触れていないので、いつごろ吸収または合併されるのか、土浦市長との協議経過について伺います。

次に、国民健康保険税引き下げについての考え方についてお伺いします。

県内一番高い国保税という、本当に一番高いのか、県内自治体と比較してのことなのか。かすみがうら市の実態はどうなのでしょう。県内で一番高い国保税を近隣自治体並みにするというのが、県内並みということは幾らなのか。その近隣並みにする財源はどうなのか伺います。国民健康保険制度の財政堅持、医療サービスの充実について、市長の報酬、特別職報酬削減と議員・職員給与の削減で可能なのか、その給与・報酬等削減で幾ら生み出せるのか伺います。

議員報酬については、県内市と比較し、高いとは思っておりません。職員給与に至っては、人事院勧告に従い、適正に是正されてきたと考えております。かすみがうら市世帯48%の国民健康保険世帯に一般財源を投入し、国保税を負担軽減することについて、国保世帯以外の税金を投入することになるが、どうなのか。21年3月現在財務諸表では、他会計への支出17億4700万であります。これ以上普通会計から支出することができるのか、財源の見通しについて伺います。

次に、選挙中、行政の暴走と、何をもちて暴走と言うのか。選挙マニフェストで行政の暴走を許さないと言っておられましたが、行政の意思決定は議会であります。議会の責任を問うものではありませんか。議会制民主主義を否定され、意思決定は住民投票によって決定するというが、議会が機能していないと解釈するのか、市長就任後もそう考えているのでしょうか、伺います。

次に、子育て支援についてであります。

不十分な子育て支援というが、保育所の充実整備、待機児童の解消、保育所児童の送迎等、他の自治体よりきめ細かく運営されており、自慢したいくらいであります。他の自治体より劣っているとは思えないが、何を根拠に不十分と考えるのか。待機児童は全国で2万5000人いるとのことですが、かすみがうら市の保育所に入れない待機児童がたくさんいるとは聞いたことがありません。現在どのくらい待機児童がいるのか伺います。

学童保育についても、児童館の早期整備を図り、共働き世帯の負担軽減、児童の安全を図ってきたと評価していただきました。農村地区についても、学校の空き教室を活用し、学童保育の充実を図ってきたと評価いたします。実態を理解してのマニフェストだったのか、伺うものであります。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

井坂議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、まちづくりのビジョンについてであります。かすみがうら市の将来像やまちづくりの重点事項が見えない、こういうことをお尋ねかと思えます。実際、私のマニフェストにつきましては非常に具体的なものが多くて、今早急に対応するようなことばかりが主に書かれておったわけでありまして、行財政改革全般を指してではなくて、具体的な5点についてはそういうものが多かったわけでありまして、決してまちづくりの将来像に全く白紙ということはありませんで、かすみがうら市はもちろん総合計画を持っておりまして、その総合計画の中にももう再三うたわれております。いろいろな市内のかすみがうらの内部の話にもいろいろどんどん出てきますが、自然災害が非常に少ない、水と緑に恵まれたかすみがうら市と、こういうことでありますから、まちづくりはやはりそれを生かしたまちづくりというのが大事であろうと思えます。

具体的には、やはりまちづくりというのは現実でありますから、現実はどうしていくかということについては、やはりスピード感を持って対応していかなければならないし、市内の企業の皆さん方の努力も大事でありますし、それに対して当局がどういうお手伝いをしていくかと。そういうお手伝いを惜しむものではありません。

現実には、例えば協同病院の話なんかもそういう一環であります。私が就任しましてから、板橋区とかすみがうら市というのは昔から、もう20年来防災協定というのを結んでいるわけです。これはまちづくりの一例であります。板橋と防災協定を結んでいることをうまく利用して、かすみがうら市に大いにこうプラスになるような方策を、当面考えていったらいいのではないかと。ということで、就任以来3度ほど板橋のほうにお伺いしております。

区長さんともお話をして、板橋区に農産物の直売所をつくったらいいのではないかと。その直売所を拠点に、こっちから農産物を板橋区へ送り込む、そしてその直売所を拠点に、かすみがうら市にツアー客を募集していく、その募集は直売所を拠点にやるわけですが、例えば今の時期で

あれば果樹狩りでもいいし農産物の体験でもいいし、歩崎の遊覧船に乗せてあげることもいいと思います。土浦まで遊覧船でツアー客を運んで、向こうにバスを回送しておいて返すと。そういった極めて具体的な話であります、そういったものを展開していったら、かすみがうら市も多少、板橋区には何しろ50万、60万という人口がありますから、相当のお客さんが見込めるのではないかと思います。

また、農業振興とはまた違ってきますが、同じ板橋区を対象にお年寄り、板橋区ではお年寄りがいっぱいいると思うんですが、向こうは地価は高い、建築費も大変ですね、向こうで老人施設なんかをつくるのは。それをかすみがうら市で引き受けると。ただし、板橋区のお年寄りをかすみがうら市で引き受けるわけでありましたが、しかし、その引き受けたお年寄りは終生かすみがうら市でお世話はしてあげますが、お金は板橋区からもらってくると。そういう仕組みをつくる必要があります。その仕組みをつくるのが行政の役割で、お年寄りの面倒を見るのは施設の事業者であるとか、あるいはそこに雇われた従業員の方であるとか、あるいはその施設をつくるための建築業者、そういった、あるいはそこに物を納める人たち、そういう回転になっていくわけですね。

そのほか、そういった個別具体的なこの自然を生かした、お年寄りにも住みやすいという自然を生かしたまちづくりを進めていくと、そういった極めて具体的なまちづくりというのは大事ではないかと思います。いろいろ具体例を挙げればあると思うんですが、そういったことを今考えております。

第2点の高齢化対策ですか、所在不明者が何人いるかというのは、これは100歳以上の方を指しているのではないかと思います、100歳以上の住民登録されている方で所在不明の方は、1人もおらなかったということを聞いております。

そのほか、子育て・教育環境の充実について、具体的に何を行うのかということですが、子育てについては特に土浦市との差は、やはり時間外の保育時間の延長とか、そういうのが多少差があると、そういうふう聞いておりますので、それを時間を延長したり、あるいは早朝早く預かるようにすると、そういった対応をしていけたらいいと思っています。

教育環境の充実についてですが、これはもちろんソフト面とハード面があるわけでありまして、特に行政にあってはハード面の耐震化工事、そういったものは従来の予定どおり進めていくと。さらには小学校の統廃合問題にも、やはり切り込んでいく必要があると。その際に当然スクールバスなども検討はされていかなければならないと、こういうふう考えております。

3点目のマニフェストの1番に、市長報酬の50%のカット、今回9月の条例案にも出してありますが、これはいわゆる厳しい財政状況の中で市長の決意・決断を示したものでありまして、50%をカットして市長がやっていけるのかと、そういうお問い合わせもありますが、お給料は高ければ高いほどいいんでありまして、これは当たり前の話であります、しかし、先般もお話ししましたが、私が就任して一番びっくりしたことは、20年前に出島村長をやったときは、税金の滞納整理の執行をするような決裁書類というのは1回も押したことはありません。しかし今、かすみがうら市長になって、一番量として多かったのは税金の滞納整理の判こ押しです。決裁書類です。就任して約1カ月ちょっとになります、決裁書類を積み上げると3メートルか4メートルぐらいの決裁書類を判こを押したかなと思うんですが、その実に半分近くが滞納整理関係の書

類であります。20年前の出島村長就任時と比べてこんな異常な事態だと、そういう財政が厳しい状況にあるということ、そういう形でまざまざと今見せられております。

そういった中での50%カットでありまして、本当に市に関係する方々の人件費ですか、そういったものにもやはり切り込んでいかなければならないと。当然議員さんにも職員さんにもということになりますから、市長みずからの決意・決断を示して、今後皆さんにそういった人件費削減のご協力をお願いしていくと、そういう決意・決断を示したものであります。これは人件費だけのことでありませんで、今後厳しい事業の見直しであるとか、あるいは各種団体への補助金、こういったことにも手を入れていかななくてはならない、そういったことも含めての報酬の50%カットと、そういうことであります。

議員の日当制化についてのお問い合わせであります、7月23日就任したときに、桂木議長さんともお会いしてお話をしたんでありますが、議会のほうには12月議会を目途に、来年市議会議員さんの選挙がありますから、そのときまでに議員さんの人件費部分の4分の1ぐらい程度削減を目標に努力をしていただきたいと、そのご相談をさせていただきたいということをお願いしました。その中に議員の日当制化を含むかというお話かと思うんですが、矢祭町等では日当制化ということがあります、当かすみがうら市においては日当制化というのは、今のところ私の中ではありません。

そして、石岡斎場の件が出されましたが、石岡斎場については先般お話ししたとおり、8月10日に文書で管理者に見直しを求めております。これは斎場は民間施設があるんだから、斎場は要らないと。それで、火葬施設だけの新築にとどめれば、もう圧倒的に全然建築費が違ってくる。駐車場も10分の1で済みますし、敷地も現在地でも足りるのではないかと、そういうことを申し入れてまいりましたが、実際に染谷地区の6町歩近い土地が、73名の地権者だったと思うんですが、地権者はもっともっと多いんですが、いわゆる持ち分で73分の1だけがまだ買収になっていないんですが、地権者不明のため地権者がどこにいるかわからないということで、73分の1の半分ですね、いずれにしても73分の1だけが斎場組合のものになっておらないと、土地がですね。

そういうことですぐ工事はできないわけですが、ほぼそれが半年とかそういう期間をかければ、多分法的な手続をとって斎場組合のものになると思います。土地がもう今、6町歩のところへ確保できたとしても、6町歩はどっちみち要らないと、そういうふうに私は思っています。9月8日に斎場組合の管理者会議があります。そこで具体的にこの問題が話し合われることになっています。その中で、私は今言ったようなことをお話ししようと思うんですが、いずれにしても事業費は今土地とも23億で予定されておりますが、その4分の1とかそういう程度の事業費で十分できるのではないかと。かかっても七、八億ですか、土地の買収を入れてもその程度で済むはずであると。火葬施設についても現在8基であります、これを5基でいいんじゃないかということをお願いしております。

石岡の斎場が今、公設斎場がどのぐらい使われているかというのをちょっと調べてみたんですが、おおむね10日に一遍、年間35回程度ですか、平均すると。年によって25回しか使われないときもあるし、45回ぐらい使われているときもあると。平均35回ぐらい、今石岡の公営斎場は使われております。新しくなっても同じようなことだと思うんですが、ここ10年ぐらいの統計でありますから、年間30回、40回使うための斎場に10億単位の金をかけるということは、いずれにして

もばかげた話で、まさにバブルの発想そのものだろうと私は思います。近隣とのいわゆる友好親善ということもありましょうが、やはり市民の税負担というのを、いずれは税負担にはね返ってくるわけでありまして、市民利益を守るためにやはり主張すべきものは主張せざるを得ないと、こういう考えであります。

その次であります、財政の健全化の問題ですね。破綻寸前と市民に不安を与えているのではないかと、そういうお問い合わせであります、今の国、あるいはかすみがうら市の状況で、正常であると思うこと自体が、私は全く異常であると。世界レベルで見ても、もう全く問題外の異常だと、私はそういう認識をしております、公債費比率が12.6だとか、そういうことで心配ないということを申している方もいらっしゃいますが、国は今、地方交付税は地方に対して15兆円とか17兆円を年間に支出しているわけでありまして、今民主党政権でさらに臨時特別債というんですか、地方交付税はもう枠がないわけですね。あとは地方で借金してもいいよと、7兆円ぐらいの借金枠を今地方にくれているわけです。新たにまた借金してもいいよと。その借金は後で国が補てんしてやるよと言っているわけでありまして、こういう話は現実的には信じる人は、後で本当に国が地方の面倒を見てくれると信じる人は、ほとんど一般の市民ではないのではないかと。

後ろに国の総借金というのはいまもう900兆円に達しているわけで、国民の総貯蓄1500兆円にもう迫っているわけでありまして、1500兆円全部使えるわけではなくて、どうしても使えないものは300兆、400兆あるわけですから、いずれは国民の貯蓄で国債が買えなくなるということになれば、中国やヨーロッパ、アメリカに日本の国債を買ってもらわなくてはならない。日本の国債を本当に買うような外国人がいるかと、今であればまだ多少信用力がありますから、当面アメリカもヨーロッパも中国も日本の国債を多少は持っておりますが、そういうことが長く続くということは、だれが考えたってあり得ない話であります。そういうことから考えて、今の350億円のかすみがうら市の借金が問題ないんだということ自体が私は異常であると、そういう認識をいたしております。

それに関連するんですが、税収アップのための産業振興とか企業誘導、そういったことをどう考えているのかということでありまして、さっき最初の話にもちょっと出てきましたが、もちろん産業振興というのは税収アップが目的ではなくて、市民のための産業振興ですから、それが結果として税収アップにつながってくるということで、税金を取り立てるために産業振興をやるんだというのはもう順序が逆であります、産業振興とかそういうことは当然やらなくてはならない。

その一つの例であります、耕作放棄地の話が出ております。今、茨大の農学部へ行ってまいりまして、耕作放棄地の絡みで今かすみがうら市と阿見、日立、3つの市と茨大の農学部で、バイオエタノールの研究に3市が協力していると、そういう状況があります。農学部でやっているバイオエタノールはグレンソルガムという植物であります、それがすぐ実用化されるとかそういうことではないので、まだ実験段階であります。しかし、そういったことも我がかすみがうら市には遊休農地が相当ありますから、一部圓城寺議員なんかも関係なさって協力なさっていることではあります、今後グレンソルガムなんかを遊休農地へまいていくと。収穫していくというのもいいのではないかと考えたものですから、茨大農学部へ行ってきたわけですが、そうし

たら、セキショウグループがこのバイオエタノールに、今石油メーカーなんかは相当この問題に関心を持っています。出光も三菱も日石も新日石も全部そういった研究に、やりたい、やりたいと言っているわけですが、地元のセキショウ商事もそういった茨大と連携したいというような話を聞いたので、私、セキショウのトップとちょっと知り合いなものですから、すぐお電話をしまして、もし実験プラントでもつくるときはぜひかすみがうら市に持ってきてよと、こういうお話をしました。

いずれにしてもそういう産業振興というのは、今どきなかなか大きい企業が、例えばシャープのソーラー工場がかすみがうら市へ来るなんていう話は、なかなかねらったって難しいと思います。逆にきょう新聞に出ていましたが、シャープの三重県にある工場が日本から出ていきたいと。法人税は下がらないし、円高でどうにもならないと、そういう話すら出ているぐらいですから、今かすみがうら市へ大きい工場を企業誘致したらどうだといっても、なかなか現実的には難しい。そういう中で目の前にあるもの、協同病院にしてもセキショウの実証プラントにしても、もうあらゆる手を尽くしてそういうのをスピーディーに対応していくということが、なかなか実現は難しいでしょうけれども、そういったことが大事ではないかと思えます。

その次の、社会資本整備について、単独財源だけでできるのかと、起債しないでできるのかということですが、これは財政改革だからすべての事業を縮小すると、そういうことでは決して、そういうことを私は申し上げているのではなくて、もちろん無駄なものは切っていく、必要なものはやらなくてはなりません。ですから、民主党並みに言えば仕分けですね。そういった仕分けというのが非常に大事だと思います。ですから、議員さんのご意見も伺う、あるいは民間の方々の知恵もおかりする。例えば補助金審議会等で、補助金なんかはきちんと整理する必要がありますが、そういった審議会的なものも事業費の選別に切り込んでもらう、そういった審議会というものも必要ではないかなと私は思っております。

起債が全然だめかということですが、例えば、協同病院が本当に、じゃ、あそこの神立のところがいいよと、来たいという話になった場合は、相当の財政投資も必要になると思います。神立駅の東側になりますから、今のところ土浦、小美玉方面からのアクセスは非常に悪いわけでありまして、あそこに跨線橋が合併特例債でもともと予定がされていたわけですが、それが見直されて、今は跨線橋はつくらないということになっておりますが、協同病院が実際にあそこに来るということになれば、跨線橋だって必要だろうと。

その際に、今だったらまだ特例債が使えると思います。今すぐ復活するんだったら使えると思いますけど、この先12月とか、あるいは来年の3月あたりに結論が延びたときに特例債が使えるかどうかはちょっとわかりませんが、そういう点については、県のバックアップなんか必要ではないかと、こういうふうにして思っております。もしそういう話がある程度現実味を帯びてきた段階で、県のほうにもそういう話を持ち込むつもりでおります。起債が一切だめと、そういうことを申しているではありません。必要なものはやっていくと。5億だろうと10億だろうと、必要なものはやっていく。しかし、漫然と今の財政が大丈夫だと、そういうもとで漫然と支出をふやしていくということに対しては厳しく対応をしまいたいと、こういうふうなことであります。

国保税についてのお話ですが、県内一高い、県内一高いと言われて、私も選挙のときは

さんごん述べてまいりましたが、選挙の時点で出ていたデータというのは、平成20年度の国保税は実際上がったばかりでありまして、県内一高かったわけでありまして、国保の加入者の1人当たりの税金を払った金額というのは、県内一高いわけでありまして、そのことを指して県内一高い、県内一高いと申したわけでありまして、22年度は多少、平均で2.何%下がったわけでありまして、今ははかるところによっては3位になったり4位になったりしているという現実があるようでありまして、まだ21年度の決算は出ておりません。今回出すんですか。データはまだその時点では出ておらなかったもので、県内一高いという表現を使わせていただきました。

土浦との合併の話も出ていましたよね。土浦市との合併の話であります、これは5年前にさかのぼって、5年前の合併のときにも随分、2町合併ではなくて、新治村まで含んで4町合併とか、八郷まで含んでの5町合併とかということがいろいろあったわけでありまして、新治はその後合併してしまって、かすみがうら市だけが今2町でやっておりますが、私はこの2町合併というのは非常に問題があったのではないかと当時考えておりまして、そのとき住民投票で決すべきだという、実際に署名活動も起こした経緯があります。

旧千代田町でもそういう運動はあったわけでありまして、その当時からやはり将来的には道州制、そういったことも当然、道州制というのは国の機関が今、各県に国の機関と県の機関がダブってしまっている。国家公務員を削減するには、やはり道州制は避けて通れないと、そういうことから道州制が実施されると県がなくなるということでありまして、ここ県南にあっては非常に平たん地で東京通勤圏という同質性もあります。そういったことを踏まえると、県南、つくばを中心としたやはり50万、60万の中核都市づくりというのが、もう以前から言われているわけでありまして。

その前提として、一気にじゃそこへ持っていけるかといったら、やはり私は第一段階は、土浦とかすみがうら市が合併していくのがいいのではないかと、個人的にはそう考えておりまして、そういった問題をやはりだれかが言い出して走り出さないと、最終的にはこれはかすみがうら市と土浦市の市民が決める問題であります。ですから、今お願いしている住民投票条例なんか、行政が変な方向へ行ったときに、例えば市長だけがどんどん太鼓をたたいてそっちのほうへ行ってしまうときには、住民投票条例が機能するわけでありまして、ただ私は今だれかが言い出さなくてはならないと、そういう中で就任早々土浦市の中川市長とそういうお話をしてまいりました。今後そういう論議を進めてはどうだろうか。

そういう中で協同病院の話が途中、8月になって降ってわいてきたわけでありまして、その絡みでさらに新聞報道などが大きくクローズアップされるようになったわけでありまして、そういう経過がございまして、いずれにしても土浦市との合併というのは今後いろいろ、論議をどんどんしていく必要があるというふうに思っております。

国民健康保険税の、職員給与削減だけで可能なのかと、そういうご質問であります、これは国保税と職員給与をリンクづける、あるいは議員報酬とか私の50%カットをリンクづけるというのは、選挙中に街頭演説をやるときに、極めてこれは総人件費40億の1割カットして、その2割を国保税にというのは、極めてこうわかりやすい話だと思います。少し短絡的に結びつけてしまった面もあるかと思うんですが、基本的には人件費部分というのはかなり削減可能であるという考え方から、国保税とリンクづけたわけでありまして、まるっきり人件費と国保税を、国保税

が幾らかかるから人件費をその分下げるとか、そういうことではなくて、あくまでも実際の運用に当たっては財政全般で見えていかなくてはならないと、こういうふうに思っております。

それと、33%の国保世帯に対して、一般財源を使っていくのはどうかというお話でございますが、先般申しましたが、いずれ国保税というのはみんな使う制度なんですね。昔の国保税は自営業者とか農家の方が主に入っていた保険制度であります。今は退職した、それまで若いうちは社会保険あるいは共済組合に入っていて、退職して医療費がうんとかかるようになると国保税に入ってくるわけでありまして、国保税はもういわゆる保険制度という見方よりは、相互扶助の保険制度という意味合いももちろん当初あったわけですが、むしろ社会保障的な要素が非常に今は現実的には強くなっているわけでありまして、ですから、いずれはだれもが国保制度に加入するんでありまして、そういった観点から今、国の保険制度の改革というのもなされております。ほかの社会保険、共済組合等のほうから、それは将来的には合併するという含みで、そっちから国保に拠出していくと。そういう体制がまだしっかり固まっていない、そういう段階で今、各自自治体が国保の会計の責任を持っているわけでありまして。

今の制度自体は本当に、自治体が運営するには無理があると思います、国保制度そのものが。無理があるのはもう大いに議論になっているわけです。現実的にはそういう議論になっているわけですが、しかし、今現在は国保というのは各市町村で見えていかなければならないわけでありまして、将来的に各個人個人にとってみれば、自分が将来的に国保に世話になるということでありまして、一般会計からある程度補てんをしていって、少なくとも土浦や石岡、桜川とか行方に、近隣に税率で負けるような国保制度であってははいけなと。そういう観点から一般財源を使って近隣並みに引き下げていくと、そういうことを申しているわけでありまして。

その後、行政の暴走とは何を指しているのかということですが、暴走と言えるかどうかは、これは難しいんですが、今後、先ほど申したように土浦市との合併を市長がどんどん一人で話を決めていってしまうなんていう場合は、これはもうもちろん議員の皆さんもとめていただく必要がありますし、一般の市民の方にもとめていただく必要があります。過去には暴走とまでは言えないにしても、霞ヶ浦庁舎問題、あるいは今現に起こっている石岡斎場の建設問題、あるいは合併自体だって、本来であれば住民投票で決めればもっとスムーズにいったんではないかと、こういうふうに考えております。どの程度が暴走なのかというのはいろいろ議論があるところだろうとは思いますが。

その後、子育て支援が不十分だと私が申していると。決して不十分ではなく、かすみがうら市は待機児童もいないし、ほかの自治体から見たら恵まれているのではないかとこのお話であります。保育時間の点なんかについては、土浦市に比べて多少劣っているところもあります。それはさらに充実させる必要があると。また、待機児童等については私もちょっと具体的な数字は持っていませんが、それほど待機児童というのは我がまちでは問題になっていないのではないかとこの思います。そういったことですね。

学童保育について、児童館の早期整備がされていると。確かに児童館は今、各小学校で放課後学童保育を対応しているわけでありまして、かなり充実していることは私も承知しておりますが、これはさらなる充実を図っていくということで、間もなく保育時間なんかも延長されるはずになっております。

大体そういうところですかね。ちょっといろいろ長かったので、十分な答弁になっているかどうか分かりませんが、もし不足の点がありましたら、また追加でお答えをしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（桂木庸雄君）

5番 井坂悦司君。

○5番（井坂悦司君）

議長から質問は簡潔にということで、私も簡潔にやったつもりであります。市長さんからは質問時間より長く懇切丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございました。

昨年8月、衆議院選挙で自民党から民主党に政権交代がありました。しかし、事業仕分けやばらまき支給は一部進んでおりますが、日本をどうするか、我が国の将来のあり方が全く議論されず、今景気が疲弊しております。そのことを私は申し上げているわけでありまして。かすみがうらも事業仕分けや改革は大事であります。まちの将来はどうするんだということを議論したいわけでありまして。

今、市長からの説明答弁でもいろいろ具体的なこと、個別的なことの説明がありましたが、その考えていることを二元代表制である我々議会にも提示をしていただき、いろいろ問題点もクリアしなくてはならないと思うんですが、そういうことを進めようではありませんかということ、私は申し上げたわけです。

次に、職員採用については応募者123人が門前払いということになりまして、行政改革発言等約束を早く実現したいとのことですが、市民サービスの向上、安心・安全を守るのも市長の務めでありまして。特に保育所については、市長が申し上げているようにゼロ歳児保育の充実、それから保育時間の延長、待機児童ゼロをうったえる、市長さんには反するのではないかと。保育士の採用も入ったと聞いております。なお、消防職については機械設備、それから車両は充実しております。しかし、定数には満たないのが現実であります。消防の現場で不足を生じないのか、現場からはそういう要請がなかったのかお尋ねを申し上げます。

いずれにしても、今大変雇用情勢が厳しい中、地元自治体職員として意欲を持って応募したはずであります。行政の不信はまぬがれないと。今後も宮嶋市長が在任中は採用しない方針なのか。もし今後採用するとすれば、なぜことし計画があつて市民にお知らせをして、応募したのを門前払いにしたのか、その辺を伺います。採用は現市長、宮嶋市長が採用するわけでありまして、前市長の息のかかった職員が入ってくるわけではありません。そのことをもう一度お尋ねします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それでは、今のご質問であります。4点ですかね。将来のまちづくりというか、かすみがうら市の将来像ということですが、個別には話が出ているが、もう少し議会にも相談してほしいということですかね。そういう趣旨と伺ったんですが、どんどん発信をしていって、今後まちづくりについても思いを皆さんに、市民の皆さんも含めてどんどん発信をしていきたいと。それで議論を深めていくと、そういう必要があるのではないかと思います。まさに協働のまちづくりというのはそういうことではないかと。やはり議論をどんどんしていくということがい

いのではないかと思います。

あと、採用中止の問題ですが、7月23日に就任したわけでありまして、7月1日から採用の申し込み受付が始まっておりまして、ちょうど中途だったものですから、30日の締め切りを待って、申し込み者全員に対しておわびの文書をお送りしたようなわけでありまして、職員数の問題であります。いわゆる人口の大きい自治体と小さい自治体では一概に比較はできないと思うんですが、例えば土浦市は住民1,000人当たり職員が7人ぐらいで済んでいるわけです。かすみがうら市は10.何人という、3割実際多いわけですが、じゃ、3割多いから余っているかということには必ずしもならないと思うんですが、当面1年はまず採用を中止しても問題はなかろうと。あるいは2年、3年採用を中止しても、足りなければ足りない時点で中途採用もできますし、民間はそうしているわけです。

今はもう国保税がとにかく、ことしはちょっと下がったようなものの、県内一20年度には現実には高かったわけです。そういう中で職員さんには大変忙しい思いをさせるとは思うんですが、まずは国保税を近隣並みに引き下げることが最優先ではなかろうかと、そういうふうな判断から一生懸命来年度は国保税を近隣並みにする努力をして、何とか追いつけばまたその先は考えようもあるかとは思いますが、税金がよそより高くして職員が土浦より多いというのは、これはやはり納税者としては納得できない話ではないかと、こういうふうに思いますので、職員の皆さんには頑張ってくださいというお話をしております。

消防についてであります。確かにこの小さいまちで消防署を2カ所持っている、非常に運営も現実にはきついと思います。消防というのは24時間体制でありまして、80人の人間で回しているわけです。八、九人は本部機能に割かれてしまうわけでありまして、そういう意味で例えば消防が土浦と一緒になれば、これは土浦の消防本部は1カ所になりますから、一番当面は手取り早い話なんです。現実にはそういうこともちょっと話を伺ってみたら、本部システムが本部の指令システムが統合できないと。統合できないで土浦とこっちで2カ所でやっていたら同じでありまして、消防統合をしたって意味がないので、消防は今県内全域全部統合しようという話が進んでおりますが、どうもこれが不透明な状況であります。これは私はつくば市さんあたりに骨を折ってもらって、もうつくば市を中心にした消防組織というのをつくったらいいのではないかと、個人的には思っております。

今、アナログ式の指令システムが間もなく使えなくなると。平成二十五、六年度にはデジタル化しないと消防が機能なくなると。28年度には、今のアナログシステムというのは機能しなくなるそうであります。ですから、こういう事態に対応するためにも消防本部は県南一つにして、うまくいけば県全部ができるわけでありまして、どうもそっちが話が進まないのであれば、つくば中心にやってもらったらいいのではないかと、そういう話を今からするつもりであります。そういった中で、現実には消防がもしどうしても回らないということであれば、とりあえず一般職から回すとか、そういう形にしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

5番 井坂悦司君。

○5番（井坂悦司君）

市長さんにもいろいろ考えがおりるようですが、まずは今の宮嶋市長さんはいろいろな事業につきまして、どうもマスコミに発信し、情報を提供し、マスコミからこう話題が出てくるというような状況であります。果たしてそれで具体的に土浦市との協議、石岡市との協議などが進むのか。もう少し首長同士でじっくり内々に話し合っ、方向性を決めて情報を発信してはどうかと伺います。

また、まちづくりにつきまして、例として板橋区の姉妹都市、農産物の直売所、それと板橋区では地価が高騰なので、高齢者施設ができないということで、本市に誘致をしたいということがありますが、特に高齢者を差別するわけではございませんが、高齢者施設を誘致してかすみがうら市にどういう利益が生むのか。一般的には高齢者施設がたくさんできると、国保会計などにも影響があるということが言われておりますが、そういう認識についてどうなのか。

職員採用については十分議論し、内部的にも研究、職員とも十分協議をしながら今後の人事計画を進めていただきたいと思います。

また、板橋区に直売所という話がありますが、板橋区につくるならば、霞ヶ浦にどうでしょうか。そういうものを施設をつくって、かすみがうらの核となるようなこと。私は合併時に提案申し上げたのは、今、市長さんは霞ヶ浦庁舎問題が問題だということをおっしゃいましたが、合併し、一つの庁舎を建てることは不可能に近いわけであり。とりあえず2町合併で、行政の府である庁舎は2庁方式ということで、合併協議会で決定したわけであり。その上で、かすみがうら市の中心に今の旧霞ヶ浦庁舎の老朽化に伴って、今の新庁舎霞ヶ浦庁舎、現地区に庁舎ができたわけであり。

これは本庁舎を建てる余裕がない、それから市長さんが申し上げているように再合併、土浦市との合併を視野に入るとすれば、当面は旧霞ヶ浦地区の市民に不便を来さないよう、あの地区にやむを得なかったのではないかと思います。そういうことで、私はその建設については推進をしておりました。しかるに、この霞ヶ浦地区の庁舎周辺にもう少し、霞ヶ浦地区の核となるような位置づけをしたいという構想も申し上げております。例えば、今市長さんが申し上げたような直売所なり物産センターなり、それから国道の便利なところであり、今度霞ヶ浦大橋も無料化され、大変交通量もふえておりますから、そういう利便性を考えて、ひとつあの周辺の核、起爆剤、そういうものも今後検討されてはと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

マスコミ等への情報発信ばかりが多過ぎて、市民の皆様とか議員さんに対する発信が少ないのではないかとご指摘かと思うんですが、私は特にマスコミだけにリップサービスをしているつもりはありませんで、どこへ行ってもべらべらしゃべっておりまして、そのしゃべったことが相手方、当事者、例えば土浦市長とか知事さんであるとかに迷惑がかかるような話は余りしておらないつもりなんです、全く秘密なしに全部べらべらしゃべっているわけではありませんで、情報発信をしたほうがやはり効果が上がると。政治家は大体ほら吹きが多いですから、そういう発信の仕方をしておると、そういうことでもあります。発信することによってプラスに回ることもありますし、もちろんマイナスにならないような発信の仕方に心がけていきたいと思っております。

す。

あと、高齢者施設が市の保険制度なんかに悪い影響を与えるのではないかと、これはお説のとおりでありまして、野放しで高齢者施設をつくっていくと、とんでもないことになります。お話のついででありますから、今せつかくですから申し上げますが、今、高齢者用の賃貸住宅ですか、いわゆる高齢者用のアパートというのがありますよね。高齢者用のアパートを今、いっしんさんとかプレミエールグループの方が高齢者住宅を今やっております。これは高齢者住宅の入所者というのは、大体都内とかよその、いわゆるかすみがうら市以外のところから来る人が多いみたいですよ。特に都会の人が多くいます。

これは今のところ、全くノーチェックになっています。制度的にノーチェックになっています。私もちょっとそれを心配したものでありますから、事務方に聞いたんですが、全くノーチェックと。だから実態は全然わかっていません。これを早急に何らかの対応をとらないと、とんでもないことになる。今は多分2業者、第一、統計も出ていないわけですが、多分2業者しかやっていないと思うんですが、業者さんがやることは、これは法律にのっとってやっているわけですから、別に正当な行為でありまして、事業をやる方はもちろんお金をもうけてもらっているわけですが、それが市民の負担に将来つながっていくということをやはり行政はチェックをして、話し合いをして新たな制度をつくっていかないと、とんでもないことになります。それは今、気をつけていきたいと思えます。

先ほど私がお話ししました高齢者の施設をつくっていく、誘致するというのではなくて、市内の福祉関係の事業者がいっぱいあります。そういう市内の福祉関係の事業者が、このかすみがうら市で市内に施設をさらに新たにつくっていただいて、そこへ新しい雇用もしますね。もちろんいわゆるお客さんである高齢者も、都内からどんどん呼んでくる。そこに雇用者も発生すると。いろいろな物品需要も出るという、いわゆるシルバー産業としての育成につながると思うんですよ。だから、産業振興という意味合いもあると思うんですよ。シルバー産業だって産業の一環ですから。

ただ、それが国保税の圧迫要因、あるいは何ですか介護保険の圧迫要因とか、そういうことになってはいけないわけですね。それをきちんとした整理ができなければ、もちろんそんな事業は起こすべきではありません。ですから、その整理を市だけではちょっとできないと思うんですよ。だから相手の市と、ですから板橋区とお話ししたのは、高齢者の方は墨田区からも江東区からも来ると思うんですが、じゃ、全部と話し合いするというのはなかなか難しいので、当面板橋区とそういう防災協定を結んでいるわけですから、板橋区だったらある程度話が通じ合えると。板橋区からだけこう受け入れるようにすれば、1本の太いそういう、何しろ相手は50万、60万という人口がいるわけですから、太いパイプができてかすみがうら市のシルバー産業が一つの産業として育っていくのではないかと、それを申しているのでもあります。

その際に、今お話ししたような井坂議員ご指摘の市民の負担にならないような、そういう制度づくりを国や県ときちんと、あるいは板橋区ときちんと話を詰めて進めていくと。これはもう当然でありまして、ご指摘のとおりであります。

また、直売所を霞ヶ浦庁舎周辺の振興策とあわせて、こっちにもつくってもいいのではないかとというようなお話であります。私が先ほど申しました板橋区につくる意味というのは、やはり

板橋区とはそういう今関係にありますから、近々板橋区へ1人、かすみがうら市の職員を派遣するつもりであります。向こうの区役所に机を1つ置いてもらう約束もできておりまして、あとはこっちから職員を1人送るだけになっています。そこへ1人職員を置いて、その職員に連絡役になってもらって、向こうの拠点づくりを進めていきたいと。茨城県は東京事務所を持っておりませんが、かすみがうら市の板橋駐在員みたいな職員を1人つくりたいと、こういうことで今考えております。

その職員に向こうでの直売所探しとか、私らもちょっとやっってはきたんですが、ちょっと空いていた施設が小さいものですから、今ちょっと手を出しかねているという状況であります。板橋区へそういった拠点をまずつくって、その拠点を生かして集客行動をやっていくと。職員にもそういうことを頭に置いてもらって、向こうの板橋区の職員を使って、こっちのかすみがうら市から送った職員だけではなくて、その職員と板橋区の職員もそこに巻き込んで、かすみがうら市への集客を図っていくと。そういうことをやはり考えていく必要があるのではないかと、そういうことを申しております。ですから、もちろん霞ヶ浦庁舎の周りに直売所をつくることは大いに結構なんです。板橋区の直売所というのはそういう意味合いを入れてあります。

また、霞ヶ浦庁舎の問題が、以前の話になりますが、これはもうでき上がってしまったものなので、今さら申してもしょうがないですが、私たちは当時あじさい館を霞ヶ浦庁舎に、あじさい館そのものあるいはあじさい館の事務室ですね、あるいはあじさい館の周りへ霞ヶ浦庁舎としてつくってもいいのではないかと、そういうことを住民投票でやったらどうだということを以前申しておりました。そういうことでありまして、これは今さら言ってもしょうがない話でありまして、ご了解をお願いしたいと思います。そういうことであります。

○議長（桂木庸雄君）

5番 井坂悦司君。

○5番（井坂悦司君）

時間がないようでございますので、最後に、先ほどかすみがうら市の財政問題で、異常状態だということであります。しかし、今回報告7号、これは宮嶋市長さんが報告したんですよ。21年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足、これは問題ない、監査委員の意見も特に問題ありませんと、これと今答弁したことはどうなんですか。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

監査委員の報告は監査委員の報告でありまして、確かに法的には問題ないわけでありまして。法的に問題があれば、そもそも900兆円の国債にはなっていないわけでありまして、法律的に問題があるかどうかと、この非常な危機感を持つことはまた別だと思っております。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

5番 井坂悦司君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時30分

再 開 午前11時40分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

17番 圓城寺正道君。

[17番 圓城寺正道君登壇]

○17番（圓城寺正道君）

議員というのは日ごろ先輩が言うように、仲よくやろうというのが口癖の議員もおります。選挙戦になると、それも忘れていろいろ暴言を吐いた人もいるようだけれども、あっちの嫌だ、こっちの嫌だと言わないで、議員は仲よくやろうということで、余り怒らず、冷めてもいけないけれども、そのようなことで市長選なんかは戦ったらよかろうと私は思いました。このように、前座は抜きにしないと、昼も近くなっているいろいろな皆さん腹もすかせているようですから、ただいまから平成22年の第3回定例会の質問をいたします。

まず、私のは端的にやって端的に答弁を求めるが、国会で見ても本当に短いんです、答弁が。私らは非常にわかりやすく、一問一答ぐらいな質問で、前にもやっているとおりに、進捗状況についての答弁もありますから、その点について踏まえてご答弁願います。

初めに、天下り人事。これは非常に国会でも騒いでいるとおりに、非常に無駄なことが多いと感じを受けています。まず、市内各法人の勤務形態と給料及び補助金について、前にも質問いたしましたけれども、天下りというのはまちからすぐに天下り、ほんでいい給料をもらえば喜ぶのが天下りだと察しいたします。商工会にも述べたとおり、天下りで行った職員の給料が41万8900円、そこに市から投入している補助金2511万円、これにまだプレミアム金、これはまだやってあります、1200万円、それに今のように地域手当、これが68万5050円となっております。

次に、社会福祉協議会、これも非常に天下り。局長給料が20万。補助金が4900万行っております。次に、シルバー人材センター、これが局長の給料が20万5000円、次長給料が17万、補助金が約700万。こういうふうにして、補助金の見直しをしたらどうかと私が言っているのは、非常に長年補助金を費やしても独立できない。無駄じゃないかということをお私述べているわけです。それには見直し、それから削減ということがうたわれてきました。そういうことで、削減するのか、それとも見直しをして今後の方向づけにやっていくのか。無駄と思うのを調べるのが監査委員の役目。次にそれを、補助金について考え直して、一応取りやめるのが市長の役目。これについて市長、監査委員の方にご質問しているわけですから、明確な答弁でお答え願います。

次には、2番目の庁内の禁煙対策ですね。

非常に前から申し述べるとおり、受動喫煙防止対策検討会報告書というのが来ております。そこで申し上げる基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であると述べております。社会情勢の変化に応じて、暫定的に喫煙可能区域を確保することも取り入れる方策の一つとなっております。受動喫煙を含むため、たばこの健康への悪影響についてエビデンス、これは解釈すると難しいものですから、そのまま申し上げます、に基づく正しい情報を発信し、受動喫煙防止対策が国民から求められる機運を高めていくことが重要で

ありますとなっております。喫煙者は自分のたばこの煙が周囲の者を暴露していることを認識することが必要となっております。

そこで、一向に言っても守らない。議員先生も、私は先生じゃないけれども、議員の方、それからいろいろ職員の方もおりますけれども、そういうところで、ここで3階も守られてはいないということで、非常にセクハラと言えればセクハラみたいなもの。そういうことで、その禁煙対策として市長はどう考えているのか。健康を害するものを本当に把握しているのか。非常に吸った中から息を吐くと、それから非常に悪影響ができるというのがデータに載っております。

そういう中で、禁煙対策はこの前そういうことで、私も厚労省へ電話してそこにいた方に相談しましたら、条例改正をしたらいいじゃないかと。厚生労働省の方イセヤマさんという方から、電話したらそういうことでありましたもので、やはりそういう条例をつくってやったほうがいいんじゃないかと言われました。その点に対して、条例をつくるのか、まず口頭で言って守るものは守ってもらうのか、それに対して協力してもらうなら協力してもらうで、そこで守っていくのかということで、これは非常に健康を害することで、法律がありますから、これは市長に答弁を求めます。

次に、農業委員会の農地調査に必要な車についてであります。非常に農業委員会も今約600ヘクタール、底地、遊休農地、六百幾つかの農地があります。その中で、年々耕作放棄地がふえている可能性が、日ごとに見えてきます。まず農業後継者の何がいなくて。少子高齢化、それで農業所得が非常にないということで、農業に魅力がないということで、非常に耕作放棄地をやる方がおります。最近、人の名前をかたって圓城寺議員もいろいろやっているなんて言ったけれども、やはりやらざるを得ないんです。スイートソルガムも、新田教授にも何回も栗山議員と行ったり、経済課の職員を連れて行って、勉強しなさいと連れていきましたけれども、本当に草に負けない。どうしようかというのを、そういうスイートソルガムであります。品種もいろいろのがあります。ビックシュガーとかいろいろあります。その中で、そういう台風に強いという品種もできております。

そういう中で市長さんもいろいろ考えて、もうからんならだめですねとちょっと言ったようでございますけれども、そういう中で、耕作放棄地には有利な作物、それで土地の還元、それから飼料、いろいろなエタノール、全面的に最初に使えるのが、向こうの新田教授が言うのには公設である長野エタノール、どこでも使っている学校の消毒液、これに使えるんじゃないかということをおっしゃいました。それで、この前は茨大農学部へ行きまして10%のアルコールを入れまして、史上初の試乗車として霞ヶ浦から車を、副市長も同行しましたけれども、そういうのに各区長がいるところで、そういう試験運転もやっておりました。

そういう中で、非常に耕作放棄地をやるのにも、農業委員会が調べて歩く農地活動に車が必要であります。その中で、普通の車では行けないため、非常に私も調べました。一般管理費の中の99である4輪駆動、12台もある中で、普通車があり軽4輪がありという中で、軽4輪を主体に調べた結果、総務課にエブリイ、ナンバー508、それからかすみがうら図書館にエブリイ、4人乗りの4輪28という貨物自動車があります。こういう車が何でかすみがうらの図書館に必要なのか。必要じゃないものは農業委員会で専属に1台ぐらい置いてもらって、その耕作放棄地、遊休対策のことに使ったほうがいいんじゃないかということ、この前担当部署の部長さんに語ったら、

本当に必要ないんじゃないかということが非常に見えてきます。

何も買わなくても、こういう車があるために、これは農業委員会の方も栗山議員もいるけれども、本当にひどいです。耕作放棄されたら先さも進めません。2メートル道路もあります。普通車で行けません。そういう中で実感したものですから、この農業委員会に農地に必要な車に対しては、担当部長が本当にどういうお考えなのか、次に市長さんがどういう考えでいるのか、その点に対して答弁を求めます。

次に、水道委託についてであります。

市職員の委託業者の分掌について、分担でありますね。これでいろいろ調べて、いろいろ前にも言ったんですけども、非常に今職員投入している中で、今委託でお願いしている方で、現にトータルで7000万ぐらい払っていると思います。職員もこれ分担制を一々申し上げたら非常に時間もかかるとおり、8名ぐらいの職員を投入しながら委託を任せている。本当に霞ヶ浦町当時は職員だけでやったのが、目に見えてこういう無駄な経費を払わないということで、市職員と委託業者のことについて、非常な給料と、簡単なメーター調べと大したことをやっていないというのがここにありますけれども、読んでもいいんでしょうが、そういうことで非常に委託業者の分担については、職員が要らないのか、委託業者をやめてもっと安い委託業者に任せるのか、これが随契であるのか、横文字使って口の回らない、プロポーザルとかなんとか、これを解明して、普通は日本語でしゃべるのが普通なだけけれども、これは企画立案して、丸々企画した立案のところから随契に。いつも同じ業者に見受けられることになってしまうような感じです。入札制度でそれでやっていくのか、そういうことで、ほかにこういうノウハウを持っている業者がないのか。そういうことで、安く上げるのが、さっきも言った財政難といった市長の口癖があります。そういうことから、刷新としてそういうことをやっていただきたいと思うんですが、その考えがあるかないか。

次には、職員のモラルについて。

パソコンというのは市の税金から買ったもので、職員が使っていると思います。今回のことでいろいろやった私的メールに関して調べてみましたら、その中で情報セキュリティ対策基準要綱第16条、職員によるネットワーク情報システム使用は、業務目的のみが許可され、業務目的以外のアクセスは行ってはならないとなっています。第24条には、違反した職員には発生した事案の状況に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象となるとされており。その行為について、地方公務員法では、第30条ですね、すべて職員は職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。さらに職務に専念する義務として、第35条に、職員はその勤務時間に勤務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとなっております。

次には、新職員が入るときに、前にも申し上げた新職員サービスの宣誓に関する条例があります。職員は全体の奉仕者として、誠実かつ公平に職務を遂行することを誓っておることに載っております。それで、第2条にはサービスの原則として、職員は市民の全体の奉仕者という職務を自覚し、誠実公平に、かつ能率的に職務を遂行しなければならないというふうになっております。この私的メールはそれに該当することでお考えなのですか。とにかく職員に対しては、いろいろどういふことで措置をするのか伺います。

以上で第1回の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

これより昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 4 分

再 開 午後 1 時 3 0 分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

圓城寺議員の午前中のご質問にお答え申し上げます。

まず、第1点の天下り人事についてであります。

市職員退職者等が行っている先に、大分補助金が行っているのではないかと、こういうお話かと思うんですが、補助金等につきましてやはり徹底的に見直さなくてはならないというのは、私も議員と同意見でありまして、今、事務方に対しまして早く審議会を立ち上げる、民間人による審議会を立ち上げて、きちんとした見直しを行っていくという方向で、今進んでおります。

庁舎内の禁煙対策についてということですが、私も十七、八年前は超ヘビースモーカーで、1日70本、80本と吸っておりましたが、今はやめております。しかし、喫煙者の気持ちも十分わかりますが、やはり庁舎内は禁煙でありまして、この進捗状況ということですので、ちょっと以前のいきさつが私もわかりませんので、これは担当部長のほうにこの後の回答を任せますので、よろしくをお願いします。

それから、5番の、パソコンで私的メールをやっていたのではないかというご指摘かと思うんですが、これは大変残念なことでありまして、こういうことは許されるものではありませんので、もしそういうことがあるとすればきちんとした対応をとりたいと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

[代表監査委員 板屋 毅君登壇]

○代表監査委員（板屋 毅君）

圓城寺議員の市職員退職者の見直し及び補助金についてのご質問にお答えいたします。

補助金につきましては、ご指摘のありました補助金交付団体に限らず、すべての補助金交付団体について、補助金の公益性や必要性について絶えず的確に把握するとともに、適宜補助金の交付を受けた団体に対しまして、その状況調査や報告を求めるなど、補助金交付団体への指導監督体制の強化等を、定期監査あるいは随時監査を通しまして、監査委員といたしましての意見を述

べているところであります。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

圓城寺議員のご質問にお答えいたします。

2点目の中で、庁舎内の禁煙対策ということで進捗状況ということでございますが、これまでも圓城寺議員さんからは何回か禁煙対策についてのご質問をいただいております。施設の利用者等を考慮しまして、市内の各施設ほとんどの敷地内については喫煙所を設置をしております、分煙ということでご協力をいただいている状況でございます。また、先ほど3階の関係の喫煙の遮断が室内外ということで、それらについても遮断ができています場所ということで、現在分煙方式ということで喫煙所を設置している状況でございます。これらにつきましては、議会との関連もございまして、事務局と調整を行ってまいりたいというふうを考えております。

また、3番のご質問のうち、公用車の配置ということでご質問がございました。4輪駆動車の配車ということで、現在12台の4輪駆動車がございます。ご質問の中でも早急な対応が必要であるというふうなことがございました。ご指摘にもございました図書館にも4駆がございます。これらについては普通の2駆との交換をしまして、4輪駆動車については農業委員会のほうに1台は配車ができると思います。また、もう1台の部分につきましては、全体の中で事務局等と調整をしていただきながら配車をしていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

[水道事務所長 仲川文男君登壇]

○水道事務所長（仲川文男君）

圓城寺議員の質問にお答えいたします。

4点目の水道の委託につきましてお答えいたします。

委託契約につきましては、前年度末で3年間の業務委託期間が終了いたしまして、平成21年度中に5社を指名いたしまして、プロポーザル方式により業者を決定いたしました。そして、新たに平成22年度から26年度までの5カ年間の上下水道、農業集落排水を含みます料金等徴収業務委託契約を締結し、現在に至っております。ご質問の市職員と委託業者との分掌の違いにつきましては、まず職員の事務分掌は、市水道事業管理規程第3条に基づきまして明文化されております。その中の業務係21項目のうち、2項目につきまして業者に委託をしております。委託料の予算措置といたしましては総額約7000万円、そのうち水道課・下水道課の負担割合につきましては57対43でありまして、水道課が約4000万、下水道課負担が約3000万となっております。

委託の主な内容といたしましては、上下水道開始、または中止等の給排水の届け出の受理業務、水道メーターの検針及び調定基礎資料作成、上下水道及び農業集落排水処理施設使用料金等の収納に関する業務及びこれらに附帯する業務であります。特に収納率の確保につきましてはハード

ルを高くいたしまして、年度末における前年度の収納率は調定額の99.8%を確保するものとしております。また、委託業者の営業時間につきましては、平日は午前8時30分から午後5時30分まで、平日以外にも第1、第3、第5土曜日の午前8時30分から正午まで行い、市民サービスの向上に努めております。

なお、職員数に関することですが、現在は定員適正化計画の中で実施をされており、水道部門につきましては平成17年度の13人を基準といたしまして、目標年度の平成22年度は2人減の11人となっているところですが、現状は計画の前倒し実施によりまして、既に3人減の10人体制となっているところですが、

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

まず、第1番の天下り人事ですね。これは監査委員さんのほうへ前にも伝えたことがありますけれども、補助金を出しておいて、それで人件費にほとんど投入しているんですよ、これ。それを監査していただいて、無駄なこととか感じを受けたことをどうなんですかと、前にも言ったでしょうよ。前にこれ質問しているんですから。市の補助金なんですから。

そういうところから無駄なことを省いていかないと、もろに今度は41%も下げた議員さんなんていうのは、これは上げてくれともなんとも言っていないんですよ。当初年度に38人のときに、議員みずから報酬が高いと言われましたから、下げませんと、合併したときに。それで今度は報酬審議会の答申を踏まえて、市長は41%上げてくれました。市長が。だけれども、それでも市民の方のほうからいろいろな問題がありまして、それで41%、もとのゼロに戻したわけですよ。手取りで言いますけれども、19万8000円しかもらっていません。

そういうことで、もう一度報酬審議会の答申を踏まえながらやるということをやらないから、もう終わった市長だからしょうがないけれども、皆さん議員は何をやってるだと、さっきも言うように、佐藤さんのほうは活動も忙しくて、足りないと言っているんですよ、聞きましたら。やっていけませんと言うんですよ。それを減らすのは結構。だけれども、こういう補助金の無駄遣いは非常に、まだありますよ、農林水産費の中のいくらって補助金は。不納欠損というのがあるでしょう。そういうことで、一々そっちのほうで挙げるのは大変だから、一部ここからやりながら、天下り人事というのは安心・安全な職場だ、市長から頼まれたから行くと言っているんですよ。それで40万、20万、さっきあると言ったでしょう。ほかに就職がない方いっぱいいるんですよ。

そういうことで、無駄なことは補助金で市の捻出しているんですからね、市から補助金として。プレミアム金だってまた出したからって同じですよ。全部還付はしないかしたかわからないけれども。そういうことで、無駄なことを省くということが、今とりあえず刷新会議で民主党がやっているのと同じでしょう。それに対して監査委員さんは、何も今やっているとか、無駄とか無駄でないとか、単刀直入にお答えくださいよ。無駄でしょうと私は言っているの。無駄ではないと答えてくださいよ、それで結構ですから。もう一度監査委員にお聞きします。補助金の申請者の内容。

次には庁内の禁煙対策。

これは前から再三言っているの。部長わかっているでしょう。やっている方あるでしょう。庁舎内全面禁煙。パソコンでかくぶちなさいよ。だれでも出口、あそこでするでしょう。赤字でも黒字でもかまわないですよ。それでも守らないで吸わないというのは減らないで、一つも努力していないということをおれは言いたいよ。吸うんじゃないと言っていないの。吸うところはあるんだから、外にも。エレベーター下りればすぐ近い。これは職員の方から出ているんですよ、特別扱いしているという。私ら霞ヶ浦庁舎で外へ行ってやっているという。特別3階だけやっているのではないかとされているから。私が言っているんじゃないよ。一般市民、職員からも出ていることを言っているから、私は窓口がこういうふうに、議員なんてやっているからやるの。普通の市民ならやらないよ。だれかに頼むよ。そういうことで、私は言われているから、こうやって一般質問の公開の場で言っているんでしょよ。まず努力はしていないでしょうというの。あしたから努力するんですか。そういう禁煙対策に対して、パソコンで出せばできるでしょう。守らないのではしょうがないでしょう、モラルが悪いんだから。意識改革がなっていないんだから。

あと、卒煙対策。何でたばこを吸うんですか。何か不満があるんですか。そういうケアも少し勉強して、健康に害するんだから、本当に貴重な体で、それで市民代表なんだから、議員さんにはこうやったら本当にたばこはやめたほうがいいですよ、そういうケアも大事でしょうよ。議員さんは知らないよ、ケアは。そういう優しいケア対策。職員に対してもケア対策があるんだから、そういう行うつもりがあるかないか、そういうことをまた再三ご答弁求めます。

次に、農業委員会の農地調査に必要な車についてのやつで、これはそういうことで、要らない車、何で図書館で平地で4輪駆動が要るのか。聞き及べば、山のほうまで何かの配達に行くなんてね、職員がね。そういうことも実際には把握したことがないから言うけれども、そういうことで、いろんな問題がみんな入ってくるんですよ。

あと、次に水道委託料について。これは職員をあれだけ投入しているんだから、前にもやったんだが、無駄だか無駄ではないか。何人ぐらいでできるとか、そういうことで答えないと、局長、納得いかないんですよ。前の局長は能率的、効率的にやったらやることないから、もっと得するだけだよと言ったんだよ、やることがないから。前に課長さんがみずから答えているの。業務内容、委託内容を全部ここで読むのは構わないけれども、職員の分担制、これをとってきてあるのね。読み上げたらかぎんないの。まず、係長のやっている範囲だけ読みます。水道事業の企画調整に関すること。職員の身分の取り扱いに関すること。予算・決算に関すること。契約に関すること。文書及び公印に関すること。水道事業運営審議会に関すること。指定金融機関に関すること。水道料金、工事及び手数料の納付書に関すること。調査・統計に関すること。水道給水・停止に関すること。みんなこうやってやっているんですよ。やっている公務があるの。さらにそれで業者にやらせて、給水・停止とやっているでしょうよ。できることはできる。できないことはできないでやれば、職員こんなに要らないでしょう。監督だけやればいいでしょう。これは前に再三局長に申し上げて、私言っているんですよ、わかっていますよね。つい最近この資料をもらったばかりだけれどもね。

そのように無駄なことを省いて、何も文句言われるだけでなく、本庁舎とか分庁舎でも構わな

い、どちらかへ戻って職務に専念したほうがいいでしょう。あるいは島流しに流されたなんていう職員もいるんですよ。

次に、5番目の職員のモラル。これは懲戒処分の規程に準じて、法律的な法律案のところ、どれかに該当するわけですよ、市長さん。どれかに該当するの。悪いことをやっているんだから。懲戒処分はどのような程度でやるんですかということをも。やらないんですか、やるんですか、それを聞きたい。それから、メールは、こういうメールで送ったことが私のほうにあるんですけども、「私は皆様にもしかして嫌われていませんが」と、全文を読むと悪いから読まないけれども、それからあと一つ、返したメール、これは何人かでやってあります。「幾ら嫌われていても、3月末までは要らないから、おれは60歳で満期まで嫌われながら」と、こういった文章で言っているんですね。もらったほうは迷惑。出した本人にあててまでこうやって送っているの。だれでもやっているからではねえんだよ。

だからさっき言ったでしょう。かすみがうら市職員のサービスの宣言にありますけれども、職員が一人一人入ると、宣誓書というのを預かるんですよ、宣誓書。わかっていますか、市長さん。わかっていますよね、市長をやっているんだから。そのときにこうやって読み上げるんですよ。新たな職員になった者の、任命者の。「宣誓書。私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います」と書いてあるんですね。次には、「私は地方自治の本旨を体するとともに」、この「体する」と読めないで、ぐちゃぐちゃとやってしまう人があるんだよ。こういう職員もいるの。入ってしまったんだからしょうがないんだけど。「体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ公正に職務を遂行することを固く誓います」とあるんだよ。この宣誓書は市民の皆さんはわからないから、今度あそこに看板をつくって張ったらいかがですか。そういう気持ちはありますか。前にも坪井市長に言ったら、それは貼らないなんて、貼るとか考えておきますになってしまったけれども。市民の皆さんはこんなことわからないよ。

そういうことで、職員が1人やれば、全部が悪い職員になるの。全体の奉仕者も何もないで、職員は皆やっているになってしまうの。そこら辺を深く考えて、市長さん、今法律的なこと全部述べてわかっていますけれども、これはその法律のところ、全部該当するの。やってしまったんだから。そういう処罰問題に対しては深く考えるなり、どういう処罰をするんですかということが、与える部分に対してすると思うけれども、明確な答弁があれば二度質問しません。そういうことで、部長ならずみんな明確な答弁でお答え願いますよ。こちらは頭が悪いからごまかされるのよ、言語不明、意味不明で。後ろのマニュアルには、職員特訓に対して議員の皆さんには言語不明、意味不明で答えろという特訓を受けているの。それでは困るから、明確な答弁をお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

○代表監査委員（板屋 毅君）

お答えいたします。

補助金の見直しについては、これまでもすべての補助金交付団体に対しまして、先ほど申しましたけれども、定期監査あるいは随時監査、あるいは決算審査等を通じまして、補助金の見直し

とその対応について意見を今までも述べてきているところであります。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

最初に、禁煙対策の関係でございますが、庁舎内の全面禁煙ということでございます。これについては分煙方式ということで対応をしております。全面禁煙に向けまして、ただいまのご指摘がございましたようなメール等も職員には送ることができるものもございます。そういうことで周知をさせていただきたいというふうに考えております。また、職員の多くは喫煙ではなくて、たばこをやめている方も大分おります。そういうことで、できるだけそういう内容の中で協力をさせていただくということで考えております。

続きまして、職員のモラルの関係でございます。ただいまご指摘がございましたが、これらについては情報のセキュリティー対策の基準、さらには職務専念義務の面ということで、市の懲戒処分の基準に関する規程等もございます。それらの中で担当部署との協議をいたしまして、そのような基準に従って対応してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

今、総務部長から図書館の4駆を借りられるということでございますので、貸していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

お答えをいたします。

職員数についてのご質問でございますが、前課長さんがいたときはたしか平成18年だったかと思えます。その声が聞こえたかどうかわかりませんが、19年度に1名減になって、現在に至っております。また、業務量に対します職員定員の適正配置と職場環境を整えることにつきましては、大変重要なことと考えております。今後定員の見直しにつきましても、後期定員適正化計画の中も含めまして対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

パソコンの私的メールの件についてであります。議員ご指摘の件につきまして事実関係をよく調べまして、あと今までの実情がどういうことであったのかということも含めて事実関係をよ

く調べまして、きちんとした厳正な対応をしまいたいと、こういうふうに思っております。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

また監査委員にお聞きしたいんだけど、これすべてのことをやっているけれども、現在補助金に対して今言った3つ述べた中で、どのくらいの把握をしているかというのを、私は資料あるんだけど、5000万近くの人件費を使われたりいろいろやっているんですよ、これ。そういうことが細部にわたってどのくらい把握しているんだかお聞きしたい。補助金2500万のプレミアム商品券、これを含めたり何かある。今言ったのは商工会。その次が社会福祉協議会、これも4900万。どのくらいのことでどのくらいの人件費を投入していると思う。どういうことで使っているのは、もちろん資料があってやっているんだけど、これがうっかり述べて、でたらめなら私、恥かかから言わないけれども、そういうことでシルバー人材、全部載っているんですよ。これにね。これに対してどういう、詳細なことは全然ない、つまり努力してとかなんとかじゃないの。調べれば無駄がいっぱい出てくるんですよ。商工会の中から出ているんですよ、こんな無駄な補助金なんて要らないって。聞くところによれば、会長さんは無報酬で働いているんじゃないんですか。

そういうことで、いろいろな補助金に対しては、ここが突破口になるかわからないけれども、いろいろなことが補助金の見直しというのをどこでも騒いであるからこういうことを手始めにやって、無駄だか無駄ではないかということが分かると思います。

それから、次には水道関係ですね。聞き及んでいないといたって、これは前に言ったことはちゃんと議事録にあるんですよ。それから、プロポーザル方式というのは、それは企画立案方式でしょう。内部でやったことが内部で入札したなんていうのはおかしいでしょうよ。全体で7000万近くの金でこうやっていて、安いところでできますというのは、ほかの民間の業者にこんな簡単な仕事業務内容でできることがないんですか。ということで、私は競争入札とか指名でもいいでしょうが、そういう入札制度にかえたらいいでしょうということを考えていないんですかということ、さっき聞いたでしょうよ。その点どうなんですか。

これで3回目ですけれども、あと、農業委員会の公用車の問題ね。局長がちょっと勘違いして、借り受け。まさに専属で置いてくれませんかということ、1台頼んだの。局長はその点、専属のほうがいいんでしょうということで私聞きたいの、1台は。あの1台は僕は不必要と言っているんだから、2輪駆動はたくさんあって。内部の職員だから、そんな格好いいことやっていないで、欲しいものは欲しい、そういうことを局長さんのほうから、本当にみんな苦慮しているんですよ、農業委員会の皆さんは。

あとそれに、ここに一般質問には載せないけれども、衣類も汚れて、3年間に一遍ぐらいは要求したらいかがでしょうかというのもあるんですよ。その点に対して付随して、作業着の幾らでもないけれども、そういうことが3年に一遍、こういうことで準備できる可能性があるかないか、これも含めて述べさせて、これで3回目ですから質問を終わりますけれども、明確な答弁をよろしくお願いします。あと、市長のほうは実行していただくけれども、実行していただけるんでしょうか。いつごろまでに。ということで、最終ということで、私も3回以上できませんという

から、これでおしまいにして、明確な答弁をよろしくお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

鋭いご指摘でありまして、補助金の件であります。監査委員さんが回答するのに、従来やっていた範囲を大分超えているようなご質問だと思うので、あえて私が答えさせていただきますが、まさに議員ご指摘のとおりでありまして、私もこの補助金についてはびびりし査定を入れていくと、そういうつもりでありますので、今しばらくお待ちをいただきたいと思っております。まさにそういうことが財政を害していると、そういうふうには思っております。

それと、軽4輪について、農業委員会と総務課でやっておりますが、この件については、私は今、各課でいろいろな車を管理しているような体制にあるやに聞いておりますが、もう少し横断的に、車の使用をいろいろな課で横断的に使えるような体制をしいたらいいのではないかとこのことを今申しておりますので、そういう中で農業委員会の4駆についても使えるようにしていったらいいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

お答えをいたします。

プロポーザル方式の件でございますが、指名型のプロポーザル方式によりまして、業者を選定をいたしました。この方式につきましては、選考委員会を開催いたしまして参加要請する企業の選考を行いました。その基準につきましては平成21年、22年度の市の入札参加資格名簿に登載されている業者、さらには平成18年度4月以降、地方公共団体と同種の契約を締結し、履行実績がある業者、3点目は1企業においてシステム並びにメーター検針、料金徴収代行の一連の業務を実施できる業者と、この3条件を指名条件といたしまして、5社を指名し、プロポーザル方式により業者を選定したという状況でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

18番 栗山千勝君。

[18番 栗山千勝君登壇]

○18番（栗山千勝君）

新市長が誕生して初めての議会ということで、私もいろいろな方に、質問はどの辺までやるんですかというようなことを聞かれました。申すまでもなく、執行部と議会というのは車の両輪のごとく。交わることがないと。どこまでも議会はチェックする側という気持ちに立っております。

きょうは大勢の方も傍聴に来ておられます。元気にする会の方々も相当おいでになっておりま

すが、私も過日の元気にする会の市民のつどいですか、傍聴に参加させていただきました。そういう中でいろいろな話を聞かせていただいたわけですが、そういう中で元気にする会の意見の中で、非常にこの議会は暫時休憩が多いというような話も聞かれました。大分強く、傍聴席からどなったとか、あるいは暴言も吐いた方もいらっしゃるようですが、議長にかわりましてそういうことは慎んでもらいたい。これは議長が制止できないから私がお願いしているので、これだけははっきり申し上げておきます。

それで、この間の集まりの中で、この20人の議員の中で本当に一生懸命やっているのは1人だけだと、そういう話も出てきました。私らはその他大勢ですから、余り関心を持ってもらわなくても結構なんです、その席で議員の定数削減をしたらどうかというようなことで、非常に賛成者も多いようでございます。そういう関係で傍聴に来てくれることは非常に光栄でございますし、逆に私は元気にする会を見守っていきたいというふうに立っているわけでございます。

次に、非常に議長、局長にはこういう言葉は使ってはいけないかもしれませんが、まずこの議会始まる前に、全員協議会がありました。ある議員から、この全員協議会の日程をだれが決めたんだというような話がございます、議長と局長がその方のうちへ行って、土下座して謝ったと。その席でもって、日にちを延ばすか議長をやめるか、2つに1つだというようなことを言われたそうです。それで日にちを延ばして、議長の席は安泰だというような結果になったのではないのかなと、私は思います。

さらに、この議会、昨日から開かれたわけでございますが、8月30日の日の決定、これは議会のほうから申し入れている。これは市長の特権なんです。よくよく聞けば、連休が続くからそれまでに終わらせたいという言葉は、事務局長なんです。そんなことがあっては議会はいけません。連休だろうがなんだろうが。議会主導型ではなくて、どこまでもこの議会というのは市長本人が決めることであって、議会から申し入れるなんていうのは、これ言語道断です。さらに議長の公務なんです。前議長は自分の仕事をほうり投げてでも全公務をこなしたと。自分でこなせなかったことについては、副議長にお願いしていると。

今度の議長は、私は議長になったときに、もう公務は100%こなさないとい、電話も出なさいと申し入れしているんです。しかしながら、この公務を3分の2しかこなしていない。余ったその3分の1をどのようにこなしたかという、2回だけはどうも副議長にお願いしたみたいです。あとは重要ではないから、もう出席しないと。全く議会の代表たる議長がそういうことをしてはまずい。この間の議運にしても、もう少しだから我慢してくれというけれども、我慢もほどがあるというようなことでございます。

では、本題に入ります。

市長のまちづくりの考えについて。

市長はこの市をどのようにされていくのか、市長の考えね。ちょっと話それますが、元気にする会、会長さんもおいでになっていますが、元気にする会にもね、今度私も参考のために出席しますから、元気にする会でこの市をどういうまちづくりをしていくのか、内部でこう検討しておいてもらって、この次に皆さんに発表してもらえばいいなということの一つ申し添えますので、ひとつよろしく願います。

あと市の財政計画、どのような計画をもってするかと。これは井坂議員に対してもいろいろ答

弃ごしました。財政計画というのは非常に難しい問題で、市長が申し上げている自分の報酬も50%カット、あるいは議会のほうも定数削減何とかかならんでしょうかというのも、私はわかりません。しかしながら、民主党でやっている事業仕分けですか、そういうものとともに消費予算を削減するというのも一つの方法かもしれないけれども、その他の財源確保をどうしなくてはならないか。今、かすみがうらは合併以来どんどん人口が減少している。それをどう食い止めてまちを活性化するかというのが一番大事です。

その一つの施策として、学童保育の延長あるいは中学3年生までの医療費の無料化というものを打ち出しているわけで、この市の特徴を全国に配信することによって、相当な人が入ってくるのではないのかなという気がします。そういうことを踏まえて市長はどういう考えを持っているかお伺いしたいと思います。

次に、職員の教育について。

市の職員に当たっては、一部の職員におかれて政治活動や公私の区別を認識されていない職員もいると。市長の職員教育をどのようにされていくか。この職員教育については、坪井市長時代も何回も私、質問しておりますが、一向に改善されなかった。この中の公私の区別などを認識されていない点については、圓城寺議員のほうから質問したのとダブりますので、ここは削除させていただきます。あと、政治活動の件については、さきの市長選でもって職員が大分政治活動をしたと。名前を挙げては職員がかわいそうだから、私は名前は挙げませんが、そういうことを今後どういうふうに職員教育していくか。

次に、職員の決裁の指導はいかにと。職責を超えた決裁はないかというようなことでございますが、当然のことながら、職員の決裁というのは決裁規程というのがございまして、その中で当然行われるのが当たり前だと、私は理解しております。そういう中で圓城寺議員からも、るる地方公務員法の関係、質問をされましたが、30条から35条についていろいろなことを書いてあるわけでございますね。そういうことを踏まえたときには、事務処理に当たってはもう100%決裁しなければならないというのが原理原則です。それを決裁もしないで事を済ませたということは、当然のことながら地方公務員法違反だというふうに私は認識しているわけで、その点についてどういふふうな考えを持っているかお伺いします。

次に、市の防災計画について。

霞ヶ浦庁舎建設前に、霞ヶ浦庁舎を防災の拠点として大切なんだと、そうするんだというふうに市民に大分訴えたわけでございますが、今あの庁舎には防災の拠点としての担当もないし、どういふ方法で防災の拠点にするか、そういうものも確認できないので、どういふふうな考えなのかお伺いします。

消防署、消防団の防災に関する認識が欠如しておられると思われるが、いかにと。この点については7月でしたか、行方不明者が出まして、なかなか探せないというのがありまして、消防署のほうへ電話して、身近な消防団に協力してもらって、早く発見するのが大事だからというようなことで申し入れましたが、これは市長にも電話を入れました。無事保護されたというようなことでございますが、そういう中で、消防署、消防団、真剣になってこういうものについてはこう取り組んでもらいたい。

さらに、選挙期間中に赤色灯をつけながら消防車が歩いていた。これは首長の選挙になって、

千代田町はどうか知らないけれども、旧霞ヶ浦町では必ずと言っていいほど消防車が赤色灯をつけて回って歩いたんですよ。何の意味で回っておったんだか、私はわかりません。今回も同じような動きがあったので、ちょっとおかしいんじゃないかと言ったら、操法訓練があるんだというふうに消防長がこう申されておりましたが。通常、赤色灯はつけることはできないわけですよ。そういう消防署署員、あと団員が認識されていない。これは非常に大きな問題だと思います。

さらにさかのぼりますが、現在の消防団長は、前回副議長をやっておりました藤井議員が消防団長をやっているやにもこう聞いているわけでございます。当時、寒い中やはり行方不明者が出ました。そういう中で、副団長でありながら、現場へ駆けつけないであるところにいたというのは、私は確認をとっております。やはりそういうことでは部下はついてこない。そういう認識もすべて直していただきたいなというふうに思うわけでございますが、市長の考えをお伺いします。道路行政について。

計画道路の早期実施を。西成井バイパス、下大津地区環境センターまでの道路整備はいつごろまでに。この西成井バイパスは宮嶋市長が村長時代に計画されて、一部工事をされておりましたが、20年たってもいまだにこれは完成を見ていない。見ていないどころか、計画したらば2人の議員があるところへ行って、あの土地は売るなよと知恵づけした。それであそこの道路はいろいろ問題があって、いまだにできないと。議員というものはそんな足を引っ張るような行為をしてはいけません。

うちのほうの大和田バイパス、あるいは深谷バイパスをつくったときに、深谷バイパスは土地収用法がかかってああいう結果になりましたが、これはハチの巣をつつくように1軒のうちのみんなでおれがおれがということで行った。頑固で絶対もう売らない。それで土地収用法となりました。議員がもう大分、話つけに行ったんですよ。大和田バイパスのときは、これは私、提案しまして、議員は一切口出すなど。問題があったときは執行部から相談あったときには、相談に乗ってやるべというようなことで、早期にこれは実現したわけでございますが、そういう中で、西成井バイパス、下大津地区の環境センターまでの道路整備について、いつごろまでに完成を見るか伺います。

行政監査はいかように。

財務監査は通常監査しておりますが、行政監査についても義務化されておるわけでございますが、現在この行政監査についてどのようにされているかお伺いしたいと思います。

下水道の無届け宅内配管と宅内ます受益者負担金猶予の条例見直しについてと。

下水道宅内配管無届け工事処理、課長判断は適切であったかと。この無届けについての事務処理を、課長だけの判断でもって全部事務処理してしまった。これは私、決裁規程ではそういうふうになっているかもしれませんが、やはり無届けって、これは犯罪性があるんですよ。そういうことについては課長判断でできるはずもないし、その点について課長判断は適切であったかお伺いします。

宅内ます受益者負担金猶予措置の条例を見直すべきと。市長の考えはと。宅内ます受益者負担金、これはほとんど千代田地区なんです。二千四、五百、まちの予算でもって宅内ますをつけたわけですよ。そのときに、土地所有者が受益者負担金の猶予措置申請書というものを出しま

して、つけてもらった。ところが、この条例を見ると無期限なんです。期限を切っていないんです。うちを建てなければ、何年でも市が持ち出したままでそのままいると。現在の残っているのが、たしか1,400くらい残っていると思います。

私も市長選で政治活動の中で、誤解しないでください、政治云々ではないですから、政治活動の中で千代田地区を大分こう回らせていただきました。そういう中で、相当数の宅内ますがついている。条例が整理されていないから、これはいつになっても受益者負担金を上げることができない。1カ所30万にしても、当初の計画で7000万あるいは1億ぐらいの金はかかっていると思います。この条例を見直して、いつまでにというふうにはいかかかど。それが行政改革ではなかろうかと。市長の考えをお伺いします。

あと、この関係で、受益者負担金の猶予措置の申請書はあるらしいんですが、これの決定通知書の文書が行方不明になってしまっていると。これは非常に問題なんですよ。その後になんかどうなっているか、これをお伺いしたいと思います。

次に、保存文書の管理について。

保存文書の管理、取り扱いはいかんというふうなことで、これは市長と監査委員にお伺いしているわけですが、宅内ます受益者負担金の決定通知書の文書、これが不明になっているの。この管理をどういう管理をしたのか。その責任がどこにあるのかお伺いします。

公文書としての職員の認識について。公務員というものは、事務をこなす上でのいろいろな聞き取りのメモ、これも公文書とみなすということが判例で出ています。ところが、これがない。これもちょっとおかしいので、市長、監査委員に。

次に、個人情報の保護について。

個人情報の保護についての職員の認識と管理職の指導、教育についてと。個人情報というのはだれも認識していると思うんですが、一部の職員で個人情報という認識なく、平気で第三者に流している。これは事実として残っております。その点についてとりあえず、まずお伺いします。

第1回目は以上です。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員のご質問にお答えを申し上げます。

項目がいっぱいあるわけでありますが、私の答弁を求められたものについても、ちょっと事務的なものについては部長あるいは消防長などに答弁させますので、よろしく願いいたします。

まず、かすみがうら市をどのようなまちづくりにということでありますが、市長の考えということでありますが、先ほども井坂議員のご質問にお答えしたように、また長くなりますのである程度はしよって申し上げますが、私たちのまちが持っているこの自然環境を最大に生かすと。また、つくばを中心とした将来の大きい中核都市の中で、旧霞ヶ浦地区においては水と緑、また旧千代田地区においては緑また果樹なんかのふるさととしてのよさがあるわけでありまして、そういった都市部の奥座敷的なまちの要素も持っている。

また一方、神立駅周辺につきましては勤労者の世帯も多いわけで、住宅都市というか、そういう面を持っているわけでありまして、いずれにしても自然災害も少ない非常にこう環境に恵まれているということを最大限に生かして、シルバー産業の振興を図る、あるいは農業振興を図る、そういったまちづくりを目指していきたいと、こういうふうに考えております。

2番目の市の財政計画、どのような施策をもってするかということではありますが、これはやはり総合力というか、一つ一つのいろいろな地道なことの積み上げが、やはり最終的に財政の改善をもたらすと、こういうふうに考えております。これをやればびたりいくなんていうことはありませんで、やはり地道な積み上げが大事であるということで、今まで議員さんに指摘された補助金の問題、人件費の問題も含んで、あるいは今からもいろいろなご意見が出てくると思いますので、そういったものを参考にしながら地道に積み上げていきたいと、こういうふうに思っております。

3番目の、職員教育の問題ではありますが、職員教育をどういうふうに進めていくかということではありますが、絶えず職員とは朝礼あるいはいろいろな会議等を通じて、やはり市の私の考え方も含めて、目的を共有するということが一番いいのではないかと。職員教育ということにつながるかどうか、そのお答えになるかどうかわかりませんが、やはり市長以下職員が一つの目的に向かって行くためには、絶えず情報発信をして、みんなで目的を共有すると。それが前向きな姿勢につながっていくし、姿勢が前向きになれば、やはり何がよくて何がなすべきでないかというのは自然にわかってくるのではないかと、そういうふうに考えております。

その次の職員の決裁等以下については、部長にあるいは消防長に答弁を回したいと思っております。

宅内ますの受益者負担金についても職員に答えていただきまして、もし最終的に私が答えるべきものがあれば、後でお答えしたいと思います。

一番最後の個人情報の保護についてのご指摘ではありますが、職員から個人情報がかもし流れているというようなことがあるとすれば、これは重大な問題でありまして、もし事実関係がはっきりすれば、それはそれで厳正に対処してまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

栗山議員のご質問にお答えをいたします。

2番目の職員の決裁等の指導、さらには職責を超えた決裁はないかというふうなご質問でございます。職員の決裁につきましては、事務決裁規程に基づきまして、事務処理に対する責任の所在を明確にするとともに、事務の合理的かつ効率的な処理を図るところでございます。

決裁の指導につきましてのご質問でございますが、起案文書につきましては各所属の文書取り扱い主任を通じまして、文書事務の指導を行っているところでございます。また、職責を超えた決裁はないかというふうなご質問でございますが、これらのことにつきましては以前からご指摘をいただいております。内容は十分承知いたしております。本来は別々に通知をする内容ではなかったかと思っております。起案文書の決裁等につきましては、意思決定をしていく非常に大事なも

のでありますので、今後も事案をよく理解した上で、慎重に取り扱いの指導をしていく必要があると思っております。

続きまして、3番目の霞ヶ浦庁舎を防災拠点にということでございますが、これにつきましては霞ヶ浦庁舎の建設基本計画に基づきまして、市民サービスの向上を図るとともに、霞ヶ浦地域の防災拠点として、国の定める官庁施設総合耐震計画基準によって、震度6以上の大地震においても構造体に大きな損傷もなく使用ができる機能を有している施設でもございます。

また、庁舎の附属施設及び防災設備として防災倉庫の防災用備蓄庫、さらには連続67時間の発電可能な自家用発電設備を設置しております。緊急災害時には稼働させ、対応できるものとなっております。なお、庁舎前の交流広場につきましては、一時的な避難場所として位置づけられているものでございますが、これらの利用については今後よりよい方向に向けての協議をさせていただきたいと考えております。

さらに、7点目の保存文書の管理等につきましては、先ほどもございましたが、文書事務につきましてはかすみがうら市文書事務規程に、文書事務書類に関し必要な事項が定められております。また、新規採用者や職員につきましては研修を行いまして周知と啓発を図り、正確かつ迅速に取り扱い、常に整備して事務を能率的に処理するよう努めております。

公文書としての職員の認識というようなことでご指摘がございました。これらにつきましては判例等もあるというふうなことでございます。公文書につきましてはメモ、さらには報告書、いろいろな文書がございます。それらについてはいろいろな事例等もございます。それらを参考にしながら対応のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

栗山議員さんのご質問、3点目の2番、消防署、消防団の防災に関する認識が欠如していると思われませんが、いかににつきましてお答えいたします。

消防署、消防団においては、災害対応に高い意識を持って日夜対応しているところですが、このようなご指摘を受けたことを重く受けとめ、これまで以上に災害対応に危機意識を持って努力していきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

栗山議員さんのご質問4点目、道路行政についての1番、計画道路の早期実現をについてお答えを申し上げます。

最初に、市道㊦2583号線、西成井バイパスにつきましては、水道事務所前より市道㊦0109号線、西成井・神立線の交差点に接続をするものでございます。現在、まちづくり交付金事業において

平成19年度に着手をし、平成24年3月開通に向けて整備中でございます。平成21年度までに666メーターが完成をしております。平成22年度事業としては、水道事務所前の交差点改良工事を含め、120メーターについて発注をしたところでございます。現在、地権者の方で用地協力を得られていない状況にもございますので、粘り強く交渉を進め、一日も早い全線の供用開始に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、㊦8459号線、県道戸崎・上稲吉線より茨城県霞ヶ浦環境科学センターにアクセスをする道路整備についてお答えをいたします。

ご指摘の路線につきましては、6月議会においてご説明を申し上げたとおり、道路整備を効果的に進めるためには補助金が絶対的な不可欠でございます。したがって、地域再生を支援するため、農林業等の振興や都市・物流拠点との交流促進を目的とした国庫補助事業である道整備交付金事業へ振りかえをすべく、事務手続に着手をいたしました。平成26年3月の開通を目指し、整備を進めてまいりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

続いて6点目、1番の下水道宅内配管無届け工事処理、課長判断は適切であったかについてお答えを申し上げます。

これまでも数回答弁をいたしましたが、決裁につきましては市の事務決裁規程に基づき、進めているところでございます。事案の内容や状況等によっては、上司への報告あるいは相談が必要になると考えられますので、規程にとらわれず、協議検討するよう周知をして進めておりますので、ご理解をお願いをいたします。

次に、2番の宅内ます受益者負担金猶予措置条例を見直すべき。市長の考えはにつきましては、宅地内の公共ますの設置については、土地所有者から公共ますの設置の要望があれば負担金の猶予取り消しを行い、負担金を納入していただいて工事を行うなど対応をしておりますので、現行の条例、規則で不測の事態が発生したとは考えませんので、当面は見直すことはないと考えております。ご理解のほどをお願いを申し上げます。

次に、3番の不明の文書は発見されたかについて、お答えを申し上げます。

現在のところまだ発見がされておらず、引き続き調査を進めておりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

[代表監査委員 板屋 毅君登壇]

○代表監査委員（板屋 毅君）

栗山議員の5点目の、行政監査についてのご質問にお答えいたします。

これまで監査委員の行う一般監査は、地方自治法第99条第1項に規定するいわゆる財務監査に限られておりましたが、平成3年の地方自治法の改正により、必要があると認められるときは、市の執行について行政監査ができることとされてきたところであります。これは近年、公正で能率的な行政の確保に対する住民の関心が一段と高まっており、これにこたえて監査委員による監査機能の充実強化を図るためには、財務監査に加え、組織、人員あるいは事務処理方法その他行政運営全般についても必要に応じ監査を行う必要があるため、監査委員をしてこれを監査させる

ことが適当であること等の理由により、監査委員の監査対象の拡大が図られたものであります。

本市においては、定期監査や指定管理者に対する監査、決算審査を行っております。また、平成19年度には工事にかかわる入札・契約あるいは手続等について、市議会の議事進行及び書類調製事務において監査を実施しております。今後は必要に応じて行政監査も検討してまいりたいと考えております。

次に、7点目の、保全文書の管理等についてのご質問にお答えいたします。

平成19年度の定期監査において、起案文書に起案日、決裁日、発信日、文書番号、保存年限等の必要事項が記入されていない文書が見受けられました。また、文書の紛失等も過去に見られましたので、文書事務規程により文書の適正な管理が図られるよう、職員へ周知されたい旨の意見を述べております。監査委員といたしましては、職員への周知が図られ、職員一人一人が公文書の重要性を認識し、文書の適正な管理が図られていると考えております。

次に、8点目の個人情報保護についてのご質問にお答えいたします。

本市の個人情報保護につきましては、かすみがうら市個人情報保護条例に、個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項が定められております。また、市職員については地方公務員法や地方税法など、職務上知り得た秘密を守ることも規定されております。これまで個人情報保護については、監査を通して意見集約等を行っておりませんが、監査委員といたしましては、新規採用者等を対象に個人情報保護の重要性や職員の義務、責任の研修を行っていると考えておりますので、今後は管理職等も含めた研修等を行い、個人情報の保護の重要性を職員全体で再認識していただければと思っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

職員の教育の関係でございますが、市長に就任してまだ1カ月ちょっとなんですが、今の市長にこれを聞いても無理かなと思います。要するに自分の職責を果たすことができるかできないかというのが、一番大事なんですよ。

そういう中で、まず一つに、7月の末ごろ、2回ほど大雨がございました。緊急の災害復旧工事を業者に10件ほどお願いしたそうなんですが、それがまだ終わっていない業者が手つかずであるんですよ。私、過日土木部長に請求したところ、業者に連絡して今工事にかかっていると。工事にかかっているといたって、おれは毎日その場所を見ているんだから、工事がかかっているか、かかっているか私が一番よく知っているわけですよ。

いろいろな業者に聞いてみた。全く仕事がない業者もいる。手持ちの業者にお願いして、兵隊がいらないから仕事ができない。仕事ができないはまあいいかもしれないけれども、担当職員は何をやっていたのか。さも自分らの責任ではないようなふりして、業者におくれた理由書を書けて、昨日だかきょうだか知らないけれども、言っているそうです。これは業者の責任ではないですよ。

さらに市長選の前ですか、広報広聴課の課長に、区長たるべき者はどういう職なのか。公務員に準ずるといふことは、政治活動をしていけないということなんですよ。そういうものを区長

に周知させなさいと言ったところが、とうとうやらなかった。さらに会計課の責任者、各課が支出負担行為で来ますね。その支出が妥当だか妥当ではないか、精査もしないで支出している。そういう事実も本人から聞いて分かっているんですよね。さらには宍倉出張所の解体について、担当職員、労働基準監督署ではこう言っていますからというふうで、見積もり業者にそう言っている。何でそんな、具体的な理論構成整えて話ができないのか。労働基準監督署へ行ったら、こういう法律のもとでこうだから、防護服、そういうものは必要ないんだと。なぜそれをきちんとして言えないのか。全く説得力がない。全部が全部とは言わないけれども、まず能力がない。

昨日からきょうにかけて、市長も差し押さえ等の決裁を、メーター数に言えば1メーター500から2メーターくらいのを決裁したというような答弁をされておりましたが、これも、じゃ、1カ月間にそれだけ出たのかというものでは、私はないと思いますよ。政権前にやらなかったものがここ1カ月に集中して、そこになっていると思うの。それすら、もうこれは職務怠慢ですよ。やることをやらないで政権がかわった。宮嶋ならきちんとやってくれるだろうというような考えがあったかどうかは、私はわかりません。1カ月で1メーター500から2メーターも積もるほど決裁があるなんていうことは、到底考えられるはずないですよ。前市長は何をやっていたかと。職員の基礎ができていないからそういうことになるんですよ。法を守っていないからそういうことになるの。言いたいことはいっぱいありますが、とりあえずこれを答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何か問題がいっぱいあり過ぎて、どこからお答えしていいかわからないんですが、とにかくいろいろな問題について職員の対応が悪いと、そういうことについてきちんとした職員教育がなされているのかというお尋ねだと思います。

私も差し押さえの件も、私になって急にふえたのかどうかは、ちょっと前任者のことがわかりませんので何とも申し上げようがありませんが、先ほども申し上げましたように、絶えずいわゆる行政を任せられている者としての心構え、そういったものを、とにかく市民のために働いているわけでありますから、そういった心構えとかいろいろな改革の姿勢等についても絶えず発信をしていく。そして、私から発信するだけではなく職員の意見も聞きながら、目的をきちんと、一つの目的に向かって市民サービスの向上、市民のための政治なんだと、そういう目的を共有することがやはり最大の職員教育に、職員教育というか職員としての姿勢の向上に一番つながっていくのではないかと、こういうふうに考えております。

考え方で、現実がなかなか伴わないといういらいら感があるのかもしれませんが、私は今後一層そういったことに市民の皆さんと職員と取り組んでまいりたいと、こういうふうを考えておりますので、いましばらく見守っていただきたいと思います。

終わります。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

今後どうするかは市長の腕にかかっているわけですが、この点について、市長は議員の数を減

らしてもらいたいということは、わからなくも私はないです。しかしながら議員の、議会のほうばかり目を向けているけれども、じゃ、役所のほうへどういう目を向けているか。

1つ例にとれば、この議会の議案配付、職員が2人で来ているんですよ。これは無駄ですよ、どう考えたって。県さへ行くといっても、ほとんど2人から3人乗っていく。私も県庁にはちょいちょい行っていますけれども、ほとんどの市町村では1人か2人なんです。そういうところも非常に改革する部分があると思うの。そうすれば、職員だっておのずと10%、20%ぐらいの職員を削減することはできるんですよ。

今、市民も議会のほうさ大分目を向けているけれども、もう少し元気にする会も職員のほうにも目を向けてもらいたい。議会も足りないこともあるかもしれないけれども、それ以上に職員がしっかりしていれば、私らここで質問しなくてもいいんですよ。黙って賛成、賛成としていけば、これは一番簡単なんですよ。そういう無駄を省くのも大事。さらに、職責を超えた決裁について、今後どうされるのかお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまの職責を超えた決裁ということでございますが、先ほどのご質問の中で、前々からご指摘をいただいているところでございます。これらについては、改めて宮嶋市長になりましてから決裁を上げまして、それらについての案件について事務の処理を行うということで、専門の委員会の中で判断をするということで計画をしております。よろしくお願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

消防長にお伺いしますが、これはつい最近のことではないんですが、要するに交通事故、あるいは救急車が出動したときの日報ですね。以前に間違った日報を隊員が書いているわけですよ。やはり消防長として、隊員の日報というのは一番大事なんですよ。もし間違いないと自信を持って言えるのなら、証拠の書類は見せてあげます。それに被害をこうむっている方もいるんですから。そこはきちんと指導をしてもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

ただいま栗山議員からご指摘があった件につきまして、お答えいたします。

完全に間違っていないということは、自分もちょっとこの場では確認することはできませんので、ただいまご指摘を受けたように、今後間違えないように自分としても職員並びに自分自身も気をつけてやっていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

言っておきますが、もしそういう資料を見たいというのであれば、いつでも見させてあげます。次に移ります。

行政監査の関係でございますが、議会には議会から代表の監査委員が1人おります。当然のことながら私どもの質問に対して、いろいろな問題が提起されるわけでありまして。そういう中で、一つに朝日新聞の記事が出たわけですが、441倍というような記事があるわけですが、これは非常に問題だと思えるんですね。契約時にきちんと契約していれば、こういう問題は発生しないんですよ。固定資産税を正規に払えば、賃借料よりはるかに固定資産税が上がってしまうようなへばな契約しないんですよ。これが発覚してから今はどういうふうになっているかわからないけれども、こういうものの監査をしたのかどうか。

あと、下水道の関係でございます。30年間未徴収なんて出ておりますが。こういう監査について、監査委員はどういう監査をしているのか。当然監査委員としての、これは役目だと思えるんですね。きちんと答弁願います。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

○代表監査委員（板屋 毅君）

ただいまご質問の借地の件だと思えるんですが、これは私も新聞で承知したというような、今の段階ではそういう状況にありまして、より以上の詳細な内容については今のところ承知しておりません。これらの対応については、監査委員として今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員。

○代表監査委員（板屋 毅君）

大変失礼いたしました。もう1点の下水道関係で、宅内ますの受益者負担関係の文書の不明の件だと思えるんですが、それについては今のところ、そこまでは突っ込んで監査しておりません。これも今後対応については検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

そうすると、監査委員の機能もマヒしていますよね。何を監査しているのか。市民の方がこれだけ傍聴に来ていらっしゃるんですよ。私は何回も言いますが、議会と執行部は違いますからね。私は指摘するほうですから、きちんとやれば何も質問しないんですよ。これは監査委員としての職務怠慢ではないですか。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ここで暫時休憩といたします。

休 憩 午後 3時07分

再 開 午後 3時19分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

代表監査委員 板屋 毅君。

○代表監査委員（板屋 毅君）

栗山議員の宅内ます受益者関係の不明文書についての監査ということについて、お答えいたします。

先ほど、監査していないというような旨のお答えをいたしました。私、すっかり忘れてまして、議会として山内監査委員も出ておまして、先ほど山内監査委員との打ち合わせの中で私も思い出しまして、これについての監査は、監査という形ではないんですが、事情聴取ということで下水道課からも来ていただいて、内容の事情聴取をしたという経過がございます。その時点ではそういう文書はないというようなことで、その先に至っていないというような状況でございます。

今後については、監査委員3人いるわけですが、その中で協議してどのようにするか、対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

下水道の関係は未徴収、無届けの未徴収のことを言っているんですよ。全く的外れなことを言っているんですよ。

[栗山議員「返事が返ってこないからいいよ」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

当然こういう件に対しては、監査委員とすればこういう問題について、監査する、しないは、一応目を通したということは監査したことなんです。市長に対しての意見書が必要だと思います。これは一番大事なんです。

さらに行政監査というので、私、一昨年政務調査費のプリンターのインク、収支報告書に出したところ、担当乾が精査してくれました。これはだめだというようなことを言われました。しかし、ことしになったらプリンターインクを認めてくれた。人によって差別するのと言ったら、差別していないと。前回監査委員は、私はゼロで出したでしょうと言った。だめなものはゼロで出すほかないんですよ。だめだと事務局で言うんだから。監査請求したら却下してきた。

しかし、その前に指摘した問題について、何人かの議員が政務調査費を返還しているんですよ。こういう判例があるからと。これは事務局指導だと思うの。さらに、ゼンリンの住宅地図を何人が買っているんですよ。果たしてこれが政務調査費に当てはまるか当てはまらないか。監査委員としてこういう監査をしたかしないか。これは問題になっているわけですから。改選直前に買った政務調査費で、いろいろなパソコンとかデジカメとかビデオとか、そういうものは最高裁判まで行って高裁に差し戻されました。どうもこれは市側が負ける形勢が強くなったならば、自

主返還してしまった。これだって監査委員がきちんと監査していれば、こういう問題は起きないんです。

それを踏まえて、私の請求したプリンターインクは戻されたわけですから、だめだと却下されたわけ。ところがことし出した人はプリンターインクを認められている。さらには前にゼンリンの住宅地図を購入した人がいる。それが適切であったかどうか、お伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

○代表監査委員（板屋 毅君）

このたびの住民監査請求の件の質問かというふうに思いますが、住民監査請求の中にありましたパソコン等のインク代ということなんですが、それに対しては棄却という形の判断を監査委員としてはいたしました。その内容とか経過等々につきましては、住民監査請求の報告書を提出しておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

○代表監査委員（板屋 毅君）

失礼いたしました。答弁漏れがあったみたいでございます。

この前の住民監査請求の中で、ゼンリンの地図の購入ということもあって、それに対しては監査しているかどうかということなんですが、それに対しては監査しておりません。

以上です。

[栗山議員「ゼンリンの地図を購入している人がいるから、だからそれは
政務調査費に当てはまるのか、当てはまらないのか」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

○代表監査委員（板屋 毅君）

これに該当するとか、そういうことについての監査は今のところはしておりません。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

3回目だからもうやりませんが、このゼンリンの地図でもきちんと監査していただきたい。

次に、下水道の関係ですが、課長判断は適切であったかという問題について、上司に相談しておるといような答弁をされていましたが、課長そのものは課長判断でしたことだとはっきり議会で答弁しているんですよ、当委員会で。決裁規定でそうなっていますと。そうした場合には、相談したなんていうことはあり得るはずないの。これはもう詐欺まがいの行為なんですよ。これについて市長、答弁していただきたい。

次に、宅内ますの受益者負担金の猶予措置の条例を見直すべきというような質問をしましたが、

担当部長は見直す考えはないということですが、これは非常に問題。公費でもって宅内ますをつけているんですから。うちを建てなければ100年たっても200年たっても徴収できないんですよ。条例そのものが欠陥条例なんです。当然これは見直すべき。もう行革の第一ですよ、これは。この点について市長、お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

宅内ますを公費でつけておいて、加入費をいつになったら徴収するんだという話であります。私もこのことにつきましては深く理解をしておりますので、聞いておる範囲では農地等に宅内ますをつけたときは、まだ農地等の土地に将来宅地化されるであろう土地、そういうところを猶予したと、そういう趣旨の条例であると理解しておるんですが、それが既に宅地化されていても、じゃないんですか……

[栗山議員「宅地化されない」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

宅地化されないまま、課税もされていないということですよ。農地とか山林にも宅内ますが設置されていると。ですけれども、実際には宅地は建っていないということですよ。そういうことで、宅地になったときは徴収するという趣旨だと思うんですが、そういうことですよ。ちょっとよく理解ができない……

[栗山議員「これは欠陥条例だと言ってるの」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

条例そのものがですか。条例の趣旨は、宅地化されていないものにますをつけさせてもらうという趣旨の条例だったと思うんですね。

[栗山議員「それはわかってる。わかってるんだけれども、このまま行っ
たんじゃ、100年たっても200年たっても宅地にしなければ、そのまま。
その宅内ますというのは市の予算から出ている。だからこれは見直すべ
きだと言っている」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

それほど長く宅地化されないということ、当初は想定しておらなかったのではないかと思います。そういう中でできてしまったことでありまして、これについて今後どうしていくかということについては、相当数のますがそういう状態にあるとすれば、何らかの対応をしていかななくてはならないかとも思いますけれども、ちょっと十分私も勉強してこの次には答えられるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

市長、一般質問は12日に締め切っているんですよ。担当や部長会議では、この問題も全部わかっているはずなんです。ここにはっきり条例を見直すべきと書いてあるんだから、部長会議

等でこういう問題についてはきちんと精査して、方向づけしてあると思うんですよ。市で持ち出さなければ、別に何も言わないですよ。市で持ち出したのが宅地にしなければ、100年たっても200年たってもそのままの状態なのは、これはおかしいんじゃないかと。ますをつけるのがだめだとか、そういうものじゃないの。条例を見直して賦課してもらえばいい。1反歩に1つなんですよ、大体考えてみれば。今1,400からあるわけです。1,400徴収するというのは大変なことですよ。議員削減よりそのほうが早いからね。だから、部でどういう協議をしたのか。これは市長に答弁を求めているんだから、部長が何で市長に対してこういうものをきちんと報告できないのか、そこが一つ私、おかしいと思うんだよね。これでは一つも行革にならないですよ。これは欠陥条例だから直せというんだから。もう一回お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全部徴収するのがいいのか、それとも条例では徴収することにはなっていないわけですよ。猶予するということですから。だから、それを条例改正して徴収できるかどうかについても、ちょっと研究してみたいと思います。徴収できないとすれば、50年、100年そのまま置くということも問題であろうかと思うので、条例そのものを何ていうか欠陥条例とも言えるかもしれませんので、よく精査して事務方とも相談しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

3回目だから、これ以上答弁は求めませんが。結局この条例が今生きていると、旧霞ヶ浦にはほとんどないんですよ。千代田地区だけなんです。どこでもここでも農地さそういうものをつけてくれと言われた場合には、現段階ではつけなくてはならない。真の行革を市長は求めているのであれば、速やかに条例改正すべきというふうに私は思うので、いろいろ検討していただきたいと思います。

次に、文書の管理、取り扱いはいかにと。あと、公文書としての職員の認識についてのメモの関係でございますが、まず下水道の決定通知書、保存文書の管理。どこらまで追及して調べたのか。今後当然、これはやるべきことをやっていけばこういう問題は発生しないんでしょうけれども、やるべきことをやらないから、こういう問題が発生する。要するに法律違反、職務怠慢ということが言えますよね。これは議員どころじゃないんですよ、執行部のほうがもっと大きな問題をいっぱい抱えているんですよ。管理が総務部長のほうだろうから、総務部長、この文書の管理、現在どうされてこの件についてどうなっているのか。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

先ほども保存文書の管理についてはお答えをしております。ただいまのご質問の関係の書類については、まだ私のほうでは確認をさせていただいておりません。それにしても、文書の関係

につきましては、行政機関の意思を伝える重要な文書でございます。ただいまご指摘の関係のものについては、後日確認をさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

次が最後になりますが、個人情報の保護の関係。個人情報を第三者にこう漏らしたときの違反したときですね。その違反事実ははっきりしているわけですが、そういう場合に執行部ではどのような措置をするのかお伺いしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

個人情報保護につきましては、条例等でうたわれている部分がございます。疑わしい部分、そういうものがないように、それぞれの担当部署ごとに整理をさせていただきながら、事務を行っているところでございます。そういう個人情報保護の関係で不適切な点があれば、そういう中で対応をしてみたいというふうに考えております。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

大体職員というのは、身内に甘く保身に専念するというきらいがあるんですよね。これは非常に悪い傾向なんですよね。これも余り情けない。事実は事実として認めて、次のステップに入ればいいんですよね。これが一番大事だと思うんですよ。もうすべてそう。私もいろいろ資料をもらっていますが、法律違反をしてもそれがさも違反していないような根拠を持ち出して、文書化する。全くこれは悪い傾向。この行政改革が一番大事だと思うんですよ。それができなかつたらこの市は決してよくなる。みんなでかばい合う。一番情けないのは、話はちょっと横にそれますが、保育所関係。幼児が、きょうはだれだれ先生休みならいいなど。本当に情けない話です。そういうことも全部話しておりますが、全く私どもが決して個人的に言っていますが、反映されていない。

きょうも傍聴人大分来ていますが、私らが幾ら意見を述べても、執行部側がそれを反映しなかつたら何もならない。私どもも昔は大分研修視察に行きましたけれども、研修視察に行っても反映されたものは一つもないんですよ。私らは市民の代表であって、謙虚な気持ちになってそれを認めてくれれば一番いいんですが、そういう気持ちはさらさらない。これは一番大事なことです。真にかすみがうらをよくするという気持ちがあるのであれば、ありのままの姿でもって、議員も市民も職員も一丸となって努力しなければ、かすみがうら市はよくなる。市民の会が議員の給料高いとか議員の数を減らすべとか、そういう問題じゃなくて、すべてが一つになって努力しなくてはならない。そういう気持ちが一番私は大事なのかなと。すなわちきょうしん努力しなければまちはよくなる。そういうことを申し上げて私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後3時50分

平成22年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第3号

平成22年9月1日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	18番	栗山千勝君
8番	鈴木良道君	19番	山内庄兵衛君
9番	石井幸雄君	20番	廣瀬義彰君
10番	小座野定信君		

欠席議員

17番 圓城寺正道君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長職務代理者		会計管理者	大塚隆君
事務局職員・教育部長	横瀬典生君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	塚野勇君	代表監査委員	板屋毅君
総務部長	山中修一君	水道事務所長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	農業委員会事務局長	中島邦之君
保健福祉部長	竹村篤君		
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第3号

日程第1 一般質問

(4) 佐藤文雄 議員

(5) 中根光男 議員

(6) 矢口龍人 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(4) 佐藤文雄 議員

(5) 中根光男 議員

(6) 矢口龍人 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(4)	佐藤文雄	1. 下土田地内への残土問題について
		2. 入札制度の改善について
		3. 生活排水対策について
		4. 国民健康保険税の引き下げ、減免要綱の作成について
		5. 指定管理者制度の見直しについて
		6. 子育て支援について
		7. 向原土地区画整理事業について
		8. 水道事業について
(5)	中根光男	1. 市長の政治姿勢について
		2. 職員採用中止について
		3. 石岡斎場移転計画について
		4. 緊急医療情報キットの配布について
		5. 改正児童扶養手当法について
		6. 被保険者の偽造防止について
(6)	矢口龍人	1. 今後の職員管理の動向について
		2. 入札制度の改善策について

開 議 午前10時00分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は18名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、2番 小松崎 誠議員、17番 圓城寺正道議員より、所用により欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

会議に入る前に傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されてお

ますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

したがいまして、発言する議員みずからが法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

なお、質問内容も明確をお願いいたし、答弁漏れや暫時休憩の改善に努めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告が、本日は3名の諸君より提出されております。

これより、順次発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。

さきの参議院選挙と同日に行われたかすみがうら市長選挙では、市民団体の推薦を受けた新人の宮嶋光昭氏が大方の予想を覆して当選を果たしました。この結果は、旧態依然とした選挙術から政策中心の選挙戦へと市民の意識が大きく変化したことを示しました。かすみがうら市民は宮嶋氏の政策に期待し、市政の転換を求めたものと考えます。私は、新市長に対しては、一致する政策については積極的に支持・推進し、問題点があればただしていくという立場を貫き、市政が市民にとってよりよい方向になるよう、市民の皆さんとともに力を尽くしたいと考えております。よりよい市政とは、地方自治体の使命である住民福祉の向上、それが原点だと思います。私はその立場から、通告に従い、一般質問を行います。

1、下土田地内への残土問題について。

私は、前議会で、坪井前市長に対して、残土搬入許可を取り消しする機会は何度もあったと指摘し、1回目は請負業者である未来企画が残土条例許可前に大量の残土を持ち込んだ時点、2回目は当該業者が土砂等発生元証明書を偽造していたことがわかった時点、3回目は幕ノ内の戸田区长さんらの追跡で許可以外である和光市のストックヤードから残土の持ち込みがわかった時点、4回目は同じく戸田区长さんらの監視活動の過程で東洋製罐石岡工場から土砂が持ち込まれたことがわかった時点だ。このときに取り消しをすれば、戸田区长さんが裁判まで起こすまでに至らなかったとただしましたが、前市長を初め、当局からは納得のいく答弁はありませんでした。

そこで質問です。

農地法第5条にかかわる市農業委員会の意見書の問題点について。

1、農地法許可後の計画変更申請にかかわる意見書を平成22年1月27日付で県へ送付したとされています。総合意見として、和光市のストックヤード及び下土田の土壌分析の結果、問題は認められないとし、変更承認に当たり、「許可どおりの場所から建設発生土を搬入すること」とする意見を附帯したとのこと。しかし、当初の許可申請送付意見書では、柏の葉キャンパスから発生した土砂であることが前提ではなかったではないでしょうか。平成21年6月15日に関川会長初め6人で、農地改良土発生場所として、千葉県柏市若柴の柏の葉キャンパスへ造成工事を行っている請負業者の鴻池組を訪問しているんです。申請書類にも発生元証明書を添付するとし、「石灰まじり処理土等不良土は一切使用しません」とはっきり記されていますが、その土砂等発生元証明書は偽造されていたのではないですか。この偽造について、農業委員会はどのような認識でいるのでしょうか。

2、また、残土搬入が一たん中止となったのは、戸田区長さんらの追跡調査でわかったことであります。1月4日付の変更申請書にある一部周辺の地元者による中傷や1月8日のてんまつ書、始末書にある運搬者の管理に手落ちがあったことではありません。農業委員会は、これらの書類の整合性をどのようにとらえているのでしょうか。

3点、ストックヤードはあくまでも残土の一時仮置き場であり、前回指摘したように、和光市のストックヤードは市の残土条例の本申請で許可した土浦市手野町にあるストックヤードと同じ会社、丸昌工業であり、この丸昌工業は東京都内の建設会社がマンション建設などで出た土を北関東の最終処分場まで運び出すまでの仮置き場として、約20年前から使用しているということがあります。農業委員会は、1万6750立方という大量の残土を一部の土壌分析結果で問題なしとするのでしょうか。

4、農業委員会は、附帯意見として、許可どおりの場所から建設発生土を搬入することを明記しました。しかし、新たに東洋製罐石岡工場で発生した残土が搬入された問題については、搬出が確認されたと答えていますが、農業委員会のだれが確認したのですか。搬出さえすれば、附帯意見はよしとするのでしょうか。

5点目、大量に持ち込まれた残土の中には、農地に適さない大きな石の塊、酒瓶、発泡スチロール、金属片や棒、ビニール製の袋など、さまざまなものが混入したものが捨ててあるようでありまして、わきの側溝には油も浮いていたと聞いております。現場を確認して、サツマイモ畑としての農地に適している残土と言えますか。農業委員会は、耕作地としての今後の検証は関係ないとして、あくまで個人の問題だと言うのでしょうか。

6、また、平成21年8月13日付の県南農林事務所あてに、将来、隣接地を借り受け、ナシ畑に計画がありますと回答している件についても、本人及び隣接地権者への確認はしたのでしょうか。

以上、6点について、答弁をお願いします。

市の残土条例にかかわる許可の問題点についてお伺いします。

1、残土条例は、「土砂等による土地の埋め立て等について必要な規制を定めることにより、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする」と書かれてあり、そのため、土地の埋立事業の施行者にさまざまな責務を課しております。しかし、今回、市が許可した申請

書には、事業に用いる土砂等を発生させるもの及び発生の場所の記載がありません。ストックヤードはあくまで残土の一時仮置き場であり、許可条件を満たしていないことは明らかです。これでは、土砂の発生元を明らかにするというを規定する残土条例の根本を台なしにするものではないでしょうか。改めて、新市長の見解を求めます。

前回、私の調査結果で明らかにしたように、当該業者は当初から和光市からの残土持ち込みを意図していたとただしましたが、担当部長はそうは考えていないと回答しました。それでは、市の残土条例許可前に持ち込んだ残土は、一体どこからだと考えているのですか。

3、東洋製罐石岡工場で発生した土砂が当該現場に持ち込まれたことにかかわって、市当局は報告があった時点で現場に出向き、東洋製罐から運ばれた残土はない、撤去したという確認をしたと回答しましたが、2月3日に戸田区長さんが監視活動をしていた際に確認した段階でも、ダンプは4台、それも少なくとも2回往復していることを確認しています。したがって、この日だけでも、80立方相当の土砂が持ち込まれたことは間違いありません。しかも、この日だけではなく、それ以前から持ち込まれていたことは否定できません。なぜならば、その後、私たちの監視調査活動に気づき、東洋製罐は目隠しの網を設置しました。しかし、だれかが紹介、口ききしない限り、東洋製罐が勝手に当該現場に建設発生土を持ち込むことはできません。市当局はこのことを東洋製罐に確認しましたか。また、東洋製罐から持ち込まれた土砂は撤去されたと言いますが、それはだれが証明するのでしょうか。撤去すれば、許可条件違反とならないのでしょうか。その認識ですか、お伺いをいたします。

もう1カ所、残土の搬入が計画されていた飯田地内の現場についてはどうなったのでしょうか。以上、4点について答弁を求めます。

3点の施工業者への告訴・告発についてです。

施工業者がすべての工事を終えて元の地権者に引き渡しする日は7月末だと聞きます。しかし、当初計画されていたのり面の張り芝工事はいまだになされていません。また、通行道路となっていた常磐道側道のカーブミラーやガードレール等々が破損されたままとなっています。これら未処理のまま放置することは許されません。施工業者への指導は当然のこととして、それを怠るならば、告訴・告発をすべきと考えますが、新市長の答弁を求めます。

4点目、地元幕ノ内地域周辺住民の生活と営農を守ることにについて。

当該埋立現場は、これまで休耕田で谷津田の地形でした。しかし、発生元不明な残土がうずたかく盛られることによって、周辺環境は著しい変化を受け、その影響ははかり知れません。特に、幕ノ内地域周辺の住民は、飯田川や中根川及び地下水等で生活や農業を営んでいます。当該現場には水路があり、それから流れ出す水質汚染に対する不安は大きくなっています。将来にわたって生活や営農に安心と安全が担保されなければ、住民は決して納得できないのではないのでしょうか。現況を踏まえて、今後の対応について、改めて新市長の答弁を求めます。

入札制度の改善についてお伺いいたします。

平成18年5月21日、鈴木三男元市長が収賄容疑で逮捕された6月8日、そして辞職、かわって市長となった坪井前市長がこの収賄事件を教訓として当市の入札制度の改善に取り組み、同年9月から条件つきながら一般競争入札制度が導入されました。しかし、その制度のスタートから、私に談合情報が寄せられ、その後も立て続けに談合情報がありました。私は、これらの情報提供

等を生かして、報道関係者との協力や入札談合損害賠償請求訴訟などを通じて、談合入札をなくすための取り組みを続けてきました。それらの取り組みもあって、これまで平均98%が常態化していた落札率、いわゆる予定価格と落札価格の比率ですが、これが次第に下がり、平均、一時80%にまでなりました。その額は、予定価格総額20億円に対して、落札差額が4億円までに達しました。その後、最低制限価格の設定や本店条件の制約など、決して改善とは言えない入札制度の改定によって、またまた平均落札率が上昇し、平成21年度は一般競争入札でも93%になっております。

そこで質問です。

希望価格の公表とくじによる予定価格設定について。

入札談合をなくす方策として、予定価格と指名業者の事後公表は有効だと改善を求めてきましたが、今年度から予定価格の事前公表から、希望価格の事前公表とし、予定価格をくじで決定するという方式にしました。希望価格は設計積算価格との説明でしたが、私は希望価格の事前公表もやめるべきだと考えますが、答弁を求めます。

談合入札をなくす対策について。

合併前は旧千代田町は官製談合、旧霞ヶ浦町は建設業協会会長主導の業界談合と言われてきました。その体質の違いが、鈴木元市長の収賄事件となってあらわれたのであります。ここ数年の入札結果からも、相変わらず、霞ヶ浦地区と千代田地区の線引き、業者間の地域的すみ分けがなくなっています。官製談合及び業界談合入札をなくす対策について、新市長の答弁を求めます。

条件付一般競争入札の本店条件緩和・上限額の引き下げについてです。

前回、本店条件を1500万円未満として、できるだけ発注件数を多くすることによって、点数の低い業者、Cランクであっても入札に参加することや参加しやすくすること、1500万円以上については、支店・営業所を持つ業者も参加できるようにすること、これによって競争性と公平性を図ることができるのではないかと提案しました。その後の検討結果について答弁を求めます。

ダンピング問題と「公契約条例」の制定についてです。

全国的には、公共工事の発注額及び件数の大幅減少で、入札でのダンピング問題が顕著になっているようであります。私は、ダンピングも不当な入札だと考えております。公正取引委員会がまとめた入札談合防止に向けた入札契約制度改革についての報告書には、不正行為への対処として、競争性から過当競争によるダンピングや疎漏工事の、疎漏工事というのは手抜きの工事ですね、の多発の懸念が強いと指摘する一方で、低入札価格調査制度や最低制限価格制度は競争制限的にならないように留意すべきであるとしております。私は、ダンピング入札による労働者の賃金が引き下げられることによって起こる問題があり、その対策として、自治体が発注する事業で働く労働者に対して、その自治体が定めた一定額以上の賃金を保証する公契約条例が必要だとの考えであります。近隣市町村の動向を注視するのではなく、率先して制定するよう取り組むべきではないでしょうか。市長の答弁を求めます。

3、生活排水対策について。

市の生活排水処理施設整備計画の見直しについて。

当市の生活排水処理施設整備計画は、生活排水ベストプランに表示されているように、市全体を下水道整備区域に掲げていますが、今後は人口が密集していない地域での整備となります。霞

ヶ浦地区の金川地区を認可しているようではありますが、現存の下水道配管から2キロから3キロも離れており、多くの住民が浄化槽を設置していると聞きます。その地域を下水道で整備するのでしょうか。その先の飯岡地区や志土庫方面についても下水道の具体的対象地域としているのか、今後の計画についてお伺いをいたします。

また、効率的な汚水処理対策としては、合併浄化槽を主体に進めることだと考えておりますが、土木部長も、現実的に事業を行うには認可を取得しなければならず、その認可もすべての地域で取得されていないと前回答えています。今こそ、整備事業計画の全体的な見直しが必要な時期に来ているのではないのでしょうか。市長の答弁を求めます。

公共下水道の加入率向上に向けた実施計画策定についてお伺いをいたします。

下水道加入率向上に向けた目標設定について、土木部長は早い段階で90%台に乗せることが重要だと述べ、特環の加茂・牛渡地域の世帯が接続しない原因は、既に合併浄化槽等が設置しており、それが現在も使用されていることなどが挙げられると答えています。このことは、当市の下水道計画がいかんぞさんだったかの証左ではありますが、これでは加入率向上の見通しは暗いということになります。加えて、私は昨年9月の決算議会で、霞ヶ浦地域では公共下水道の整備がされているにもかかわらず、接続もせず、垂れ流しの実態があると指摘し、市当局の実態調査を要請いたしましたが、その後の調査結果と対策はどうなっているのですか、答弁を求めます。

特環公共下水道（加茂処理分区）の管口径600ミリの必要性についてお伺いをいたします。

この特環下水道事業の問題は、加茂地域に居住する住民のための生活排水対策が主ではなく、加茂工業団地内の工場用の排水処理を想定し、管口径600ミリを設計したということでもあります。しかし、工場内の接続について何ら具体的な計画はなく、前回、当該企業の加入促進の具体策と稼働率予測及び何年後にこの600ミリ管の有効性が証明されるのかとただしましたが、土木部長からはまともな答弁はありませんでした。私は、この事業の整合性、採算性を問題にしているのです。明快な答弁を求めます。

4、国民健康保険税の引き下げについてお伺いをいたします。

当市では、平成20年度4月から施行された後期高齢者医療制度に伴う国民健康保険税の改悪が強行されました。その中身は、これまでの医療分とは全く切り離して、現役世代への後期高齢者支援金分をそっくりそのまま保険税に上乘せするというやり方でありました。その結果、当市の国保税は大幅に引き上げられ、1世帯平均4万円、24%アップ、県下一高くなったのであります。私は過大に見積もった医療給付費等を批判し、今回の値上げでより一層払い切れない国保税になり、さらに滞納世帯を生み出し、国民皆保険制度の崩壊を招くと反対し、市民とともに国保税の引き下げの運動に取り組んできました。今回の市長選で宮嶋新市長が誕生したのも、この県下一高い国保税の引き下げを公約に掲げたことも大きな要因だったと思います。

そこで質問です。

国保税引き下げの具体策について。

私は、国保税の引き下げの具体策をたびたび提案してきました。大幅に引き上げた平成20年度及び21年度の国保会計の決算を見る限りでも、1世帯当たり2万円程度の引き下げは可能だと考えます。宮嶋市長は近隣市町村並みに引き下げるとしていますが、石岡市や土浦市は国保税率を改定しました。具体的にはどの程度の引き下げを考えているのか、お伺いをいたします。

短期保険証の発行と保険証のとめ置きについて質問します。

国保税の大幅引き上げで滞納世帯が増加し、その結果、大量の短期保険証が発行されております。平成20年度末431件だったのが21年度末では601件、39%アップです。その上、期間を1カ月の短期証も発行するとしました。滞納せざるを得ない状況をつくっておきながら、余りにもひどい制裁措置ではないでしょうか。正規の保険証の発行が本来ですが、少なくとも3カ月に期間を延長することを求めます。

また、保険証のとめ置きの実態についても、その報告とその対策についてお伺いをいたします。減免制度の「広報」とそれから減免要綱の作成の必要性について。

常陸大宮市では、減免基準を設けた減免要綱を策定し、本年4月から実施しています。前市長は、公平性を確保するためにも、必要性について検討するよう指示したとの回答でしたが、その後の経過報告を伺います。

5、指定管理者制度の見直しについて。

市長は、8月6日の議会全員協議会で、あじさい館及び千代田公民館の指定管理者制度の導入を凍結すると述べました。私は大いに賛成の立場であります。あじさい館における「総合福祉館」としての活用について、具体策をお伺いいたします。

また、これまで指定管理者制度導入済みとなった公園施設等の見直しはあるのかどうかについてもお伺いをいたします。

6、子育て支援について。

中学生までの医療費無料化について。

子育て支援には子どもの医療費無料化が一番だとして、これまで積極的に推進する立場で、少なくとも小学校卒業まで延長することを主張してきました。しかし、新市長はより進んで中学校卒業まで延長する方向を打ち出しましたが、そこでお伺いしますが、これには所得制限の撤廃は含まれているのでしょうか。

学童及び保育所の延長時間について。

働きながら子育てしている父母、保護者にとっては朗報です。その具体的な内容をお伺いいたします。

子育て家庭への経済的支援の市独自の拡充策について。

民主党が公約として打ち出した子ども手当については、いろいろと議論があるところではありますが、学校関係者から学校給食費の無料化ができないかという強い要望が寄せられております。食育の観点や地元農産物の活用など、あらゆる方面からぜひ実現していただきたいと考えますが、市長からの見解を求めます。

7、向原土地地区画整理事業について。

鈴木元市長が負の遺産として残した一つに向原土地地区画整理事業があります。この事業は、当初から組合施行といいながら、市当局が事実上組合を仕切り、半ば強引に推進してきたもので、6ヘクタールの土地に既に6億円以上の公金が投入されています。しかし、保留地が完売されなければ、この事業は終わりません。しかし、保留地がなかなか売れない一方、組合員に仮換地され、造成された宅地の販売が先行しているのが実態ではないでしょうか。保留地と仮換地販売状況、一戸建て住宅及びアパート等の軒数の実態について、昨年末以降の報告を求めます。

平成20年3月に事業施行期間延長3年の認可を受けたということではありますが、来年3月には期限切れになります。この事業で問題なのは、都市計画決定もされず、都市計画道路の1本もなく、地形的には全くの袋小路の形状であります。私は、公共性が担保されない全くの一民間の宅地開発事業と同じであり、これ以上の公金投入は許せないと考えます。この事業に対する損失補償、債務負担行為についての執行について、新市長の見解をお伺いいたします。

8、水道事業について。

10立方の基本料金から従量料金制への移行について。

土浦市では、市民の粘り強い運動で、水道料金の基本料金が月額450円に是正され、使用した分だけ支払う従量制となりました。約1,500世帯が実質値下げとなりました。当市では、基本水量料金である10立方以下の使用者・市民は、平成20年度実績ですが、約31%、5立方メートル以下は約17%となっています。水道会計も年々改善されております。平成21年度決算では、当年度未処分利益が1億878万円となっております。減債積立金として活用するだけでなく、水道事業の使命である低廉な水の供給にも配慮し、10立方の基本水量料金から従量料金制へ転換することを考えるべきであります。答弁を求めたいと思います。

国や県の水開発事業についてお伺いします。

茨城県の水道料金が高い根本原因は、過大な水需要計画に基づく水開発事業及び過大なダム建設にあります。しかし、これまで自民党政権が推進してきた八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業について、民主党政権は見直しを明らかにしました。いずれの事業も当市の水道料金にはね返ってくる問題であります。無駄なダム建設を中止し、これまで住民が支払ってきた国への負担金の返還を求め、水道料金の本格的値下げに努めるべきであります。改めて、新市長の見解を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答え申し上げます。

1点目、下土田地内の残土問題であります。私の就任前の出来事でありまして、経過等について担当部から説明を受けておりますが、この問題につきましては条例の運用について課題があったのではないかと、問題があったのではないかと云々を言えませんが、今後、この残土条例の運用等について、特にストックヤードの残土については、厳格な運用を図る必要があると、こういうふうを考えておりますので、詳細につきましては農業委員会の事務局長及び環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の入札制度の改善であります。談合入札のご指摘であります。もちろん談合入札については許されるものではありません。市としても改善策に取り組んできたところで、特に前任者の坪井市長はこの問題については意欲的でありまして、さまざまな試行錯誤で今の制度ができているわけです。佐藤議員ご指摘のような細かい点についても、今後さらに制度の改善に向けて、私も改善を加えていきたいと思っております。

そして、ダンピング問題に関する公契約条例であります。野田市等で既に制定されているやに聞いております。下請になって働く方々の元方がダンピングしたために、そこに働く人たちにしわ寄せがされるということがないように、そういう制度をやはり考えていく必要はあるかとは思いますが、近隣市町村の動き等も踏まえながら対応してまいりたいと思います。

3点目の生活排水対策につきましては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、国保税の問題であります。1番の国保税の引き下げの具体策であります。近隣並みの引き下げということで、私は選挙中にも公約に取り入れて申し上げてきたところでございます。ただ、今年度、8月に国保税本算定の結果を、決定通知書ですか、それを国保税の世帯にお送りしたところであります。本格的な、本格的なと申しますか、引き下げにつきましては、23年度からの実施にしたいと、こういうふうに考えております。今、23年度の実施に向けて、どの程度引き下げるか、いずれにしても近隣市町村並みに遜色があつてはなりませんので、税率、あるいは財源の問題についても、この秋のうちに方向をきちんと見い出して、来年3月の予算時期にはきちんと皆さんにお示しできるようにしたいと思っております。

4点目の2番、3番につきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

さらに5点目の1番、あじさい館の総合福祉館としての利用についてであります。この具体策であります。あじさい館の関連施設につきましては、従来、指定管理者制度を導入するというところで進んでいたわけでありまして、しかし、私、就任しまして、8月10日にこの指定管理者制度はあじさい館には、あるいは関連施設も含めて導入しないということを決して、指示したところでございます。今後、あじさい館の空きスペース、事務スペースが、今、社協が一部使っているわけでありまして、この空きスペースの問題につきましては、スポーツ、ダンスであるとか、いろんなヨガ、ダンス、太極拳、そういった、あるいはジム等の器具を置くとか、そういうことも含めて検討を加えてまいりたいと思っております。

あと、とりあえず社協が今2カ所に分散されておりますので、社会福祉協議会の事務所が2つに分散しておりますので、千代田の海洋センターのほうにある社協の事務所も1本に、あじさい館のほうに統合したいと、こういうふうに考えております。それにしても、今の事務室の3分の2はあくと思っておりますので、それを有効利用して、総合福祉館としての機能を高めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

5点目、2番、導入済み施設の見直しについては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、1番、2番につきましては、市民部長及び保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、3番、子育て家庭への経済的支援ということでございます。市独自の拡充策、何か考えているのかということですが、今、国の制度に基づいて子ども手当及び児童扶養手当、さらには市単独による子育て奨励金を支給しているところでありますが、それ以上の例えば給食費の無料化とかそういうことについては、検討はしてまいりたいと思っております。今、国のほうでも現物支給ということが議論されております。しかし、何かいま一つ、この現物支給について、はっきり見えない部分がありますので、国の方向も見きわめながら、給食費等についても検討を加えてまいりたいと、こういうふうに考えております。

さらに、7点目の1番の向原土地地区画整理事業につきましては、土木部長からの答弁とさせて

いただきます。

7点目、2番、債務負担行為の執行についてであります。これは平成20年3月に3年間の事業施行期間延長の認可を受けた際の資金計画において、現時点では不足金が生じないため、債務負担行為における損失補償というのは想定していないわけであり。いわゆる理論的には想定していないわけであり。しかしながら、現在、23年3月31日に完全に解決するというわけにはまいません。保留地もまだ残っているようであり、残区画が残っているようであり、さらに事業期間の延長が必要になると考えざるを得ません。

そして、現実的には、組合員への負担が今後大きく出る可能性が指摘されております。この負担をできるだけ少なくするように、保留地ももちろん早く解決しなければならないわけですが、最終的には、現実的には、市の今までのかかわりを考えると、まるっきり地権者のみの、組合員の方々のみでの損失の振り分けというのは、現実的には無理かなという感じを私個人としては抱いておりますので、県の住宅供給公社の破産問題もありますが、バブルの後遺症が我が市にもこういうところにあらわれていると、こう考えざるを得ません。最終的な損失負担等が出ることも想定されるため、その節は議員の皆様方にもご理解をお願いいたしたいと。市民の皆さんにもお願いをせざるを得ないのではないかと、こういうふうに考えております。

最後に水道事業についてであります。8点目の1番については、部長よりの答弁とさせていただきます。

2番の国や県の水開発事業についてということですが、民主党政権で大きく報道されているように、八ッ場ダムの中止とか霞ヶ浦導水の停止ですね、そういったことが今行われているわけですが、この問題が我がかすみがうら市の水の確保にどういう影響が出るかというのはまだ具体的にはわかっておりません。今後、市に負担せよと、新しい負担をせよなんていう話が出てきても、それは受けられない話でありまして、市が損をしないような交渉をきちんとしていきたいと思っております。同時に、水も確保しなければなりませんから、従来、過大な設計がされて国の事業が進んでいた点は否めないと思っております。そういった反省点に立って、国の方向が決まれば、私どものほうにも相談があるものと考えておりますので、そのときに水の確保と、しかも値段のつり上げがないように交渉をしてまいりたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

[農業委員会事務局長 中島邦之君登壇]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

農地法第5条にかかわる市農業委員会の意見書の問題について、佐藤議員にお答えします。

農地法第5条は茨城県で許可をするものであります。市農業委員会は、事業計画変更申請書を平成22年1月27日付で県へ意見書をつけて送付しました。また、当初申請の農地法第5条申請書の中の残土条例事前協議済書と残土にかかわる書類に土砂等発生元証明書が添付されておりました。このことについては、委員会としてはまことに遺憾と思っております。ご理解を賜りたいと思っております。

なお、和光市より残土搬入について、地元の皆さんのご協力により判明し、工事が一時中止になりました。その後、会社からの理由として、運搬車の管理に手落ちがあったとのこと。このことから、運搬車の管理に手落ちがあったと認識しております。

一部の検査結果で大量の残土を搬入するのかのご質問でございますが、和光市からの残土については、残土条例により許可になったものであります。

また、東洋製罐からの残土搬入・搬出については、環境保全課より報告を受けてございます。

サツマイモ畑としての農地に適しているのかのご質問でございますが、佐藤議員が言われますように、石の塊が見受けられます。先日、県・地権者と三者で現地に出向き、今後の農地としての用途について確認したところでありますが、石の塊などを取り除くなどし、地権者は農地として使用することを確認しました。また、将来、ナシ畑にしたいと本人が申請しておりますが、隣接地権者につきましては確認してございません。

残土の埋め戻し等については、今後とも慎重な確認が必要であると考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

1点目の2番、市の残土条例にかかわる許可の問題点についてお答え申し上げます。

佐藤議員の言われるとおり、この条例は市民の生活環境の保全や災害の防止に資することを目的といたしてございます。ストックヤードからの搬入は、残土の発生から許可までの間、相当の期間がかかることや、資源の有効な利用促進から、運用という形で認めた経緯がございます。しかし、今回のことを踏まえまして、よりの確な対応ができるようにしてまいりたいと考えてございます。残土証明をして運用してまいり、今回、混乱させてしまいましたことにつきまして、まことに残念に思います。今後は、より適切な事務処理に努めたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、残土条例による許可前に持ち込んだ残土はどこからと考えているのかというご質問でございますが、本件につきましては、昨年6月3日に事前協議が終了し、工事の工程上、建設残土を一たん常総市と土浦市に搬入し、その後、常総市の残土についても土浦市に搬出されていることにより、許可前に搬入された残土については土浦市からと考えております。

次に、石岡市の東洋製罐に確認しましたかのご質問でございますが、東洋製罐には確認してございません。

また、撤去の許可条件の違反のご質問でございますが、東洋製罐から下土田に搬入された建設残土の撤去につきましては、担当者が現場で確認しております。

さらに、許可以外の場所からの搬入は違反行為となります。現場にて搬入した残土を撤去させ、あわせて強く行政指導をしてございます。

4番目のご質問の飯田地内に埋立計画があったわけでございますが、許可期限が5月7日であり、当時、事業の延長の話もございましたが、最終的には係る事業を行わないとのことござい

ます。

次に、1点目、3番の施工業者への告訴・告発についてお答え申し上げます。

施工業者への告訴・告発につきましては、警察署や弁護士と連携をとりまして、条例違反があると判断した場合は法的措置を速やかにとると考えてございます。

次に、地元幕ノ内の地域周辺住民の生活と営農を守ることにつきましてお答え申し上げます。

まず初めに、今回、幕ノ内等地域の皆さんに対しまして、お騒がせいたしましたことを心から残念に考えてございます。市では、地元住民の皆様の不安を解消するため、昨年度は検査業者に委託し、環境庁が定めた「土壌汚染に係る環境基準」や「水質汚濁に係る環境基準」等に基づき、現場での土壌調査と水質調査並びに飯田川2カ所の水質調査を実施してございます。今年度も引き続き、同様の調査を現在実施しているところであり、結果が出ましたら、地元区長さんを通して地域の皆さんにお知らせしてまいりたいと考えております。

また、水質調査等につきましては、今後も実施してまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

佐藤議員のご質問にお答えします。

最初に、2点目の入札制度の改善の中で、希望価格の公表とくじによる予定価格の設定ということで、そのご質問の中で、希望価格の事前公表もやめるべきではないかというふうなご質問がございました。

これまでも、入札制度の改善につきましては、いろいろご意見等をいただいております、本年4月1日付で改正を行った部分がございます。予定価格につきましては、事後公表ということで実施しております。希望価格につきましては、4月1日からでございますが、これにつきましては、事前公表ということで入札制度の見直しを行っているものでございます。ご指摘にございました事前公表ではなくて、事後公表というご意見もございます。これらについては、4月1日から改革を行ってきておりまして、それらの推移を見守っていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の3番でございます。条件付一般競争入札の本店条件緩和と上限額の引き下げについてお答えをいたします。

現在、競争入札実施基準表において、発注金額に対しまして総合評点値によりまして応札条件、また、地場産業の育成、地元業者の育成という観点から、近隣市町村と同様に市内本店という住所要件を付しております。ご質問の中にもございましたが、Cランクの方々につきましても、指名競争入札及び一般競争入札の1000万円未満の工事について、ほかの条件が合えば参加できるという状況になってきております。全体的に見ますと、発注件数が年々少なくなっているような状況でございます。そのような中でも、競争性と公平性を確保して、4月1日に入札制度の改正を行ったところでございます。それらについて、今後も検討することがあると思っておりますが、それら

についても推移を見守りたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、5点目の2番でございます。指定管理者制度導入済みの施設の見直しはあるのかというご質問でございます。

これらについては、平成20年と22年度に6施設の指定管理者制度を導入している状況でございます。導入までと申しますか、契約までは総務部で行ってきております。導入後については、それぞれ各部署で管理をしていただいているというふうな状況でございます。

ご質問の導入済みの施設の見直しについてでございますが、これらについては5年間というふうなことでの契約を行っているところでございまして、それまでの間については見直しは考えてはおりません。

また、各施設とも最初のそういう期間中ではございますが、実態の調査、さらには指定管理者の施設運営状況などを検証しながら、今後も多様化する住民ニーズに対応し、住民サービスの向上と経費の節減を図り、よりよい施設の運営ができるよう検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

佐藤議員さんのご質問の3点目、生活排水対策についての1番、市の生活排水処理施設整備計画の見直しについてお答えを申し上げます。

さきの第2回定例会でご答弁を申し上げましたとおり、全体計画の進捗率としては42%程度ありますが、現在までに取得している事業認可区域における進捗率は90%台であることから、一応の成果があったものと考え、認可区域内の整備は継続をするものの、認可区域以外のエリアについては合併浄化槽の整備を進めているところでございます。整備計画の見直しにつきましては、社会情勢の変化や都市計画などの大幅な見直し、また新技術の開発、さらには住民の意向調査などをかんがみ、今後、協議・検討してまいりたいと思っております。

ご質問の金川集落につきましては、認可区域内でございます。しかし、飯岡地区及び志士庫方面など、全体計画の位置づけにはなっておりますが、今後の事業実施計画には決定はされておられません。また、整備事業計画の全面的な見直しでございますが、さきの第2回定例会でお答えを申し上げたとおり、今後、国のマニュアルや県の指導のもとに、本市の特性などを踏まえ、整備計画を図っていくものと考えております。

次に、2番の公共下水道への加入率向上に向けた実施計画策定についてでございますが、同様に第2回定例会でもご答弁を申し上げましたとおり、21年度末の普及率は農業集落排水も含め88%でありました。加入率向上に向けての計画については、毎年、推進地区を定めて、職員と地域の役員さんの協力を得ながら、戸別訪問などを行って早期の接続を依頼している状況であることから、今後も加入率の向上が見受けられない地区につきましては、重点的に加入促進を図るとともに、実態調査を計画していきたいと考えております。

次に、3番の特環公共下水道事業（加茂処理分区）の管口径600ミリの必要性についてでございますが、口径600ミリメートルの必要性につきましては、質問を再三いただいております。

ございます。市としては、将来の加茂工業団地の整備を見越し、幹線整備を含めた管渠などの整備計画を立てまして、幹線については600ミリメートルの管渠が必要と決定をしたものでございますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

続いて、向原土地区画整理事業でございますが、7点目の1番についてお答えを申し上げます。

保留地と仮換地販売状況についてでございますが、これまでに保留地55区画のうち32区画が販売済みとなっております。残区画数が23区画ということになります。

仮換地の移動状況につきましては、59筆中28筆でございます。この中で戸建て住宅及びアパートの軒数実態でございますが、まず保留地につきましては、戸建て住宅22棟、アパート3棟、介護支援事務所1棟、仮換地につきましては、戸建て住宅25棟、アパート13棟が建築をされている状況でございます。

仮換地の販売につきましては、保留地販売に影響を及ぼすおそれもあることから、組合員に対して自粛をするようお願いをしてきた経過もございますが、組合員のおおの理由により、やむを得ず販売をしている状況となっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

佐藤議員の質問中、4点目の2番、短期保険証の発行について申し上げます。

平成21年度に短期保険者証の交付枚数がふえておりますが、このうち90件が1カ月の短期保険者証であります。このことは、これまで納税相談にお見えにならなかった方が誓約に基づく納付を継続的に行っていたためと考えております。1カ月の短期保険者証交付対象は、年度内に滞納状況が解消される見込みのない方に交付しており、滞納を減らすため、納税意識を持っていただくためにも必要なことであると考えております。

保険者証については、本年3月下旬に滞納のある方への短期保険者証を含め、すべての方に送付しましたが、住所地不明などにより戻ってきた保険者証は、現在190世帯となっております。国保税を一定以上納付がなければ、交付しないなどの措置はとっておりませんので、とめ置きをしているということではないと考えております。納付誓約により納付していただければ、1カ月の保険者証を交付いたしますので、完納する目標を相談していただき、誓約に基づく納付をお願いするものであります。毎年、多額の未納が発生することが被保険者の負担に影響を及ぼしていることは、佐藤議員も十分にご承知と思います。納税の義務を果たしている被保険者だけが負担するのではなく、すべての方に義務を果たしていただくことが必要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の3番、減免制度の「広報」と減免要綱の作成の必要性につきましてお答えいたします。

減免要綱の作成につきましては、これまでも何度かご答弁申し上げたとおりであります。昨年度、企業活動の低下により、倒産・雇いどめになった方については、前年度の給与所得を100分の30とみなして国保税を算定することとなっております。内容については、6月発行の広報紙に

掲載してあります。また、該当者は雇用保険特例受給資格者証が公共職業安定所において交付されますが、その際に説明がなされていると聞いております。

その他の天災等による収入減など、現在、条例に定められている内容についての減免については、先ほども申し上げましたが、減額の判断基準などについて既に策定している他市町村の保険者を参考に検討しておりますので、いま少しお時間をいただきたいと思っております。

次に、6点目の1番、中学生までの医療費無料化についてお答えいたします。

平成23年4月1日、すなわち来年度当初から中学校3学年生までにマル福対象者の拡大を行うため、さらに現行の所得制限を撤廃するための議案第47号 かすみがうら市医療福祉支給に関する条例の一部を改正する条例を今定例会に提案しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

佐藤議員の質問にお答えします。

6点目の子育て支援についての中で、2番の学童及び保育所の延長時間についてお答えいたします。

学童保育の延長につきましては、社会環境や雇用環境の変化に対応するため、保育所事業の保育時間に連動させ、午前7時から午後7時までに対応するように、来年度からでございますけれども、現在検討しているところでございます。

また、保育所の保育時間につきましては、公設、民間ともに現在午前7時から午後7時までにより運営しておりますが、午後7時ころにつきましては、ほとんど現在お迎えがない状況にございます。仮にお迎えが午後7時を過ぎた場合でも、その状況に合わせて現在は対応しているところでございます。延長保育の時間延長につきましては、今後、地域におけます保育ニーズを勘案し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

[水道事務所長 仲川文男君登壇]

○水道事務所長（仲川文男君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

8点目の1番、10立方メートルの基本料金から従量料金制につきましてお答えをいたします。

従量料金制につきましては、これまでもお答え申し上げてきた経過がございますように、基本料金5立方メートルの従量料金制に移行した場合、水道料金の減収額は現行試算で約4000万円を超えるものと見込まれます。仮に、現在の給水収益に見合う料金体系に見直した場合を想定し、現行料金と比較をしてみますと、基本水量5立方メートル以下の世帯は約半額になります。また、超過料金区分におきましては、一例をとり、申し上げてみます。すなわち、子育て世代に該当すると思われる夫婦と子ども2人から3人の世帯においては、1カ月の平均使用水量は24立方メートル、

現行料金約5,070円、それと比較をしてみますと、改定後は使用量を同量と見まして、料金は1カ月平均約5,490円となります。年間で約5,040円の負担増となると試算されます。

このように、料金体系を見直した場合、全体の約17%から18%の世帯、基本料金5立方メートル以下につきましては、基本料金は約半額になります。しかし、超過料金区分におきましては、特に子育て支援を必要とする世帯、これには負担増となることなども踏まえまして、前回の質問にも平均使用水量などを含めましてお答えを申し上げましたように、料金体系の見直し、これは非常に難しいものと考えます。

以上でございます。

[佐藤議員「答弁漏れだ、答弁漏れ。入札談合をなくす対策についてと……」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

[佐藤議員「2回目になっちゃうからね。答弁漏れだから。まず、入札談合をなくす対策、それから公共下水道の垂れ流しの実態、これの計画、対策どうなっているか、これ答えていないよ。それと特環の600ミリのやつ。ただ理解を理解をじゃだめですよ」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

2の2ですよ。入札制度の談合入札をなくす対策ですね。

これ、さっき言ったと思ったんですが、談合入札は大いにこれは問題でありまして、先ほども多分お話したかと思うんですが、坪井市長時代に大分改善されたやには聞いております。しかし、最近、落札率等を見ると、大分もとへ戻ってきた感がなきにしもあらずなんで、この点については、私も不勉強な点もあるんですが、今の制度とまた佐藤議員のご指摘の点も踏まえまして、今後少し研究して、さらに不当談合がないような対策を講じてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問の2番の実態調査につきましては、先ほどのお答えの中でも申し上げたところでございますが、今後、加入促進を図ると。あわせまして、実態調査を同時に計画をし、実施をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

[佐藤議員「実態調査の結果はどうなったのかというふうに聞いているでしょうよ」と呼ぶ]

○土木部長（松澤徳三君）

これからの実態調査の計画でございますので……

[佐藤議員「9月の議会でやったんだよ。もう1年過ぎているんだよ」と呼ぶ]

○土木部長（松澤徳三君）

これからも加入促進はもちろん図ってまいらなければならないところでございますので、それとあわせ、実態調査を行ってまいりたいというふうに考えております。

[佐藤議員「1年間やらなかったということでしょう、じゃ」と呼ぶ]

○土木部長（松澤徳三君）

そうですね、はい。

[佐藤議員「1年間やっていなかったということ」と呼ぶ]

○土木部長（松澤徳三君）

ええ。

[佐藤議員「そういうふうに答えればいい。1年間やっていませんでしたって」と呼ぶ]

○土木部長（松澤徳三君）

はい。

それから、600ミリの必要性についてでございますが、先ほどの答えと同様に、計画の中で幹線の決定をし、事業を行ってきているという状況でございますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

答弁を聞いていて、前進面と期待外れな面がございました。特に、向原のほうについては、非常に認識が甘いと。宮嶋市長らしくないというふうに私は思います。これはまた、質問については順次、時間がないので、こちらのほうから進めたいと思います。

まず、残土の問題については、農業委員会ではまともな土じゃないというふうな認識、つまり、がらがあったと。それを取り除いて耕作地にしますということですよ。しかし、あれだけの契約でやった土でしょう。それを取り除かなければいけないような土を搬入させたんですか。それは業者に対する態度についてはどうなんですか。それは自分でやるんですか。地権者がやるんですか。

それと、もう期限が切れているでしょう。完了届は出されたんですか。県と一緒にって見に行っただけと言いますが、取り除けばいいやなんて、そんな判断で、優良農地の改革、優良農地をつくるという趣旨に反するような土を入れたという事実はどういうふうに考えるんですか。とんでもないことですよ。まず、それがありませんね。

それから、この土の問題についても、農業委員会のほうでは優良農地としてやるということで許可しているわけでしょう。私も、これは一農業委員の方が残土持ち込みの働きをしたということは間違いはないというふうに言いました。それについて農業委員会の関川会長から抗議を受けました。しかし、抗議される理由はないでしょう、こんなひどい土入れて。隣接の方も現場を実際見て、余りにもひどい土だと。よい土を入れるから、サツマイモ畑をつくるから、信用したんだと。とんでもないと。こういうのを個人の問題で片づけられるのか。未来企画に対する、そう

いう責任についてはどういうふうを考えているんですか。

それと、のり面が崩れているでしょう。見ましたか。その点も確認しましたか。あの崩れはどうするんですか。未来企画に直させるんですか。

それと、農地法第5条の許可、これと残土条例の許可は一体的にやらなければならないんじゃないですか。今回、農地法の許可が先行してしまった。先行よりも、深く潜った潜行じゃないですか。だって、知らないうちにやってしまったんだもの。残土条例を無視して土入れてしまった。始末書を出させたのは2カ月後ですよ。8月に入れて、10月に始末書ですよ。本当に始末が悪いですよ。後始末が悪い、そして。

そういう意味では、残土条例と農地法を一体的にしなければいけないと思いますが、局長と環境経済部長の現在の心境、これを聞きたいというふうに思います。どうぞ。

まず、局長でしょう。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

今回の農地法第5条の申請、まことに不手際がございまして、農地法が先に許可が出てしまったと。本来ならば同時許可であるべきものでございますが、農地法の許可が事前協議、事務所で許可になってしまったということでございます。今後については十分注意したいと思います。

また、のり面とかそのほかについてご質問がありましたが、県といろいろ協議しまして、県は事業が完了するよう、未来企画、地権者に文書によって指導しますということでございますので、よろしくをお願いします。

[佐藤議員「完了届が出されていないということですね」と呼ぶ]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

はい、完了届は、いまだにまだ出ておりません。

[佐藤議員「出されていない」と呼ぶ]

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

はい、出ていません。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝徑君。

○環境経済部長（山口勝徑君）

ただいまの佐藤議員さんのご質問にお答え申し上げます。

答えにつきましては、中島農業委員会事務局長と同様でございます。本来であれば、一体化をしまして、同時に許可書を交付するところではございましたが、残念ながらと申しますか、遺憾と申しますか、このたびは期間の差がありまして許可をしてしまったことではございまして、今後は二度とこういうふうなことのなきように、厳重に、厳格に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

優良農地だと言っていて、がらがあつて、あれを撤去する。それでいいということなんですか。それを事業者に、全然見ていないで、あれだけ私たちが、私もそうですけれども、戸田区長も言つて、第5条の許可の土じゃないということも前の環境経済部長言っていたんですよ。それにもかかわらず、どんどん入れたんじゃないですか。ただ啞然と見ていて、そのまま優良農地になったんですか。優良農地でないということは最初から指摘しましたよ。どうなんですか。その点の認識が、農業委員会としてどういう責任をとるのかと。県と協議したという中身だけじゃないですよ。それに対してちゃんと答えてくださいよ。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

確かに、優良農地ということでございますが、田畑で、湿地帯でございました。そこを畑にするというような申請でございます。確かに、残土については残土条例の許可を受けた土でございますが、碎石等まじった土でございますので、なかなか耕作にはちょっと、そういうものを取り除かないとできないのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

残土条例の問題ですけれども、土を土浦から持ってきたというふうなことを言いましたよね。でも、もう8月に土を入られた時点で、戸田区長が高速道路からおりてきたというふうに通つて問題にしていたんですよ。何で土浦から、高速道路でおりにくるんですか。当時は柏の葉キャンパスからだというふうに言われたんで、それなりに納得したわけですよ。高速道路からおりてきたんですよ。何で土浦の土なのかと。だから、和光からのストックヤードを当初から計画していたということを私が指摘したんですよ。それが事実ですよ。それについて、きちっともう一回確認してください。

それと、今回、前の坪井市長も今回の選挙の結果でもこの残土問題が致命的だったというふうに通に私に電話をかけてくる方が何人もいらっしゃいました。戸田さんから聞いたんですよけれども、坪井市長も今回の事件について、過去の事務処理経過を踏まえて運用という形で対応したけれども、解釈の相違から事務処理として課題を残したと、真摯に受けとめるというふうに通っているんですよ。そういう文書を出しているんですよ。

聞くとところによると、「今回の事案について新聞報道がされたことにより、類似の事案の発生の抑制につながったという情報もあり、改めて行政事務のあり方について慎重かつ毅然とした対応が必要だと再認識しているところでもあります」。これは坪井市長が通っているんですよ、これ。書いた文書ですよ。これは、戸田さんがああいうふうに通張ったから、こういう結果になった。こういうふうな形で反省をしたのが遅い。だから4回もとめるチャンスがあったにもかかわらず、とめなかったというところに、なぜとめなかったと。これが問題なんですよ。

それで、もっと、ちょっと時間がね。あと何分。

[「25分」と呼ぶ者あり]

○6番（佐藤文雄君）

25分。

これは埋め立てする計画平面図なんですね。こちらのほうは、私はある方からもらったんですよ、これはね。ここには、集水桝、管理用桝、2つ、集水桝と書いてあるんですよ。ところが、情報公開したやつにはわざわざ黒く塗るんですよ、これ。何でわかって都合悪いんですか、こんなの。こういう情報の不開示なんていうのは、本当に不快ですよ。

それで、ここに書いてありますAA断面、AA断面とB、C、Dの断面。これを見ますと、これAA断面3.7メートルから4.5メートル、これがBB断面、CC断面、DD断面、これが30度勾配でうずたかく盛ることになっていますね。それで、気がついたらここに管理用の境界線があるんですよ。管理用の境界線ということは、ここに土を埋めてもいいという許可をしたわけでしょう。これは、ここは民有地じゃないでしょう、管理用水路だから。ということは、ここを埋めてもいいという許可ですね。これはいつ出したのか。いつ出したんですか。

それと、この集水桝、管理用桝、設置されていますか。確認しましたか。残土を埋める前であれば確認できないでしょう、これ。立ち会いましたか。どうなんですか。この点についてもお聞きします。

それと、これこういうふうに入土がかぶっていますので、自分の地山に入土がかぶるまで、隣接地の人たちは認識していなかったそうですよ。ある方は、このもらった方は、絶対だめだと。これ同意はしていなかったんですからね。前にも言いましたように、同意は偽造されていたんだから。私がそれを指摘したら、あわてて説得に行ったんですよ。ことしの1月8日と9日、それで10日に説得して、オーケーとったわけですね。だから、これだって偽造なんですよ、同意だって。その方は絶対に残土を入れてはだめだというふうに言ったら、ここの部分だけは土は埋まっていないんですよ。のり面にしたんですよ。そこは水がたまりました。たまったままで、その立ち木は枯れていました。こういうことについても、事実どうなんですか。それですね。

それと、今、未来企画、この問題があるでしょう。完了届もしていない。どこに行ったんですか。会長とかイイジマという代理人、ぎゃあぎゃあ騒いで、私にも随分食いかかってきましたけれども、そういう人間がいて、社長の取締役の方、それからその所在地、それを確認しましたか。今、それが実際にその所在地にいるんですか。それについても教えてください。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

○環境経済部長（山口勝経君）

まず、集水桝、排水口につきましてお答え申し上げたいと思います。

排水路施設の未設置の件を言われているかなと思います。事業を実施するに当たり、事前協議書の提出を受けてございます。それには、まず、関係各課から意見をもらって、その意見に対し、事業者において関係各課とそれぞれ協議が行われます。排水路施設の設置につきましては、所管課において特定公共物として工事許可の申請の提出を受け、対応しているところでございますが、現状は未設置の状態であります。これまでも再三にわたりまして口頭での指示、あるいは催告書による文書指導、さらに8月24日付で措置命令書を発しております。今後、法的措置を視野に入

れながら、関係機関と協議を進めてまいりたいと思います。

それから、山林のお二方の同意のことを言われていると思います。佐藤議員さんの言われるとおり、隣接する南側の山林でございますが、残土が埋められています。この隣接している山林の地権者からは同意書が提出されておりますが、埋め立てすることの同意も記載されておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、未来企画の社長、あるいは所在地がわかっているのかというふうなことでございますが、未来企画の社長の所在はわかっております。日にちは忘れましたが、8月になりまして、環境保全課と私どもで出向きまして社長宅を訪問し、それなりに対応していただくというふうなことで協議に出向いたわけでございますが、残念ながら留守でございまして、会うことができませんでした。隣のうちにお邪魔をいたしまして、アパートでございましたが、その家の者に隣の方の、未来企画の社長さんの状況を聞いてきまして、現在は未来企画、登記簿上は社長というふうなことになっておりますが、それ以外の業務についているというような、調査した結果、わかってございます。サラリーマンになったというようなことでございますので、そういった報告をさせていただきます。

以上でございます。

[佐藤議員「我孫子に行ったんですか、それは」と呼ぶ]

○環境経済部長（山口勝徑君）

はい、我孫子でございます。

[佐藤議員「水路で許可、したんじゃないですか」と呼ぶ]

○環境経済部長（山口勝徑君）

水路の許可につきましては、私どもちょっと現在書類手持ちございませんので、後で報告するなりしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

だから、そういう点で、許可もいつやったのか。この水路の問題についても、実際に許可したところがちゃんと確認するわけだよ、立ち会って。そんなこともやらないで、結果的には設置しませんでした。こんないかげんなこと、皆さん信じられますか。あれだけ騒いでいるのに、その水路の問題についても、こういう秘密のようにして、情報公開開示したら真っ黒クロスケだよ。それで別な人からもらって、これは隣接地の人か、未来企画とある方が来たときに持ってきたやつを私もらったんですよ。それで気がついたんだ。情報公開したところの官民、境界の問題もはっきりわかった。これが問題なんですよ。

ちょっと時間のほうもありますので、本来はこの地権者、隣接した地権者は、私は同意しないというふうには断って、でも無理やり同意させられたけれども、結果的には残土を入れてはだめだと言ったんですよ。結果的には残土を入れていないでしょう。ということは、書類そのものも違っているでしょう。書類と実態が違うということになっているじゃないですか。偽造書類がそのままだということですよ。だって、そこに立米数が書いてあるでしょう、残土が埋められる立米数が。それが無いじゃないですか。どういうふう考えるんですか。

それと、これは鹿嶋市のほうでは残土条例を厳しくしようということで、これも問題になりました。茨城新聞のほうから出ましたけれども、建設工事で発生した土や汚泥にセメントや石灰などをまぜて土質改良した改良土、これは禁止すると。それから、県外からの残土搬入を大幅に規制する対策を講じる条例を可決したというふうに聞いていますけれども、これについて市長、どうですか。今後、こういう厳しい対応も含めれば、今の言ったことだって細かく話しする時間がないですから、傍聴をずっとしていたわけじゃないでしょうけれども、そういうところがありますので、どうですか。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、私もこの件につきましてはそんなに詳しく知っているわけではありませんが、いろいろ問題点が多いということを確認いたしました。実は、私どもの集落でも以前、もう3年4年になりますけれども、3年ぐらいですかね、同様の問題がありまして、集落といたしまして、県外残土はもう持ってこない、いわゆる県外というか市外ですね、市外残土はうちの集落の近辺には入れさせないということをきつく集落内の決め事にしまして、その後、再三そういう残土を持ってきたという話があったんですが、全部拒否してきた経過があります。今、鹿嶋市の事例も伺いましたが、やはり建設残土にセメントなり石灰なりを入れて、どろどろの土を固化するわけですが、それはいろいろ六価クロムの問題とか今出ておりますので、今後、そういったものの残土の持ち込みについては、特に市内残土の場合はある程度見える範囲にありますから問題はないわけですが、市外の残土につきましては、そういった見地から、きちんとした検討を加えてまいりたいと思います。

また、この未来企画という業者については、後始末がなされておらないと。今、何か答弁の中にもありましたが、アパート住まいで、何かきちんとした社長ではないような話も伺っておりますが、しかし行政としては、これはこのまま後始末をしないでおくというわけにはまいらないかとも思いますので、集落とよく相談をした上で、場合によれば行政で後始末をする。そして、法的には相手が破産しているわけでも何でもないとしますので、きちんとした代執行の請求を出していく。差し押さえでも何でもちゃんとやって回収するようにすると。そういった方策も今後検討を加えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

後から後からさまざまな、どんどん事態が進展して、こちらの調査がどんどん進めば進むほど、ひどさがわかる。ひどいですね。だから、問題点、古い土壌の検査表だとか土砂発生元証明書、それから隣接地主の同意書偽造、石岡の東洋製罐からの残土、撤去されたって、それは業者から言われたんでしょうよ。信用置けないような業者から言われて、信用するんですか。そのつけが今回ってきているんですよ。最終的にそのつけがどこに回るんですか。地域の集落の人に回るんじゃないですか。行政の責任は何ですか。環境経済部というのは環境を守るんでしょう。守るん

でしょう。やらせたら守れないんじゃないですか。

そういう点から言ったら、当局の責任を問われています。工事期間が過ぎても完了届を出さない。やるべきことをやらない。そういう点では、裁判の中でも、市当局の姿勢のほうがしっかりすれば、まずモニタリング、水質だとか地下水の問題とか、それから発生元場所の特定、それと告訴・告発、二度と起こらないようにする、そういうことを提案しました。今、話を聞きましたら、発生元の問題については厳格にやるよと。そういうことで前進です。坪井さんもそんなことを言っていたみたいですけどね。それと、それから告訴・告発については、やるということです。

ただ、モニタリングの問題について、やはりまだ残っているんじゃないかなというふうに思います。あれだけのひどい残土、私は12月議会で何かあったら責任とろうというふうに坪井前市長に言って、あなたのポケットマネーでやりなさいと言ったんだよ。しかし、もう落選しましたから、追い打ちをかけるようなことはできません。そういう意味では、この問題をきちっと考えて、行政として、市長の考えも含めて、できれば幕ノ内の区長さんとやっぱりきちっと話し合って、今後その対策について、やるという協議を持って、誠意を持って対策について協議するというふうな方向を出せるかどうか、そのことをちょっとお尋ねします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先ほども申しましたが、事後処理、事後処理でもないかもしれませんが、この問題についての最終的なモニタリングも含めた対策につきましては、幕ノ内の区長さんとその集落の皆さんとお話を進めたいと今考えておるところでございます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ぜひそういう形で進めていただきたい。私も毎回毎回、残土問題に時間をとられると、ほかの問題ができないんですよ。もう今度は、こういう残土問題についてはきちっと内部で真剣に対応していただいて、私は別な質問も十分にやりたいんで、今後よろしくお願ひします。

それで、談合の問題についてはいろいろあります。ただ、ヒガノ先生という常盤大学の先生が非常にいい提案をしているんですよ、入札制度について。私と非常に考え方が似ているね。

それについて、市長はそのことについて知っているかどうか、この提案。それで山中部長、これをきちっと伝えているかどうか。私のほうの今までの意見とヒガノ先生の意見とすり合わせて、業者間のすみ分けの問題について指摘しているんじゃないですか。それもあわせて、ポイントを教えてください。ヒガノ先生のポイント。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまのご質問の中で、市長に報告をしているかという件でございますが、新市長にはこの

内容については、4月1日で変更をしておりますが、お伝えをしております。4月1日でございますので、前市長には報告をしております。

また、今、お名前が出ましたヒガノ先生、これにつきましては、入札監視委員会がございます。3名のうちの1名の大学の教授……

[佐藤議員「ポイントを言って、ポイントを」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

はい。指名競争入札の関係でございますが、これについては事前公表しないというふうなことで提言をされております。また、予定価格の事前公表についても考える必要があるというふうな提言でございます。また、応札者が少ないと……

[佐藤議員「まだあるでしょう。希望価格の問題においてちゃんと書いてあるでしょう。出るからにはちゃんとしゃべって。希望価格の事前公表について何て書いてあるの」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

いや、希望価格については、特には提言はございません。

[佐藤議員「実質的にはほとんど変更がないと同じだと言っているでしょう」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

応札者がまた少ないという点がございまして、それらの入札のあり方を考えてくださいというふうなことです。

また、共同企業体の参加者につきましても、審査資格後に公表しているということについては、これを事後公表にするということのご提言をいただいております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

これ、提言の中身もきちっと報告するよと言ったんですよ、時間がないから。

500万円未満の建設工事も、指名競争、これを廃止して、随意契約もやめると、一般競争にするということを言っていますよ。それから本店縛り、これをやっぱり市内支店・営業所全体も入札参加者資格に加えると。それから、希望価格の事前公表もやめると。縄張りやすみ分けというのもなくせということまで言っているじゃないですか。

どうなんですか。今回、私へ談合の入札の情報がしばらくぶりで来ましたが、結果的にちょっと食い違っただけぐらいで、やはり大体の目安のところは落札しているんですよ。見てくださいよ、一般競争入札だってそうでしょう。その点についてどうなんですか。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

ただいまの談合情報につきましても、ご質問のようなことがございました。これについては結果は、三者の談合情報がありましたが、それぞれ別の業者が、開札の結果、入札の結果は談合情

報とは違う業者が請負をしております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

じゃ、生活排水の問題について、時間がありませんので、まず公共下水道の加入実績、千代田地区と霞ヶ浦地区、それから霞ヶ浦地区についても特環公共事業の牛渡、加茂の加入率、この問題点。それと、合併浄化槽の設置状況と公共下水道の事業費について、どういうふうになっているか。平成17年から21年までの合併浄化槽の設置状況、それから事業費については平成17年と平成21年までの経過ですね。事業費及び設置の比較、この辺はどのくらい、平成17年から21年までどれだけ公共下水道がふえたのか、事業費が幾らだったのか、1戸当たり幾らなのか、それについてお答え願います。報告願います。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問の各種事業等にかかわる状況、それから比較等を含めまして、今、手元に数字がございませんので、資料にして提出をさせていただきたいと思っております。

[佐藤議員「資料として提出されているの、もう。だから、聞いているの。あなたがどういうふうな認識をしているんですか。だから質問してるんでしょう」と呼ぶ]

○土木部長（松澤徳三君）

申しわけありませんでした。

[佐藤議員「全部準備しなきゃだめですよ、ちゃんとデータを。私は要求してもらっているんですから。どこに問題があるんですか、公共下水道の。そういうデータぐらい、ちゃんと手元に、下水道課長からもらえばいいじゃないですか」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

大変申しわけございません。今回の質問の中での資料を集める中で確認をしていたところでございますが、手元に持ってきておりませんでした。確認をし、ご報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

[佐藤議員「よろしくない」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

[佐藤議員「ちゃんと報告しなさい」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

それでは、これより昼食休憩に入ります。

再開は午後 1 時30分からといたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 4 分

再 開 午後 1 時 3 7 分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。

2 番 小松崎 誠議員が出席しておりますので、ご報告いたしておきます。

続いて、答弁を求めます。

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

それでは、先ほどの佐藤議員さんのご質問のお答えを申し上げます。

大変不手際がございまして申しわけございませんでした。

先ほどのご質問の公共下水道に係る普及状況というご質問でありました。公共下水道の水洗化の状況を千代田地区、霞ヶ浦地区別々にご報告申し上げます。

千代田地区の公共下水道につきましては、対象戸数が7,410戸に対しまして、水洗化が7,337戸、99%という状況でございます。霞ヶ浦地区につきましては、対象戸数1,996戸に対しまして、水洗化戸数が1,376戸、68.9%という状況でございます。そのうち、流域特環の加茂・牛渡地区につきましては、対象戸数が881、水洗化戸数が423、48%というような状況となっております。

それから、合併浄化槽の設置に関してでございますが、平成21年度には51基の設置がされたところでございます。補助金額として3746万3000円という状況でございます。17年度から集計をしているところでございますが、現在までに195基が設置をされております。補助につきましては、1億1800万円というような補助の交付を受けて設置をされたところでございます。

それから、1戸当たりの費用額というご質問でございました。21年度末現在の数字でご報告を申し上げますと、公共下水道、かすみがうら市の中で対象戸数が9,406戸、1戸当たりの費用につきましては251万5000円というような状況になってございます。ちなみに、17年度につきましては、対象戸数が338という数字でございましたが、1戸当たりの費用額につきましては327万円程度の事業費が計算をされております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

ここで、農業委員会事務局長 中島邦之君から答弁漏れの申し出がありましたので、答弁をさせます。

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

先ほどの私の答弁について、農地にならないような答弁をしてしまいましたが、現地を農業委員会で調査しまして確認して、また完了届につきましても確認して、その後に受理したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

一応、公共下水道の進捗状況というのは、やっぱり数字をきちっと把握していかなければいけないし、またそれが1戸当たりどれくらいの費用になっているのか、それも把握しなければいけない。あらゆる分析をして、やらなければいけないということなんですよ。

（グラフ使用）

私これグラフにしましたけれども、千代田の公共下水道の加入の推移、これを見ると、皆さん、いわゆる上が対象戸数なんです。加入戸数がこちらですね。だから、かなり対象戸数と加入戸数がニアになっているでしょう、近くなっているでしょう。ところが、霞ヶ浦はこうなんです。霞ヶ浦、対象戸数が1,996に対して加入戸数が1,376、今言ったように68.9%だと。その中で問題なのが、この加茂・牛渡地区の特環流域公共下水道なんです。今言ったように、48%でしょう。ということは、大きく足を引っ張っているのがこの牛渡のほうの特環ということなんです。このままいくと、881に対して、恐らくこれも伸びるわけでしょう。今、整備していますからね。

それから、この伸び率は今のところ6%弱ですよ、加入が。6%弱ということは、これいつになったら、あなたが言っている90%になるんですか。整備をしていって、そしてまた伸び率が6%程度だったら、なかなか90にいかないでしょう。その問題がまずあるということを確認したいと思うんですけれども、この下水道の接続戸数が895なんです。そして、合併浄化槽が今言ったように195でしょう。そうすると、全体の18%が合併浄化槽で設置されているんです。公共下水道の接続が82%、そういう意味では、今の公共下水道のあり方をきちっと見直さなければいけないということなんです。

今、合併浄化槽の補助額について言いましたよね。1億1800万円、195に対して。ということは、これ1戸当たり計算すると幾らになりますか。市の持ち出し分は1戸当たり幾らですか。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

現在の合併浄化槽につきましては、県の上乗せ等も加えまして、国、市町村各3分の1ずつの負担ということで補助を行っているところでございます。約60万円の数字になろうかと思えます。以上です。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

ということは、今言ったように、合併浄化槽だと60万円の市の持ち出しなんです。公共下水道で今やっていたら、327万円費用がかかっているんです。それで加入が伸びない。これは絶対に公共下水道の見直しは必要だと思いますよ。これをやらなければいけないというふうに私は思うんですけれども、市長の答弁を後で求めたいと思いますけれども、何しろ質問も3回までしかできないものですから、注意しながらやっているんです。

あと、今、加入促進方法について、下水道法第10条に定める排水設備の設置等に関する規定及び下水道法第11条の3の規定によれば、下水道整備後は3年以内の接続を求め、第48条では30万

円以下の罰金などがあるというふうに、接続に対して厳しい法令の措置があるというふうに聞いているんですけども、これについてはどういうふうに解釈をすればいいのか。

垂れ流しについても、下水道が整備されているにもかかわらず、道路への排水口へ直接生活排水を流しているという実態があると言っているわけでしょう。そこでは、単純に、接続するにはみずからはできないんですよ、どこかに業者に頼まなければできないんですよ。これについてもどういうふうに考えているのか、あわせてお尋ねしたいと思いますけれども、いわゆる公共下水道の見直しは必要だと思いますけれども、市長の見解と今言った、いわゆる整備後3年以内の接続を求める下水道法の問題、それと垂れ流しの問題について答弁をお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

公共下水道のエリアの見直しのことかと思いますが、私もまだ全体計画はちょっと見ておらないんですが、ここに出ております金川・飯岡・志士庫地区が計画には入っているが、今後実施の準備をするということですが、この準備についてはよく精査して、地元の方たちと相談しながら、やった方がいいが加入率が上がらないということでは、かえって、あの地域は農村地帯でありますので、合併浄化槽のほうははるかに安上がりに行くわけでありまして、そういったことを勘案しながら、検討を加えてまいりたいと思います。

あとは土木部長のほうでお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの佐藤議員さんのご質問でございますが、下水道条例あるいは実態との関連、まず下水道条例に含まれます排水設備の内容、それから下水道供用開始後3年以内に接続という状況につきましても、当然工事に入る時点で説明会を行い、条例の内容等も十分説明をし、ご理解をいただきながら進めているところでございます。今後も条例にのっとって説明、ご理解を求めるといことで、引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

さらに、U字溝への放流ということかと思いますが、確かに通常は業者さんをお願いし、浄化槽の設置をし、それから放流という形になってまいるところでございます。現在のところ、結論までは至っておりませんが、先々U字溝への放流ができなくなるのではないかと懸念もございまして。そういった状況も踏まえ、業者等への工事依頼については十分注意をされるよう促していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

費用対効果の問題も含めて考えなければいけないということなんですよ。とにかく金川地区のほうは合併浄化槽は何か8割ぐらい、合併浄化槽だけじゃなくて単独浄化槽も8割ぐらいだというふうに聞いているんですね、7割か8割ぐらい。それと、飯岡地区では、圓城寺さんを初めとして強く反対しているという話を聞いております。そういうこともあわせて検討しなければいけ

ないということと、それから費用対効果の特環下水道のいわゆる加茂工業団地の問題なんですよ。これについてまともに答えていないというのが、私も何回も指摘していますけれども、今、公共下水道で、千代田地区は対象戸数に対して、今言ったように、かなり入っていますので、1戸当たりの費用額は165万円なんですよ、1戸当たり、建設事業費が。ところが、霞ヶ浦のほうは1戸当たり350万円なんですよ。今も、数字言いましたでしょう。325万円となっていたでしょう。それで、逆に合併浄化槽の設置だって、今答えましたけれども、60万円程度だと言っていたでしょう、市の持ち出し分が。だから、どれだけ効果があるかということなんですよ。その認識をしっかりと持たないと、今後、本当に必要な事業かどうかを見直さなければ、財政の赤字はどんどん膨れ上がってくると、公共下水道で。このことの認識を、まず市長、伺いたいと思います。

それと、時間がもうないと思いますけれども、加茂の地域は将来工業団地の工場の排水を想定して600ミリにしたというんでしょう。600ミリ、これがいつ、しっかりと稼働するのかと。稼働率が、稼働率というか、何%まで上がるのか、その見通しがあるのかということを行っているんですよ。整備を18億円もやって、そして工業団地がいつ入るんですか。その600ミリの管がいつ有効になって、それが解消になるんですか。そのことについて、考えてもらわなければいけないということなんですよ。

とにかく、霞ヶ浦地区の加入率が悪いのは、事前調査やはっきりとした同意がないままに許可を受けて、工事だけ進めている結果となっているわけですよ。つまり、土建行政の典型なんです。それが多額の借金を抱えるこの状況になって、そこに業者と行政の癒着構造が見え隠れするんです。前にも何回か言いましたけれども、そういう投書がありました。入札談合ではないんですけども、業者との癒着を断ち切る決意というのが新市長に求められていると思いますけれども、新市長の答えと今言った工業団地の、いつその稼働が満杯になるのか、そのことを質問して、私の一般質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ご指摘の趣旨は十分わかりまして、加茂地区についても、確かに600というのは、私も現状でいうと過大ではないかと。あそこはタキロンという会社が来ていますが、タキロンは本来もともと自前の下水を持っていたんですよ。流出管を持っていたわけですから、今はほとんどそれ使っていないみたいなんです。そういった事情も踏まえて、加茂地区、もし、流末のほうは、流末じゃなくて末端のほうですか、要するに利用者側のほうは幾らか進んでいるようなので、これを中止するというわけにはいかないわけですが、接続管、途中の本管、接続管については、先般も土木部長に再検討するよということを示したところですよ。

ただ、今年度の発注分については間に合わないんで、今、発注されるような状況になっておりますが、今後そういったことも、加茂地区に限らず、下水道の施行に当たっては十分検討してまいりたいと思います。

また、ダブリますが、合併槽と集団下水の差というのはきちんと比較・検討して、効率的な行政を進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

何かありましたか、よろしいですか。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまのご質問でございますが、加茂工業団地まで事業を進めた場合の稼働率というお話でございました。さきの定例会の中でもお答えを申し上げたかと思いますが、加茂工業団地につきましては、前回、計画前にアンケート調査を行ったというお話を申し上げさせていただきました。さらに、加茂工業団地につきましては、まだ認可区域の中には入ってございませんので、今後さらに事業計画をするということを考え、再度、工場等の調査等を行いながら、検討を重ねて事業を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

7番 中根光男君。

[7番 中根光男君登壇]

○7番（中根光男君）

平成22年第3回定例会に当たりまして、市民の代表の一人として、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、市長の政治姿勢についてをお伺いいたします。

市長は、公約について早期実現の決意で実行しようとしておりますが、すべてにおいて独断的発想で発言することは、近隣の市町村との関係性を悪化させ、孤立してしまう可能性は多々あります。その中でも、土浦市協同病院の老朽化に伴う移転問題をめぐり、土浦市内に適当な土地がない場合、JR神立駅前への誘致に乗り出すと言われました。宮嶋市長は7月下旬に土浦市長に面会し、合併の希望を伝えており、その中で、いずれ土浦市となる土地として、合併と同時並行で病院誘致をするとしております。また、議会と相談して、用地を無償で提供するとの考えも示しております。

このような状況の中で、1、公約として、不転の姿勢で行財政改革を断行するとありますが、長期展望に立った健全な財政計画が必要であると思っておりますが、認識と計画について具体的にお伺いをいたします。

2、今後、政策を発信する前に、議会、執行部との協議を密にして、政策立案することが重要であると思っておりますが、考えについてをお伺いします。

3、職員の教育、人材育成に対する考えについてをお伺いいたします。

次に、職員採用中止についてをお伺いいたします。

市は、行政職と消防職、計12人の募集を行い、123人の応募を受け付けておりました。市は、8月3日付で「職員採用試験の中止について」というおわび文書を応募者全員に発送いたしました。余りにも急な中止決定であり、独断的な発想であります。

市長として、1、行政改革を断行するとの公約を基本にして判断したのか、具体的にお伺いをいたします。

2、職員の人材育成の観点から、若干の採用は必要と思うが、認識と考えについてお伺いします。

3、今後の職員採用について、どのような対応をするのかお伺いをいたします。

次に、石岡斎場移転計画についてをお伺いいたします。

石岡市、小美玉市、かすみがうら市で構成されております石岡斎場組合の定例会が、8月10日、石岡市役所で開催されました。この中で、宮嶋市長は、火葬炉の建て直しは必要であるが、葬祭場は不要との申し入れを提出されました。申し入れ書の中に火葬炉を予定の8基から5基に減らす、駐車場や敷地を縮小することも盛り込まれております。

1、申し入れ事項について受け入れられなかった場合、どのような対応をするのか、考えをお伺いいたします。

2、8月10日の斎場組合議会の中で、管理者は「見直しはしない。現行のまま事業を進める」との答弁をいたしました。もし最終的に離脱となった場合、どのように対応するのか、具体的にお伺いいたします。

次に、緊急医療キットの配布についてをお伺いいたします。

神奈川県海老名市では、市内に住むひとり暮らしの高齢者を対象に、救急医療情報キットの配布をしております。これは、筒状のケースにかかりつけの医者や持病、常備薬等の医療情報を記載したシートを入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくものであります。高齢者が倒れた際、駆けつけた救急隊員が患者の情報を正確に把握することで、迅速で適切な対応を可能にいたします。

1、増加するひとり暮らしの高齢者の安全・安心を確保するために必要であると思っておりますが、必要性和認識についてをお伺いいたします。

次に、改正児童扶養手当法についてをお伺いいたします。

児童扶養手当の父子家庭への支給を定めた改正児童扶養手当法が8月1日より施行されました。受給者の条件は世帯構成によって違いがありますが、例えば子ども1人なら年収365万円未満の世帯が対象となりますが、額は所得に応じて月額9,850円から4万1720円、さらに子どもが2人以上の場合、所得制限が変わりますが、2人目で5,000円、3人目以降で3,000円ずつ支給額が加算されるような仕組みになっております。

既に父子家庭になっている場合、8月から支給され、8月以降に父子家庭になった場合は、翌月から支給をされます。

1、受給者の対象者数、申し込み状況について、2、受給までの申請手続の周知徹底及び相談窓口の設置についてをお伺いいたします。

次に、被保険者の偽造防止についてをお伺いいたします。

兵庫県明石市は、このほど偽造防止を目的としたホログラム印刷を施した国民健康保険被保険者証の発行をしております。ホログラム印刷は、カラーコピーによる偽造防止の効果が高くなる特殊なフィルムを張りつけるもので、最近では同じものがクレジットカードや1万円札にも利用されております。被保険者証を導入した自治体からも、効果が報告されております。本人確認用の身分証明書としても広く利用されている被保険者証だけに、犯罪に結びつく危険性が多々あります。その観点から、ホログラム印刷導入についてをお伺いいたします。

2、今後の計画についてをお伺いいたします。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

中根議員さんのご質問にお答え申し上げます。

1点目、1番であります。不退転の姿勢で行財政改革を断行すると、こういうことではあります。それが長期展望は総合計画とかそういうものと自分の考えを織りまぜていくわけではあります。先般、井坂議員さんのご質問にもお答えしたとおり、地道な行革の積み上げで、それがやがては長期的な行政改革につながっていくというふうに考えております。そういったことを実行するために、まず市長報酬の50%カットという決意決断を示した、それが不退転の姿勢と、こういうわけではあります。

1点目、2番、議会と執行部との協議を密にしてというお話でございます。就任から1カ月余りになりますが、私の公約は極めて明確な公約でありましたから、その公約の点につきましては、もう早々と、これはこう、あれはああと、方向を明確に打ち出しておりましたが、産業政策であるとか、あるいは市を今後どういうふうに持っていくとか、そういう点につきましては、就任後の発言が多かったわけでありまして、今までの坪井前市長との乖離が、乖離というか違いがですね、余りにも大きかったために、皆さんは大分そのギャップが大きかったということを感じたのではないかと思います。これは、この後、絶え間なくこういうことを発信し続けるわけではありませぬし、大きい方向として、井坂議員のご質問にも答えたとおり、50万中核都市、その流れの中での土浦・つくば圏を考えているわけでありまして、そういった今までは何か大きく違うようにとられたわけではあります。決してこれはとっぴなことでもなく、前任者とのギャップが大きいことがそういう誤解を生んでいるのかなと思います。

今後については、大体もう言うべきことは、出すべきことは大体出切っておりますので、それをいかに着実にやっていくかと。そういう際に、石岡とか、あるいは土浦とか、確かにショックが大きい面もあるかと思いますが、摩擦がないように話を進める必要があると、こういうふうを考えておりますので、まさに中根議員ご指摘のとおり、今後はそういったことにも十分配慮しながら、進めてまいりたいと思います。

1点目、3番の職員の教育とか人材育成に関することではあります。私は、このことにつきましては、けさも職員の朝礼ですか、朝礼でもお話したんですが、やはり職員と市長も、要するに庁舎内が一つの目標を共有する、それが職員のやる気を引き出すのではないかと。目標が明確になって、みんながそれに向かって一生懸命努力する、目標が明確化されておれば、これはみんな前向きにやる気が出てくるのではないかと、そういう基本的な考えを持っています。やる気が出れば、みずからを律して、当然市民の目線で考えるわけでありまして、みずからその方向に従って行動する職員が出てくると、そういうふうな認識をしております。

2点目の職員の採用中止についてではあります。これは先般やはり井坂議員のご質問にお答えしたとおりでありまして、就任したときにはもう既に相当数の募集の応募があったわけござい

ます。8月2日に中止決定をいたしまして、内定はしておいたんですが、就任したときにすぐ職員には申したわけでありましたが、8月2日に正式決定をしておわびの通知を皆さんに申し上げたと、応募してくださった方に申し上げたと。応募していただいた方には大変ご迷惑をおかけしましたが、私の不退転の姿勢で行財政改革を断行するというそういった姿勢に免じて、お許しを賜りますよう文書を発送させていただきましたものでございます。

2点目、2番、職員の人材育成の観点から、若干の採用は必要ではないかというご指摘であります。いずれにしても今年度は採用はしないということでもありますから、今後の職員採用については、適宜なるべく当面は臨時職員であるとかそういった方々を、あるいは委託で対応できるものは対応していきたいと。しかし、なるべく現在の職員で対応していくようお願いをしているところでございます。

3点目の石岡斎場移転計画であります。これももう既にご質問に出ておりましたので、お答えをしたと思うんですが、井坂議員の中にあつたと思うんですが、8月10日に斎場組合の議会があつたわけでありまして、そのときに議会の直前に石岡の久保田管理者に3点申し入れをしまして、火葬炉施設のみの建設でいいのではないかと、斎場は要らないと、そういうのが1点。さらには、火葬施設が8基ということではありますが、5基でいいのではないかと。それに伴って、大幅な規模縮小ができるのではないかと、駐車場は300台は要らないと、10分の1でいいだろうと、そういうことから敷地も現在地でも建つのではないかと。今、敷地は別な敷地が確保されておるということも、完全な確保ではないんですが、73分の72が確保されたということでもありますから、そういったことも踏まえながら、9月8日に管理者会議が持たれる予定になっておりますので、そのときにお話をしたいと思います。その際に、決して千代田地区の皆様にご不便をかけるような事態には至らないように、十分な配慮をして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

中根議員の質問にお答えします。

初めに、4点目の緊急医療情報キットの配布についてお答えいたします。

ご質問にもありましたように、緊急医療情報キットは、緊急時に必要な個人情報を専用の容器で所定の場所に保管し、万が一の救急時に備えるものです。今後ますます高齢化が進む中で、ひとり暮らしの高齢者に対するこのようなサービスは大変効果がある手法の一つと考えております。

次に、2番目の今後の取り組みについてであります。現在も市におきましては、ひとり暮らしの高齢者の安全・安心を確保するため、緊急通報システム及び要援護高齢者実態調査などによる見守り等で対応しているところでございます。また、今年度は火災警報器設置事業を実施し、給付しております。ご提言のありました緊急医療情報キットは、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

次に、5点目の改正児童扶養手当についてをお答えいたします。

まず、1番目の受給者の対象者数、申し込み状況につきましてお答えいたします。

児童扶養手当は、お話にもありましたように、法改正により、今年8月から父子家庭の皆さんも児童扶養手当の支給対象となりました。本市では、マル福受給者より対象者と見込まれる方を抽出しまして、該当する20名に直接通知を発送し、8月20日現在では11名の方の申請を受け付けております。

2番目の受給までの申請手続の周知徹底及び相談窓口の設置につきましてお答えいたします。

申請手続の周知徹底につきましては、ただいま申し上げました直接通知したほかに、かすみぐら市のホームページ、さらには広報紙7月号に掲載して、予定者以外の対象が見込まれる方への周知も図ってまいりました。相談窓口の設置につきましては、千代田庁舎におきましては、担当する子ども福祉課におきまして常時受け付けておる状況でございます。また、霞ヶ浦庁舎及び中央出張所におきましては、母子家庭の現況届とあわせまして、8月18日、19日に相談窓口等を設けまして対応したところでございます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

中根議員の質問中、6点目の被保険者の偽造防止につきましてお答え申し上げます。

国民健康保険証のコピーなどによる偽造を防止するために、ホログラムつき被保険者証を交付している保険者は、現在のところ県内ではありませんが、東京都内で杉並区が平成17年10月に交付を始めました。現在の保険者証は、本来、医療機関の受診の際に国民健康保険に加入していることを証明するものでありますが、身分証明書としても利用されることがあります。昨今のコピー技術の向上などもあり、偽造され、犯罪に利用される場合もあり得ると聞いております。

現在、本市において交付している被保険者証は、コピーすると無効の文字が出る偽造防止策がとられております。ホログラムはカラーコピー等による偽造が大変難しいものであるため、偽造防止効果が格段に高くなると聞いておりますので、今後、導入状況などを調べてみたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

やはり宮嶋市長は改革を断行していくという、そういう本当に決意のもと、すべてに無駄を削減していくというそういう姿勢は、私も本当にすばらしいとは思っております。そういう中で、今本当に社会情勢も厳しい状況下にありまして、失業者の増加、そしてまた生活保護者の増加も含めて、大変な時代背景になっているということは私も重々承知をしているところであります。

そういう中で、やはり市長は積極的な方でありまして、本当に常にマスコミを通して、いろいろ市長が発信している情報を私は新聞を通して見ているわけでありましてけれども、やはり私が思うのは、市長の言動というのは非常に重いものがあると私は思います。やはり市長はどんどん

発信、きのうの一般質問の中でも、どんどん話していくんだという、そういうことも述べておりましたけれども、やはり市長になる前となってからの立場というのは、市長が同じ表現で話したことであっても、これは市民やマスコミに伝えることというのは非常に重みがあり、責任のあることだと私はそう思います。

そういう中で、やはり慎重な判断のもとに発信をしていかなかった場合に、やはり誤解も生じてしまうと、私はそう思います。だから、せっかくすばらしいことを発信したとしても、すぐ誤解を生じたり、やはり行政運営にも支障を来してしまうということも多々これからも出てくると思いますので、先ほど私が述べたように、やはり市長の考え、そして方向性というものを、議会、そして執行部の皆さん、そして職員の皆さんにもよく理解してもらおうとともに、よく協力してもらおうということも前提でありますけれども、よくその内容も理解していただくということがまず大事なんじゃないかなと私はそのように思っています。

やはり元気なすみがうらを本当に再生していくためには、いろいろな問題が山積しております。そういう中で、宮嶋市長はいろいろな角度でメスを入れていこうという、そういうことは私もこれはすべてがやはり可能ではないかと思えますけれども、そういう無駄をなくしていくということは私も同じ考えでありますので、この件については私もできる限り協力はしていきたいという考えであります。

しかし、この改革をするに当たっては、やはりすべての角度から検証していく必要があると思うんです。そして、よりよいかすみがうら市の将来像という形で模索していくためには、いろいろな観点から、今後の対応策や、また議員の一人一人の意見やら、執行部や職員の意見を本当に聞く耳を持っていただいて、別に聞く耳を持たないと私は話しているわけじゃないんですが、やはりもう一步深く、その声をかみ砕いていただいて、やはり発信をしていただきたいというのが私の今の希望でございます。

それから、市長のやはりかすみがうら市を元気にしたい、何とか借金を少しでも減らしたいという、市民のために働きたいというそういう思いは伝わってまいりますので、その辺は私も理解していきたいとは思っていますが、やはり市長の言動については慎重に私はやっていただきたい。マスコミ先行の発信だけではなくして、やはり議会にも理解を求めていく。市長の考え、方向性というのをよく理解してもらおうということを前提にしていく中に、やはり議会も、じゃ協力していこうと、一緒になって団結してやっていこうという、そういう1つのまとまった、やはり1つの心になって、私は応急改革が進むんじゃないかなというふうに思いますので、市長、勝手に一人でやっているなら勝手にやればいいんじゃないかという、そういう声が職員からも出た場合には、私はマイナスであると思えますので、やはり市長みずからがリーダーシップをとっていく以上は、職員からも信頼され、議会からも信頼関係をつくっていく、そのことがまず私は前提だと思えますので、市長の決意なり思いを一言で結構ですので再度求めます。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大変ありがたいご指摘だと思っております。改革の実行、また、いろいろ発信するに当たっては周囲に誤解を与えないように、また何よりも周囲の理解がやがて改革を実現していく上で大き

な力になっていくわけでありまして、中根議員ご指摘の点を十分踏まえながら、今後は慎重な発言もしていきたいと思えます。しかし、発言はやっぱり、いろんな発信するというの是一個の議論のきっかけにもなりますし、それも大事であろうと考えておりますので、なお一層のご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

次に、職員採用中止について、再度確認をしたいと思えます。

やはり職員採用中止については、非常に市民の皆さんにも反響が大きかったと私は伺っておりますし、また応募者の方から2名ほど、私のほうにも問い合わせもございました。希望を持って応募して、それは狭き門ではありますけれども、やはり希望を持って市の職員として頑張りたいというそういう決意で応募したのに、やはり一方的に採用中止という、わび状もつけては返ってきたんですけども、どうもすっきりしないし、非常に私も絶望的な気持ちになってしまったという、そういう声も私のほうに2名ほどありました。

やはりこの職員の採用については、ここ数年で、四、五年の間に50名ぐらいは多分、私、五、六十名減っているのではないかなというふうに推測はしますけれども、退職者もかなりおりましたし、やはり新しい職員を採用するに当たっても、退職者1人に対して2人ぐらいの職員の給料に私は匹敵するんじゃないかなと思うんですが、そういう中で、この職員の人材育成という観点から、職員がすぐ、採用したとしてその人が一人前に職員として働けるのかどうかというそういう部分も含めて、やはり2年とか3年という期間の中で、職員としてのモラルも含めて、やはりいろんな面で力をつけ、立派な職員として私は成長していくんじゃないかなと思えますので、きのう市長が話したように、土浦市は1,000名に対して7名ぐらいの職員で対応しているんだとか、かすみがうらは1,000人に10名以上、若干プラス10名以上になっているんだという、そういう話を伺いましたけれども、やはり事務の内容とか今の市役所の配置の状況も検証した中で、どの部分に職員が無駄な配置をされているのかということも検証した中で、何名くらい現実に多いのかということもやはり検証した中で、私はやるべきじゃないかなとは思えますね。

だから、私はこの単なる中止に対してどうの、抗議するという意味じゃないんですが、やはり将来のかすみがうら市を考えたときには、そういう立派な職員を育てていくという観点からも、若干の採用は私は必要んじゃないかなと。毎年、退職者が結構ふえておりますので、そういう中で若干補充していきませんか、いろんな面で先輩を経験した職員としてのすべてのものを吸収できる、そういう体制の中で若手を育てていくというのが私は基本じゃないかなと思えますので、まずはこの職員の無駄、無駄な配置、無駄な職員が何名配置されているのか、無駄な箇所がないのかということ再度検証していただいて、そういう中でどうしても足りないというところが出てくると思うんですね。また、この辺は多いから、2名ぐらい削ってもいいんじゃないかというふうな、そういうところも出てきますので、全体のバランスをよく配慮した中で、この職員の配置も検討をお願いして、全くゼロの採用ということではなくして、でき得るならば、市長はここ数年採用しないというそういう決意でありますけれども、でき得れば、そういうことを検証しな

がら、若干の採用もお願いしたいというふうに、私はこれは要望としてお願いをいたします。

次に、石岡斎場の移転計画について、これは非常に私も議員になった当時から、石岡斎場組合議会の議員としてずっと、佐藤議員ともども一緒に頑張ってきたわけですが、そういう中で、今回の石岡斎場移転計画については、一番最初のスタートというのは38億円ぐらいの予算で、一番最初に出たのがね。平成19年には25億円から30億円の範囲内で建設しようという、そういうのが一応数字として出ました。そういう中で、検討委員会をここで作りまして、私も検討委員の一人として、7回ないし8回ぐらいの会合を行いましたか。その中で、やっぱり規模についてもいろいろと協議・検討した中で、最終的に斎場議会の中で議決を賜ったという中で、最終の総事業費が23億円という結論が出たわけですが、そういう中で今回の斎場問題が浮上してきているわけですが。

この石岡斎場の問題について私が一番懸念しているのは、8月10日に宮嶋市長が申し入れをなされましたけれども、その中でやはりまた、一応受けましたけれども、そういう中で、かすみがうら市がどこまでも申し入れを強行にこれはやるのであれば、小美玉市、石岡市はもう、かすみがうら市の負担金は必要ないから離脱してもらってもいいという、市長はそこまでは、そういう形にはしないというふうに今話しましたけれども、やはり私は簡単にこの申し入れを受け入れられる環境じゃないと思います、今。今の段階では、協議するとかという、新聞等では、また議会の中では表現はしていますけれども、私はその裏を返してみれば、やはり長年にわたって結論を出したことで、そう簡単に申し入れをすんなり受け入れられるとは考えてはいません。

だから、そういう中で、宮嶋市長が今後、9日にも管理者会議があるというふうに伺いましたけれども、その中で再確認されると思うんですが、そういう中で石岡市さん、小美玉市さんがどのような形で対応するか、私はこれは非常に大事な会合になるんじゃないかなとは予測しますが、だから、そういう中で、万が一、小美玉市さんと石岡市さんが、じゃ、かすみがうら市さんは負担金要らないから、かすみがうら市で斎場をつくったらいいんじゃないのと、そういう話にはならないかと。これは私の予測ですが、そうなった場合、市長として、これどこまで妥協できるのか、妥協案としてどういう妥協案を今考えているのか、その辺ちょっと再度確認したいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

1点目の職員の新規採用についてであります。来年、再来年とどうするのかという話も含んでの話だろうと思うんですが、今年度はもちろん、もう新規採用はないわけですが、来年、再来年についても、できれば採用は中止していききたいとは存じておりますが、十分周りの状況も見ながら判断をしていきたいと思っております。いずれにしても、もう10名もの人を1年間に雇うと、そういう時代ではなかろうかと思っております。

また、2点目の石岡斎場についてであります。石岡市長、久保田管理者も先般の議会ですと最後に発言をしておりましたが、少なくとも火葬場を建てかえるという点については、三者は一致しているわけでありまして、要は斎場をどうするかであります。先般も井坂議員のご質問の中でお答えしましたとおり、斎場の利用というのはここ10年間、年間に多いときで45回、少な

いときだと25回ぐらいの利用しかされていないというデータが出ております。これは新しい斎場になったからといっても、小美玉市にとっては今度、今だったら小美玉に近いわけですが、石岡の町なかを越えていく話になりますから、小美玉にとってはなおさら斎場の使い勝手は悪くなると。我がかすみがうら市にとっては近くなる。大きいところ、今度購入した土地にもし建てるということになれば、かすみがうら市は近くなるわけでありますが、小美玉にとってはさらに使用頻度が低くなるのではないかと。そういうことを考えれば、小美玉が斎場をつくることに大賛成とは私は考えられないので、何で今そういうことになっているかと申しますと、小美玉市民、石岡市民も含めまして、そういう情報が流れておらなかったと、そういう状況にあるのではないかと思います。

ですから、かすみがうら市がこの斎場移転に異議申し立てしたこと自体がいろいろ報道されるに従って、そういった正確な本当の情報というのが、石岡、小美玉、かすみがうら市の市民も含めて広がってくれば、決して今の計画でいいというわけには私はいかないと思いますので、今現在、2市だけでやるからということを想定して、こっちが離脱することを想定してという、そういう話には私はならないと思っていますので、十分話し合いをしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君。

○7番（中根光男君）

この間の斎場議会の中で、管理者がこのように述べている箇所があるんですね。これは管理者が述べていることなんですけれども、「ただ、私としては、長年にわたりまして議会の議論を経ながら結論を出したこの事業でございますので、粛々と今後この事業を進めたいというのが私の希望でもありますし、そのようにしたいと思っています。以上でございます」というふうに話をされているわけなんですけれども、やはり管理者自体もいろいろ苦労しながら結論を出した内容ですので、やはり今の事業を進めたいというそういうやわらかい表現ではしてはいますけれども、やはり9日の管理者会議の動向が一つの私がかぎになると思いますので、またその会議の内容を確認していきたいと思っていますので、また今後対応のほうをよろしくお願いをしたいと思っています。

それから、次に4番の緊急医療キットの配布については、検討していくというふうな話でありますけれども、これは別にお金がかかるわけでもありませんので、要は市民サービスの一環ですので、やはりやる気があればできるということで、ぜひこれは命を守るためにも大事ですので、緊急の場合、倒れた場合に、情報が入っていれば、すぐに対応できるわけですね、救急隊員がね。だから、そういう面では、やはりお金が何百万もかかるような事業というか仕事の内容じゃありませんので、この辺も検討じゃなくて、できる限りやるという方向でお願いをしたいと思います。

それから、次に5番目の改正児童扶養手当法について、先ほど答弁がありましたように、これは対象者が20名で、まだ11名しか申請されていないということですよね。実際に、これ対象者はもっといるんじゃないかと私は思うんですよ。というのは、これですね、別に母親がいても、これは母親がもしも一緒に同居していてもいただけるんですよね。というのは、それ条件があります。どういう条件かといいますと、母との婚姻を解消し、母が死亡、もしくは母が一定程度の障害を持っている、それから母の生死が不明などの場合、子どもともともと生計を同じくしてい

ば手当が支給されるという、この辺多分理解されていない人が、私に問い合わせがあった方にはちょっとおりましたので、この辺も障害のある方もこれは含まれるわけですので、私はもっとこれ20名よりふえるような、理解していない方もおりますので、その辺の周知徹底もお願いしたいと思います。

それで、やはりまだ11名ということで、とりあえず目標としては、ことしの11月30日までに申し込みして、さかのぼって、例えばことしの8月以降、10月にもしも父子家庭になった場合にはその10月から、亡くなった翌月から支給される、給付されるというふうな内容でありますので、その辺も多分中途の方は理解できないと思います。その辺の人も含めて、やはりきちっとした対応をしていただいて、父子家庭への周知徹底をお願いしたいと思います。

それから、最後の被保険者証の偽造防止については、全国でも少ない自治体で実施はしておりますけれども、非常に効果があるというそういう話も、そういう情報として、私、確認しております。ですから、これもそんな大きな予算がかかるわけではありませぬので、ぜひとも被保険者証の偽造防止のホログラム印刷の導入についても、できるだけ早い時期に検討していただいて、実施をお願いしたいと思います。

ともかく、市長の本当に改革という精神をどうかかすみがうら市のために、これは頑張っていたきたいと私は期待はしておりますし、どうか議員と職員とのそういう信頼関係をやはり大事にさせていただきたいということを最後をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

7番 中根光男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時38分

再 開 午後 2時58分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

11番 矢口龍人君。

[11番 矢口龍人君登壇]

○11番（矢口龍人君）

平成22年第3回の定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問させていただきます。

本日は猛暑という中にもかかわらず、大変大勢の傍聴者の皆さんがおいででございます。ご苦労さまでございます。わかりやすく、かつ具体的なお答弁を求めます。

宮嶋新市長におかれましては、7月23日、市長就任以来、積極的な言動を繰り返され、たびたびマスコミ等にも登場しております。このことが本市の発展と住民福祉の向上につながるものであるならば、大変歓迎するところではありますが、先ほど中根議員からもお話しございましたように、市長は市民4万5000人の首長でございます。大きな事業を目指すのであれば、きちっとした戦略を立て、事前にこれまでの経過を調査するとか、根回しをするとか、そのようなことが必要

ではないかなというふうに思います。市長には議会を招集する権限があるわけでございますし、また全員協議会も開催できます。議論の場を設けていただいて、議員ともども、かすみがうら市の発展のために議論を続け、そして政策実現のために皆で努力したいというふうに私は考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、本題に入りたいと思います。

1点目の今後の職員管理の動向についてでございます。

合併時に策定した新市建設計画において、市職員の削減により、財政効果については市民に提示をし、一般職の職員について、退職者に対して新規職員採用を抑制し、半分程度にすることにより、合併後10年間で546人から75人の削減を想定しておりますが、ことしの3月末の時点で5年間で定員適正化計画での見通しで22名の削減のところを57名減という、見通しを大きく上回る減少となっております。後期定員適正化計画では、平成26年4月の削減目標を10年間で78名としておるわけでございますけれども、市長はさらなる職員の削減を予定しているとのことでございますが、その削減の内容と市民への行政サービス低下を避けるための考えをお伺いいたします。

②としまして、現在の組織機構の形態では、人員削減、事務事業の増大などの影響によりまして、担当係の人員不足で非効率的な行政運営となっております。組織機構の再編と組織のスリム化が必要ではないかというふうに思われますが、市長のお考えをお伺いいたします。

市職員の給料の基本でありますラスパイレス指数という地方公務員と国家公務員の給与水準を比較する中で、一定の水準は守られているのが現状であります。市長は職員の給料も値下げを予定しているとのことですが、お考えをお伺いいたします。

続きまして、入札制度の改善策についてでございます。

本年1月1日付で入札制度の改正が6項目行われたわけでありまして。その中で何件か入札不成立や不調が見受けられますが、問題点についてお伺いをいたします。

工事に関係する部分で最低制限価格を設定しておりますが、設計やコンサルタントなど業務委託や物品購入などには最低制限価格の設定をしておりませんが、どのような理由なのかお伺いをいたします。

下稲吉小学校建設事業の基本計画では、いろいろ議論をさせていただきましたが、何とか執行部側の提案に私たちも理解を示してまいりました。今年度、実施設計を発注して、平成26年度までに完成する予定でありますが、実施設計の入札で予定価格の半分以下であります38%で落札したとの話を聞きまして、愕然といたしました。基本計画で議論になりましたが、この学校は全面建てかえではなく、屋内運動場、管理棟の2棟を新築で、ほかは耐震補強と大規模改修を行う予定であり、工事としては大変難易度の高い事業ではないかというふうに思います。下稲吉小学校施設整備実施設計業務委託の一般競争入札で希望価格が4971万円であるが、落札業者は東京に本社がある大手の設計会社が1830万円で落札をしましたが、このような低入札でまともな実施設計ができるのかをお伺いいたします。

また、担当課である学校教育課での対応はどのように考えているのかお伺いをいたします。

③最低制限価格の設定されていない場合に、今回、何件かのダンピングと思われる低入札が行われております。ダンピングに対する考えについてお伺いをいたします。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

矢口龍人議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目、1番であります。後期定員適正化計画にまつわるものでございますが、最少の経費で最大の効果を上げるということは私の目標としているところであります。職員数の削減についても、そういう点から今後も実施していきたいと考えております。

この後期定員適正化計画があるということは承知しております。ただ、内容については私もまだ十分理解は進んでいないとは思いますが、当初、私たち霞ヶ浦町と千代田町が合併したときは当時546名の職員がいたと聞いておりますが、それを97名削減するんだというのが合併説明会に、地区の説明会で説明されたのを覚えております。今、議員さんおっしゃったように、それが546名を75名、10年で削減するんだと、そういうことに変更がされたわけですが、その間に保育所の民営化で二十数名が実際不要というか、削減プラスになるはずであります。そういったところがどういう足し引きになっているかというのは私もまだ十分理解しておらない部分もあります。しかし、そういったことは別にいたしましても、いずれにしても最大に削減をしてまいらなくてはならない。そういった中で、委託とかあるいは臨時職員も含めましての対応を考えていかなくてはならない。行政サービスの低下を防いでいくと、そういうことが大事であろうかと思えます。

次に、第2点目であります。組織機構の再編とか組織のスリム化の問題であります。これは行政需要も年々、社会経済情勢の変化に伴いまして、需要そのものの内容も変わっておるわけでございます。行政も同じ組織形態ではだんだん古いものになってしまいましたので、新しい行政需要に対応できるような組織形態をとる必要があります。そういった点で、なかなかもともとあった組織というのは、自分らのところはもう仕事が、だれも自分の仕事が要らないと思ってやっている人はいないわけでありまして、自分のところの仕事は大変重要だとだれもが思っているわけでありまして、しかし、客観的に見て、この事務事業は少し縮減してもいいのではないかと、そういったことはやっぱり組織として考えていかないと、必要のところだけ、ここは必要だ、ここは必要だと言っていたら、どんどん膨張するばかりでありますから、縮減するところ、それからふやすところ、それを十分仕分けをしていく必要があります。そういったことに対応していくと、そういった要するに議員のご指摘かと思えます。私も全く同様でありまして、今後そういった効率のよい行政運営を目指していきたいと、こういうふうに考えております。

そして、1点目、3番であります。職員の給料の値下げについての考えということですが、まず、行財政改革の第一歩は、事務事業の縮小をまず第一歩にすると、市民にまともに負担が、負担がという行政サービスが減ったように感じられるわけでありまして。ですから、行政改革の第一歩はまず内部から。内部からというのは庁舎内からということでありまして、その頂点は市長でありますから、その市長の決意決断を50%カットということであらわしたわけでありまして。そういったところからすそ野を広げてまいりまして、人件費の削減、昨日も申しました

が、40億円の人件費の最終的には1割を削減してまいりたいと、こういうふうに思っております。その削減、人件費の内部削減から、だんだん事務事業の見直し、その第1番目にはやっぱり補助事業の見直し、補助金のカット、削減ではなかろうかと思っております。そういったことに手をつけるためにも、今年度中には職員さんの給与改定についてもいろいろお願いをしていかなければならないと考えております。

入札制度の改善につきましては、担当課から回答させます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

矢口議員のご質問にお答えをいたします。

2点目の入札制度の改善の関係でございます。

1点目の入札で不調が見受けられるというふうなことでのご指摘がございました。これについては、本年4月1日から入札制度の改正を行っておりまして、競争性の確保といった観点から、これまで3社以上ということをやっておりましたが、5社に満たない応札については無効とするということで改正をしております。不調の入札の関係については、その後、地域条件等を広げまして、競争性を図っているというふうな関係でその後の入札を行っております。

また、最低制限価格の設定についてでございますが、これらについては工事関係について設定をしております。最低制限価格が直接工事費や共通仮設費、現場管理費、一般管理費をもとに算出をしておりますので、工事関係の入札に対しましては最低制限価格を設定しているという状況でございます。これらについては、国・県等の指針がございます。それらに基づいてパーセント等を決めながら、その都度改正を行っているというふうな状況でございます。

2点目、2番の下稲吉小学校施設整備実施設計業務委託の一般競争入札での大手業者の低入札による落札ということで、実施設計ができるのかというふうなご質問でございます。

これらにつきましても、市におきましては、入札実施後、一般競争入札実施要綱に基づきまして、事後審査方式によりまして落札者の決定を行っております。本件についても例外ではございませんで、1級建築士事務所の登録証明書、監理技術者の届け出、同所の履行実績書類、その他必要書類を求め、担当課において検証をしたところでございます。

ただいまのご質問でご心配をいただいている低入札の内容でございますが、その後、任意であります。落札業者の会社の規模、実績、技術者等を慎重に調査をいたしまして、十分に落札業者としてこたえられるというふうな判断をいたしまして、契約に至ったところでございます。これらによりまして、ご心配をいただいておりますが、満足できる成果品が納入されるというふうには思っております。

2点目の3番、低入札（ダンピング）に対する考え方についてお答えをいたします。

本市につきましても、低入札ということで、これまで何件かそういう事案が発生をしております。工事関係につきましては、最低制限価格を導入し、低入札の防止を図っているところでございますが、業務委託、さらには物品購入、賃貸借等の契約に関しましては、特に設定をしていな

い状況でございます。しかしながら、ダンピングは業務成果における良好な品質確保への影響が懸念されることなどから、今後いろいろなご意見等もあると思います。また、県や先進地の自治体でもダンピングについていろいろな協議を重ねているということをお聞きしておりますので、その状況などを調査いたしまして、それらについては入札制度の検討委員会等に図りまして、さらに検討をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

それでは、お答えを申し上げます。

2点目の2番目の下稲吉小学校の施設整備実施設計業務委託、その関係での入札の結果の件につきまして、学校教育課を所管する教育委員会はどのように対応を考えているのかというふうなお話でございます。

先ほど、総務部長からもございました今回の発注の件であります。当然のことでございますけれども、建築士の資格を有する者が当然履行期限までに仕様書の内容の作業を遂行するということが必要でございます。今回の落札業者につきましては、先ほど総務部長からもございました点と重複いたしますけれども、条件を満たしております。仕様書に基づきます業務遂行、これはできるというふうに思っております。

落札金額が低額であるということにつきましては、落札業者は東京本社のほかに北海道から沖縄に支店がございまして、日本全国において幅広く営業いたしております。このため、具体的に申しますと、構造計算等の専門分野の社員も在籍をしております。社内において行える作業が多い、そういったことから低額であったというふうに推定できるところでございます。

今後につきましては、仕様書及び整備基本計画のスケジュールに合わせまして、現地での調査、打ち合わせを十分行いながら、業務を進めてまいります。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

職員数の削減についてでございますけれども、昨日もお話ございましたように、消防署の件で、確かに4万5000人規模で消防本部を運営するというのは大変なことだというふうにお聞きしております。特に本市の場合は消防署が2カ所ありますよね。2カ所で24時間体制で勤務ということになるとやっぱり、今、人員は84名、隊員が勤務しておるといふふうなことでございますけれども、通常の規模でいくと定員数で大体40名ぐらいが妥当だというふうにとっております。

それから、現在の組織上ではやむを得ない数字なんだというふうにも私も理解はしておるわけでございますけれども、それから本市における保母さんの数なんですけれども、これもやっぱりほ

かから比べると相当多いと言われております。これも子育て支援策の一環であるゼロ歳児、それから3歳児未満の保育にかけておる人数、そういった部分で、運営上、これも仕方のない部分なのかなというふうに思います。

そのような状況で職員数をまた削減するというふうなことは、本当に非常に疑問に思われるところでございます。やっぱりそのような観点から減らすということであれば、例えば消防署を2カ所あるのを1カ所にするとか、あと、保育所の民営化ですか、民営化に切りかえるとかという、そういう方法が削減に一番いいかなというふうに私は考えるわけでございます。市長の考えはどのようなのか、その辺をまたお尋ねしたいと思いますけれども。

それから、人材育成の観点から人事評価制度の導入がされているわけでございますけれども、現在の評価の方法と、それから現在の状況ですか、実施状況についてお伺いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

矢口議員のご質問であります、特に消防署と保育士についてのご提言であります、確かに消防署は昨日もそういうご質問がございましたが、消防署は非常にきつい状態にあるというのは事実らしいです。実は、土浦市に消防署を事務委託できないかということも考えて土浦市に相談に行ったんでありますが、司令システムがなかなか統合できないということで、そういうことであれば、一刻も早く県内、あるいは県南だけ、つくばを中心にした圏内だけの消防署の統合と、そういった方向をデジタル化に合わせていち早く進めることが我がかすみがうら市にとっても利益につながるのではないかと、こういうふうに思いますので、今後、土浦、つくば等と、周辺自治体とも相談を進めながら、早急に統合を目指していきたいと、こういうふうに考えております。それまでは何とか一般職のほうから回すとか、あるいは片方に重点配分するとかという、そういった方向も検討しながら、対応せざるを得ないのかなと、こういうふうに考えております。

保育士につきましても、確かに午前中のご質問にもありましたが、我が市は結構ゼロ歳児の預かりなんかも最近は対応しているようでありまして、そういったところに手がかかっているという状況もありますので、民営化によって霞ヶ浦地区は6カ所の保育所が5カ所なくなったわけがありますが、それがいつの間にか吸収されてしまって、その分、多分サービスはかなり充実しているのかなと、こういうふうに思います。そういった点も、なお、そこにも無駄がないかどうかとも精査しながらいきたいと思っております。

また、人事評価制度につきましても、最近、そういった取り組みが急速に進んでありまして、職員課を中心にやっているようでありまして、詳細について担当部長から回答させます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

ただいまのご質問で人事評価の関係でございます。これらについては、これまでの議会の中でもご質問等をいただきましていただいておりますが、3年ほど前からそれぞれの職員についての各階級ごとの研修等を行ってきております。これまでの研修から、今度は実質的な人事評価をするということで、それぞれ課長補佐・課長・部長級にそれぞれ職員の評価をしていただきまし

て、本年度からそれぞれの職員の評価をすると。管理職手当等についても関係をしてくる部分がございます。これらについても、1年を通してそれぞれの職員に説明会等を行いまして、理解を得て了解をしていただくというふうな方向になってくると思います。この人事評価につきましては、これまでの中で理解をいただいていると思いますが、今年度からそういうことで実施をするということで計画しているものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

今、人事評価の件でございますけれども、きょうもちょっとお話がありましたけれども、やはり身内に甘いというか、やっぱりことしからやる、来年の給料に反映させる、非常に行動が、市長は非常に行動が早いんですけれども、なかなか職員の方々はちょっと行動が遅い。もっと積極的に私はやっていただきたいなというふうに思いますね。

警察官を例に挙げますと、昇級試験に合格しないと、いつまでたっても同じ階級にいるというようなことでございますよね。一番低い階級が巡査で、昇級試験に合格しなければ、巡査のままずっと、50歳になっても巡査のままにいるしかないというような大変厳しい話でございます、その上が巡査部長ということなんですよね。そうすると、子どもさんの関係で、やっぱり学校へ行って、「お父さん何やっているの」と言ったときに、「巡査」と言うと格好悪いということで、巡査長という特別にそういう名前だけつけてあるらしいんですよね。これは昇級試験に関係なくてね。そういう部署というか名前を設けてもらっているという話を聞きます。本当に非常に厳しい制度といたしますか、でもやっぱり市民の命と財産を守るということでは、公務員としては同じだと思えますよね。そのくらいやっぱり厳しさが私は必要ではないかなというふうに思います。

これは市長にお願いしたいんですけれども、人事評価制度の中にそういった昇進試験等の導入もご検討いただけるかどうか、ちょっとお話ししたいと思えます。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

昇進試験ですよ、一種の昇進試験だと思うんですが、そういうことをアドバイスしてくれる、東京にそういう外郭団体なんでしょうけれども、総務省の外郭団体があるやに聞いております。そういったところにも相談しながら、適切な試験制度というのがあれば、課長昇任試験であるとか、係長の昇任試験であるとか、そういったものもあり得るのかなと思えますので、十分研究をしてみたいと思えます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

ぜひね、まず、やっぱり市役所の中から改革を断行していただきたいというふうに思います。

私は議員になりまして、おかげさまで3期12年になろうとしておりますけれども、毎年、予算書を拝見しておりますけれども、予算の規模は例年順調に伸びてきておりますが、予算書の内容

は例年ほとんど変わらない。各部があり、そしてまた課、そして担当係が予算の執行を行っているわけでございますけれども、縦割りの状態でございますね。担当課は与えられた事業を例年どおり実施するのみでありまして、予算の執行が市民のために使われたのかという検証や、次年度にもっと大きな予算を求めて、さらにその事業を充実させるとか、そんな創造のできるような係が本来であればあってほしいと私は思っているわけでございますけれども、若い職員さんと何度かお話をする機会がございまして、いろいろ意見の交換をさせていただいたんですけれども、最初は議員ということでなかなか話に乗ってきてくれなかったんですけれども、話をしていると非常に目がらんらんと輝いてきて、まちづくりの話などになると特に話が非常に盛り上がり、そしてそういう中で素晴らしいアイデアを聞かせてくれるんですよ。そういった若い人たちの意見をくみ上げる、そういうシステムをぜひつくっていただけたらなというふうに私考えるところでございます。

また、人事異動においても、全課を渡り歩くシステムですよ、今はね。ではなくて、やっぱりこういうふうに少数精鋭でもってこれからやっていくということになるのであれば、なおさら蓄積したノウハウをその専門業の中で専門で生かせるような、そんなスペシャリストといえますか、そういうのを育成するのも大事なんじゃないかなというふうに思います。

特に工事関係ですと、土木、水道、これから学校建設とかございますけれども、やっぱりそういうところで培ったノウハウはできるだけそういう中で仕事ができる人事異動にさせていただいて、また、そういうものにグループ制をとるというのも一つの考えかなというふうに思いますし、本市の工事部門は特に専門の技術者がおりませんから、設計、建設、工事に関しても、結局、監督するにしてもやっぱり専門技術者、1級建築士とか1級土木施工管理者というそういう技術者がおりませんね。ですから、できればゼネコンなどを退職した方を臨時で採用するとかして、それでそういう中で監督をしていただいて、合理化の一つとして考えていただければというふうなことも思います。

それからまた、保健福祉部門とか産業経済、そういうところも現在のような課を統廃合してグループ制の導入を図れば、少人数の課もなくすこともできるし、また一つの課題に何人かで職員が当たれば、問題解決にも時間が短縮できるのではないかなというふうに思います。少人数で効率的なサービスが提供できるシステムを考えて、そしてまた実行していただければなというふうに思います。

答弁いただければあれですけれども、市長、お願いできますか。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大変貴重なご提言をいただきました。大いに参考にさせていただきます。今後の行政運営に役立てていきたいと、こういうふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

ありがとうございます。よろしくひとつお願いします。

私、給料の関係ですね、職員さんに関しましてですけれども、昭和40年代から50年代、日本の経済は世界の経済大国として成長を続けており、もちろん地域の経済も大きな経済成長に支えられて、個人事業や商売も繁盛した時代でありました。サラリーマンの給料も年々賃上げが実施され、そういう時代でございました。当時は、市職員への就職希望は極めて不人気の職場であったそうで、安定しているが給料が安いとか、特に農家には希望が少なく、農家の長男に「百姓だけでも何だから役場でも行ってみたら」という、そのぐらいの感じであったというふうに聞いております。

昭和60年代に入ると、バブル経済も崩壊して、日本経済は大きく後退することになりますけれども、民間企業は不況の時代に入りまして、サラリーマンもリストラや人材派遣による身分の保障がなかなか確保できない時代でございます。そのころから、職員の人気は高まるばかりでございまして、安定していて倒産や失業がない、まじめにやっていたら身分も保障されているということで、就職希望者がふえたために、当時、狭き門になったわけでございますけれども、職員採用は首長選挙の論功行賞になったりとか、それから現金を積み入れるとか、いろんなうわさも聞かれた時代でございましたけれども、今はどうかというと、新規採用の問題いろいろお話がございましたけれども、今はもう希望者が殺到しておりますね。どこの公務員試験でも、希望者が10倍以上の倍率だそうでございます。前市長も職員採用には大変厳しい対応をなさっておりまして、縁故採用とかはなかったものと私は信じておりますけれども、いずれにしても、公務員である以上は市民の公僕であり、広く市民の負託にこたえなければならないということは言うまでもありません。みずから時代に適合した方法を研究し、能力を高めていく、そんな努力をしていただきたいというふうに思います。

入札制度の改革についてでございますけれども、入札参加者数が5社以上でない場合は不調とのことでございますけれども、下稲吉東小学校の耐震補強工事が希望価格7488万円で、1回目の入札条件は市内本店、支店、営業所で建築総合評価点で550点以上の業者で、該当する業者が6社とのことでございますよね。業務内容からですと、その業者の中には解体業者とか、それから木造建築の業者も中に含まれているようで、選考委員会ではその内容の審査は行っておるのかどうなのか。それから、耐震補強工事等の工事实績もないのではないかなと思うんですよね。最初から入札参加の意思はないように感じられます。

6月2日に2回目の入札の告示を行いましたが、今度は条件を変えまして、近隣の土浦、石岡市にも拡大しましたが、5社の参加登録がなく、これも不調に終わったというふうに聞いております。

6月29日の3回目の入札では、今度は1億円以上の条件である共同企業体方式で告示したところ、6社の参加希望があつて、入札が成立したというふうに聞きました。これはもう担当課にしてみれば、本当に肝を冷やしたのではないかなというふうに思いますけれども、ただ、この落札業者が土浦に本店のある郡司建設とそれから市内の鈴木林業との共同企業体であります。2回目の入札条件で土浦、石岡市内の業者への参加資格を与えておりますが、単独での参加はしていないんですよね、この業者は。何でなのでしょうね。これ2社の共同企業体となるとやっぱり経費もかかるでしょうし、余計な、利益も減ってしまうんじゃないかなというふうに思います。そうした土浦市内の業者がその共同企業体の中に3社ですか、3社何かスポンサーというか代表者

で入っていたような話も伺いました。これ、あれですか、業者をお願いしたんですか。何とか参加してくれとって、呼びかけかなんかしたわけじゃないんでしょうよね。

それから、勤労青少年ホームの空調設備工事がこれも2回不調になっておりますね。1回目が6月24日、2回目が7月8日、参加者が5社集まらないための不調であると聞いておりますけれども、3回目はつい最近の8月27日に今度は設計を組み直しをして、指名入札で地元の業者が落札したというふうに聞いております。その中には何社か辞退した業者もいたそうですけれども。

7月8日に実施された志士庫小学校の浄化槽の交換工事では、11社の参加があったというんですよね。最低制限を下回った業者が3社あって失格したと。同業種の設備工事だと思うんですけども、このような業者の動向について、担当者としての見解をいただきたいんですよね。結局、一般競争入札で不調になる原因、どこにあるのか、その辺はきちっと担当課で把握しておりますか。

それから、最低制限価格の設定のことですけれども、工事関係以外は最低制限価格の設定はしないとのことですよ。予定価格の設定に問題があるのか、入札参加者に問題があるのか、4月22日の入札では河川水質調査ですか、業務委託、340万円の予定価格なんですけれども、98万4000円、29%で、これも東京大手ですか、の方が落札されておりますよね。こういう低入札で目的の成果品が本当に仕上がってくるのか、大変心配しております。

それから、8月27日の先日の入札でも、下水道の管渠の実施設計でやっぱりこれも25%ですよ。3分の1どころじゃないんだよね、4分の1ですよ。もう低入札で、本当にこんな程度で業務が可能なのかということ、非常にこれ心配です。希望価格の設定とそれから積算に問題があるのではないのかというふうに思いますけれども、その辺は担当課はどうお考えですか。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

最初に、業者の選定に当たりましたは、これらについては選考委員会の中で決定をさせていただいております。指名競争か一般競争か共同企業体によるものか、それらについては金額等によって決められております。それらで審議をさせていただいております。

また、いろいろな関係でのご質問がございました。最低制限価格と申しますか、落札率がこれまで、今ご指摘もあった部分もございしますが、50%以下という入札が4件ほどございます。これらについては、先ほど申し上げましたが、最低制限価格については入札検討委員会の中で毎年のように協議をさせていただきまして、パーセント等についての改正を行っております。それぞれの業者の方が算出できるような方法であるというふうには思っております。

また、4月から希望価格ということで実施をさせていただいております。これらについても、希望価格と予定価格の関係につきましては、特に担当課で数字を大きく大幅な違いを出すということで、わからなくするようなことはございません。それぞれの原則的な考えの中で算出をしております。

また、一般競争入札の関係でございしますが、これらにつきましても不調があった場合についてはそれぞれ拡大をする、また2回目の不調があった場合には範囲を広げるというふうなことで、

競争性を保つというふうな意味から、そういうふうなことで実施をさせていただいているものが
ございます。

ただいま何点かの工事の関係がございましたが、全部についてはちょっと把握はしておりませ
んが、基本的にはそういうことで事務を行っているというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

希望価格の設定の積算に対して問題ないかというふうに質問したんですけれども、それに対し
ての答えがまだ出ていないですね。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

失礼しました。希望価格につきましては、設計業者の方をお願いして設計をする場合、また、
職員が設計をする場合とありますが、基本的には設計額というふうな金額といたしますか、それが
希望価格というふうなことでございます。

[矢口議員「積算、積算」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

積算については、希望価格については、私どものほうに来るまでの設計につきましては、先ほ
ど申し上げましたように、業者の方、また職員の方が設計をしたものが検査管財のほうに参りま
す。それが希望価格ということでございます。適正であるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

非常にね、積算の積算があつて希望価格が出るんでしょうから、その積算が根拠があつて積算
しているんであつて、4分の1の25%で入札が成立していたんだつたら、あとの75%どこへ行っ
てしまったんですかということですよ。積算が甘いんじゃないんですか。もしそういう積算を
やっている業者があるなら、これね、はっきり言って、「そういう積算の仕方では」ということ
はこれ抗議するべきだし、また、90%でとっている業者がいたら、そのほうがおかしいのかな
と。だから、みんな25%でやってもらったらいじゃないですか。そうすると、この行財政改革
も進むんじゃないですか。ただ、そういうふうな考えで本当にね、それをこのまま放置したまま
で、やっぱりやっていって本当にいいものかということは、非常に私は危惧しているところでご
ざいます。

下稲吉小学校の件でございますけれども、これも同じですよ、内容は。総事業費が15億円の
実施設計になると思うんですよ。それを1830万円で行うと。これ本当にね、さっきちょっと職
務代理者は心配ないというふうなお話、総務部長も業者は心配ないんだというふうなことですけ
れども、心配ないのであれば、きちっとした担保ね、どこまで担保されているんだか、非常に私

は心配しているところでございますけども。

大手企業であってもですよ、これ5000万円が要するに積算価格ですか、5000万円近いんですよ。そうすると、どんな大手企業であっても、1800万円で作るということは3000万円足りないわけですよ。この3000万円が、会社が大きいから、じゃ、さっき言ったように北海道から沖縄までで会社がでっかいんだから、じゃ北海道から3000万円持ってくるなんて、そんなことができますか。私はできないと思いますよ。みんなね、これ企業というのは、私も経営者の端くれでございますけれども、常にやっぱり利益がないと会社というのは運営できないんですよ。これはだれでも経営者であれば、2000万円を上げろと言いますよ、1800万円。絶対上げろと言いますよ。

国土交通省の平成22年度の設計業務委託「技術者の単価」によりますと、主任技術者標準日額が5万6900円なんですよ。すごいですね。それに技術者の最低日額が2万6500円、これは国交省でもって、これは当然担当課はおわかりでしょうけれども、出ている単価でございます。

それで、学校関係の建物の基本的な設計にかかわる人数というのがこれも決まっているんですよ、ある程度。そうすると、約15億円となると、1,100人ぐらいの技術者がこの学校には携わらなければならないというふうなことになるんですよ。これが単価2万6500円を掛けると、それだけでもう2900万円になってしまうんですよ。このほかに本社経費とか支店経費とかって、当然経費も会社ですからかかるでしょうから、だからもう最初からこんな値段でできるわけない。

だから、非常に技術者によっても優秀な方と、また大学の教授みたいな設計の先生もおりますから、そういう先生がついてくれるとか、それによっては大変またすばらしい設計になるとかということも出てくるんだと思います。そういった中で、今回担当される技術者の方のまず実績等はおわかりになると思いますので、それをちょっとお話ししたいということですね。

それから、下稲吉小学校はかすみがうら市で一番の大きな学校でありますし、今後も都市化がさらに進みまして、人口の増加も予想されるわけでございます。市の教育のシンボルとして、そういうふさわしいデザインと環境に配慮した、そんな最先端の学校をやっぱり提案していただきたいんですよ。前回の一般質問でもお話ししましたけれども、PTAや学校関係者側と実施設計では緊密な調整を行っていただくことと、それから学校図書館や体育館を市民開放施設として計画してもらうことも含んでおります。また、市のシンボルとして、芸術的性格の強い特殊な構造の建物になるように心がけていただきたいと思うんですけれども、担当職務代理者、ご答弁いただきます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育部長（横瀬典生君）

ただいま技術者のお話をいただきましたけれども、手元に技術者の名簿がございませんので、後ほど出させていただきますと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

ダンピングについてでございますけれども、公正取引委員会では、不公正な取引ということで、

「安い価格で商品を販売することや、その時点で消費者に利益があるように見える。しかし、長期的な視野で考慮した場合、結果として資本力の強い者が弱い者の事業活動を困難にし、市場の健全な競争を阻害し、最終的には消費者の利益を害する可能性が高い」、そんな独占禁止法で禁止されているということでございます。ぜひその辺をよく、独占禁止法の中のダンピングに対してもよく研究していただいて、またその辺の結論は後ほどいただきたいというふうに思います。

昨日の一般質問で圓城寺議員が商工会のためにいろいろ心配をしていただきましたけれども、私も市の商工会の役員でもありますので、日ごろから市当局に対しましては、地域振興の重要性とそれから地場産業の育成を訴えてきておりますけれども、一向に改善がされないんですよ。地域経済の発展なくして、私は行財政改革の実現は難しいというふうに持論を持っている一人でございますけれども、今回の入札でも下稲吉中学校の屋内運動場の改修工事というのがあったんですよ。その工事は、希望価格が150万円の設計委託業務なんですよ。これも大手の下稲吉小学校の設計を37%で落札した綜企画ですか、が78万円、これも半分ぐらいの78万円で落札しているんですね。

市内に建築事務所、市長、10社からあるんですよ、10件からの設計事務所。150万円の設計なんか、言っちゃ何ですけども、さらっとやってしまうような業者が私は10件以上あると思います。県内を見れば、100社以上ありますよ。土浦市では、市内の業者優先ということで、市外の業者は締め出してありますよ。現在の入札条件では、県内に支店、営業所のある事業所ということで、今回のように大手の業者が資本力を武器にして、弱い者の事業をかつさらっていったわけですね。非常に私はそういう面で、地域振興とか行財政改革なんて言ったって、やっていることのほうが全然これ違うじゃないですか。どうしてこれ地元のもう少し企業を育てようとか、そういう気にならないんですか。150万円の仕事ですよ。何も東京大手にやらせなくたっていいじゃないですか。おかしくないですか。お答えできますか。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

入札制度については、これまでも議員の皆様からいろんなご意見をいただいております。ただいまご指摘をいただきました件につきましても、本店縛りではなくて、支店、営業所ということでございます。これらについてもいろんなご意見が、競争性のためということでご意見をいただいているところでございます。このようなことがございまして、皆さんからの、議員さんからのご意見等もでございます。入札の検討委員会の中で入札制度については検討をしておりますので、再度その件につきましても検討をさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君。

○11番（矢口龍人君）

とにかく地元をね、こうして皆さん傍聴にいらしていますよ。皆さん、工事関係者もおいでです。そういう方たちがやっぱり生活していくんですから、その辺をもう少し真剣に皆さんも考え

て、談合云々というのはまた別の話ですからね。私は、チャンスを与えてくださいと言っているんですから、談合をやらせてくれと言っているわけじゃないですからね。全然そんな東京の業者が入らなくたって、十分に入札は私は可能だというふうに思います。

私は、宮嶋市長が職員の採用を中止した、その内容が行財政改革を不退転の決意で実行するという決意をしたというふうにね、私はそれを聞いて大変頼もしい感じを持ちました。問題はいろいろあるでしょうけども。

ただ、行財政改革は市長一人ではできない、残念ながら。やはり職員の皆さんと、また議会が協力して、そして同じ方向を向いて、しっかりとやっぱり議論しながら前進していくということが非常に必要だというふうに考えておりますので、これからも事あるごとにいろいろ議論を重ねながら、かすみがうら市の発展とともに頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたしまして、私の一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長（桂木庸雄君）

11番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後4時02分

平成22年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第4号

平成22年9月2日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	保健福祉部長	竹村篤君
教育長職務代理者 事務局職員	横瀬典生君	環境経済部長	山口勝徑君
市長公室長	塚野勇君	土木部長	松澤徳三君
総務部長	山中修一君	会計管理者	大塚隆君
市民部長	川島祐司君	消防長	井坂沢守君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第4号

日程第1 一般質問

- (7) 廣瀬義彰 議員
- (8) 山内庄兵衛 議員
- (9) 古橋智樹 議員

日程第2 所信表明に対する質問

- (1) 関利夫 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(7) 廣瀬義彰 議員

(8) 山内庄兵衛 議員

(9) 古橋智樹 議員

日程第 2 所信表明に対する質問

(1) 関利夫 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(7)	廣瀬義彰	1. 自治体経営の基本姿勢としての総合計画の見直しについて
		2. 人事慣行の刷新により職員の意識改革を促すことについて
		3. 内向きの行政から外向きの行政への変革について
		4. 行政に求められる戦略的発想について
		5. 行政の政策過程への市民参加・市民参加型アプローチについて
		6. 地域振興課を新設する考えは
		7. 副市長、教育長の選任について
		8. 各種審議会、委員会等の委員選任の考え方について
(8)	山内庄兵衛	1. 下稲吉小学校改築計画について
		2. 教育内容の充実について
		3. 一部の学校の非行問題にどう取り組むのか
		4. 図書館の充実について
		5. 資料館の充実について
		6. 石岡斎場と火葬場の取り組みについて
		7. 都市と農村の交流による観光農業について
		8. 霞ヶ浦の雑魚対策について
		9. 山間地の獣害の対策について
		10. 行き止まり道路の税金の見直しについて
		11. 跨線橋について
		12. 子宮頸がんワクチンの無料化について
		13. 残土条例を厳しくして、不良残土の持ち込み防止対策について
(9)	古橋智樹	1. 起債抑制構想における有利な合併特例債事業等の実行について
		2. 総合病院への用地寄附構想と行財政改革との食い違いについて
		3. 社会保険加入者多数の公金でもある一般会計から国保への大幅繰入構想について
		4. 常設住民投票条例の構想について

開 議 午前10時00分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は20名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

会議に入る前に、傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、発言する議員みずからが法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。

議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただき、なお、質問内容は明確にお願いし、答弁漏れのないようご理解をいただきたいと思います。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより、ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が、本日は3名の諸君より提出されております。

これより、順次発言を許します。

20番 廣瀬義彰君。

[20番 廣瀬義彰君登壇]

○20番（廣瀬義彰君）

それでは、通告により一般質問を行います。

今回、首長がかわりまして、新しい首長の誕生であります。我々議会も職員もまだなれないから何かと大変でしょうが、早くなれて、市民の期待に沿うように皆さんで頑張りたいと思います。

何だか最近行政にちょっと元気がないような気がする。なぜかといいますと、口ではみんな住民主体とか、住民参加とか、いろいろ口では言うけど、内容がそれに伴わないような気がいたしております。今回も新市長が誕生して、施政方針の説明がありましたが、大変悪いんだけど、施政方針が我々の思ったような内容ではございませんでした。それはなぜかという、やはり首長になった以上は、今後、4年間、かすみがうら市をどういうふう運営するか、ちゃんとその政策を我々に伝えなくてはならないと思います。言ったことは給料を下げるとか、選挙のときの

公約で、そのほかの新しい今後4年間の政策というものが全然なかった。これは私は非常に残念に思います。ですから、今後は議会議員とよく切磋琢磨して、かすみがうら市をどういうふうにするか、今後はよく相談をしなくてはならないと思います。

私は、余り質問は好きではないんですが、長い間議員をやっておりましたので、いろいろの市町村を視察、研修をしてきました。その中で、我がかすみがうら市よりも東北の、1万人、2万の、今、町村が物すごく元気があるわけですよ。まず、感心します。その内容を今から質問でいろいろ言いますが、全部が質問じゃなく、私が知っていることを半分市長に問いかけますから、市長はそれに対して今後そういうことをできるとかできないとか、やりましょうとか、そういうお答えを出してください。

まず、一番大事なのは、自治体の経営の基本姿勢として、総合計画がどこにもあるわけですよ。この総合計画においては、もう今、第6次まで行っているんですか。宮嶋さんが出島村長になったとき、第4次のハートプラン出島でございましたが、私の言いたいことは、総合計画は幾らつくっても内容がろくに変わらない。じゃ、つくったからそのとおりに行政が進むのかというと、それも全然ないです。ここ10年、20年、何の町内に変化がないと思います。こういう総合計画をつくっては何もならないと思います。やはり住民参加という言葉どおり、もっともっと行政マン、議会人じゃなく市民の声をもっともっと聞かなくてはならないと思います。それにはやはりただ総合計画を職員が頼んで、自分らでつくるんじゃなくて、頼んで、それで「はい、どうぞ、できました」の今まではやり方であったわけですよ。そうじゃなく、やはり住民の声を聞きながら、住民サイドで、それである程度年月をかけてやらないと、いい総合計画はできないと思います。

今、県内でも、茨城県もやっています。阿見町もやっています。大子町もやっています。そういうところは、職員のほかに、その審議をして、こういうふうにつくりますという委員会があるわけですよ。牛久なんかは県議会議員も入って話しています。ただ、職員だけがなあなあでやって「できました、見てください」では、全然先へも進まないし、我々も満足しないわけです。そういうわけですから、とにかく今までと違った住民サイドの総合計画、そういうものをつくっていただきたいと思います。それで私は、今回は、市長もなったばかりで余り広く質問するよりも、行政を主体に質問をしたいと思います。

次に、人事慣行の刷新、職員の意識改革を促すこと、こういうなんで2番目に言っているんですが、研修などで人材を即成するというような今までどおりのやり方じゃなく、やはり職員がやりがいや責任を重視した職場環境をつくるべきだと思います。やはり今後は、職員が行ってだれかから話を聞いてじゃなく、自分らがじかに考えてどうするか。そうすれば中身に内容も入るし、市長の訓示を聞いたからって、すぐ、これは悪いけどすぐ忘れちゃうと思うんですよ。そういうやはり市長にはプロジェクトチーム、若い人らのそういうチームをつくって、若い人らがみずから元気を出して考えると、そういう何をつくらなければいけないと思います。我々議員もただ議場で質問するだけじゃなく、議場を出ても市長とも職員とも話をできる、そういう場をつくらないと。また、ほかの市町村によっては、住民の声を首長がじかに一つの部屋をつくって聞けるようなところも、今、あります。

また、阿見町なんかは、住民が、1人が来ると、3カ所も、4カ所も、1カ所で事務が、例え

ば印鑑証明とかパスポートとか、そういうところを阿見はつくったんですから。私はこの前ある人に、出島へパスポートをとりに行ったら、向こうでなければだめだと言われたと。何でそうしなくちゃなんない、そういう話がありました。やはり住民サービスというのは、1カ所へ行けば自分の欲しいものが何でもできるというようにサービスをすることによって、住民は満足してくれると思うんだよね。ですから、「いや、職員もいい職員だよ。言葉遣いもいいし、礼儀も正しくて。」そういう何に変えていただきたいと思います。

それから3番目ですが、内向きの行政から外向きの行政、これどういうことかという、このかすみがうらの職員は余り表へ出てないんだよね。東北の職員は部屋の中じゃないらしいです。首長がどんどん表へ出て、営業もしてきなさいよ、情報もとってきなさい、仕事をしなさいよと。そういうやり方でやっているらしいんですが、ここの職員さんは、今までどおり上から来てこれをやりなさいというのをまともにやっているだけで、表へ営業に全然出てもないし、特に農業関係なんかは、もっともっと農業の農家の人たちと話をしたり、仕事を手伝ったり、いろいろな何かがあると思うんですよね。そういうことをよく相談してやっていただきたいと思います。

それで、6番目に、地域振興課の新設ということがありますが、地域振興課というのはここにはないわけだよね。しかし、一つの課が、例えば経済課が経済だけじゃなく、何でもあの課へ、地域振興課へ行けば何でも答えが出るよと、話を聞いてくれる、我々も行って話もできるよという表、外向きの課、それをつくったら元気が出るような気がするんですよね。これはもうつくっているところがあります。この地域振興課というのは、ぜひつくっていただきたいと思います。これは我々も一緒に議員の皆さんと話しして、我々もただ議会の中で発言だけするんじゃなく、そこへ行けば何でも自分の考え方を言えるよと、市長とも話をできるよと、そういう課をつくって、このかすみがうら市を元気にしなくてはいけないと思うんですよね。決まりきったことをやっている、毎日毎日やっているのではやっぱりだめですから、そういう課をつくっていただきたいと思います。

それから、内向きの行政から外。きのう首長は板橋へどうのこうの言いましたが、東北の田舎町は、10年も15年も前から、役場の職員が銀座の真ん中へ行って、リンゴをカラオケ歌いながらたたき売りやったというんだよね。そういう、東北は職員がどんどん仕事をしているんですよ。今、軽四輪で、あそこはどこですか。会津のあの辺の行政の人らが、東京まで行って軽四輪で野菜を売っているところもあります。県内でもできました、今度。ですから、何回も言うようですが、本当に職員の皆さん、事務とっているだけじゃなく、やはりある程度は稼がなくてはならないという私は時代だと思います。そういうわけですから、やっぱり我々も話ししながら、首長とも話しして、今後どうするかということ相談したらいいと思います。

それから、副市長と教育長の選任ですが、この前の全協のとき、市長は、副市長は当分置かないと。教育長は置くような話ですが、なぜ副市長は置かないんでしょうか。やはり副市長というのは本当に大事なポストでもあるし、先ほど言った東北のちっちゃい町では、そのころ助役です。助役を2人置いていました。やはり人間というのは、一人の力は知れてるんですよね。1人の人が、10人も20人も使わなくちゃ発展はしないわけですよね。そういうことで、副市長は一日も早くつくっていただいたほうがいいと思います。また、それと教育長ですが、教育長も大勢の先生方と生徒、この期待に沿うのには、やはりかすみがうら市に、本当に「ああ、いい先生だな」と

みんなから慕われるような教育長をつくっていただきたいと思います。この教育業界は、今から非常に難しいと思います。そういう関係上、教育長も本当に我々が慕える立派な教育長をつくっていただきたいと思います。

次に、各種審議会、委員会などの選任についてを質問いたします。まず、市長に聞きたいのは、前坪井市長と職員でつくった、何十名だか、ちょっとそれ数はわかんないんですが、相当の数の審議委員がいるわけですね。その方たちをどうするのか。前に決めたことをどうするのか。その答えをはっきりしていただきたいと思います。

以上、1回目はこれだけにして、2回目は後で何します。

5番目については、行政関係で、これはきょう何回も質問もありますし、これは市長のほうからも出ているので、委員会にも話すので、ちょっとこれは省きたいと思います。

[「4番」と呼ぶ者あり]

○20番（廣瀬義彰君）

行政に求められる戦略的発想ですね。

[「そう、そう」と呼ぶ者あり]

○20番（廣瀬義彰君）

これからの行政運営には、最も戦略的な発想が欲しいと。経営の戦略化なしには、厳しい経済環境に対応し、サバイバル競争には勝ち抜くことはできないと。自治体間競争の時代にあって、行政にも企業的経営感覚を戦略的に施行する必要があると。これからの行政は、外部環境に適切に対応しながら、より高い、より大きい公共の価値の実現をするために、これまでにない新しい行政サービスを積極的に打ち出していくことを期待します。答弁をお願いします。

以上、1回目、これで。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

廣瀬議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、総合計画があんまり生かされていないのではないかというお話かと思いますが。確かに廣瀬議員ご指摘のように、総合計画は、今、業者いわゆる計画屋さんにお問い合わせしているような部分が多いように聞いております。本来であれば、みずからやはり総合計画であっても、あるいは総合計画の中でも後期計画とか3カ年計画とか、そういうものをやはり自前でつくっていかば実現性も高まるというか、自分で考えるんですから実行も伴ってくるのではないかと、そういうふうに思います。廣瀬議員ご指摘のように、今後は計画等はなるべく自前で職員みずからが、執行部がつくっていき、そういうふうに変えていったらいいのではないかと思います。

2点目の、職員の意識改革についてであります。いかにして職員のレベルアップを図っていくかと。やはりこれも議員ご指摘のように、みずから動く職員をつくっていくということが大事でありまして、そういった意味でも、昨日も私申し上げましたが、職員の皆様と、もちろん議員さんもそうありますが、いわゆる行政の目標は何であるかという、あるいはもっと具体的に、今

の仕事は何を目標にしてやっているのかと、そういう目標の共有を、市長も幹部職員も、末端職員に至るまで、みんなが今はこういうことで行政が進んでいるんだということを共有することが、やはりみずから動く職員をつくっていくことにつながっていくのではないかと、目標の理解度も上がると、やるべきことの理解度も上がると、そういうふうに考えますので、情報発信はどんどんしていったほうがやはり目標の共有というのはできるのではないかと思いますので、そういった行政を進めてまいりたいと思います。

3点目、内向きの行政から外向きの行政への変革を図れと、こういうことであります。まさに私も同感でありまして、昨日、一昨日とお話をしております板橋区、防災協定を結んでいる板橋区への産直店の出店であるとか、あるいは板橋区からのツアー客の誘致であるとか、あるいはシルバー産業を市内に振興するために、きちんとした市民負担にならないような仕組みをつくった上で板橋区のお年寄りを受け入れると。そういったことを一つの例として申し上げました。こういった、私も外向きの行政というのには同感であります。そういったことも、今後、なお一層進めてまいりたいと思います。

4点目はよろしいんですね。で、次、5点、4点目があったんですね。

4点目は、行政に求められる戦略的発想ということではありますが、少なくとも近隣の市町村におくれをとるような、行政サービスの上でおくれをとるようなことであってはいけないんで、よそに負けられないような行政運営を進めてまいりたいと、かように考えております。

5点目抜かして6点目ではありますが、これは地域振興、これはいいんですかね。3点目と一緒によろしいですか。今の板橋……

[廣瀬議員「地域振興課を……」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

地域振興課を新設する考えについて。

集落単位というのはおっしゃらなかったんですが、……

[発言する者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

ああ、そうですか。わかりました。

じゃ、地域振興課の新設につきましては、今のところ、特定の地域を振興するためにということは、そういう課はないわけではありますが、おのおのの部署で農林水産課であるとか、あるいは商工観光課であるとか、そういった部署でももちろんその地域からいろんな申し出があれば、その振興を相談に乗って図っていくということを進めてまいりたいと思います。

7点目の副市長、教育長の選任につきましてはありますが、9月5日に、また1人教育委員さんも任期切れになるわけでありまして。先般もお話ししましたとおり、教育長も含め教育委員さんについては議会最終日にお願いをするつもりでありますので、その節にはよろしくお願い申し上げます。

副市長の選任につきましては、ちょっと今の段階では白紙でございますので、また適任者が見つかりましたらご承認をお願いしたいと、こういうふう考えております。

いずれにしましても特に教育長につきましては、今、学校の統合問題、それに伴うスクールバスの運行であるとか、あるいは一部荒れた学級がある。現に、ことし現役の中学生が当市におい

ても2人逮捕者が出ると、そういうような異常な事態になっておりますが、その後、教育委員会に聞くところによると、大分おさまってきたようには聞いておりますが、まだまだそういう根が深いものがあるようでありまして、土浦市内のよその学校と連携があつてグループができて、なかなかそのグループから抜け出せないようなそういう方も、中学生もいるみたいでありまして、そういった、この学校長は大変なことだろうと思います。ですから、そういったことにきちんと対応できる教育長を選任してまいりたいと、こういうふうに思います。

また、8点目、審議会の選任、審議会委員の選任であります。私になりましてから新しい審議会はまだ多分選任はしていないと思うんですが、従来の審議会の委員さんがほとんどそのままなっていると思います。そして、審議会というのは本当に大事なものでありまして、私もこの議会終わったらばいろいろ厳しい財政状況の中で財源の確保、来年の事業につきましても財源の確保が大変なことになっていますから、財源の確保について、特にきのう、一昨日と指摘されております補助金の見直しであるとか、あるいはいろんな事務事業の全般的な見直しについてもきっちりと手を入れていくために、やはり職員だけではなく、執行部だけではなく、民間いわゆる納税者の立場で無理無駄を省いていく。そして必要な事業は残していくと、そういったきちんとした事業補助金の選別というのが必要であると思いますので、そういったことを託す委員会、審議会には、きちんとした市民の立場に立った委員さんを選任してまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

20番 廣瀬義彰君。

○20番（廣瀬義彰君）

地域振興課について、もう少し深く質問をいたします。

私が先ほど言ったように東北のほうの藤沢町というところを視察したときなんですが、その内容は、ちっちゃい町なんですが、住民主体のまちづくり、自治会を中心とした住民参加のまちづくりということで、ここに各集落がありますよね。大小。それを一切切り払って、全部自治会にしたんですよ。44の自治会。そこへ会長を置いて、全部、行政の連絡事は全部そこへ発信する。それで、職員が必ずその自治会に担当がいるわけだよね。それで、その職員が自治会とのやりとりまた連絡、それを全部やっています。それで、議会はもちろんあるんですが、そこには女性議会がある。それと、小学校、中学校、高校生を代表して、青年議会、シルバー議会、集落のそういう議会においても全部縦横の連絡ができるわけです。だから、自分が何か意見あれば、どんなところでも発言できるわけです。

今のかすみがうら市においては、回り番の区長が半分ぐらいで、ただ順番で回り番で、悪いんですが、ろくな意見も言わないで、集落の代表であっても集落へ伝達事が徹底していないわけです。そうじゃなく、やはりこの自治会というものをみんなで考えて、新しい発想で、「かすみがうら市は変わったな」と言われるようななをつくってみたいと思うんですが、もう既につくってあるところがあるんですよ。那珂市です。新自治組織ということで、那珂市はもうつくって、もうすぐ始まります。区長制度は全部廃止しました。そういうことですので、このことも本当に皆さんと相談の上、能率的で、だれもが行政に参加できるという、決して悪いことはないと思

ます。

それから、常陸太田市ですか、これは全部地域に担当職員を置いて、全部情報はその担当職員がやっているんです。ですから、職員さんもただ事務だけとっているんじゃないで、表へ出て、集落の代表また個人個人と話し合いをして、やはり本当にみんなが言いたいことも言える、安心して住めるというようなまちづくりをしなくてはならないと思っております。ですから、その辺の山も畑もみんな荒れちゃったって、だれに言っているんだか、何の発想もないわけだよね。やはり職員は出て行って、今、3,000ヘクタールも農地が荒れてるんですよ。じゃ、どうしたらいいか。あるところでは地権者が集まって、その自分らの山を提供して工場を誘致したと、そういうところもあります。ですから、何事話し合いをして本気になれば、できないことはないわけですよ。

ニンクスの田子町というところが、青森にあるんですよ。そこは河川改修に国の補助をもらって、商店街を全部新しいところへつくったんです。21件、商店街を。大繁盛している。8,000人の町ですよ。21件の商店街が大繁盛です。そのかわり首長ははっきりしているんです。道路をつくればほかへ行っちゃうから、道路はつくんねえと。立派な道路はつくんねえと。自給自足だよ。町の中でみんなが自給自足。ニンクスの町で物すごいんですよ、ここは。アメリカとも外国とも交流している。

それから、東和町というところがあるんですが、ここは川崎市とも交流をして、川崎市が15億円もそこに出しているいろいろな設備をつくってくれて、両方お互いに使ってるんだよね。子どもらも400人も行ったり来たりして交流している。

ですから、やっぱりこの町は、余りにも井戸の中のカエルじゃないけど、自分のとこだけで何ですから、もっともっとこれ話し合いをしながらほかの研修をしましょうよ。幾らでもありますから。やっぱり一人で騒いだってしょうがないから今まで黙っていたんだけど、今度は私も言い出したから、皆さんに議員の人らと相談をしながら、みんなで新しい明るいまちをつくりたいと思います。そういうことでもう一回。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全国的ないろんな市町独自で活性化策をやっているいろんな事例をご紹介いただいたわけですが、なるほど本当にすばらしいまちが全国にはあるもんだなと実感いたしました。いずれにしても住民自治の発想、住民みずからという発想がどこにも共通しているのではないかと思います。私どもの市では、自治会というのは広聴広報課の担当で、自治会のいろんな意見というのの吸い上げは、一応組織的には整っているわけですが、より一層広報広聴の機能が各自治会からの意見の吸い上げが十分できるようやっていくべきだと、私も思います。

一つ、私もおもしろい事例をちょっと聞いたんですが、今、話題の河村さんの名古屋であります。ここは行政委員会みたいなのができて、小学校単位で議員さんがいるそうであります。いるそうというか、今からつくる、もう1カ所なんかできてるみたいなんです。小学校単位で行政委員会みたいなのができています。そこに1億円単位の、1億円ですね、1カ所1億円の、人口7,000人に対して1カ所1億円の独自財源を、今のところ市から出すみたいなんです。運営

についてはその委員さんいわゆる議員さんみたいな方が運営をするそうであります。ちなみにその委員さんは無給なそうであります。

そういった新しい試みも大都会でもなされているという事例で、今後、お金がない、財政資金がない中で、住民の方に満足をしていただくと。これでしょうかないんだとあきらめというか、あきらめではないでしょうが、満足していただくためには、自分らがその計画に参加して、自分らの意見が通った上で、できないものは、お金なくてできないものはやんない。あるいはこれはどうしても必要だと。こういう自分らが決めれば、やっぱりその満足度は上がると思いますので、そういった行政の動きというのは今からどんどん出てくると思います。そういったものを注視しながらいいところはどんどん取り入れていくと、そういった姿勢を貫きたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

20番 廣瀬義彰君。

○20番（廣瀬義彰君）

最後になりますが、やはり東北のほうでは、行政が親方日の丸のもう考え方じゃないんだよね。株式会社的、首長が考え持っているんですよ。職員も。それで、第三セクターは、ちっちゃい町でも、3社も4社もあるわけなんです。岩手県では第三セクターが全国で一番多くて、町村の61%に第三セクターが岩手県ではあるらしいんですよ。そして、もう首長は長じゃなく社長だと。職員は従業員だよ。従業員はぼけっとしてられねえ、稼ぎなさいよと、そういう考え方なんだよね。だから、常に印を押して、発信が早いですよ。発信したらすぐ行動を起こすと。そういうあれで、町村なんか燃えているように元気なんだ。私も実際見てきております。ですから、大変申しわけないんだけど、職員の人らもやはりもう少し考えて、何をしたらいいか、どういうふうに進んでいったらいいか。まず、これ勉強してもらわなくちゃならないよね。特に若い人はチームをつくって、プロジェクトチームをつくって、自分らで考えて、自分らでこの仕事をしようという何をしないと、首長がやれって言うからやる。そういうのではもうついていけないですよ。だからその辺、長も、私若い人に任せて、責任はおれが持つからおまえらやれよと。そういう頭の新しい発想にも切りかえをしていただきたいと思います。

本当にこれ一番もう大事なときですから、国も、地方も、世界も、毎日毎日進歩しているわけだ。行政だけが30年同じことをやっていたんでは、追いついていけないでしょう。給料どっからもらうのか、おかしくなっちゃいますよ。少し厳しいことを言ったかしんないが、本当にそういうことで一生懸命みんなで行きましょうよ。

首長に、最後に、この前全協で言った独断と偏見という言葉、あれは決していい言葉じゃないし、トップが独断と偏見なんていう言葉を言ったり、そういうことを思っているようではしょうがないですから、よく今後は考えてもらって、やはり議会人とも職員とも平らに、そしてみんな話合って、みんなで市の発展のために頑張るように努力をしてください。これで終わります。よろしく。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

廣瀬議員のご提言、全くそのとおりでありまして、積極的にみずから動く職員を育成するようなために努力してまいりたい。そのためには先ほど申しましたが、今何をやるべきかということをおもひなが共有すると、そういうことが大事だと思います。

また、独断と偏見のお話であります。これは全員協議会のときに矢口龍人議員の市長報酬50%カットまた副市長、教育長の給与の10%カット、これはどういう基準によって決めたんだと、審議会にかけなくていいのかというご質問でありましたので、私は審議会に、これは報酬審議会になじまない問題であると。そういった意味で、ほかに決めてくれと、あるいは審議してくれという方がおらないものでありますから、私の決意・決断のあらわれの数字でありまして、そういった意味では本当に私一人で決めたことでありますから、ちょっと独断と偏見という表現を使ったわけではありますが、あんまり適切な表現ではないので取り消せるものであれば取り消したいと、こういうふうに思います。ご容赦を願います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

20番 廣瀬義彰君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時00分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

19番 山内庄兵衛君。

[19番 山内庄兵衛君登壇]

○19番（山内庄兵衛君）

今回の市長選は、現職に対し、まさしく挑戦する宮嶋さんは、改革を旗印にして選挙を戦いました。大差が出るだろうということを見ていたところが、その逆に、宮嶋さんは当選をいたしました。まことにめでたうございました。宮嶋さんの牧場には牛が700頭もいるそうでもありますけれども、常陸牛の創設者がホソダさんという人でありますから、その社長のもとに、1年間に360頭も納めていらっしゃる。そういうことで、常陸牛という牛の肉をつくったその創設者とともに、すばらしいアイデアと技術がある方です。そういうことで、宮嶋さんのいいところはいいと、褒めていかなければならないかと思えます。

そして、私のところにも来たときには、私、田植えをやってまして、欲が深いから捕植をしていたところに乗用車が来まして、田んぼの中まで入ってきまして、私ちょっと目が悪いもんだから見えなかったら、「宮嶋です」ということですから、市長候補ですから、お茶くらいは差し上げたいということで私の家へ呼んで一緒にお茶を飲んだわけですが、私、「私は、今、坪井さんをやっているの、今回は、今回初めてですけども、できませんよ」ということを申し上げましたけれども、大変すばらしい笑顔を持っている方だなということは感じました。そして、

熱心だなということも感じました。そういうことで、そういうことが住民に非常に感銘を受けたのか、そして選挙戦も全く新時代のまずマニュアル、そのマニュアルも出したけれども……

[「マニフェスト」と呼ぶ者あり]

○19番（山内庄兵衛君）

マニュアルじゃない、マニフェストも出しましたけれども、まず、漫画本を全戸配布、これはみんなこれで進展は決まったかなというようなことになりました。非常に坪井市長も農業では第一人者でありました。そして、法人をつくったり、非常にまじめにやっておりましたけれども、宮嶋さんの前には少し届かなかったということでございます。そういうことで、今回第1回目に対しまして、私は宮嶋さんに通告をいたしましたとおりに質問をさせていただきますので、賢明なご答弁がありましたらいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

坪井市政の最後のときに、下稲吉小学校の問題は大体ずっとやっておりましたけれども、43年に建てた六角校舎、これは既に旧八郷町、今の石岡市の東中学校は、一回、下稲吉小をまねて、そして建てたんですけれども、既にもう20年前に、これは不便だということで改築をしてあります。ところが、千代田地区、当時のまちではやらなかった。あの校舎は暑くて、寒くて、うるさくて、そして管理がしづらくて雨漏りがひどい。私が当選したのは昭和51年でありますから、その当時から私は下稲吉へ行って、この校舎を直すんだと。バケツが9つ並べると、雨漏りの音がドレミファソラシドと聞こえるほど雨漏りがひどい学校だということを書いてまいりました。それで、1,800万円かけて、屋根にトタンをかぶせたのであります。そういう経過がありましたけれども、なかなか改築は、その当時から議員さん方は12名がいたんですけれども、なかなか改築ができないのが現状でありました。

今回、坪井市政になってから、それらを改築するという長期計画が出てまいりました。体育館も床はコンクリートでありました。当時の千代田町のコンクリートの体育館というのは、七会、新治、そして下稲吉であります。これはまさしく雨天体育館でなくて、雨天のときにはコンクリートはしみますから、子どもがスリップすると、頭を打って死んでしまいます。したがって、雨天体育館は晴天体育館であったわけでありまして。雨の降ったときはね、何もできない。これらについて床張りをしてくださいということで、議員さんたちとともども何年間かけましてつくっている。2つの体育館は、文部省の規定に、その当時の文部省の規定に合わないということで建て直しを得ました。けれども下稲吉小学校の体育館は、床の上が7メートル以上あるということで、そのまま床張りだけで現在にまで至ったんです。おととしの大地震ではガラスが割れた。「早くしないとだめだよ」と言っているんですけれども、なかなか進行いたしませんでした。トイレは外に3つあるだけ。それもリースのトイレであります。そして、小学生が全部集めるのには容易でない体育館で、今回はそれらについても入札が終わり、そして脇にある校舎が耐力度が低かったということで、これらも一部改築をするということで予算化をされ、入札が終わったそうですけれども、本当は六角校舎、俗に私どもはマッチ箱を蹴っ飛ばした校舎と言っているんですけれどもね、この校舎、先ほど言ったように欠点だらけ。長所は、光線が入るだけなんです。しかも面積もとる。

この校舎については、計画は12年後であります。坪井さんが出した計画書は12年後であります。新しい斬新的な市長でありますから、これらを早急に、早急に。経済力がきのうの質問ですか、

指数が12.6だから大丈夫だといったら、それはちょっと数字だけではだめだというんだけど、我々は行政を審議する議員としては、指数でやっていかなくちやなりませんので、指数は12.6です。小美玉市あたりを見ても16.7。当時、旧千代田町のころですね、由波村政も16.7まで持ってきました。たくさんの事業をやりました。やはりその経済が逼迫化して、88兆円の国に借金があっても、このまちはまだ健全財政でありますから、これらを思い切って、宮嶋市政の中で一番大きな、かすみがうら市の一番大きい学校をこれは何が何でも早急に、12年後やったら子どもは、宮嶋さんも12年後まではできませんよ。政治家というのは、自分がやっている間にできないことは、契約には載せるべきじゃないんですよ。アメリカの大統領は2期8年しかできないんです。ここではそういう規定がありませんから、6期も7期もやる人、茨城県の知事さんも5期目ですけども、そういうことでまず10年以内の計画でやっていかなければならないんじゃないかなと思うんです。宮嶋さんは積極性があるそうでございますので、これらについてどのようにやっていくか、お考えをいただきたいと思います。

それから、ある団体の中から選挙中にも統合・廃合、学校の名前まで言ってビラもまかれました。統合・廃合については、これは11校、小学校13校中11校、13じゃない、14校中11校は小規模校でありまして、かすみがうら市の人がこの間遺族会でいきましたら、「おらのほうは合併したばかりだからそういったことねえよ」なんて言ってたけど、そういうことないんですね。どこも同じ条件に今はなってきたおる。下稲吉の2つ、それから美並小学校の3つだけが、これがその中に入らないだけでありまして、統廃合の対象にはなっている。それらについては、ただ大きくすればいいというわけではありません。教育だけは内容であります。

米100俵の問題を先般出した方がありますけれども、米100俵で最初にここの千代田もね、やる市長さん、村長さんというのは、教育優先ということを旗印に出して進んできてまいりました。宮嶋さんは、教育優先ということは旗印にはまだなりませんけれども、どのような考えでいるのか。まず、教育の内容、経費もかかりますけれども、とんでもない経費もかかるときも別にあるかと思えます。そういうところは省いても、教育のところにはかけていく。ドイツ、一番教育の進んだのはドイツだと言われています。頭のいいのもドイツ。日本人は2番目に世界でいいんだそうでありますけれども、1人の先生が5人、1人の先生が5人持つことが一番教育効果が上がるそうでありますけれども、そういうことで、中にはスポーツ少年団もなくなっちゃうからだめだなんていうこともありますけれども、私のとこの小学校はそういうことで非常に成績がよくなっております。

内容も十分に検討していかなければならない。市街化区域の移行については、非行が非常に進んでいる。先ほども廣瀬議員からもありましたけれども、去年は警察官それから教育委員会、PTA、毎日毎日10人ずつもついているような非行が起きております。これらについても大きけりゃいいだけではなくて、目の届く教育、それには日本が言っている適正規模は経費だけのことなんでありまして、そうじゃなくて内容なんです。少子高齢化は日本全土に来ているわけですから、それらの適正規模をもう少し小さくしていかなければ、本当の教育は、日本はおくれてしまうのであります。宮嶋さんの教育に対する考え方、それをお伺いをしたいと思えます。

それから、非行問題でございますけれども、さっき、今も言いましたけれども、教育委員会、PTA、学校の先生方はもちろんでありますけれども、非常に大変なんです。ある小学校の先生

が、「山内さん、小学校3年の女の子が、私に向かって「ばばあ」って言うんだよ。「ばばあ、何注意するんだ」と、こう言われる。そういう何があって、非常にひどい状態であります。今度は新しい教育長さんが生まれるんですけれども、教育に対する問題、真剣な問題であります。ここらは宮嶋市政になってどう市長は考えなのか、これらもお聞かせをいただきたいと思います。

次に、4番目の図書館の問題であります。

我々は、昔から図書館の充実、図書館の充実と言ってきたんですけれども、今度の合併の2つの中に、1番目、2番目の中には、図書館と、多目的な要するに体育館的なものをつくるということがありました。ところが、この2つは跨線橋20億を切りました。さらに図書館の整備とそれから市民会館、図書館の整備の20億で、合計40億を切ったわけであります。これは特例債でいく金でありました。その特例債の中で13億は、学校の耐震調査に使ったのであります。あと5億は斎場に使うわけでありましてけれども、まだまだ残りがあるわけでありましてけれども、これらについても非常に図書館は民間に渡さない、私はよかったなと思っています。やっぱり官は、公民館と図書館は官がきちんと管理しないとうまくいかないと思う。これを残したことは、私は市長がすばらしかった、これだけは褒めてやらなくちゃならない点であります。宮嶋さん、すばらしいですよ、そのこと。しかし、図書館が一番今逆西が必要なんですけど、逆西にはない。そして分館が千代田の公民館であります。千代田の公民館の中には、1人あそこに住んでいた人がおりますから、それらを直してない。風呂場がかっちらけているし、それから、もうくずだらけの物置も。私は、何回も館長にも、ここで一般質問もやりましたけれども、直せよと。そうすれば図書室がきちんとできて、読むところもできるよと言っているんですけれども、今までの市長さんは、館長もそれらに気がついてるんだが、毎日毎日、きょうもうれしや日が暮れたと日暮らしをやっていたんでは、これでは発展がありません。そういうことで、市長みずからあそこに行っていて、この千代田の公民館、図書館兼務ですけれども、これら充実を図っていただきたい。それについてお伺いをするわけです。

資料館の問題でありますけれども、資料館は坂本重道さんが建てる時も、いろいろ私の親戚もありますから聞きました。あるとこのおばあちゃんは、「庄兵衛、あその資料館は、今いろいろ民のことがあって、いろいろ福祉のほうに充実された」と。「おばあちゃんね、あそこまでつくったらね、つくったときあんまり反対しないでね、一番先にあがったらすばらしいよ」と。つつくばかりではないということでは言いましたけれども、そのおばあちゃん、その後、100ちょっとまで生きましたけれども、死んでしまいましたけれども、「よかったよ」って、後では言われましたけれども、それにすばらしいお城型の図書館じゃなくて、資料館であります。しかし、何せ帆かけ船1台を入れたら狭い、漁具だけでしかできない。あとは資料室は、千葉という専門の職員がいます。非常に彼は勉強でいろいろなことを広報誌に書いたり、また勉強会を開いており、すばらしい人がいます。行ったらば、その資料、農具等、民具とか、そういうものがたくさんあるんですよ。私は、家の中じゃしようがないから、飾るとこないから、がちゃがちゃ飾ったんですけれども、そういうものをきちんと飾るところ、脇の佐賀地区の保育所ですか、あそこが今度は別なほうに向けたんですけれども、私はあそこに資料館をきちんと延長してやるべきだと思います。民俗資料館をきちんとつくるべきだと思うんですけれど、これは私の長年一般質問でも言ってきたことでもありますけれども、宮嶋さんについて、宮嶋さんは奥さんも近くの方か

らおもらいになって、あそこのすばらしさを知っているかと思います。ひとつ宮嶋さんのいる佐賀地区でありますから、これらについて、この資料館の問題についてのご答弁を賜りたいと思います。

石岡斎場の問題でありますけれども、きのう中根議員からもいろいろ、そして佐藤さんと中根さんは斎場の議員であります。それらにお任せするんでありますけれども、お任せばかりは……宮嶋さんの第一番目には、斎場の改革ということをやられてきました。私は、坪井市長のなの中で、斎場と両方は、宮嶋さんは私個人的に話せば別にするんだということでありましたけれども、小美玉市の島田市長それから石岡市の久保田市長ともども、3人の協議の中で行われなければなりません。無駄は省く。23億だって言っているんだけれども、かすみがうらでは千代田地区が今石岡斎場を利用しているわけです。斎場ばかりじゃなくて火葬場も利用しているわけであります。

この火葬場の問題では、宮嶋さんは反対していないと言っているんですけども、この2人が最終的に反対だと。これはかすみがうら地区では、かすみがうら地区の千代田地区から出す金は、かすみがうら市から出すから5億8000万であります。特例債で出していきますから、現実に還付される金が78%あります。実際に出るのは、1億1700万であります。それできちんとしたものができれば、私はいいのではないかなと思うんですけども、宮嶋さんはそれらについては、火葬場については反対しないけれども、火葬場だけ直して民間に任せるということだけなんでありますけれども、2者が、じゃ、先ほど、去年も中根さんに言われましたけれども、「千代田地区だけ抜けてください。かすみがうら抜けてください」と言ったときに、我々の火葬場はどこに行くんでしょう。もうこれは千代田地区2万7000人の昇天できない問題であります。天国に行けないんですよ、我々は。この問題がありますから、もう少し真剣にお聞かせをいただければと思います。

火葬場は反対しないというのはわかります。斎場だけは別々にするということもわかります。それならば、火葬場を市でやれば2億円も出せば本当にできるか。今、JA千代田でも斎場のことで取り組んでおりますけれども、またせっかく決まりかかったのが反対があっただめになっちゃいましたけれども、そういうことで、確かに2億もあればできるということでもありますけれども、相手があることでありますので、これは9月8日ですか、協議会があるということで、そちらのほうに期待をする。宮嶋さんだけの一方的通行ではなかなかいろいろな問題があるのではないかなと思いますので、市長の最後の考え方だけはわかるんですけども、最終的に千代田さんだけは、かすみがうらだけは抜けてくださいと言ったときにはどうなるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、すばらしいことがありました。廣瀬議員からは、東北ではこういうことをいっぱいやっているよって言っているけれども、今までの市長さん方では、これは東京都内の1区域からこちらの交流地点を設けて、交流会というのがこの千代田地区にはなかったんです。私も観光ではいろいろ行きます。会長を10年ばかりやって、副会長を18年やっておりました。三越にも行くし、それから代々木公園で物産展も出すし、そして三越の厳しい売り場での立ち、そういうことも経験してまいりました。今度は板橋で物産店を出す。しかも職員の1名を板橋区役所に派遣し、そしてかすみがうらとの交流の関係をつくるというすばらしい構想でありますから、先ほど廣瀬

議員からも言われたように、単独でやるんじゃないくて、そういうことも少し議員さんと話し合っ
て、全員協議会というのがありますから、そういうところで進めたら、もっとよりよいすばらし
いアイデアが生まれ、事業ができるんじゃないかなと思うんです。単独の偏見なんていう言葉が
ありまして、先ほど撤回をされましたから、私はその問題にはあんまり触れたくありませんけれ
ども、ひとつ全員協議会というのがありますので、そこらの何は。すばらしいアイデアだと私は
思います。

そして、農村の問題は、今まで荒廃地の問題等は11人の議員から出ているわけです。それらに
ついて、坪井さんからも出てましたけれども、ぴしゃっとした答えが出てまいりません。特に先
輩であります廣瀬議員もやきもきしておりました。これが一つの基点ができたということはすば
らしいことだからと。それらを広げていくにはどうしなくちゃなんないかという問題もありま
すので、それらを研究課題にして広げていただきたいと思っておりますけれども、まず、単独でやるん
じゃないくて、いろいろの人と相談してお願いしたいと思うので、ここらの長の考え方を伺いた
い。

霞ヶ浦の問題でありますけれども、ことしはエビがとれませんか。エビがとれません。ワカサ
ギは豊漁だそうですねけれども、テナガエビがとれない。ナマズが多い。さらにはブルーギルが多
い。ソウギョが多い。雑魚がいっぱい。これらの対策。今、ソウギョや何か使っても、肥料だけ
だ。これらは何とかして加工に回せないのか。ことしはサンマが不漁だそうですねけれども、スケ
ソウダラがほとんどカマボコになっておりますけれども、そういうものにならないのか。今の技
術を持ったらばできるのではないかなと思うんです。ここらの対策はどのようにお考えなのか。
そして霞ヶ浦の地区の漁業の皆さんを幾らかでも助けてやる方策を立てるときだなど、私は思っ
ているのであります。これらの雑魚の問題について、市長の考え方を伺いを申し上げます。

次に、海から今度は山に行きます。先般、坪井さんが最後のときにも申し上げたんですけれど
も、私のところにはイノシシが多いんですね。特に山本山のところから放したという証拠はない
んですねけれども、放したの元だと言っているんですねけれども、いつの間にか山本山から雪入山
も越えて、筑波周辺一体に広がってしまっている。そのイノシシの害、物すごいものがあります。
それに追い討ちをかけてハクビシンが来てます。上でハクビシンが私のブドウをとると、下に口
あいてイノシシが待ってます。田んぼはどんなことやっても、電気をつければいい。電牧をやれ
ばいい。うちのとなりが電牧やったら越えちゃった。トタン張った。電気までやった。私も電気
をやったら、電気をけっ飛ばしていく。そして網をくぐり、きょうも稲刈りを、少し早いだけ
れども刈ってくれないか。きのうは調査がありまして、南共済の人たちが来て見たそうですね
けれども、そういうふうにもウクリは落ちるの口あいて待ってますから。トウモロコシはもうえさを
まいているようなもんです。そして、ことしは暑い、暑い。暑いとどういう結果が農村部の山間
地に起きているかということ、ミミズが暑いから深く入るんです。だからミミズとりに穴が大きい。
この間も私雪入にミカンの畑借りてますからそこへ行ったらば、「ああ、これはこの消毒機械が
通れねえのか」と思った。それほど穴があいている。夜うっかりすると穴に落っこって何遍も私
ころびましたけれども、本当に、けがは頭だけは毛がないから大丈夫。とにかくすごい状態であ
ります。幸い今猟期でありますから、毎日猟銃の音がしたのは、わなにかかったのを射殺してい
ると思うんですねけれども、何匹かとったそうですね、これらの対策。

ある市町村では、全国では部落の上にとずっと柵さくを、電牧を回したんだそうです。市で。そういうことをやればね、電気で、今のわなは十何万かするんですけども、あれでは5センチから10センチですから、飛び越えられちゃうんですね。こういうもんじゃなくてそういう対策もありますから、市長さんの山間部でイノシシとそれからアライグマ、キツネ。アライグマも最近出て、キツネの害もすごいんですよ。まるで動物園じゃないよ。野生の天国というんだ。それほど今ペットを、ペットを放しちゃう。大きくなって、そのうち大蛇が出てくるかなと思っているんですけども、それほど本当のこと言って大変な山間地です。

常磐高速乗ると、東京の人が捨てる来的时候には、北インターでおり、または千代田石岡でおりると、一番近いのが山本山ですから、だから山本山のここをくぐって、雪入の金山のあたりにいっぱい捨てる。たまには仏様もあるようでございますけれども、とにかくそういうことで、野生動物が多くなってきた。これらの対策も少しは立てていかなければ、農業がだめなとこにだめになっちゃいますので、お願いをしたいと思います。考え方を伺います。

それから、今度の選挙で私もしみじみと住民から言われた問題があります。宮嶋さん、運がよく、この人たちみんな宮嶋と書いてくれたらしいんですよ。行きどまり道路というのは私道なんですよ、まだ。それで、税金をかけることにしましたら、1戸で約700円だそうですけれども、700円かかった。国保税が高いから、そこにまた道路税をここにとるとは何事だ。「おら、坪井と書かないで宮嶋と書くんだ」という人もありましたけれども、私も本当かと思って聞きに歩きました。まじめな市長だから入れてくれねえかと思ったら、「何、おら違うんだ」とこう言われました。だから、こういうものは幾ら、総額で幾らになるといったら、このとっている金で23万円なんですよ。こういうのは農村部に行ったって、行きどまり道路なんていうのはあります。でも、これは私道に今なってますから、こういうのは市道に編入して、税金の私は撤廃をさせていただきたいなど。宮嶋さんが票をもらった人たちのためにも、どうお考えかお聞かせをいただきたい。

それから、跨線橋の問題についてですけれども、これは坪井さんも思い切って切るのは政治だと私には答弁いたしましたけれども、私、選挙中にあるところに行った。私の友達もいますから行ったら、「山内、おまえらは命と暮らしを守ることはしないな」と言われて、私どきっとしました。「何だ」と言ったら、跨線橋外しちゃったって。合併のときに鈴木市長と郡司町長が一生懸命になってつくって、審議会にかけてつくったんじゃないかと。鉄道の遮断機は救急車が行ってもあかないんだと。赤信号は通れるけれども。みんなあっちから来る人らは、跨線橋を越えられない人もあります。こっち側はね。志士庫から。その人たちは救急車で運んだ病人は死んでしまう。さらに、千代田がタンク車が行ったときには、ここで7分間ストップになったら火事になっちゃう。「おまえら何をやってるんだ」とって、大変なお叱りを受けてはっといたしましたけれども、宮嶋さんはそのうち見直すということで、これは特例債ですからなかなか大変だと思うんですけども、坪井さんは思い切って切ってしまった。ここらも落選の原因なのかなと私は思うんです。本当のこと。ですけれども、宮嶋さんの派の人たちからそれを聞かされました。私もはっといたしました。宮嶋さんはどうお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

その次、子宮頸がんというのがあって、今、ワクチンで効くということで請願が出ております。私も、これは佐藤さんと、私と、井坂さんが紹介議員になっておりますけれども、ようやくがん

もワクチンが出たなど私は思っております。私も昭和49年にがんの宣告を受けました。丸山ワクチン、ハスミワクチンというのがあります。丸山ワクチン30%、ハスミワクチン80%と言われた。ところが、医者には学閥があって、どうしてもワクチンの問題は外科医が認めない。その当時の医師会の会長が認めない。蓮見喜一郎さんが外国へ、イギリスの王室、ロシア、これらについても招かれたときに、外務省の押さえをしてパスポートを発行しなかった。だから、蓮見さんの説が世界に通じなかった。私も医者を抱えて兄弟がいます。いろいろ兄貴が書類をとってみました。ウイルス学が、ぴったり蓮見さんが言っていることが合っている。ただ、手おくれではだめですからしょうがありませんけれども、手術をして元気なときがチャンスだというのがハスミワクチン。私は4年ほど阿佐ヶ谷まで電車で通って、今もこうして元気でおります。

阿部議員がまいりましたけれども、阿部もちょっとおかしいところがあって、ハスミワクチンを3年ほど打たされました。いまだに丈夫でいます。それから私の友達も、「山内さん、私は死ぬのを待ってるんだ」「じゃ、もう待ってないで、このハスミワクチンを打ったらどうですか」ということで、「私は医者ではないから、それ以上のことはできないよ」って言ったんだけど、阿佐ヶ谷まで行ってる。それから17年くらい生きてますね。痴呆症になったと言っておりますけれども、そういうことで、ワクチンがいよいよこのがんの子宮がん系にも効くということがわかった。それから、肝臓にも効くということで、ワクチンが今開発されているそうですけれども、医者のことですから、あんまりここで法的なところでやっても、それ以上ことは私はわかりませんけれども、今度も厚労大臣からもその問題が、これはワクチンに補助を出そうということになりまして、請願のときに、私は紹介議員として説明をそのときにしたいと思っておりますけれども、これは3分の1、3分の1、県が3分の1、国が3分の1、そしてその残った金、中学生、かすみがうらの中学生の女生徒619名いますから、全部やって、それらの補助金は5万円1人かかりますから、1000万ぐらいの補助で済むかなと思っているんです。

そういうものも、ひとつ市長としての命と暮らしを守るそして改革心を持った宮嶋さん、体は細い、坪井さんより体は細いけれどもファイトマンマンの市長なら、このくらいは一発でできるんではないかなと、市長の意見をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、残土条例の問題であります。

今、戸田区長さんもみえているようでありますけれども、残土の問題はかすみがうらでも十何カ所か問題になってまして、この土田の問題の前にも一つあったんですけれども、地主を押さえましたから、井坂議員にも骨折りをかけました。それで埋まりませんけれども、上佐谷にも大きな問題が18年に起きました。加賀山というところに一人の人が5反歩だけ、50アールだけを抜かして、あとのところには真ん中だけにカキとウメを植えるということで、国定公園を県は簡単に外して許可をした。毎日毎日ダンプが上がっている。「山内、どうするんだ、どうするんだ」って、そっちからもこっちからも電話。私も勇気を持って、その運搬を運んでいるところにも行きました。とぼとぼと輸送をやりました。山内のやろうはふざけたことをやるっていうんで、私を道連れにするということで来た人もありますけど、幸い私は、その晩は美浦の選挙運動に行っていました。家内の運転で行ってましたから、その者に11時半に帰りましたので行き会わなかったから、命だけは助かりました。翌朝来ました。翌朝来たらば、一晩たったから元気が少し落ちましたね。落ちつきましたから話をして、隣接地主だけ歩いて来いということで、私、彼の車に乗

るとどこか連れていかれちゃうとしようがないから行ったんです。

これも県に陳情いたしました。区長を初め。私は、区長がどうしようか、副区長どうするんだっていうから、半鐘を鳴らしたらどうかなと。文書は「上佐谷地内に一大事発生、直ちに住民集合せよ」ということで出した。67%の方が参りました。延々と3時間半たつ人もなくて、県から3人、市から3人参りました。業者に、その者は許可をもらった途端に業者に売っちゃったんですね、土地を。だから、業者もそこにいたから、「じゃ、あなたは農業じゃないけど、実際に農業をやるんですか」って聞いたたら、「私はやりません。」だけれども許可は撤廃されてない。県のほうに陳情に行きました。私も県に直接行ってもだめですから、副知事を訪ねていきました。副知事が、「山内さん、そんなもの持ってきたって、マスコミ使え」って言うから「マスコミじゃなくて、県が許可して、あなたね、知事が許可しちゃったから、副知事さん、何とかしてくださいと、私来てるんだよ」と。そしたら県のほうから電話がありまして、「もう一応中止ということとどめておきます」ということで返事をいただきました。まだそれは続いているんですよ。で、担当課に聞いたらば、それらもまだやるというような話。

だから、市長がきちんとした強い態度でその条例をきちんとする。そして、そういう場所を探している人を穴屋というんですけれども、これは上佐谷が終わってから川俣の地内で大問題になりました。そのときの新聞の記事を読むと、穴屋というのは1台3万になるという新聞記事を読みましたけれども、その穴屋さんの暗躍があるから、ここいらにはたくさん問題ができてる。この間だけでも11件あったわけですね。で、去年の1月には、私がちょうどパラオの酋長が亡くなったというんで、あそこへお参りに行っている間に、区長が青くなって私のところへ飛んで来ました。帰ってきたら。「何だ」といったらば、「また別なとこに埋めに行っている、別の業者がいるんだ」。そのことの仲間が逮捕されたとかってあって、その後なくなりましたけれども、そういう問題は、残土条例をもっと市長が厳しくすればとまるんだよって、みんな言っているんですよ。だから、穴屋さんなんていう人もいるわけですから、名前は申し上げられませんが、そういう人たちもきちんと抑えるような条例を私はつくるべきではないかなと思います。

一般質問を第1回目終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより昼食休憩に入ります。再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前 1 1時45分

再 開 午後 1時32分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

山内議員の午前中の質問に対しましてお答えを申し上げます。

第1点目の下稲吉小学校の改築計画につきましては、日程等のこともありますので、担当者か

ら答弁させていただきます。

2点目の教育内容の充実特に統廃合の問題だったかと思うんでありますが、この点につきましては、現在、統廃合というのはしょっちゅう話題に上るわけでありまして、余り小さい学校、児童数が減少して、小さい学校であると社会性適応力、社会に出ての適応力等でいろいろ問題もあるというお話も聞いておりますし、少数教育のいい点もちろんあるわけでありまして、次の教育長にはこの問題にきちんと取り組んでいただくようにお話をし、統廃合の問題、大変な困難な問題でありまして、大きい問題でありまして、きちんとした対応をしていかざるを得ないかなと、こういうふうに考えております。

3点目、一部の学校の非行問題ということでありまして、午前中も申し上げたと思うんですが、特に中学校1校が問題になっているわけでありまして、ことしになりまして土浦市の中学生と一緒にグループ化した者が2人等、市におきましても2人逮捕者が、現役の中学生が出たということで、大きい問題になっております。これらについてもその校長先生が大変ご苦労なさっているわけでありまして、学校の中できちんと対応していただく、そして周りのご父兄、保護者あるいは学校支援ボランティア、そういった関係機関の皆様にもご支援をいただきながら、解決をしていくしかないのかなと思います。いずれにしても大変な問題でありまして、今後も私も注視をして、きちんとした対応をしていきたいとこういうふうに思っております。

4点目の図書館の充実について、千代田公民館の図書館のご質問でございますが、これは教育部長からの答弁とさせていただきます。

さらに5点目、資料館の充実につきましても、教育部長からの答弁とさせていただきます。

6点目の石岡斎場と火葬場の取り組みであります。これも何人もの議員さんからご質問をいただいておりますが、特に市営の、もし火葬施設のみでの建てかえということになった場合に、市営の斎場をつくっていくのかというお尋ねであります。私どもといたしましては、斎場については今のところ全然民間で斎場運営がなされておりますので、市立に、かすみがうら市立でつくるとことはしない考えであります。

7番の、7点ですね、都市と農村の交流、農業振興、観光振興との絡みでのご質問がございましたが、これも東京から70キロ圏という非常に立地の優位性もありますし、もう何回もお答えをしておりますが、板橋区と防災協定を結んでいるという関係もありますので、板橋区と直売所を板橋区へつくるなり、そこを拠点にしてツアー客の呼び込み、そういったものも考えていきたいと、午前中お答えしたとおりでございます。近々この件に関しましても職員を、かすみがうら市の職員を板橋区の担当課のほうへ1人、1名派遣をするという予定をしております。また、今後、この板橋区とのこういった交流事業につきましては、議員の皆さんとも、あるいは関係機関の方とも十分話し合いをしながら進めていく必要があると私も考えておりますので、議員ご指摘のとおりでございます。

8番、霞ヶ浦の雑魚対策についてと山間地の獣害の対策につきまして、さらに行きどまり道路の税金の見直し、この問題については担当課から回答させたいと思います。

11番の跨線橋についてであります。この跨線橋については、前にもちょっとどなたかのご質問であったかと思うんですが、既に坪井前市長の時代に、見直しで特例債ではやらないという方向が出ておりますので、今のところ復活という考えは、私自身は持っておりませんが、土浦協同

病院の、もしこちらへ、神立駅東あたりに立地したいというお話が現実化する場合は、こういったことにつきましても、跨線橋につきましても当然必要性が出てくるわけでありまして、その際にはまた再検討したいと、こういうふうに考えております。

12番の子宮頸がんワクチンの無料化につきましては、担当課のほうで説明をさせます。

13点目の残土条例につきましても、担当課のほうで回答させます。

いずれにいたしましても山内議員のご質問、大分私が持ち上げられたような中でのご質問でありまして、いろいろみんなオーケーオーケーとお答えしたいわけではありますが、やっぱり困難なものは困難でありますので、ご了解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

[教育部長 横瀬典生君登壇]

○教育部長（横瀬典生君）

それではお答えをいたします。

初めに、1点目の下稲吉小学校改築計画につきましてお答えを申し上げます。

同小学校の整備計画につきましては、まず、既存校舎の南側に管理・教室棟を新設する予定でございます。そしてまた、西校舎、体育館、現在の西校舎体育館を解体しまして、その跡地には新しい体育館を建設する計画としてございます。そしてさらに残りの校舎につきましては、耐震補強及び大規模改修を行い、リフレッシュを図るといような計画でございます。既にご案内したとおりでございますが、

ご質問の中央校舎の、そして東校舎も入ってくるかと思っておりますけれども、この問題につきましては国の構造耐震指標が、改築基準でございますIs値が0.3を上回っております。現時点においては国庫補助の対象外となる建物でございます。このため、中央校舎そして東校舎は、改築ではなく耐震補強そして大規模改修、これを行う計画としてございます。また、この中央校舎及び東校舎が国の改築基準を満たす要件といたしましては、耐震補強及び大規模改修を15年以上経過をし、そしてさらにこの構造耐震指標であるIs値が0.3を下回るというような状況にならなければなりません。ただ一方で15年を経過した後、補助の償却といえますか、それが終了いたしますので、その時点でまた判断が出てくるというふうに考えられるものでございます。

これらのことから、全面改築ということの時期を前倒しをすることにつきましては、国庫補助を含め財政面から非常に難しくなりますので、早い時期に、安全で安心できる学校に整備をできますこれまでの基本計画を遂行してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、次に、図書館の充実の問題についてお話を申し上げます。

前にも監査の折あるいは一般質問でいろいろとご指導をいただいているところでございますが、千代田公民館は生涯学習の中核といたしまして、時代に即した学習機会、これの提供あるいは住民の交流の場として地域コミュニティーづくりのために、現在も維持・整備をしているところでございます。千代田公民館及び図書館の千代田分館、これはご存じのように施設の老朽化が進みまして、部分改良には多額の費用がかかるということが予想できるわけでございます。

現在、千代田公民館ではご指摘でございますように有効に使われていない部分、これは元管理人

室でございまして、議員ご指摘のとおりでございます。この部屋は長年、長い間使われておりませんで、間仕切りも多く、床も傷み始めております。改造や修繕を行うには予算面の考慮も必要なおわけでございますが、今後、一方で修繕等をした場合には、そしてこれをどのように利用するかということになりますと、25.75平米と小スペース、小さいところを踏まえますと、蔵書書庫というようなことも一つ出てまいります。現在のところでは、修繕対応できるものであれば、そういうことで進めたいというふうな考えを持っております。よろしく願いをいたします。

続いて、資料館の問題でございますが、資料館の充実についてお答えをするわけでございますけれども、現在、歩崎公園ビジターセンターがすぐ隣接に開設をいたしまして、市民及び本市を訪れる観光客に対して、かすみがうら市の歴史、文化の紹介あるいは地域資源情報、観光情報の発信と交流の場を提供しまして、市内各産業の振興に資したいという目的で、本年の4月に設置をされましたが、郷土資料館、所蔵の民具や出土品を現在展示をできる、要するに常設でできるようなスペースは確保されておりません。展示は困難ではないかと考えております。

一方で、郷土資料館が主催をいたします講座あるいは研修などは、郷土資料館の研修室が手狭でありますので、現在は歩崎公園ビジターセンターの研修室を活用しているところでございます。また、資料などにつきましても、一部はビジターセンターの図書室を使用することにより充実を図っております。今後もより一層充実した郷土資料館事業が運営できますように、関係部署と連携をしながら郷土資料館の充実に努めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

環境経済部長 山口勝経君。

[環境経済部長 山口勝経君登壇]

○環境経済部長（山口勝経君）

山内議員さんのご質問にお答え申し上げます。

8点目の霞ヶ浦の雑魚対策につきましてお答え申し上げます。

アメリカナマズ並びにブルーギルについては、霞ヶ浦漁業協同組合本所にて除去事業を現在実施しております。本市といたしましても補助金として助成を行っております。かすみがうら市地区での21年度におけます実績といたしましては、ブルーギルの実績はございません。アメリカナマズが約99トンとなっております。また、ハクレンについても、県のほうで除去事業を行っております。それらについては業者に無償で提供し、家畜等の飼料の材料として使用されているということでございます。

市といたしましての対策といたしましては、山内議員さんのご指摘のように、今後、県や漁協等の対策事業を踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

続きまして、9点目の山間地の獣害対策につきましてお答え申し上げます。

イノシシの被害については、さきの第2回のご質問にもございましたように、雪入地区などを中心に被害が報告されております。市といたしましても対策を行っているところでございます。年2回、春と秋に有害鳥獣の捕獲を実施してございます。30頭の許可を出しまして、捕獲を進めてございます。昨年度の捕獲数につきましては、春が29頭、秋が13頭、42頭の捕獲の実績がございます。イノシシにつきましては農作物に被害を及ぼすことから、市としても昨年度、土浦市と

合同で策定いたしました農作物鳥獣被害防止計画の中で、イノシシを鳥獣とし、捕獲防除等の対策に積極的に取り組んでいるところでございます。

また、アライグマにつきましては、生態系を損ねたり、農作物等に被害を与えることなどから、「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」により特定外来生物に指定されております。ここ二、三年の間にアライグマの被害が急増しており、県としてもアライグマ防除実施計画を策定し、今年度から実施されているところでございます。この計画につきましては、捕獲許可の手続を経ることなく、直ちに捕獲ができることになっております。かすみがうら市内においては、昨年からことしにかけて多く捕獲されており、ことし7月末までで22頭の実績がございます。

その他、ハクビシン等につきましても農作物に被害を及ぼされており、市としてもわな免許保持者に箱わなを貸し出す制度を設けるなど、対策をとってございます。それら小動物の対策については、県等とも協議しながら、今後においても被害が拡大しないように対策を検討してまいります。

13点目の、残土条例を厳しくというようなことでございますが、不良残土の持ち込み防止対策につきまして、お答え申し上げます。

今回の下土田地内の残土処理の埋め立ての問題、これを重く受けとめ、他市町村の条例等を参考にしながら内部で十分協議し、また、見習うところがあれば条例を改正し、整備していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

[市民部長 川島祐司君登壇]

○市民部長（川島祐司君）

山内議員の質問中、10番目の行きどまり道路の税金の見直しについてお答え申し上げます。

ご質問の内容につきましては、昨年第3回そして第4回さらには本年第1回の定例議会において、佐藤議員の一般質問にお答えをした経緯がございます。

ご指摘の行きどまりの私道につきましては、平成21年度の固定資産税の評価替えに当たり、私道全体について見直しを行い、課税をしたものであります。地方税法において、「公共の用に供する道路は固定資産税を課することができない」と規定しておりますが、行きどまりの私道につきましては、公共の用に供する道路の要件とされる当該土地についての使用制約を設けないこと、不特定多数の人が利用できることなどを満たすとは認めがたいことから、非課税の対象には該当しないと判断し、課税をしたところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

[保健福祉部長 竹村 篤君登壇]

○保健福祉部長（竹村 篤君）

山内議員の質問にお答えします。

12番の子宮頸がんワクチンの無料化についてお答えいたします。

予防接種については、一定の効果は期待できますが、完全に防げるものではありませんので、日常の体調管理や定期的な検診も重要と考えております。

ご提言のありました子宮頸がんワクチン接種の無料化については、県においては2011年度の予算要求枠に子宮頸がん予防対策強化費用として150億円を要求し、国・県・市町村で負担し合って助成する仕組みを検討しており、対象者は今後詰めるという報道がされております。

本市においても対象者の特定、財源調整及び接種期間が約6カ月間必要となりますので、今後、国の動向を注視しながら、平成23年度の予算反映にできるように準備を進めてまいりたいと考えております。

現時点では、補助基準の対象者や、質問にもございました3分の1ずつ負担という国、県、市町村の負担割合は確定してございません。そんなようなことから、無料化にするかどうかは方針はまだ決定してございませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

宮嶋市長には、ぴしゃっという答えがまだなっただけで出ないかと思うんですけども、実行力の男、実践力の男ということで、絶えず宣伝をしてきただけありますので、そこらのところを踏まえて答弁をいただければと思うんです。

下稲吉小学校の問題は、耐震調査の結果から一部をやるということなんですけれども、この計画書は、今部長が言わなくても、全部の議員には何回か言っておりますが、宮嶋さんになったら、市長になったら、もう少し早めてできないのかということをお伺いしているわけなんです。12年も先ということでは、ちょっと教育上まずいのではないかなと思うので、それだったら教育委員ばかりじゃなくて、やっぱり長の姿勢でありますから、学校なんかはつくろうといったらばつくって、今までの市長らは、村長だとかにはやってきたと思うんですよ。だからそういうことで、この問題は早急に解決をしなければならぬものですから、宮嶋さんの要するに実行力、そこらところをお聞かせをいただきたいと思ひます。

非行の問題については、新しい教育長が教育委員が決まるかと思ひますので、そのときに十分に検討をしていただきたい。これは宮嶋市長になってから把握はできたかと思うんですけども、相当ひどいものがあります。去年あたりはもう10人ぐらいずつPTAがついていたり、教育委員の人も毎日だということでお伺いしておりますし、逮捕者が何人か去年も出したということで、卒業式にはみんな茶髪が黒くなっていたというようなこともありますけれども、なかなかこの非行の問題はとにかく深刻であります。中には千代田中学校におくりたいなんていう人も相当いるみたいなんですけれども、ここらの問題も強力に対策を立てていかなければならぬ問題かなと思っております。中には、議員は何やってんだなんて怒鳴りつけられた場合も私もありますので、いろいろあります。

それから、統廃合の問題については慎重に構えるということですから、慎重に構えていただきたいと思ひます。単なる大きくするばかりが能じゃありませんので、そこらのところがあるかと

思います。また、大きな学校の問題もありますね。下稲吉のような学校を全部直せば30億かかる。それならばバスを頼んで近くの学校に持っていったり、どっちみち統廃合すればそこにマイクロとか、バスを頼んで送り迎えをしなくちゃならないものですから、それを逆に大きい学校から適正規模の、小さい学校に持って行って適正規模にするという考え方も、それが一番経済効果が上がるわけですから、あるわけですから、そういうことも考えてほしいと思うのであります。

それから、図書館の充実ですけれども、これは予算化をしないって、私3年くらい言っていて、この問題はあそこの宿直員がいて、管理者ということでしたんですけども、それが去ってから十何年もあるのに、いまだに何らあそこのことをやっていない。何のために公民館長あそこに座っているのかと思って、公民館長なんかにも言うんですけども、やらない。やっぱり思い切って、図書が整備されていない問題もあります。中のほうさ行くと、本棚がひっくり返ったり何かしたのもありますので、そういうものもきちんとあの中で、畳は外すとか、そういうところに本棚をきちんとするとか、それから小さい部屋には図書室をつくるとか、そういうものが私はできるべきだと思うんですけども、やる気が今まではなかった。宮嶋市長になってから、それをやる気があるならどのようにやるかということでございます。

それから、資料館の問題ですけれども、資料館もここでは千代田でも公民館が前からあって、千代田地区にはたくさんあそこには土器だとか、石棺だとか、いろいろなものを置くんですよ。後ろのプレハブにね。これは資料館がきちっとしてないから、そういうものを、もう古いものは資産またはそういうものを散逸しちゃうと二度とできないものですから、そういうものもきちんとやる必要があるんじゃないか。確かに歩崎の資料館は立派ですけども、狭い。だから研究室というんですか、研修室というんですか、あそこにその都度いろいろな広報があってやりますけれども、それよりもある程度のもの、民具とかそういうものはこっちの佐賀地区の保育所の一部を使って展示していく必要もあるんじゃないかなと思うんです。書画骨董というものについては物騒ですからできないとしても、農機具だって本当に散逸してきますので、そういうものもきちんと集古館的なものでやるべきだと思うんで、市長の考え方を伺いたい。

それから、石岡斎場、火葬場の問題は、例えば決裂して千代田だけ残りなさいよ、かすみがうらだけ残りなさいよということになったときに、火葬場はどうするのかということなんですよ。斎場はやらない、市立斎場はやらないということで民間に任せるといいますから、火葬場、火葬場がもしも小美玉と石岡が妥協して、かすみがうらさんだけ抜けてくださいといったときに焼くところなくなっちゃうんだよね。簡単にほかのところにいけるたって、なかなか行けないと思うんですよ。そのときはどういうふうに持っていくのか。そこらのところが大きな課題じゃないかなと思っています。何しろ2万7000人の人が死んでも焼くところなくなっちゃうんですから、これは大変です。

火葬場もいろいろな余談になっちゃうんですけども、霞ヶ浦がやっている玉造って言うんですか、行方ですか、あそこの火葬場は私も行ったんですけども、非常に焼き方が上手ですよ。それでね、頭蓋骨がすっかり残るんですよ。石岡の斎場はがらがら。それでやって、「これがのど仏ですよ」なんて丁寧にやったって、がらがらでしょう。霞ヶ浦の地区の人は、本当にしっかりした頭蓋骨がさっとなっていてありがたい。おれも焼いてもらうときはあっち行って焼いてもらおうかなと思っていますんですけども、それほどいろいろな温度の調整がうまくいっているんだ

ろうと思うんですけれども、そういうところも考えて今からはつくってもらわなくちゃならないかなと思っております。火葬場が三者で分かれたときどのようにするのか、お考えをいただきたいと思います。

板橋との交流については、派遣職員を1名出すというんですけれども、これらについても住み込みにさせるのか、通勤させるのか、ここらもお伺いしたいと思います。

それから、雑魚対策では、これはことしは先ほど言ったテナガエビが少なくなったり、ワカサギはとり過ぎると問屋が買ってくれなかったり、いろいろの漁業の問題もあるかと思えます。でも、既に文化が進んで、それで資源がなくなってきた。スケソウダラもなくなってきたというときには、それをかまぼこか何か加工できないのか、そういう研究の何ができてないのか、それをどのようにしたらいいのか、市長との、新しい市長ですから考えてほしいと思うんですよ。そこらの考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

それから、山のほうのイノシシの問題や獣害の問題で、確かにもうひどいもんであって、私もハクビシンが上から落つこととして、下でイノシシが口あいている。本当なんです。クリなんかは、私、電牧をやってもね、電牧をやっても五、六匹また入っちゃうんですよね。駆けてくると電気でガチャっとなるんだけれども、平気でまた飛び越してくるんですよね。本当に大変で、クリが落ちるの待ってるんですよ。イノシシなんて大きいクリしか、2L以外は、観光客と同じです。2L以外は拾いませんから。それでイノシシというのは皮むいて食べちゃうんですよ。鬼皮食べないんですよ、渋皮は。だから真っ白ですから。本当にいいとこだけ食べてっちゃう。それがイノシシなんですよね。本当にシシながらあっぱれだなんて思って。なかなかこの間も何匹かとったようなんですけれども、今猟期ですからとれるかと思うんですけれども、さらに多いですね。本当にここらの対策。

それから、ハンターに対しても、この前坪井さんのときにも言ったんですけれども、やっぱり十分な補助、そして固定わな、固定わなが雪入山から山本山にかけて、とにかくツガさんの前に1基しかない。それと山本にタカハシケンイチ君の山しかない。そうすると、その間に、まあうちのほうの坪ですね、山内坪、小堀坪、松原坪、あそこら辺にはたくさん出ている。ここらにも二、三基のわなが欲しい。さらにはヤツデは北根、向こうって、北根っていうんですけれども、あの辺にも相当、シダロウ、信太郎と書いてシダロウというところもあるんですけれども、その辺にもわなが欲しい。今、タサキトミオさんのところにあるきりなんです。そういうものももう少しふやして、20万くらいかかるそうなんですけれども、特に言いたい。あと雪入山には何基かあるんですよ。雪入山には何基かあるけども、その雪入山から出たこの山にない。これらの補助金等も、前にも聞いたんですけれども、これらもお願いしたいと思えます。

子宮がん系の問題については、先ほども申しあげましたようにこれは後でまた答弁をいただきましたので、その都度審議のときに私またやりたいと思えますので、あしたあたり審議がありますので、そのときには待機をしてなくちゃならないかなと思っております。ぜひよろしくお伺いしたい。市長は、これについて出す気があるのかないのかだけお伺いします。

それから、残土条例の問題ですけれども、残土条例は既に石岡市なんか厳しい規制をしています。そういうことがありまして、周りの町村でも入れない。特にかすみがうらは規制が弱過ぎる。だからいろいろな問題で、農業委員会だって、農業委員会の人だって困っていると思うん

ですよ。だから、規制が強く、ピシャッとやればいいと思うんですよ。だから、戻ってきて、県でだめだというのをまたもう一回判こ押しちゃったりね。だから、だんだん話が大きくなっちゃって、傍聴者が毎回満タンなんていうのは、これはね、やっぱり市長がきちんとしなかったことがあったんだと私は思うんですよ。そういうことで、一番先、一番先に地主をとめちゃうのが一番いいんですけども、上佐谷なんかもやられちゃって、きょうあたりも鉄板みたいのが行ったから、帰りに見ていかなくちゃならないと思っているんですよ。だからね、それはもう市長が絶対に判こ押さないということで、強い姿勢の条例を私をつくってもらいたいと思っています。市長から答弁をいただきたい。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

下稲吉小学校の改築計画につきまして、担当部長からはあったわけではありますが、特に本校舎について、蜂の巣校舎ですか、あそこの部分について今回耐震で工事をやってしまうと、あと当分の間はできないということですよ。建てかえようと思っても、一回耐震で補助もらっちゃうとできないという問題でありまして、私が話を聞いた範囲ではそれで対応できるということで、今そういう方向でいるわけではありますが、また内容をよく精査して、もし建てかえる必要があるのであれば方針転換ということもやむを得ないと思いますが、今の事務方の見解では、耐震強度を増すことと、大幅な改築を考えているようでありまして、そこら辺をよく、私も見ますが、議員におかれましてもよく内容を見ていただきたいと思います。

教育内容の充実について、おもしろいご提案であります。都市部の学校から逆にスクールバスで上佐谷なり七会小学校に逆走するという発想であります。これは確かにおもしろい発想ではありますが、教育長新しく決まりましたら、教育委員の皆さんにもこういったことも含めて検討をしていただきたいと思います。

学校の非行問題につきましては、これも私どもがああだこうだいうよりも、まずは教育長さん決まってからよく相談申し上げたいと思いますので、しかしこれはもう非常に深刻な問題でありますから、関係者一丸となって取り組まなくてはならない、そういうふうに考えております。

図書館と、千代田公民館の図書館と資料館の収蔵庫、展示の問題であります。ビジターセンターの展示をどうするかという問題につきましては、私も実情をよく調べてみまして対応したいと思います。

また、火葬場が、千代田地区の方がどうしても使えなくなったらどうするんだという話であります。当面斎場組合の火葬場、古いというか、今現在の火葬場はまだ使用がとまっているわけでありませし、新しい火葬場が斎場込みでなるかどうかはまだわからないわけではありますが、まだ1年、2年近い日にちはあるわけです。新しいものがすぐ着工になったとしても、造成が始まったとしても、まだ2年先までは現在の施設を使っていかななくてはならないわけでありまして、その間に万が一火葬組合から離脱なんていうことも想定しておけということであれば、そういうことは2年間はとりあえず考える必要はないだろうと。その2年のうちに考えればいいことではないかと、こういうふうに思っております。2年間は少なくとも今の火葬場をみんなして使うわけありますから、そういう考えであります。

板橋区の派遣、板橋区に派遣する職員の件であります。これは9月1日付でこの職員を充てるということを決めて、今、商工観光課のほうに回してございますが、板橋区まで、板橋区役所までは完全にもう通勤圏でありますので、毎日大変ではありますが、毎日通っていただくつもりであります。週に1日程度は報告も含めて霞ヶ浦庁舎あるいはこっちの庁舎へ来て報告をもらおうと、そういうことになるかなと思います。その身分等につきましては、今、担当課と職員課で詰めているところでございます。

霞ヶ浦の雑魚対策であるとか、獣害、山間地の獣害であります。霞ヶ浦の雑魚については、一部飼料化で有効利用がなされているという話を、私も飼料化している方を知っておりまして、そういうことは大変有効だと思いますが、さらに人間の食用に加工品として使えるものがうまくあればいいんですが、なかなかそういうのが難しいということであれば、飼料化はまだ可能であると思います。

山間地の獣害については、よく議員さんのお話を伺いながら聞かせていただいて、今後対応してまいりたいと思います。

あと子宮頸がんのワクチンの無料化についてであります。これは今大変国家レベルでもみんな関心を持っているところでありまして、国のほうでも、きのうかおとといの新聞あたりでもこれらの補助がどうこうということが出てましたので、いずれ全国的にこれは取り上げられる方向にあるのかなという気もいたしております。そういった中で、関心を持って、もし国の実施がおくれるようであれば、決して市の単独でということも視野に入れながら、近隣を見ながら対応してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市長、もう一遍、残土。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

残土の問題についてであります。今、先ほど担当部長からも答弁があったと思いますが、そこまで具体的だったかどうか、残土条例の、今残土条例はかすみがうら市にあるわけですが、これのより一層の強化をしていく必要があるかなと。特に東京残土、セメントとかあるいは石灰でいわゆる固化処理をされた残土について、県内でも鹿嶋市等がこれをもう持ち込ませないという条例をつくっているということもあるようでありまして、そういったことを参考にしながら、問題になるのは、一番量が多いのは東京残土でありますから、これを持ち込ませないような条例化を図っていけば、当面かなり有効かなと思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

あと1分ちょっとならありますが、19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

校舎については、これらについて六角校舎は耐震度が落ちないんですね。柱が多いからね。なかなか難しいんですけども、できるだけ早くするように考えを持っていただきたいと思います。

これは要望にいたします。

それから、雑魚の問題や何かがありますけれども、子宮頸がんの問題についてはこれは全国的な問題になるかと思いますので、その残った部分に無料化をすると、全額を出すというような姿勢が欲しいと思うので、そこらのところのまだ金額がきちんと決まってませんが、そこら出してもらいたいなと思っています。

それから、板橋まで通勤すると、1人で通勤ですから、板橋区の問題も。やっぱりこれは十分な保障もしてやらなくちゃならないかなと思うんですけども、それらについても市長から十分な配慮をしていただきたいと思います。

それから、イノシシの害、それらについては、ハンターがどうしても弾が足りない。わなの資金が足りないって言っているんですよ。これらの見直しもお願いをできるかと思っているんですけども、市長としてどう考えているか、それだけお答えをいただき、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。イノシシ。

○市長（宮嶋光昭君）

イノシシの点についてであります。弾が足りないということでもありますから、これは実情をよく伺いまして対応していきたいと思えます。

子宮頸がんワクチンにつきましては、国でもしある程度出て不足分が出るということであれば、それは市のほうで対応できるかどうか、十分検討させていただきたいとこういうふうに思っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

1番 古橋智樹君。

[1番 古橋智樹君登壇]

○1番（古橋智樹君）

古参議員の諸先輩の前後に大変僭越ではございますが、1番議員として質問の前に一言申し上げます。

さきの市長選挙におきまして、宮嶋市長は、無投票ではあつてはならないという強い使命感で手を挙げられ、276票差という結果で上回ったわけではありますが、結果として地域を二分して市長になられたということで、私はその二分されたおのおのの思いを、今後、まちづくりのためいかに一体感を生み出すことができるか。宮嶋市長の施政方針におきましても、市全体一致団結して行財政改革に取り組むとございましたが、これは私のみならず市民の皆様の期待であろうと思えますから、さきの選挙においてネガティブなものが全くなかったように、正々堂々と積極的な議論でその一体感をつくり出していきたいものでございます。

過日の古参の先輩からも、議員は足の引っ張り合いをするものではないという訓示をいただいたということでもありますから、この円高株安が進む景気低迷において、日本人同士が、市民同士

がいつまでも足を引っ張り合っているのは、国づくり、まちづくりができないわけでございます。環境問題やら、中国を初めとした新たな潮流に、日本人として、市民として向き合うことが今や必要であることを旨に、私も議会活動の残す期間において精進したいと存じます。

それでは、通告に従いまして5項目について一般質問を行いたいと存じます。

第1点目として、起債抑制構想における有利な合併特例債事業等の実行について質問をいたします。

この不景気において、起債、借金には大変危機感を持つべきであるとの市長の考えでございますが、この不景気だからこそ金利が低く、さらには交付税措置がされるという制度を、合併後10年内に効果的に用いることが、合併を行った市町村の責務でありました。

そのことから、1点目、自主財源を福祉予算として主に充当する構想と、360億円と肥大したと指摘する起債額の減少を唱え、宮嶋市長はさきの選挙で支持を得ましたが、今後、当市のまちづくりに対し起債事業はどのように取り組むのか、考えを伺います。

2つ目、合併特例債等の有利な予算を用いないとした場合、予算執行の民生費以外の事業において市長の質素節約をもとに、消極的となり過ぎないまちづくりがどれほど見込めるのか、考えを伺いたいと存じます。

続きまして、第2点目として、総合病院への用地寄附構想と行財政改革との食い違いについて質問いたします。

土浦市にとりましては、協同病院の老朽化に伴う移転には、当市からははかり知れない労力や、非常にセンシティブ、繊細な心の負担があることは、宮嶋市長において当然承知のことであつたらうと存じます。しかしながら、過日、新聞に宮嶋市長の構想の一つとして、土浦市内の総合病院、協同病院の移転について、用地を全面寄附したいとの発言が掲載されましたが、病院移転計画に積極的な関係者より、その構想について首長として不用意な発言であると、私さえも指摘を受けたものでございました。市長としてこの用地寄附の発言と、さきの選挙で心の負担、財布の負担を減らしますと唱えた行財政改革の推進との食い違いについて、いま一度市長の説明を求めたいと存じます。

続きまして、3点目といたしまして、社会保険加入者多数の公金でもある一般会計から国民健康保険会計への大幅繰り入れ構想について質問をいたします。

国民健康保険の私たち社会保障制度において担う役割は格別なものであろうと、私も認識しておりますが、今やこの不景気が続くさなか、現世代の私たちが何とか一日一日を精いっぱい生きる上では、1円たりとも無駄にしたいくないという風潮が比較的強く、この今のデフレにあらわれているものと存じます。そのため、国民健康保険の役割が将来的に格別であろうと、国民健康保険以外の保険加入者のためにも、国民健康保険のあり方を突き詰めるべく代弁するものでございます。

そこで1点目、国保税率において応益割の均等割、世帯割が県内でも格安であることから、所得の少ない方には有利となる国保税率でございますが、まずは大幅値下げより、これまでの滞納整理の所得層分析や診療費について、他市町村との差異調査をさらに進め、きめ細やかな公平性のあるバランスのとれた税率を図ることが先決であると存じますが、市長はいかに考えるか、お伺いいたします。

2点目、国保診療出費県内36番目の低位ながら、当市の国保税率の状況から、中長期の展望に基づいた幅の小さな税率修正を段階的にすることにとどめ、ほかまちづくり事業に弾力性を確保すべきと存じますが、市長はいかに考えるのかお伺いいたします。

3点目、さきの選挙戦において、職員給与予算から2億を国保へ投じるとの公約が示されておりましたが、2億をさらに加えることにより国保会計の繰入金割合が会計全体からして10%超と想定されますが、この構想では県内標準の繰入率を大幅に超え、県内でも最も高い繰り入れ割合になることについて、給与報酬等からの捻出とはいえ、国保以外の加入者の住民3分の2の公金でもございます予算を国保会計へ投入することについて、社会保険加入者等への説明といたしましても市長の答弁をいただきたいと存じます。

続きまして、4点目といたしまして、常設型住民投票条例の構想について質問いたします。

さきの選挙戦において、住民の声をいかに大事にしているかということを示すために、常設する、常に住民参画の門戸を開いておりますという選挙術として、非常にアクセントのあるマニフェストであったかと思うものであります。しかしながら住民投票は地方自治法第74条において、文言として「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに負担金・使用料及び手数料の徴収に関するものを除く）の制定または改廃を請求することができる」とございますことから、議決を経ればいつでも住民投票を実施できるものであります。市長が掲げました常設型とは、議決を経ずにいつでも実施できるという条例から、まちづくりにおいて議会議決以外の別の意思決定も生まれる、生まれ得るリスクがあるものでございます。

このたびの市長が提案されました住民投票条例案は、投票を請求するためには有権者の5分の1以上の署名ですから、前回の市長選挙の有権者数3万5613人から計算いたしますと、7,123人でございます。それに対し、通常備えられております地方自治法第74条に定める住民投票でございましたら、50分の1以上ですから713人でございます。そのほか署名の信憑性確保や投票条例の、住民投票の経費の財源など、今回は特別委員会で調査することになってございますので、詳細についてはお伺いいたしません。市長には昨日、暴走を抑制するために設けるなどという建前ではなく、議会を経ずにご自身の支持団体等の活動が猛進することを、市長となったのですからお考えいただくときに、このたび考えをただすものでございます。地方自治制度の確立は、賛成多数の議会制民主主義として法整備され、地方自治体の市長と議会の制度によりまちづくりが成り立つものでありましたが、常設型住民投票条例ではどのような権限者が、どのような範囲の案件を定めて、どの程度の予算経費と頻度で実行したいと考えておられるのか、答弁を求めます。

最後に、5点目といたしまして、次なる市町村合併に取り組む市長のまちづくり構想について質問をいたします。

本当に行財政改革によって合理化を生み出すのであれば、例えば各大手企業や銀行などの合併に見られますように、希望のある合併でなければ合理化を生みがたいものでございます。果たして宮嶋市長がおっしゃった政令指定都市50万都市を目指す形、この政令指定都市の権限が地方自治体として最高に権限を移譲される形であるならば、どのくらい合理化を生み、市民の皆様のご負担にこたえているか、今後、調べることも必要でございましょう。市長のイメージとしては、現実的な厳しい財政状況の現実性だけではなく、市民の皆様に夢のあるまちづくりをもう一度と

いうのであれば、市長お一人だけの行動ではなく、例えば議会に視察をさせる、議会で筋が通らないというのであれば、支持団体にも視察させるなど、工夫を凝らすことも市長の目指すビジョンにしっかりとした前進となるものではないでしょうか。

さきの選挙戦において、宮嶋市長の掲げたマニフェストは、まちづくり活性策は余り見受けられません。現行の予算を、市長として福祉社会保障予算主体に組み替えたい趣旨であったと存じますが、唯一ＪＣの主催する討論会で終始唱えられていた次なる市町村合併によるまちづくりについて、具体的な考えをお伺いしたいと存じます。

以上、私からの１回目の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

古橋議員のご質問にお答えをいたします。

１点目、起債抑制構想における有利な合併特例債事業等の抑制が、特例債事業なんかを抑制することなのかとこういうご質問かと思うんですが、特例債事業につきましては既に現在、起債の項目が決まっているわけでありまして、それをそのまま私も踏襲をするということでありまして、今後、じゃ、起債を行わないかと申しますと、当然、今、地方財政というのは起債なしには成り立たないわけでありまして、有利な起債はもちろん少しでも有利な起債を使って、しかしそういう中でも無理無駄な、無理な、無駄な事業は徹底的に削減していくと、そういうしたがって無駄な起債は行わないと、こういう趣旨でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

２点目の総合病院への、土浦市内の総合病院について用地提供を無償ですと。このことが財政改革と矛盾しないかとこういうご指摘かと思うんですが、用地寄附して協同病院を誘致する、誘致に当たって用地寄附をするということと、行政改革、財政改革というのはちょっと次元が別な問題ではないかと。行政改革、財政改革と申しましても、すべてのものを否定するものではありませんで、きちんとした仕分けをしていく必要があると思います。

何が無駄で、何が無駄じゃないのかというのが議論の出るところであります。そういった点におきまして、私は協同病院の誘致に関しましては、一番大事だったのはやっぱりスピード感ある決断でありまして、一応厚生連のほうでは、今協同病院については９月いっぱい結論を出すという表向きの発表があるわけでありまして、実質的には、内々ではそれにはこだわらないみたいであります。それは行ってわかったことでありまして、当初の発表によれば９月いっぱい決定をするとそういうことありますから、すべての事案について言えることあります。物のやり方というのは２つあるかと思うんですが、いわゆる情報発信型で、情報発信してからいろんな議論をしていくと。いろんな議論をして、また情報発信とその議論とのフィードバックでいいものをつくっていく、一つの結論を引き出していくという方法と、最初から情報をあんまり表へ出さないで根回しだけ、根回し重視型と申しますか、議会なら議会あるいは関係者、地権者であるとか、そういったものの根回しをまずして、十分な根回しがとれてから発表するという方法、こういうことについては２つのやり方があるかと思うんですが、どちらがいいかについては、そ

の案件案件によろうかと思いますが、私は協同病院であるとか、あるいは土浦市の合併もそうありますが、ある程度情報発信をして、その中でいろんな議論が引き起こってくる。それを絶えず今度はフィードバックしながら最終的には市民がみんなして関心を持てる中で決めていくという、そういう方法がいいんじゃないかというふうに考えております。

3点目の1番、国保税の、一般会計からの国保税の大幅繰り入れにつきましてであります、特にこの税率バランス、税率のバランス、応能率と応益率の税率のバランスであります、今、国のほうで基準としているのは5対5と伺っております。今、かすみがうら市は応能応益の割合は7対3でありまして、応能率のほう特に固定資産税とのリンクが非常に高い比率になっております。県内でも特に一番、多分1番かなと思うんですが、そういった状況にありますので、ただ、こういう応能率が高く設定されておりますと、いわゆる国保税の低い世帯というか、要するに低額世帯については有利に、どっちかというと有利になるわけですが、そういうこともあります。このバランスにつきましては非常に難しい状況であります、国の指導方向等もありますので、今回、来年度は改定をする予定でありますが、より公平と申しますか、まるきり公平ということはないわけですが、今は少しバランスを欠いているので、修正をしながら決めていきたいと思っております。

3点目の2番の、余り大幅修正しないで、一般会計からの繰り入れを少なくしてまちづくり事業に向けたらどうだというお話でございますが、これは極力少ないほうがいいわけですが、やはり近隣とのバランスで、ただ、当初、平成20年度の引き上げ時から比べますと、その後、近隣、土浦、石岡とも多少改定をやっているようでありまして、今はかなり、かなりというか、まだまだ差はあるみたいですが、丸々15%の差はないと、こういうふうに判断をしております。ですから、極力一般会計からの繰り入れは少ないようにいたしますが、もともと国保税というのは、いわゆる保険的な色合いというよりは、相互扶助的な色合いというよりは社会保障的な面が強いことは、きのうもおととも申し上げましたが、そういった観点からやはり特に高齢者が、高齢者の加入者が多いし、したがって医療費の高い方が多いわけです。ですから、よその会計から、よその保険会計からの繰り入れがあるわけですが、それでも追いつかない。よその会計のほうでは、自分のほうが容易じゃない、容易じゃないと、こう言っているわけですが、最終的には医療費が安ければいいわけですが、これも医療従事者のほうからは、医療関係者からは安い、安いと。これはなかなかだれもがいいわけにはいかないわけでありまして、そういったバランスを考えて国保会計というのは運営しなくちゃならないわけであります。

一つの市、一つの自治体で運営するというのは、いずれにしてももうそろそろ限界に来ている、そういうことも言われておりますので、介護保険のように県単位でやるとか、そういう方向も出てくるとは思いますが、当面、明確に近隣の市町村と、かすみがうらへ行ったら国保税が上がったよと言われるようなことがないような国保会計は、国保税の設定というのはやっぱりする必要はあるんじゃないかと、そういうことで他会計のほかの保険者の方にもご理解をお願いしているような状況でございます。いずれにしても過度な一般会計からの繰り入れは極力避けるようにしていきたいと、こういうふうに思っております。

4点目の常設型の住民投票条例でございますが、もちろん議員ご指摘のように50分の1の有権者の署名ですか、署名によりまして、直接請求ということはできるわけでありまして、これは自

治法で保障されているわけでありますが、それと今回の条例の大きな違いは、議会あるいは市長に規定の署名、今回5分の1、7,104名であります。現在の有権者だと7,104名であります。5分の1以上の署名が集まった場合は、議会にも、市長にも、いわゆる拒否権みたいなものがないと。もう自動的に住民投票が実施されるというところにみそがあるわけでありまして、いわゆる自治法で定められている直接請求権につきましては、議会のほうで否決されるとだめと、こういうことになっております。そこがやっぱり大きい違いであります。そういった点をご理解いただきたいと思っております。

最後に、市町村合併につきまして、土浦市とのお話でございます。市町村合併に取り組む私のまちづくり構想ですか、考え方、それと土浦市との合併はどういうリンクするんだと、こういうお尋ねかと思っております。これは先ほどもお話ししたように、あえて大きい声で中核都市構想、50万の中核都市構想であるとか、土浦市との、その前段の土浦市との合併ということをあえて情報発信したわけでございますが、それを私はどんどん強行するというようなことではありませんで、それはある程度前向きの方で進んで、その節目、節目ですか、節目、節目では絶えずフィードバックさせながらいくと。で、大事なのはやっぱり議会、市民の皆さん、関係者、相手方もありますし、みんなで議論をするということが大事であります。その議論、これは出さないことには議論になりませんし、くすぶっていることは確かでありますから、5年前から6年前、合併の話、平成の大合併の話が出てきたときにこういう話が出て、いまだにおさまっていないわけですから、大いにみんなで議論をして、その議論と絶えずやりとりをしながら方向を見出して、いい方向に行きたい。

そういう中で、今、先ほども、午前中にもお話を申し上げましたが、名古屋の行政委員会、そういうお話がございます。その行政委員会の委員さんというのは7,000人規模の基礎自治体みたいなものができ上がって、そこに議員さんが10人程度配置されると。それは7,000人の人が選挙するんだと。それで無休で運営して、ある程度の財政力も持つんだと、そういう構想であります。

当然、今後その50万都市構想、50万都市なんていうことになれば、このかすみがうら市が一つの行政区になるか、あるいは旧霞ヶ浦地区と千代田地区が別々の行政区になるかは別にいたしまして、やはり特別区的なものは当然設置されるわけでありまして、それが本当の今度基礎自治体みたいになってくるのではないかと。これはちょっと飛躍した話かもしれませんが、そういったことも見据えながら、この合併というのは取り組んでいく必要があると思っております。ただ単に大きくなればいいというものではなくて、その中でやっぱり市民の意見が通りやすく、風通しのいい自治体というのは必ずしも大きいからいいわけじゃありませんし、大きくなれば風通しは悪くなるわけですから、それを補完していくのがやっぱりこの特別区なりあるいは行政委員会なり、地域委員会とか、そういった名前はいろいろつけようがありましようが、そういった議論がもう既に起きているということは、遠からずそういう時代が来ると、そういうふうに私は考えております。この点につきましても、いろいろ機会をとらえて市民の皆さん、議会の皆さんともお話をしていきたいと思っております。

以上です。

[「議長、休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

それでは、2回目の質問といたしまして、1点目の起債抑制構想における有利な合併特例債事業等の実行について、再度質問させていただきます。

まず、宮嶋市長の選挙公約の中には、360億円もの借金が大変危機的状況に募っているということで訴えられていたわけでございますが、改めてここで宮嶋市長のご認識をお伺いしたい点がございませぬ。

当市、かすみがうら市が合併したときにはどの程度の起債総額があつて、その360億円にどういふ推移できたのか。

それから、今後その360億円を短期的でも、中・長期的でもどちらでも結構なんですけれども、宮嶋市長の決意としてこの起債の総額をどの程度減らせる見込みがあるのか、それともずっと横ばいで起債をしながらもふやさぬのか、そのようなご認識、2点をお伺いしたいと存じます。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私もちょっと合併当初幾らあつたかということにつきましては、このことを議論しているときはわかつておつたんですが、今ぱつと言われても、さて幾らだつたかなと、これはすぐわかることでもありますから、後で見て、お答えをしたいと思ひます。

この360億、正確には340数億だつたと思うんですが、そのとり方によつて、多少とる時期によつて違ふと思うんですが、三百五、六十億、350億前後ということでもあります。その選挙期間中に申し上げましたことは、少なくともこの360億をこれ以上ふやさぬ、減らす方向に持っていくということをお三申しておりまして、じゃ、幾らまで減らせるかということについて精査したデータをつくつていたわけではありませぬので、そこは正直に申し上げます。

以上でございませぬ。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

それでは、同質問を3回目の再質問をいたします。

先ほどの市長にお伺いした形なんですけれども、私の把握している限りでは、霞ヶ浦町と千代田町が合併したときは、私は自分の議会通信の中でもちょっとハツパをかけるために上乗せして400億と書いたことがありますけれども、390億ぐらいだつたと思ひます。そこから、このたび宮嶋市長がご就任されるまでに10億ずつ減つてきている形と私は認識しております。そういう形がありますから、今後、市長公室とどのようにこの起債を起ししながらも、この借金の総額をどのように持っていくのか、お示しいただけるようお願いしたいなと、ここで要望を加えておきます。

3点目として、市長、よろしいですか、お伺いしますが、今の点はもうお伺いしませぬ。やはりまず、宮嶋市長が強い行財政改革でこの選挙戦を勝ち得たわけですから、いろいろ今までの公約の中で、人件費から数億を引張ってくる、捻出させるということをおつた手前があるかもしれませぬけれども、私はやはり組織の親方になつたわけですから、その下で、部下として働く職

員が500名ほどいるわけです。そこで、何も私はその漫画でうたい過ぎたからこれやるしかないんだという、そこにこだわり過ぎることなく、いま一度先ほど市長公室とよく相談してくれということで申し上げたとおり、そういう中で適宜起債を起しながらも抑制できる形を考えるんですが、その職員の給料から我々議会、市長の報酬50%も含めて捻出するよという、その前に、市長が掲げられています補助金の仕分けとか、無駄な事業を宮嶋市長としてもう一回見て、それでもやはり足りないということに至ったら、何とか協力してくれよということが理にかなった順番ではないかなというふうに私は思うわけでございます。

市長は、朝礼を坪井市長よりまめに開かれているのか否か存じませんが、私の感じでは何となく一生懸命職員の皆さんと接するような機会を設けているように見受けているんですけども、初めから1割はカットするからねと言って接しても、やはり人間、生活がかかっている給与が1割もう初めからとるんだよということを前提に接しても、やはり打ち解けない部分はあるのじゃないかなと思いますので、その職員から給料をもう取り上げますよという、これはもう決定ですということではなくて、今後、まだご就任されたばかりで網羅するにはまだ時間かかるでしょうから、その把握していく過程で、やはり見込みとしては経常経費の人件費からとるしかないというそういう結論に至ってほしいと思うんですが、今私が申し上げた形、それともやはり選挙戦で訴えられた形は、これはもう言っちゃったからやるしかない、どちらなのでしょう。お伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず1点目の、これはさっき言ったんでしたっけ、400億というのは、これが合併当初400億だったということではありますが、ちょっと私はもっと少なかったんじゃないかと思っておりますので、これは後でちょっと調べさせていただきます。

もう1点の、2点ですね、2点目の公約に、公約のときは4億円の財源が必要であるということをおっしゃったわけですね。その4億円については、端的に人件費から、人件費の40億円の1割、4億円を捻出すると、こういうふうに極めてわかりやすく申し上げておいたわけではありますが、人件費からだけ4億円を捻出するという極めて短絡的に申しましたけど、これは事務事業の圧縮であるとか、補助金のカットとかも含むわけではありますが、いずれにいたしましてもその財源を確保するために人件費に切り込むと、こういう必要性ももちろんあるかと思っております。しかし、その問題といわゆる官民格差の問題、いわゆる公務員給与と民間給与の差の問題、これはやはり別々に考える必要があると。ですから、官民格差の、相変わらずその財源が必要とか必要でないということとは別に、いわゆる官民格差、きのう申しましたが、県内の平成20年度であります。統計によりますと、県内の従業員400人以上の民間企業、結構大企業であります。平均給与が、39歳、40歳ぐらいのレベルでとると430万円です。今、私たちのまちでは630万円、同程度で630万円とこうデータももらっておりますが、そういうやっぱり官民格差の問題というのは、将来的には是正していかなければならないと、こういうふうに思っております。

あと、必要財源については、もちろん今古橋議員おっしゃるように事務事業あるいは無駄な補助金、そういったもので当然無駄なものがあれば、それが先にカットすべきものでありまして、

それは古橋議員と同じような考えに立ってやらせていただきたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

職員の給与から捻出するということにつきましては、一般質問の初日で井坂議員なりに、これは官民の格差がないようにちゃんと人事院勧告に基づいて求めているということですから、確かに通常の企業にとりましては、なかなか安定した給料を払うというのは、本当にこの景気低迷の中では大変なことかもしれません。だからといって、公務員は公務員としての身分の保障も法で決められているわけですから、そのあたりを今後時間の限り突き詰めていただければと思います。

続いて、2つ目の総合病院への用地寄附構想と行財政改革との食い違いについて、2回目の再質問をいたします。

いろいろ新聞にご案内された用地の規模につきましては、その土地の求める金額として数億円かかるんじゃないかという見込みが、周りからはちらほら聞こえてくるんですけども、下稲吉、先ほどの山内議員からも下小の工事实施を12年後にかかるんじゃないかと、もっと繰り上げできないかという、それもなかなか厳しいほどの財政状況でありますから、そういう状況であってもこの用地寄附をするために土地を購入する財源が、どのようなイメージで宮嶋市長がおられるのか、お伺いしたいなと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これはまだ極めてあいまいもことした話でございまして、とても一般財源からこの10町歩の土地を買ってそれを寄附するというような威勢のいい話ではありません。ただ、相手が協同病院でありますから、またかすみがうら市は関東銀行とも、筑波銀行ですか、今、拘えているわけでありまして、協同病院の場合は信連という大きい金融機関も抱えております。市野沢会長とお会いしたときも、もしその土地代、来ていただけるんだったら、土地は関東銀行から、筑波銀行から金借りても調達するよと。多分5億とか7億とかの金額になると思うんですが、そういうお話をしましたらば、いや、そのときはぜひ信連を使ってくれと、こういうお話も出ておりまして、お金は天下の回り物でありますから、確かに財政は厳しいわけでありまして、しかし協同病院の誘致に用地費を5億、7億出すということは、しかも土浦市との合併、これは将来的に見えているよという中でないと、なかなか難しい話でもありますし、そういうことを踏まえれば、5億、7億かかっても信連が貸してくれるということであれば、ぜひぜひやりたいと。こういうことでは議員さんも、あるいは市民の皆様にもご理解が得られるんじゃないかと、こういう私は極めて楽観的な見方をしておりますので、ひとつ議員におかれましてはご理解を賜りたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

3回目の質問をいたしますが、その数億借り入れるにしても、先ほどさきの質問でご案内したような起債総額に単純に加わるわけでございますが、事業自体にとりましては、かすみがうら市

だけの都合にとりましては、非常に夢を与えているかなということの評価したい部分もありますけれども、現実的に宮嶋市長は強い行財政改革の断行で選挙を勝ち得たわけですから、そのあたりの整合性とその夢のある事業をどのようにバランスとられるか、今後、市民のみならず議会にも報告を随時いただけると幸いです。

ただ、この常陽新聞に載るに当たっては、私はある程度地権者が譲ってくれるという見込みがなければ、あそこまでは一面にご案内できないのかなと思うわけなんです、それからタイミング的にも非常に議会が始まる相当前にその情報を発信されましたから、大分その以前から、私はこの用地の候補地の地権者と何人かお会いして、極端ですけど、もしなった場合、このぐらいの価格で譲ってほしいんだとか、そういう話がなければ、決して新聞の情報発信はできないと思うんですけども、地権者のほうに実際にそういう取引の話をされたと思います。それが選挙前からもともとあったのか、選挙後すぐに相談があったのか、そのあたりも含めましてどのような地権者との話があったのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

協同病院につきましては、何ていうか、そんな簡単な話ではないわけではありますが、いわゆるお話として聞いていただければよいと思うんですが、実は選挙中にもこういうお話はありまして、協同病院の移転先ということで、土浦がいろいろ市の当局と病院でやりとりしているというのはもうみんな知っているわけです。そういう中で、神立の東口の、今対象として挙げております新生地区あるいは鹿ノ山地区であります、そこら辺の地権者あるいは旧千代田の方のお話なんかともお話をさせていただきましたが、「協同病院を土浦じゃなくてこっちへ持ってくるというよね」なんていう話は、もう選挙中にもしておりました。しかし、なかなか現実のものとは思えなかったわけです。というのは、土浦で、中川さんとどこで決まるだろうということでしたわけです。しかし、選挙の直後に実は橋本知事とお会いする機会がありまして、その知事とのお話の中で、どうも土浦の今3カ所は非常に難しいんだよなんていう話を伺いました。これは知事がおっしゃるんですから、相当信憑性があるんだなと思ってたら、いきなり新聞発表になったわけです。市野沢会長が中川市長にお会いして、ヒューム管跡地はだめだということを明確に言ったわけでありまして、ああ、やっぱりそうだったんだと思って、そしたらたまたま常陽新聞の関係者が、私、別懇にしているものですから、電話がありまして、実はその件ではなかつたんですが、「どうだい今の状況は」ということで言われたときに、ちょっと余談でそんな話をしましたら、「協同病院、うちのほうへ来るといいな」なんて言ったら、話聞きたいということで来たものですから、べらべらしゃべったらそれが出ちゃったというようなわけであります。

そこら辺が、私はべらべらしゃべったといっても、ある程度は意識して、しゃべっていいことと悪いことある程度は考えながらしゃべっているつもりなんです、その話したことによってもちろんマイナス面とプラス面があると思います。しかし、こういういろんな議論が起こってくるというのは、私は決して悪いことではないとそういうふうに思いますので、今後も根回ししなくちゃならないところは根回しはいたしますが、そういうことに努めていきたいと思っております。

地権者につきましては、地権者の方々は、私がいろいろ話した中では協力的な方、だめだとい

う方はまだお会いしたことないんで、あそこは以前、私が出島村長時代に神立駅等開発ということで、当時はまだバブルの名残がありましたから、住都公団と100ヘクタールの開発計画がありまして、一応地元としては地権者協議会ができておりまして、そういうことに取り組もうという一致した、特に出島は旧出島側については地権者は一致しておった状況があったわけです。そのとき土浦の神立駅の一番近い部分、土浦側になかなかのれない、のってこない部分がありまして、いろいろ難しかったわけではありますが、そういった経過もありまして、私は地権者の同意については楽観をしております。そういうことであります。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

この協同病院の誘致の案件に関しては、我がかすみがうら市民にとりまして非常に先ほども申し上げたとおり、我が市だけの都合であれば夢のある話でもあり、もし協同病院が来るなら跨線橋も必要になるし、神立駅の駅前の再開発も必要だし、神立停車場線も通すしかないしと、非常に360億円起債抑制どころの話じゃなくなってしまうんですが、そのあたりを市長として市民に夢を与えることも非常に重要な仕事でありますから、今後、我々にかわって先頭を切って努力していただければというふうに思います。

続いて、3点目の社会保険加入者多数の公金でもある一般会計から国保への大幅繰り入れ構想について、2回目の再質問をいたします。

先ほどのご答弁からすると、大幅繰り入れ、その繰り入れの割合は調整するものの、方向としては県内の標準推移に国保税の料金はしたいというお話でございましたが、その前に、先ほどもちょっと遠まわしでなかなかお伝えできなかったと思うんですが、その前に、診療費が我が市としてこれだけ国保税が高いのに国保会計がアップアップしているという、診療費が、私もこれまで質問して、診療費がどういう状況なのかということはありませんでしたが、私もいただいた答弁から、なかなか、じゃ、うちの市の診療費はこういう特性だという、ちょっと説明には足りる材料ではなかったんですけども、私はそこを、国保税率を今度新たに設定するに当たって、その前に診療費が、うちはいろいろ例えば施設関係の出費が多いんだとか、何歳以上の出費が多いとか、高額療養費がこういう症状の多いんだとか、もっと議会のみならず、市民にも診療費がこういう特性だということを求めるべきかなと思います。であれば仕方がないかということで、税率をいろいろ修正したり、一般繰り入れを1割否かという形で検討するということが必要だと思うんですけども、この診療費の原因を突きとめなくても、宮嶋市長の公約である国保税率を県内標準推移にしてしまうんですか。突きとめなくても。これをお伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

診療費と国保税の関係であります。単純に1人当たり、国保加入者の1人当たり診療費、1人当たり医療費をデータで見ると、特にかすみがうら市が突出して多いということはないんですね。多分中程度だったと思うんです。私も以前はかすみがうら市にいわゆる福祉施設、お年寄りを受け入れて、特に他市町村から、東京から多く受け入れていることが、その市の国保会計を

もしかしたら圧迫しているのかなということも考えてもみたんですが、どうも今のところそういうデータをいろいろ関係課からもらって見てるんですが、素人目で見るとそういうところも今のところ見当たらないんです。どっか視点が違っている可能性もあるんですが、もう少しそういったところを精査しながらやっていく必要があるかと思うんですが、そうこうしているうちに今、この前も井坂議員さんの質問だったですか、その問題に触れたわけですが、高齢者専用の賃貸住宅、それが今急速にこのかすみがうら市に入ってきているので、これは将来的に間違いなく国保税の圧迫要因になると。これは完全にそうなる私は見えてますので、これの対応は早急にとっていかなくてはならないと思います。しかしながら、今のところその国保税と税率、国保が高くなった理由と福祉施設の関係というのは、あるいは診療費との関係というのはわからないのが現状であります。もう少し勉強してみたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

ここで暫時休憩いたします。トイレ休憩とします。

休 憩 午後 3時26分

再 開 午後 3時42分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

それでは、国保に関しての3点目の3回目の質問をさせていただきます。

これは市長にご確認をしたいんですが、県内の標準推移に国保税をするためには、一般会計からのほかの社会保険の皆さんとの公金でもある形から繰り入れを、これまで以上に、さらには県内でもトップクラスの繰り入れとして加えなければ、単純には県内標準には追いつかないという非常に厳しい国保会計なんです。この繰り入れ割合が国保税としては平均が県内標準になるかもしれませんが、繰り入れは県内でもトップクラスにするということは、これは宮嶋市長としてご決断する覚悟があるのか否か、お伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

一般会計からの繰り入れについてであります。今の試算でいきますと、確かに県内でもトップクラスの繰入額になるのはやむを得ないと思いますが、なお、引き上げ率等を十分精査して、いろんな試算があらうかと思うんですが、そういう中で極力県内一の繰上額になるのは避けるように努力をしていきたいと、こういうふうに考えております。

中庸というのは、国保税の中庸がどこら辺に相当するかというのも、やはりある程度の幅はあると思いますので、そのあんばいを見ながら的確なところを試算してまいりたいと。また、ある程度結果が出ましたらご相談を申し上げたいと、こういうふうに考えております。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

続きまして、4点目の常設型住民投票条例の構想について、2回目の再質問をさせていただきます。

先ほどの私の質問の1回目の中で、地方自治法の条項の文言を読み上げたわけですが、その中で賦課するもの、課税とするものは、住民投票条例は対象外であるということですが、このたびご提案された常設型がそういうものが対象なのか否か、今後特別委員会でやると思うんですけども、先ほどの国民健康保険にかけて、この大幅繰り入れの構想も非常に国保だけにかかわらずほかの被用者保険の方々にも住民投票条例で、私としては真意を問いたいところでもあるんですけども、市長としていかがですか。もし国保税の大幅繰り入れが住民投票条例、常設型で対応可能かどうか。経費は選挙と同じく2000万もかかるのかもしれませんが、繰り入れとして数億もの公金を国保アップアップの会計のために入れるということ、これが住民投票条例として、市長の気持ちとしては対象とすべきものなのかどうか、お伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今度の住民投票条例の、後でご議論いただくわけではありますが、ちょっと今条例の条文を持ってないんで確かなことは言えないんですが、多分ですね、多分いわゆる税金を下げるとか、租税の取り扱い、国保税も含めて、そういったものは対象外だと……

〔古橋議員「市長の気持ちとして」と呼ぶ〕

○市長（宮嶋光昭君）

気持ちとしてじゃなくて、それはやはり税金を下げるとか、そういうものまでその住民投票条例でできるようにしちゃいますと、これはだれも税金は下げれば下がったほうがいいんでありまして、そういうものはやたらに投票になりますと問題であります。今回のお願いしてございます条例では、多分国保税についても、国保税の以外の人たちがそういう署名を仮にやったとしても、それは無効であると記憶しております。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

住民投票条例の3回目の質問をさせていただきますが、私が先ほど市長にお伺いしたのは、先ほどの質問にもかけて関連してになってしまうんですが、国民健康保険は当市の加入者が3割程度で、その残りがそれ以外の方ですから、そのそれ以外の国保以外の方が単純に納得するかどうかということに視点を置いてお伺いしたわけでございます。やや質問の趣旨がそれてしまいましたが、私はこの住民投票条例が住民に本当になじんであったとした場合、所定の署名が、今回上程されている署名の数はなかなか並大抵の活動じゃ集まらないかと思うんですけども、このような住民投票条例が1回あるごとに数千万の経費がかかるわけですけども、これは仮に頻度がかかりあったとしても市長としてはやむを得ないとお考えなのかどうか、お考えをお伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

住民投票条例で要求している有権者の住民投票にかけるための署名人数であります。5分の1、7,104名であります。これはやはり相当数の署名でありまして、そうそうやたらに、しかも目的がある程度は限定されますから、今お話ししたような税金下げろの話はだめでありますし、ですから、民主主義のコストとして1回当たり選挙と同じように2000万程度の経費がかかっているわけですが、かかるわけですが、これは民主主義の経費としてやむを得ないのではないかと。

それで、やたらにこれが行われるということも、この条例を制定した自治体でそういうことが問題になっているという話も聞きませんし、もう既に30ぐらいの自治体でやっているわけですから、私もその点につきましては楽観視をいたしております。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

常設型の住民投票条例につきましては、議会はこの20人のうち4分の1があればというような形で上程されていますけれども、もともと議会議員は発案者ほか2人で発議することができる。そのほか議運などの形を経て議長にご相談して、議員発議を行うような形もあるかと思えます。4分の1ということがあれば、私どもも厳しい財政状況ですから、そうやすやすに5人そろって、じゃ、住民投票条例やるかなんていうことは、とても考えられないわけでございまして、私としてはやむを得ないというよりは、なるべくそのようなことがなくても市民から信託を受けて進められるような議会として努力をしたいなというふうに考える次第です。

続いて、5番目の次なる市町村合併に取り組む市長のまちづくり構想について、再質問2回目をさせていただきますが、これまで先ほど2番目の質問でした協同病院の形さらには石岡地方斎場の案件、宮嶋市長は非常に合理性を、効率性を主張されて、ごもっともな部分も大変あるんですけども、近隣の市町村と、やや私から見ると関係が、首長としてのお付き合いがややマイナス方向に実態として動いている部分もあると思うんですが、この件に関して市長として今後関係修復、フォローするような動きをしていただけるのかどうか。市長は、施政方針の中で「市全体が一致団結して行財政改革に取り組む」とありましたけども、もちろん近隣市町村の協力なくしてできない部分もあると思います。その部分が、宮嶋市長が掲げる合併構想でもあるわけですから、私は近隣市町村との関係も上手にお付き合いいただきたいと思うんですが、これまでの石岡市や小美玉市さらには土浦市との関係について、市長として何もマイナスな、マイナスの部分はないと思うよというのであればそれでいいんですけども、私から見てやや1回目の質問をしたとおり怒って電話かけてきた行政関係の方もいるわけですから、そのマイナスの部分をフォローするお考えが今後あるのか否か、お伺いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

お答えします。

近隣市町村との関係を友好関係でもっていくということは非常に大切なことでありまして、私もそれは十分認識をしております。特に土浦市との関係にありましては、協同病院をかすみがうら市に誘致するという事は、決して土浦市から横取りする話ではないということ、もう再三相手方にもわざわざ行ってお伝えをしておりますし、また、石岡市あるいは小美玉市との関係につきましても、石岡斎場につきまして、これはあくまでも話し合いをお願いしているわけでありまして、けんかをうってとりやめるとか、そういうことではありませんので、話し合いの中で私たちがかすみがうら市あるいは市民にとって、あるいは石岡市の、小美玉市の市民にとってもやはりそれがベストではないかということをお願いしているわけでありまして、そういったことをPRしながら、ご理解を求めながら話し合いを進めていきたいと思っております。議員がご指摘のような心配のないよう十分注意を払っていきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

それでは、5点目の合併に関する構想の最後の質問をさせていただきます。

先ほど来、宮嶋市長の答弁の中におきまして、橋本茨城県知事のお名前が出てくるわけでございます。非常に本当にバックアップしていただけるということであれば、知事の権限は非常に絶大ですから、心強い形でもあるんですが、逆にそれが近隣市町村からねたまれるような要素であってはならないと思っております。協同病院の移転に関しては、土浦市が市外に移転しないよう必死にラブコールを送っているところを、宮嶋市長も常陽新聞でラブコールを送ったわけですから、その状況が、もうこれは土浦市にとれば非常に本当にセンシティブな部分でありますから、私は非常にデリケートな案件だというふうに考える。しかしながら、やはり当市にとりましては夢のあることも必要でありますし、かすみがうら市の行政界も、面積は土浦市より大きいのに人口が全然何倍も違うわけですから、当市のくびれた形を有効にするには、やはり宮嶋市長も以前より神立駅前の開発のためには、土浦市との協力なくしてはあり得ないというふうにおっしゃっているとおり、近隣とよりよい関係を築くことが非常に大事だと思います。

そこで、先ほど申し上げた茨城県知事のバックアップがどれほどの形なのか、市民としても非常に興味のあるところでございますので、余り土浦市との関係に憂慮する部分もあるんですけども、合併、病院移転の関係、知事がバックアップというのはどれほどなものなのか。金銭的なものなのか、話を仲介してくれるのか、そのあたりお聞かせいただければと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、今のご質問にお答えする前に、先ほどの合併当初の17年の3月31日現在の両市の合併したときのかすみがうら市の負債残高であります。今数字が出まして、323億2500万円だそうあります。たしか私も400億はなかったと記憶しておりました。で、平成21年度末の元金の残、借り入れ残高は341億5000万だそうあります。これが正確な数字でございます。

そして、今の知事のバックアップがどういうことなのかということですが、実は先般の常陽だったか、茨城新聞だったか、ちょっと記憶定かではないんですが、協同病院の誘致と土浦

市の合併について知事がバックアップしていると言っているよというような趣旨のことがちょっと、そういうふうにもとれるような記事があったんですね。これはそうもとれるし、土浦市との合併についてのバックアップだというふうにもとれる、読み方なんですけど、何か私がちょっと受けた印象では、協同病院の誘致についても知事がバックアップしているような印象で書かれちゃったなという、ちょっと知事にご迷惑いったかなと思うんですが、これは知事のバックアップというのは、もちろんその状況が、環境が整えば、病院についても土浦市との合併についてもそうではありますが、知事がおっしゃっていたバックアップするよという話は、もともとは土浦市との合併についての話であります。

私が就任前、当選が決まって就任前に知事とお会いしたときに、私の気持ちとしては、別に自分は4年任期全うするということが目的ではないと。市民の幸せにとって何が大事かということで選挙をやったんだということをまず申しまして、そういう中でみんなの合意が得られて、市のために土浦市との合併が必要であって、それが3年でまとまれば、別に自分は自分の地位にこだわるわけではないということ、はっきり知事に申し上げました。「市長、宮嶋そういう気であるならば、もし両方そういう方向に歩み始めるのであれば、県もバックアップするよ」と、こういうお話は本当にいただいたわけでありまして、そのバックアップの意味はもちろんそういった人もやるよと。必要であればそういう人も、人材も出してくれるよと、あるいは仲介もとってくれるよと、そういう意味だろうと。あるいはそのために何かハードな事業が必要であるということであれば、そういうことにもバックアップするよという話と、私は受けております。

そのことは、その後も知事には何回かお会いしているわけですから、その都度中川市長のお話がこうであったとか、そのことについては知事に絶えずお話申しております。お互いにそのときの状況を共有しておったほうが、やはりよろしいと思いますので、絶えず相談をしながら進んでいると、そういうことでございます。あんまり隠し事のない中で事は進めたいと、こういうふうには思っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

1番 古橋智樹君。

○1番（古橋智樹君）

最後に、宮嶋市長が選挙マニフェストで掲げた形にこだわり過ぎる必要は、私はないと思いますし、事業構想の根拠に選挙で勝ったからということも充て過ぎる必要もないと思います。それらの構想が中・長期的に見てひずみがある効果だということ、任期の中の今後2年目、3年目をその中で目指していただければ、私は十分かと思っておりますので、実績を早々につくりたいというお気持ちは十分行財政改革への信念から強く感じるころではございますけれども、その市長の実行の形をチェックすることがこの議会の役割でありますから、今後、この定例会を含め我々議会の中でも残りあと別に1回の定例会ありますから、その中でできる限りそのチェックの役割として務めてまいりたいと思います。

市長には、今後、市全体が一致団結して行財政改革に取り組むという施政方針の決意がありましたから、ぜひこの二分した選挙を一致団結できるような形にご努力いただければということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（桂木庸雄君）

1 番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

日程第 2 所信表明に対する質問

○議長（桂木庸雄君）

日程第 2、所信表明に対する質問を行います。

質問の通告が関 利夫議員より提出されております。

これより発言を許します。

16番 関 利夫君。

[16番 関 利夫君登壇]

○16番（関 利夫君）

平成22年第3回定例会に当たり、所信表明に対する質問を行います。

なお、これまでに一般質問の中での質問と相重なる件がございますが、確認の意味ということでよろしくお願ひいたします。

まず、宮嶋市長におかれましては、ご就任おめでとうございます。今、日本経済は、リーマンショック以降景気回復が他の国より大幅におくれ、毎年税収が低下している状況であります。そのような中で、新市長の船出であり、市の歳入面から考えても前途多難ではないかと考えます。組織のリーダーは、観察力、状況判断力、意思決定力、行動力の4つの能力が必須のものであるとよく言われております。新市長は、選挙でのチラシでは、実行力、行動力、知恵を備えた人物であるとのことであります。当然、宮嶋市長にあつては、勝者は耳を傾けることが大事であるということも十分認識されておるものと考えます。私は、新市長のこのリーダーシップに大いに期待し、明快な答弁を求めるものであります。

それでは、通告順に質問に入らせていただきます。

市長は所信表明において、かすみがうら市の財政は予断を許さない段階に来ていると認識され、無理、無駄ゼロの原則に基づき、5つの公約を掲げているということであります。

まず、市長の原点である本市の財政状況に対する認識と行財政改革についてを冒頭に伺います。

市長は、本定例会に平成21年度のかすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について、報告を行っております。当然、これについては監査委員の報告を市長は受け、十分過ぎるほど認識されていることと思ひます。

本報告では、平成21年度の財政状況の指数は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のすべての指数が、早期健全化基準を大きく下回っております。つまり私としてはこの状況からして、現状のかすみがうら市は健全財政であると判断いたしますが、市長はこの決算状況から見て予断を許さない状況なのですか。この点についてをお伺ひいたします。

また、この報告が間違っていないとすれば、予断を許さない状況とはどのような指数や根拠に基づき判断しているのかをわかりやすくご説明願ひたい。

次に、行政改革についてお伺ひいたします。

どの家庭でも、借金を減らすためには支出を削減し、その削減した金を返済に回し、借金体質を改善することが一般常識であるものと考えます。しかし、市長の公約は、市長報酬の引き下げ、

石岡地方斎場の計画見直しなど、一部支出削減はあるものの、国保の引き下げ、中学生までの医療費の無料化、常設型の住民投票などは、支出を大幅にふやす政策であります。市長の無理・無駄ゼロの原則は、この公約を実現するための行財政改革ではありませんか。つまり私が言いたいことは、経費を削減し、その削減した経費をほかへ充当してしまっただけでは体質改善を図れないと考えますが、どのようにお考えですか。

また、長い目で財政の安定は、何かを削減し、新たな政策に充当すれば改善するのではなく、長期的な事業計画や財政予測に立って、どの政策を充実させ、どの政策を縮減するかを考え、あわせて収入を確保することが必要であり、これを持続的に行財政改革として毎年進めていくことが最も大事な点であると考えます。この点についてご答弁を求めます。

次に、市長給料の50%引き下げと副市長及び教育長の給料の10%カットについてお伺いをいたします。

給料とは、使用人の労働に対して雇い主が支払う報酬であり、つまり労働に対する報酬であります。この雇い主とは市であり、言葉をかえれば市民であります。つまり市長の給料は、この市民の負託を得た市長自身が、この職責を全うするために与えられた報酬であり、市長はこの給料以上に職務を全力で全うすることが本来の責務であると考えますが、市長はどのようにお考えですか。言葉を裏返せば、市長給料を半分にすることにより、50%の責任で市政を運営するというお考えなのですか。その半分の責任を補うために、住民投票制度を導入するのですか。それでは冒頭にも申し上げたように、市長本来のリーダーシップが発揮できないのではないのでしょうか。市長は全協でも、これは公約だから理解されたいとおっしゃっていますが、市長である以上、議会に対し説明する責任があるのではないですか。我々は、市長から給料というものに対する基本的な考えを一度も伺っておりません。市長の明快な答弁を求めます。

次に、公約を掲げていない副市長や教育長の給料を、独断と偏見によって引き下げるとの提案であります。これも市長の考えるリーダーシップなのですか。自分の給料ならいざ知らず、他の者の給与まで引き下げるには、それ相応のしっかりとした説明責任を果たすべきであると考えます。みずからが身を切る姿勢を示し、無駄な事業や予算を削減していくということですが、では、副市長や教育長、職員の給与なども、頭から無駄なものと考え、独断と偏見により削減するというお考えなのですか。この点についてもお答えを願います。

次に、門前払いの職員採用のストップについてお伺いをいたします。

これまで市と市議会は一丸となって定員適正化計画を策定し、合併時546人を平成22年4月1日現在484人とし、62人の削減を行ってまいりました。つまり既に年間平均12.4人の削減を行ってきたわけであり。一方、将来の定員適正化を図るべく、新規採用については、消防や救急業務の不足定員を採用し、さらには退職者の補充員として退職者の2分の1程度を採用し、抑制してきております。

そのような中で、本年8月6日の茨城新聞において、「かすみがうら市職員採用中止、応募123人を門前払い」と、突然の報道がなされました。折しも同日の読売新聞において、「行き場が見つからない大卒生が10万人を超え、いつまで就職活動をすればいいのか。景気の先行きが不透明な中就職がままならない厳しい現状に、卒業生からは強い不安の声が漏れる」との報道もなされております。また、同日の茨城新聞においては、「県内高校生就職率過去最低の17.4%」と

いう見出しも掲載されております。

私は、職員採用を単にストップすることは、目先の処方箋であり、定員管理については長期的な展望が必ず必要であり、これは経営者であるならば常識であります。ましてや雇用情勢が悪化する中で、国の施策である雇用創出事業を推進している行政が、議会への協議もなくやぶから棒に門前払いするとは到底考えられません。これも市長のリーダーシップなのですか。現在の雇用情勢を踏まえ、一体市長はどのような観点から採用中止を判断したのですか。また、どのような定員適正化計画に基づき判断されたのかをお伺いいたします。

あわせて市長として、市の実施している緊急雇用対策は無駄な事業と考えているのですか。また、必要であるとするならば、雇用対策に対する基本的な考えを、職員採用を踏まえご答弁願いたい。

次に、中学生以下の医療費の無料化の先行提案についてお伺いいたします。

市長は、中学生以下の医療費の無料化を公約としております。一方、議会としても本年度茨城県の方針に基づき、小学校3年生までの医療費の無料化を図ったところであります。中学生以下の医療費の無料化に要する経費は、約9000万円から1億程度必要ではないかと予測しております。つまり財源措置が不透明な中で先行した条例の提案であります。本事業については毎年度の予算措置となるため、それらの毎年の財源はどのように確保するのか、お伺いをいたします。

また、無理・無駄ゼロの公約を掲げていることから、具体的に市長がリーダーシップを発揮し、どのような事業を見直し、この公約の財源として確保するのかをお伺いいたします。

次に、これらの予測額については、流行性の病気例えばインフルエンザ等の突発的な病気は含まれていないと思います。また、無料化に伴う波及効果つまりこれまで売薬で済ませていたものが医者にかかるような効果のことであり、この波及効果により医療費が急増することが予測されます。これら予測不能な経費の増加分については、財源を含めどのように対応するのかをお伺いいたします。

次に、千代田地区の市民が不安を募らせる石岡地方斎場移転計画の見直しについてをお伺いいたします。

市長は公約で、総事業23億円、うち市負担6億円の計画を全面見直し、現在地で火葬施設のみ改修で18億円を節約するとし、具体的には事業負担額を約5億円とし、うち一般財源は1.5億円にすると明言しておりました。しかし、ふたをあけてみると、火葬炉を8基から5基に縮小、葬祭施設を廃止、駐車場施設を縮小、新たな用地については容認するとしております。これまでの現有地で改修し、18億円を節約するという公約と、大きく食い違っていませんか。ご答弁願います。

また、現在の計画は既に広域的な合意つまり各市長や各議会の合意を得て整備することが決定しております。したがって、常識的な予測としては、大規模な見直しを行うことを提案しても、合意が得られない場合、整備が暗礁に乗り上げてしまうのではありませんか。そうなれば、必然的に組合から離脱するような環境に迫られると考えますが、そのとき市長はどのようなリーダーシップを発揮し、どのような対応をするのですか。最悪の場合、市長は旧千代田地区の火葬施設をどのようにするのかをお伺いいたします。万が一にも旧千代田地区の住民が使える火葬施設がなくなることは、我々としては絶対に見逃すことはできません。市長の明快な答弁を求めます。

次に、常設型市民投票条例の制定について伺います。

私は、市長が選挙チラシにあるように、真のリーダーシップを発揮すれば、常設型住民投票条例は全く不要であると考えております。市長、いかがでしょうか。

それでは質問に入ります。

住民投票制度つまり直接民主制の問題点の一つは、議会の地位を弱め、間接民主制と矛盾抵触すると言われております。また、2つ目の問題点として、公権力者の独裁的な政治意思決定の合理化を補完してしまうという危険性を持つとも言われております。このため短所も数多く指摘され、その中でも重要な点として、市長や議会が果たすべき責任の回避につながりかねないことなどが挙げられております。

そこで質問いたしますが、これらの点に対し、市長はどのように考えているのか、具体的に答弁を求めます。当然重要な条例案だけに、内部的にも相当な検討時間を費やしていると考えますので、参考までに条例作成の期間はどの程度要したのか、また、どのような検討を行ったのかをお伺いいたします。

次に、住民投票は、特に住民発議の要件が問題となります。この要件を極力下げて、住民が直接意思を表明する機会をふやすべきだという論調もありますが、それを助長すると直接民主制による間接民主制の補完という枠を超えて、議論を尽くす場である議会をすり抜ける危険性が高まると言われております。これらの解消策については、市長はどのように考えておられるか、お伺いいたします。

また、住民投票を選挙との同時実施を認めるかどうかであります。経費的には確かに節減することができても、短所として同時に実施される選挙の争点に引っ張られて、住民投票の案件についての判断が正確になされるか疑問であるとも言われております。さらに広報のあり方についても、何よりも住民に十分な情報や学習の機会が提供され、争点を明確化して賛否両論を客観的に比較できなければならないため、十分検討する余地があると言われております。これらに対する具体的な対応策は、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

最後に、私が言いたいのは、本制度は間接民主制を補完するという制度であり、大変重要な条例であることから、もっと十分時間をかけて提案すべきものではないかということでもあります。

以上で所信に対する質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

関議員のご質問にお答えいたします。

財政状況に対する認識と行財政改革についてということですが、決算報告の指数は予断を許さない状況なのかということですが、決算報告の指数は、これは合理的に問題なくできているわけですが、しかし私が申しておりますその予断を許さない状況というのは、市の借り入れ残高が一般会計の予算規模の2倍をはるかに超えると、こういう状況。国においても、再三になりますが、国においても900兆円の国債、借り入れ残高があると、こういう状況が

徐々に徐々にここ20年ぐらいの間に進んできたわけでありまして。これを異常に思わない人が私は異常だと、こういうふうな認識を持っております。外国の方から見たら、これはまさに異常な状況であると、私はそういうふうな見方をされているのではないかと思います。個人の家計にしても、やっぱり同じような状況であると、非常に大変な状況であるとだれもが考えるのではないかと、こう思います。そういうことを指して、早くこういった状況から抜け出さなくてはならないと、こういうことを申しているわけでありまして。

そのために経費を削減してこれを別の支出に充てちゃったんでは、体質改善は図れないのではないかというご質問であります。当面、近隣に比べて異常に高いという国保税、そういったものを緊急的に直すという、あるいは中学生以下の医療費の無料化を図っていくというのは、今、子育て世代というのは非常に困難な状況に置かれているわけでありまして、これを支援していくのもやはり行政の大事な役割でありまして、これを無駄な事業、補助金等の見直しによってなしていく、さらには先ほどもお話ししましたが、官民格差の大きい公務員給与も含めて、場合によっては手を入れていかななくてはならないと、そういうことを申しているわけでありまして。

ですから、もちろん収入の確保を全く度外視しているわけではありませんで、この4番目にあります収入確保というのは、議員おっしゃるように大事であります。しかし、なかなかこの収入を確保するというのは、もちろん不納率を改善するというそういった消極的な手法もありますが、先ほど例えばの話ですが、まちの振興策の一環として板橋との防災協定を生かしていくこととか、さらには協同病院を誘致することによって、これはもちろん先ほど話したように土浦市がどうしてもだめな場合ということではありますが、協同病院を誘致するに当たって投資することが、やがてはそれは市の財政にプラスになっていくことは、いろんな間接効果、直接的には固定資産税であるとかがあるかと思いますが、間接的にはいろんな周辺の、病院の周辺の物品購入であるとか、雇用の改善、雇用の発生とかによって、市の財源にまた戻ってくるわけでありまして。そういったことは当然考えていかななくてはならないわけで、そういう一環の協同病院の融資とか、板橋との交流を深めていく、そういうことでもあります。

2点目の、2番目の市長報酬の、市長給与の50%のカットにまつわる話であります。もちろん50%カットするから仕事を半分でいいんだとかなんていうことは全く考えておりませんで、これは全力投球、皆さんに負託を受けた以上は、もう全力投球でやるのは50%だろうと満額だろうと、それはもう全く変わらないわけでありまして。そういったことで、その自分の責任を逃れるために住民投票条例制度を使うのではないかというご懸念だろうと思うんですが、そういったことは一切ありませんので、住民投票条例はあくまでもこの市民民主主義の実現のために必要であるという信念からお願いをしているものでございます。

そして、その一環で、副市長や教育長も、今後一般職員に至るまで、いろいろ厳しいお願いもしていかななくてはならない状況もあるかもしれません。そういう中で、まずは上、三役の者がきちんとしていくために、これは副市長と教育長は市長とは違うわけでありまして、10%という数字を出ささせていただいたような次第でございます。

それと、職員採用、3番目の門前払いにした職員採用というご質問であります。もちろん雇用情勢を考えれば、一人でも多くこの雇用の機会を提供するというのは大事なことはわかっております。しかし、それと財政改革はまた、このかすみがうら市の財政改革はまた別問題でありま

して、私たちのかすみがうら市は、今先ほども申しましたように、国保税が異常な高さの中での緊急事態での職員採用ストップと、そういうこともあるわけでありまして、職員が、新規採用の職員がいなくても内部で十分対応できると。また、専門職等についても、きのうも、一昨日もそういうお問い合わせもありましたが、ご質問もありましたが、専門職でも何でも、どうしても必要であれば中途採用ということも可能でありますし、そういったことも含めて住民サービスの低下にならないようなきちんとした対応に努めてまいりたいと思います。

実際に職員定数削減計画、定員適正化計画はあるわけで、その適正化計画に基づけば削減が進んでいるようですが、しかし、きのうも申しましたが、合併当初の97名削減という数字からいけば、まだまだ甘い数字でありまして、さらに保育所の民営化等も進んで、そこには二十数名の新たな保育士が、新たに、何ていうか、理論上は余分に発生しているわけでありまして。ただ、その保育士についても現状ではゼロ歳児の保育対応とか、そういう点に回されているということでもありますから、しかし、この削減の手を緩めることなく職員の適正配置あるいは削減計画に取り組んでいきたいと。

そういう中で、県のほうからも緊急雇用対策ということで、これは国から出ている事業であります。この雇用対策との関係はどうなんだということではあります。緊急雇用対策には臨時職員、臨時職員なんかの採用の際にはこの制度を使わせていただいております。特に延長保育関係には大分この雇用対策が活用されているようであります。また、単純なパソコンの入力であるとか、そういったことについてこの制度を、緊急雇用対策を使って、そこまで削るということはいたしておりません。

4点目の中学生以下の医療費の無料化の点でございますが、初年度はいいにしても、毎年度どう確保していくんだというお尋ねもございました。このご質問であります。これは永続的に人件費の削減あるいは事務事業補助金の見直しで、これは毎年徹底的にやっつけていかなくてはならないんで、その年度年度で対応をできるように、途中で万歳して、また有料化になるというようなことにはならないように努めてまいりたいと思います。

また、この中学生以下の医療費の無料化をしたはいいけど、インフルエンザが一遍にはやっったときにはどうするんだということではあります。これは国保のほうも同じでありますし、万が一そういう事態になった場合は、補正予算で財源も含めて対応をしていかなくてはならないと思いますので、そういう事態が来たときにはまたご相談を申し上げたいと、そういうふうに考えております。

5番目の千代田地区の市民が不安に思っているということで、石岡地方斎場の移転計画であります。このまず1点目、18億円を節約すると私が選挙中に言ったとかというお話であります。この18億円というのはちょっと砕いて申しますれば、総事業費が23億円ありますから、本来、現在地に建てかえれば5億円で済むというのが私どもの持論でございます。現在地に火葬施設だけを5基にして建てかえれば5億円で済むんだから、23億－5億＝18億だと。そういう単純な計算でございます。これは選挙のときのわかりやすい単純化された計算を申しておるんでございまして、実際にこれは幾ら節約になるか、とにかく18億はともかくも、いわゆる土地はもう既に2億円で買ってしまったわけですから、2億円は出ちゃっているわけです。23億のうち2億円以上は出ちゃっているわけでありまして、あと20億円、21億円ですか、21億円で、じ

や、火葬施設だけにして縮小したとしても、あと5億円かかるとすれば7億円ですから、23引く7は幾らになりますか、17億円と、こういうことであります。いずれにしてもそういう計算をしても今さらしようがないので、とにかく火葬施設のみ5基の建設変更を求めていくと。

そういう中で、組合から離脱をせざるを得ないような環境になった場合というお問い合わせ、ご質問であります。その場合の千代田地区をどうするかということですが、先ほども申し上げましたとおり現有施設は少なくとも新施設ができるまでの間、あと2年間は、これはかすみがうら市が使う、これは使えるわけでありまして、仮に離脱ということになっても使えるわけでありまして、その間に考えればいいことではあります。例え話として聞いていただきたいんですが、かつて昔出島村がそうだったんですが、出島村はどこの火葬組合、斎場組合にも入ってなかったんです。私が就任したときは、どこの火葬組合にも入ってなかった。ですから、当時は土浦や、行方も当時なかったわけですが、石岡の斎場、火葬施設で火葬していたわけです。その際は、4万円なり5万円なりを払っていたわけです。当時、市の、町、村の補助も出していません。しかし、もう既に霞ヶ浦地区においては行方に持っていて、今多分1体5,000円をお願いしてきているのではないかと思いますし、そういうバランスを考えたら、実質的に千代田地区の皆さんが5万円で、霞ヶ浦地区の人が5,000円というのはアンバランスでありますから、4万5000円は市で何らかの手当をする必要があると思います。しかし、そういったことを、こういう方法があるよと。年間150体だとしても700万程度の支出になりますが、こういう方法もあるんだよということをあらかじめ交渉の材料に使うつもりはありません。仮に5年間やったら五七、3500万ですから、それは金額的に見ればそんな大きい負担ではないわけではあります。万々が一にはそういう方法だってあるわけでありまして、あえてこういうことを申し上げますが、千代田地区の皆さんが決して不安になるようなことにはさせないと、こういう自信を持っております。

最後に、6番目の常設型住民投票条例であります。この問題点や短所についてご指摘ですが、これは間接民主制の補完であり、住民発議の要件いかんによっては議会軽視につながって、議会の議論を軽んじるということになりはしないかというご質問ですが、議会の議論が十分なされないままに住民投票条例に持っていられるということは、あんまり想定、これは想定する必要はないのではないかと。議会で相当荒れた問題で、議会の決定方向あるいは市長と議会が対立して、市長が独断でどんどん、今九州のほうですか、阿久根でやっていますが、ああいうことになった場合にはもうすぐ機能するわけではあります。あんまりそういうことまで心配する必要はないのではないかと。実際にこれが制定されたから、やたらにこれが使われて議会が軽視されているというようなことは、今の状況ではそういう状況は出てないというふう聞いておりますので、そこまで心配する必要はないのではないかと思います。そういうことでありますので、十分時間をかけて研究しということもあります。もう先例もあることでありますから、この条例そのものは先例もあることでありますので、その先例、今までの我孫子の条例であるとか、ほかの市の条例を参考につくった、つくらせていただいた条例案でありますから、決してゼロからぱぱっと半月や1カ月でつくり上げた条例案ではありませんので、先人がある程度の日数をかけてつくり上げたものをある程度借用させていただいておりますので、それほど落ち度のない、それほどというか、落ち度がそうある条例だとは考えておりませんので、ぜひご承認をお願いした

いと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

16番 関 利夫君。

○16番（関 利夫君）

それでは残り時間3分ということでございますので、1点だけご質問いたします。

斎場問題であります、これまで何人かの議員さんがお尋ねになっていますが、議員の皆さんが真に申し上げたことは、千代田地区の住民が本当にどうなってしまうかという不安でいっぱいなので、市政をあずかる者として離脱しない、何とか話をして理解してもらおうなどという答弁を求めているのではなく、最悪の場合、どのような不時着をするかということで答弁をしてもらいたいのであります。それが市民にとって一番知りたいことなのでございます。

先ほど来、先ほどの一般質問の中で、山内議員の答弁の中で、現在の火葬場が2年使えるというようなご答弁がございました。しかしながら、2年はあっという間でございまして、2年後は、じゃ、どうするのか。仮にできなかつたら2年後はどうするのか。これまでも斎場組合において、本当に10年、15年、それ以上の月日を重ねて党員は研究してこの旨至ったわけございまして、ただの物を燃やす焼却炉ではございません。そんなに簡単にできるものと、私は思えないわけあります。その点をきちっとご答弁願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今ご答弁申し上げましたように、先ほどまでの火葬施設に関する、斎場に関するご質問の中では踏み込んでおらなかった回答だと思んですが、2年間はとにかく現有施設が使えると。さらにはこの2年間も時間切れになって行き場がなくなった場合ということで、今さらに一步踏み込んで、これは万々万が一の策として、年間700万ぐらいの措置をすれば、財政対応すれば、千代田地区の皆さんにはご不便をかけないということを示したわけでありまして、仮にそれが5年間続いても3500万でありまして、もうその先どうするかについては、私は頭の中には策はありますが、あんまりべらべらしゃべってしまうと、いろいろ当たりがあちこちに出てくるとまずいんでありまして、ここら辺でご勘弁を願いたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

16番 関 利夫君の所信表明に対する質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす午前10時から本会議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後4時02分

平成22年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第5号

平成22年9月3日（金曜日）午前10時04分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	20番	廣瀬義彰君
10番	小座野定信君		

欠席議員

19番 山内庄兵衛君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	山口勝徑君
教育長職務代理者 事務局職員	横瀬典生君	土木部長	松澤徳三君
市長公室長	塚野勇君	会計管理者	大塚隆君
総務部長	山中修一君	消防長	井坂沢守君
市民部長	川島祐司君	代表監査委員	板屋毅君
保健福祉部長	竹村篤君	水道事務所長	仲川文男君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第5号

日程第 1 議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について
議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

- 議案第47号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第51号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第52号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議案第53号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第54号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第55号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第56号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第59号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成21年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 議案第65号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 市道路線の認定について
- 議案第67号 市道路線の変更について

日程第 2 休会について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について
- 議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

- 議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第47号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第51号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第59号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成21年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 議案第65号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 市道路線の認定について
- 議案第67号 市道路線の変更について

日程第 2 休会について

開 議 午前10時04分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は19名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、山内議員より所用による欠席届が出ておりますので、報告いたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議案第43号ないし議案第67号

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について、ないし議案第67号 市道路線の変更についてまでの25件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

なお、議案第48号ないし議案第67号に対する議案質疑につきましては、所属委員会の所管外のものとする事となっております。

また、質疑方法は一括質疑とし、質疑回数は3回までとすることとなっておりますので、あらかじめ申し上げます。

これより質疑を行います。

6番 佐藤文雄君より質疑通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

8月30日まで間に合わなかったんで、9月2日、きのう出した資料も含めて質疑の内容もご連絡してあると思いますので、資料等が提出されてありますので、それも含めてご回答をお願いしたいと思います。

まず、43号のかすみがうら市市民条例の制定ですけれども、これ特別委員会に付託はされておりますけれども、8月6日の全員協議会で有権者の8分の1というのが成立条件だと宮嶋市長がおっしゃいましたが、5分の1に訂正されております。我孫子市でも10分の1だったのを8分の1にしたという経過があります。今回は、8分の1から5分の1ということになっておりますが、これについての理由についてお伺いいたします。

議案第48号の手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは消防関係ですかね、こちらのほうだと思うんですけれども、何か根拠があるかと思っておりますので、それについてご説明をお願いします。

議案第50号 平成22年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第2号）にかかわる中で、繰越金の内容についてですが、前年度繰越金にかかわる一般会計の繰り入れなのかどうか、それを数値も含めて確認をしたいと思っております。

歳出では、職員異動による人件費がかなり今回、入り繰りがあるようです。これは例年そういうことが起こっているようではありますが、資料が出されておるようですので、この資料に基づいてご説明をお願いしたいと思います。

それから、土木費については、道路維持管理事業及び市道整備事業が追加されておりますが、その追加の内容について説明をお願いしたいと思います。

市道⑥6号の整備事業の工事内容について、どういう内容なのか教えていただきたい。

5番目、消防費ですが、千代田地区の防災無線整備工事について、その具体的な説明もお願いしたいと思います。

議案第54号 平成22年下水道事業特別会計補正予算（第1号）、公共枘設置工事の追加措置及び特環下水道のマンホールポンプ設置工事、これについて概要を説明いただきたいと思います。

それでは、9月2日、きのう出しました質疑の中身であります。議案第58号の決算認定、国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、まず第1に、ペナルティーというのが科せられます。このペナルティーというのは徴収率、いわゆる国保税の徴収率が悪いと国の調整交付金が削減されるということなんですけれども、そのペナルティー、平成17年から5年間のペナルティー額について、その国の基準とその金額についてお答えいただきたいと思います。

それから、経年度、これも同じですが、一般会計から繰入金がなされています。これは義務的に繰り入れする場合と、法定外で繰り入れする場合と両方あるんですね。法定外の繰入額は、当市はかなり低いんです。その実態がわからないと思いますので、この実態について法定外の繰入額、平成17年から5年間、どうだったのか、お答えいただきたい。そして、全国的には1人当たり平均繰入額は幾らなのか、これについてもご説明をお願いします。

不納欠損の問題です。

3つ目は、不納欠損が今回は2200万ほどあります。不納欠損には3つぐらいの条項がありまして、特に問題なのは、時効中断もせずに5年を経過した不納欠損が問題だというふうに思いますが、平成21年度の特徴について説明をお願いします。皆さんのお手元にも平成17年からの一覧表があると思いますが、これを参考にご説明をお願いします。

それと4つ目ですが、平成21年度の近隣市町村の国保税の課税、いわゆるモデル比較表を作成するように、きのう頼みました。これも資料が出ているかと思いますが、加入世帯2人で40歳以上65歳未満の夫婦2人の場合、固定資産税を5万円と仮定した場合、それから、加入世帯が4人で、40歳以上65歳未満の夫婦2人と子ども2人、固定資産税額が5万円と仮定した場合に、所得が50万から500万までの50万単位の比較を当市かすみがうら市と土浦市、石岡市、小美玉市、つくば市、牛久市、守谷市、これにかかわってご報告をお願いしたいと思います。

5つ目に、平成20年度から22年度までの1世帯当たりの所得額と国保税額、これもお願いします。

同じく所得額に対する保険税の割合、つまり所得に対して保険税の占める割合がどのくらいなのか、私たちの一般家庭も収入に対して家賃が幾らなのかとかね、いろんな必要経費がありますね、それがどれだけ占めているのか、これがわかる、こういう資料を求めています。

7つ目に、当市の国保加入で一番多い職種、農業者だとか自営業者とか、そういう区別ですけれども、まだまた認識が足りないように現実をしっかりと把握していただきたいということもありまして、一番多い職種の方と、それからその順位はどうなっているのか、お答えいただきたいと思います。

それから、その対象被保険者の滞納額、この割合、平成21年時の決算時の滞納額、それと全体

の割合、それと累計額はどうなっているのか、それも同じように順位についてお答えをいただきたいと思います。

追加として、先ほど市民部長にお願いしましたが、平成20年から国保加入者も含めてメタボ診療というか、いわゆる診療のやり方が変わりました。こういう診療率は20年度と比較してどうだったのか。それとあわせて、この診療の目標が5年間のうちに何%までいかなければいけないという、そういう義務が課されていると思うんですね。いわゆるそれについてもお答え願いたいと思います。

それから、議案第60号 平成21年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

後期高齢者医療特別会計の滞納額は、平成21年度末で幾らになっているのか。そして、この金額だけではわかりません。滞納者の件数、後期高齢者の場合は一人一人が被保険者ですので、件数というよりも人数になるかと思えます。

それとあわせて、短期保険証が発行されていると聞いております。この短期保険証、まさに75歳以上の後期高齢者の方に短期保険証が発行されている。こういう問題が今、全国的に取り上げられて非難されておりますが、当市では発行枚数は幾らなのか。

それと、これは追加しました。特別徴収の件数と普通徴収の件数、決算時は何件か。いわゆる特別徴収というのは、年金から天引きできる人ですね。年金が、それだけの十分な年金があった場合に天引きされます。しかし、年金が月額1万5000円以下の場合は、年金から天引きできませんので、普通徴収になってしまいますね。この普通徴収の方が何人なのか。被保険者全体が何人なのか。そうすると、割合が出ますよね。特別徴収の方が何割で、普通徴収の方が何割なのか、当市の実情がこれでわかるというふうに思えます。

それから、議案第61号 下水道の特別会計の歳入歳出決算についてであります。

まず、建設分担金及び建設負担金、さらに使用料及び手数料、過去5年間のデータ、それと徴収率がどうなっているのか、改善されているのかどうか、これについてお答えいただきたい。それから、加入状況の進捗状態、過去5年間のデータ、これもどう改善されているのか。

それから、一般質問でも言いましたが、そしたら、いわゆる昨年の9月の決算のときに公共下水道があるにもかかわらず、接続をしないで単独浄化槽からもうまるっきり垂れ流し状態で側溝に流していると、そっこうが問題だというふうに指摘をしまして、調査をするというふうに言いましたけれども、この前の答弁で1年間全くやらなかった、対策も立てなかった、そう土木部長はお答えしましたよね。これはなぜ決算時にあれだけ言ったのにもかかわらず、1年間放置したのか、何のための決算での指摘なのか、これについてお答え願います。

議案第62号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

これもあわせて過去5年間の分担金及び使用料、これと徴収率がどうなっているのか、改善されているのかどうか。それから加入状況、過去5年間のデータ、どう改善されているのかということでもあります。

次に、議案第63号 平成21年度介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

まず、保険料を決めるときに一番のポイントは保険給付費なんですね。保険給付費を過大に見積もれば、保険料を上げざるを得ないというふうになるんですね。ここに大きな問題がある。予

算、今回の決算の認定で見ましたら、何と保険給付費の差がとんでもない金額、2億8596万4000円です、3億近いんですよ。予算額の積算時に問題はなかったのか、その要因は何なのか、明快な答弁をお願いします。

それから、過去4年間の保険給付費の予算と決算及びその差額がわかるデータもあわせて求めたいと思います。

それから、不納欠損も今回、介護保険はいわゆる未収入額に対する不納欠損の割合が極めて大きかったと、そういうふうに決算の監査委員の指摘というか、データにありましたね。二十数%の不納欠損になっているんですね。これもあわせて18年度から市独自になりましたので、この介護保険の不納欠損についての実数値をお知らせいただきたいというふうに思います。

最後に、水道事業会計の決算についてであります。

まず、第1番目に、過去5年間の当年度の純利益額のデータ、予算と決算の差額ですね。そして、当該年度の差額、7000数百万の純益が出ていると思いますが、この分析についてご説明をお願いします。そして、あわせてこの純利益の処分について、過去5年間の実績と当該年度の説明もお願いします。

さらに、給水原価の過去5年間の推移、給水原価が徐々に下がっております。今回は、微増になってしまいましたが、その原価の内訳、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、そして支払利息及び企業債取扱諸費、その他と、ここにはそれだけの割合があると思いますので、それについての推移、その特徴の説明を求めたいと思います。

以上、大変たくさんありますので、ゆっくり表を使いながらご説明をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

議案第43号 市民投票条例の制定についてであります。8月6日の全員協議会で有権者の発議によるものでありますが、成立条件を有権者の8分の1とご説明申し上げました。実際の議案は5分の1に変わっておりますが、この理由についてであります。

このご質問であります。先進事例として参考にした我孫子の条例が8分の1になっております。それを検討したわけですが、8分の1では当市の場合、現在の有権者数だと約4,450名という数字になります。ちょっと当市の場合ですと、この水準では四千四、五百名の署名で発議できるということになると、ちょっとハードルが低過ぎやしないかということが懸念されました。

さらに、じゃ、ハードルをぐっと高くして3分の1ということになるとどうなのかということですが、3分の1という数字は、実は議員報酬の問題が持ち上がったときに1万3500人、これが3分の1を超していたわけですが、この3分の1だと、もうほぼ実際に住民投票を実施しても、過半数を制するぐらいの勢いの数字でございます。この中間をとるという形になったわけですが、3分の1と8分の1の間。あと先進市の何か所かのこの件に関するどのぐ

らの率になっているかというのを幾つかとってみたんですが、いろいろでありました。6分の1というところもあれば、10分の1なんていうところもあるし、3分の1というところはありませんでしたが、4分の1とか。

そういう事例を見て、やはり人口20万、30万の大きい都市ですと、ハードルを低くしても、なかなか8分の1でも、署名を集めるのは大変なわけでありまして。人口規模が小さい場合は、1万人とか1万5000人の人口規模の自治体の場合は、ハードルが比較的高くても、署名が集めやすいという状況が推測されます。

当市の場合は、やはりそういうちょうど中間的な人口4万5000ということ、有権者三万五、六千でありますから、中間的なところをとろうということで5分の1が妥当ではないかと、こういふことで、5分の1にさせていただいたような経過がございます。ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

佐藤議員さんの2点目、議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の改正理由についてお答えいたします。

総務省消防庁より地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正通知がありまして、消防が行っております危険物規制事務の施設設置許可完了検査等の審査における申請手数料を特定屋外タンク貯蔵所等に関しては、おおむね9%引き下げるとの措置に基づき改正するものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

3番の議案第50号の中の②番でございます。お手元に予算の計上の人員の比較ということで提出をさせていただいております。人件費については、それぞれ当初から補正等を経まして、今回提出してございますのが、最終的な補正の部分の人件費ということで、その人数でございます。当初の予算では487名で、その後の配置転換がございまして、おやめになった方等もございまして、そういうことがございまして、今回485名ということで、最終的には2名の減というようなことでの補正の人件費の額ということで提出をさせていただいております。

続きまして、⑤番の消防費の関係でございます。

千代田地区の防災無線整備工事の内容ということでございます。これらにつきましては、現在、千代田地区で使用しております移動系の800メガヘルツ帯地域防災無線が23年5月をもって使用できなくなるというようなことで、デジタル化を図るものでございます。霞ヶ浦庁舎に設置しております操作卓の信号をデジタルに変換し、千代田庁舎に設置した中継所を経由しまして、千代田地区で今回30カ所を避難場所等ということで設置する予定でございまして、それらの放送を行う内容でございます。

今回の整備する装置の主なものにつきましては、デジタル・アナログ変換装置、デジタル送受信装置、非常用電源装置、戸別受信機となっております、総工費が6150万という内容でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

それでは、議案第50号 一般会計補正予算の中での繰入金の関係でございます。

これにつきましては、ご質問ご趣旨のお見込みのとおりでございます、平成21年度決算に伴います各特別会計に対します一般会計からの繰出金の精算による戻し分でございます。この内訳につきましては、議案集の32ページから33ページにまたがりまして、老人保健666万8000円から国保会計で845万3000円ということで、それぞれ特別会計からの戻し分の内訳がございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

それでは、同じく議案第50号 一般会計補正予算のうち、ご質問の3番ないし4番についてご説明を申し上げます。

3番の道路管理事業についてでございますが、この補正につきましては、去る7月25、26日、さらに8月2日の3日間にわたって集中豪雨がございました。これに伴いまして、霞ヶ浦地区内の市道のり面等10カ所が崩落をいたしました。そのため補修に係る復旧工事費995万6000円の補正をお願いをするものでございます。

箇所等につきましては、霞ヶ浦地区だけでございます。地域で見ますと、西成井地域に3件、それから安食地域に2件、深谷地域に2件、そのほか柏崎、牛渡、田伏、それぞれ1件の工事が出てございます。

次に、市道整備事業補正の内容でございますが、これにつきましては、道路橋りょう新設改良費の中の市道整備事業として、県の環境科学センターへのアクセス道路として工事を予定をしているものでございますが、これまで平成15年に予備設計を行い、現在まで用地交渉を行い、現在も行っているところでございますが、それらの工事の詳細設計の委託をするために、今回の補正をお願いをするものでございます。補正額につきましては、930万円ということになってございます。

さらに、特定幹線市道整備事業の中で、市道⑥6号線整備事業に係る補正額1010万円についてご説明を申し上げます。

当工事につきましては、繰越事業の中で社会資本整備交付金を充てて整備を進めているところでございます。平成22年度今年度は、予算額7500万円の当初計上を申し上げ、工事を進める予定でございます。この社会資本整備交付金でございますが、6号線以外に2路線の事業を加えまして、補助の申請を行ってきていたところでございますが、以前にもご質問の中でお答えをした経

過があるかと思いますが、4246万円の内示額という状況でございました。

その中で、五輪堂橋改修事業につきましては、平成22年度分のかすみがうら市負担がないということもございます。さらには、環境科学センターへのアクセス道路の補助につきましては、道整備交付金事業の組み替えというようなことで事務手続を進めているところでございますので、そういった意味合いから、6号線の22年度整備事業の中に内示額を投入をしまして、整備を進めていきたいというところから、今回220万円の補正をお願いをするものでございます。

工事の内容につきましては、本来23年度に工事を予定をしておりましたが、22年度橋梁の上部工の架設工事に伴い、足場がそれぞれ組まれることとなります。そういうことから、23年度予定をしておりました鋼製排水溝、それから地覆コンクリート、さらに防水層の工事をその足場を使って前倒しで進めたいというところから補正をお願いを申し上げたところでございます。

次に、議案第54号の下水道工事に係る補正についてご説明を申し上げます。

1点目は、公共枡の設置工事ということで、工事にかかわる委託並びに工事費の補正をお願いをするものでございます。今回の補正につきましては、開発等により農地から宅地へ変更となり、新たな設置申請があったものでございます。その設計の委託費に90万円、さらに工事費300万円の補正を計上をしたものでございます。

次に、同じく54号の下水道の補正予算でございますが、これにつきましては、特定環境保全公共下水道整備事業の中で、平成18年度に管渠の布設工事を実施をしたところでございます。この際、未加入であった個人から接続の申請がございました。そういうことから、マンホールポンプの設置が必要となり、今回、設計委託に30万円、工事費に300万円の計上をお願いをするものでございます。

続きまして、議案第61号、決算に係るご質問にお答えを申し上げます。

下水道事業の中の建設分担金、負担金及び使用料並びに手数料についてでございますが、お手元に資料を提出をさせていただきました。土木部下水道課提出資料ということで、この中でご質問では61号と62号という内容でいただいているところでございますが、表のほうではナンバー1からナンバー4までに、あわせて一覧の数字を記載をさせていただきました。

この資料の内容でございますが、下水道事業の特別会計の中で下水道費の分担金、また負担金というような内容で決算が出てございます。分担金につきましては特環、あるいは流域特環の牛渡、加茂、志戸崎、田伏等の分担金でございます。また、負担金につきましては、公共の霞ヶ浦地区、千代田地区の下水道事業の負担金でございます。

その現年度分、過年度分というような内容で、平成17年から21年までの5年間のデータを記載をしてございます。

まず、分担金、負担金についてでございますが、調定額、収納額、収納率、それから前年比というような内容で表が作成をされております。年度ごとに見てまいりますと、調定額については新規分、あるいは新規負担区の設定等によりまして変わってくる内容でございますが、21年度633万6000円というような内容につきましては、平成20年度の年度末で中佐谷地内、それから牛渡地内の分担金の納期が終了をしております。さらに、21年度から加茂地区の分担金の納期が始められております。そういうところから、前年度に比べて低い金額になっているという状況でございます。

それから、公共下水道の負担金分につきましては、現在も今、お話ししましたように、新規分の追加により若干の調定額が変わってきているという状況ではございますが、ほぼ調定額どおりに収納がされているという状況になってございます。

この調定額についてでございますが、前年と対比をしますと、21年度については2.5%の増というような状況になっております。それから、特環につきましては、同じく前年度対比で7.9%の増という状況になってございます。同じく農業集落排水事業の分担金につきましては、資料の4ページに記載をしております。同様に17年度から21年度までの5年間、また調定額から前年比までの内容、さらに現年と過年度に分けた記載をさせていただいているところでございます。

農業集落排水事業につきましては、ほぼ事業が終了をしておりますので、調定額の内容については、新規分の調定ということで数字の動きがあるわけでございます。

なお、農業集落排水につきましては、8カ所分の事業の合計が調定額として上がってきておるところでございます。

農業集落排水事業につきましても、調定額の前年対比で4.7%の増という状況になっているところでございます。

大変失礼しました。ただいま前年対比の割合を申し上げましたが、これについては使用料の前年対比でございました。大変申しわけございません。

ナンバー2の表をごらんいただきたいと思います。

公共下水道の使用料、それから同じように特環公共下水道の使用料ということで、分担金、負担金と同様、5年間の現年度と過年度分、さらに調定額から前年比の数字が記載をしております。

なお、説明がおくれましたが、前年比につきましては、当該年度の収納率から前年度の収納率を引いたもので記載をしております。

使用料につきましては、当然、分担金、負担金と合わせまして新規等の追加が出ることにより、使用料の額がふえてくるという状況になるわけでございます。収納状況では、95から99という状況の中で、ほぼ収納がされているという状況でございます。これらにつきましては、当然加入促進とあわせました戸別訪問等による滞納整理、そういったものをまめに行ってきた成果ということになるかと考えます。

次に、資料3枚目の手数料に関してでございますが、これは指定工事店の登録の手数料、さらには、督促等の手数料が記載をしております。いずれも収納状況は100%の収納となっております。

次に、加入状況についての表が5枚目につづられております。これも使用料等と同様に議案番号でいくと、61、62のそれぞれの公共下水道、農業集落排水事業の加入状況を一覧として作成をさせていただきました。それぞれ千代田地区農業集落排水事業、それから公共下水道事業、また霞ヶ浦地区の農業集落排水事業、公共下水道事業というような形で地区ごとに記載をし、さらに下段でそれぞれの地区の合計、また農業集落排水、さらには公共下水道それぞれの状況を記載をさせていただきました。また、一番下には、それぞれの事業の増加戸数、あるいは増加率を当該年度から前年度を引いた数字で記載をさせていただきました。大変細かい数字が並んでおりますが、それぞれ加入状況につきましては、先ほど申しましたように小まめをお願いをし、促進を図

ってきた内容で、22年度には公共下水道においては92.6%、農業集落排水事業については72%という資料の中での数字となっております。

さらに、改善というわけではございませんけれども、さらなる加入促進から滞納整理等を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、議案第61号の中の3点目でございますが、過日の一般質問の中でもご答弁申し上げました。1年間できなかったという調査につきましては、昨年の決算時期から事務等については、若干手を入れて進める準備をしてきたところでございますが、それぞれの加入状況を住宅地図等に転記をし、戸別訪問を実施したいということから事務を進めてきたところでございます。しかしながら、調査実施までには至りませんでした。大変申しわけございませんでした。本年度、加入促進とあわせた推進の計画をしておりますので、加えてその調査等も進めていきたいというように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、佐藤議員の議案質疑に対しましてお答えを申し上げます。私のほうからは、議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑にお答えを申し上げます。

本日お手元に資料を配付してございますので、資料に基づきご説明をいたします。

まず、第1番目の国庫補助金に当たります普通調整交付金の算出上において、目標とされる収納率に対し、未達成の際の減額措置、先ほどペナルティーと言われましたが、その措置が講じられております。当市の場合、被保険者1万人から5万人ということに当たりますので、お手元の資料に記載してありますように、平成17年度から21年度の5年間において、収納率が87%以上90%未満ということに当たりますので、各年度とも7%が調整交付金から減額されるということで、平成17年度で1825万3000円、翌18年度が1770万8000円、19年度が1872万6000円、20年度が1427万7000円、21年度が1558万2000円という結果になっております。

ちなみに平成21年度の現年課税分を滞納された方が1億9074万円ほど残っているわけですが、この方々のうち、およそ6600万円ほど納付がされていれば、今回の1558万2000円は減額されなかったというようなことになろうかと思えます。

次に、第2番目の一般会計からの繰入金についてであります。繰り入れてもよしとされる職員給与費、事務費、出産育児一時金、国保財政安定化支援事業、保険基盤安定繰入金の支援、軽減分に要する費用であり、これら以外に先ほど佐藤議員も申しておりましたように、法定外費用として、当市では医療福祉費波及分として繰り入れを実施している額が法定外費用となるわけですが、この額が平成17年度で3724万8000円、18年度が2470万円、平成19年度で臨時財源補てん分も含めた上で6769万5259円、20年が2800万円、21年が1130万6000円という結果になっており、全国1人当たり平均額のデータがございませんでしたので、県の平均額と比較をさせていただきたいと思えます。17年度で県平均額が5,117円に対し、市の額が3,715円、20年度が県7,017円に対し、市が1,922円となっております。

次に、3番目の不納欠損額の年度別状況であります。資料が納税推進課の資料となりますので、別ページで1枚のものがあるかと思えます。不納欠損処分経年度実績表というのが1枚あると思えます。それをごらんください。

次に、3番目の不納欠損額の年度別状況であります。平成17年度で243万7420円、18年度が785万3606円、19年度が3200万256円、20年度が7897万941円、21年度が2206万8041円となっており、21年度については、地方税法第15条の7第4項の規定による滞納処分の執行停止後3年を経過し、再度の実態調査により不納欠損すべきものとされたものが28件、869万9980円、15条の7第5項による外国人等の帰国による徴収不能と判断されたものが、すなわち納付納入義務の即時消滅が44件、343万9143円、同法の第18条の規定により5年の時効を経過してしまったものが99件、992万8918円となっております。

次に、また国保年金課の資料にお戻りいただきたいと思えますけれども、平成21年度の近隣市町村国保税額の課税所得額、固定資産税額、被保険者数及び年齢をモデルケースとしてとらえ、一覧表を作成してございますので、ごらんをいただければと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、5番目と6番目の1世帯当たりの国保税算出に用いられる基礎控除を引く前の平均課税所得額と平均保険税額、そしてその割合であります。平成17年度で所得額が186万3579円、保険税額が17万2320円、割合が9.25%となっており、18年度は所得額が186万1791円、保険税額が16万8850円、割合が9.07%、19年度は183万5143円、保険税額が17万8941円、割合が9.75%、20年は所得額が195万1300円、保険税額が21万6083円、割合が11.07%、21年は所得額が188万9836円、保険税額が21万3238円、割合が11.28%、平成22年、これは7月1日現在の本算定の課税状況になりますが、所得額が152万5424円、保険税額が18万6958円、12.26%という割合となっております。

次に、7番目の国保加入者の職業別はということですが、平成22年度の7月課税状況で申し上げますと、まず給与所得者が2,966世帯、39.89%、次に年金所得者で2,231世帯、30.01%、次に営業所得者で732世帯、9.85%、次に農業所得者607世帯、8.16%、次いで所得不明、所得皆無、その他というような順となっております。

次に、ページをお開きいただきまして、8番目の職業別滞納額と割合について、21年度分と累計額はということですが、滞納額が最も多いのは、先ほど申し上げましたように、職業別でもおわかりのように、給与所得者が滞納額で1億3789万2609円、72.29%となり、累計額では3億7354万2986円となっており、次に営業所得者で、滞納額が21年度2580万9800円、率で13.53%、累計額では6639万4589円、次に所得不明者が続き、4番目に年金所得者の滞納額が21年度で774万307円、4.06%、累計額では3352万2177円となっており、次いで農業所得者というような順となっております。

以上が58号に対する質疑の答弁となります。

続きまして、議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定……

[佐藤議員「検診率はどうした、検診率」と呼ぶ]

○市民部長（川島祐司君）

すみません。検診率、漏れました。ちょっと戻ります。検診率ですけれども、平成20年の実績が28.87%、21年度が33.14%という実績が出ております。

なお、先ほど目標について、隔年ごとの目標が示されておりましたけれども、まことに申しわけありません、ちょっと資料手元にございませんで、後でご報告させていただきたいと思えます。

以上で国保の関係を終わりにさせていただきまして、後期高齢者のほうの質疑に対してご答弁申し上げたいと思えます。

21年末で滞納額が幾らになるかということをもまず決算書で申し上げますと、平成21年の未収入額が206万4100円という結果になっておまして、その結果を踏まえ、短期保険者証の交付枚数というご質疑でしたけれども、短期保険者証、すなわち平成22年の保険証更新時、先月行われたわけですけれども、そのときの滞納額が現時点で153万4100円、件数で32件、すなわち32人の方に6カ月の保険証を交付してございます。

次に、徴収方法ですけれども、被保険者数の総件数が6795件ございまして、その内訳ですが、特別徴収の件数が4,139件、61%になり、普通徴収の件数が2,656件、39%という状況になっております。

以上で58号、60号の質疑の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

それでは、議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の中で、保険給付費の予算と決算額に大きな差が出ているその内容、問題点、要因は何かということについての質問にお答えいたします。

平成21年度決算については、介護給付費の各サービスの利用実績及び伸び率等を勘案して算出してございます。これらは、平成18年度の介護保険制度の改正により、18年度から20年度においては、対前年比5%から8%増加しておりました。それらを踏まえ、また平成21年度からは介護報酬の改定が予定されておりましたので、これらを考慮しまして算出したものでございます。しかし、平成21年度においては、制度改正による影響が当初見込みより少なかったということもございまして、大きな差異になったということございます。

この内容につきましては、2番目の過去の予算額、決算額とのデータをということで、お手元に資料を配付してございます議案第63号議案質疑資料というものの中で、決算額で20年度決算、21年度決算を見ますと、20億から20億7000万と、7%の増ということで、当初予算が10%以上の増を見込んでいたというその差異が、結果として2億8000万という大きな数字になったということございます。

次に、不納欠損につきましては、次のページの資料でございますけれども、介護保険料の不納欠損の内容でございますけれども、この内容につきましては、介護保険法第200条という中で、2年を経過したものは時効にするということございまして、ほかの税の5年とは違うということをよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算につきましてご説明を申し上げます。資料につきましては、最後につづつてあるかと思えます。両面刷りでございます。（1）と裏面（2）でつづられて配付されております。

まず、1点目の過去5年間の当該年度純利益データと予算と決算の差額につきましてご説明を申し上げます。

ごらんいただきますと、平成17年度から21年度にかけて純利益の額、年々増加をしております。この増加理由につきまして、まずご説明を申し上げたいと思えます。

18年度につきましては、給水収益が17年度と比較しまして約620万ほどふえております。19年度につきましても799万、約800万給水収益がふえております。それとあわせまして19年度につきましては繰上償還、実施をいたしました。利息支払いの免除がされております。それが約5969万円ほど、さらに20年度につきましては、繰上償還実施に伴いまして、約1億円の免除がされております。さらに21年度、同じように繰上償還を実施いたしまして、免除が8700万ほどされております。

そういう中で実際の純利益が一つはふえてきた要因、さらには繰上償還に伴いまして、利息の支払いも年々減少をしております。ちなみに14年度から大きく利息の支払い、減になっております。14年度が対前年比で1480万円ほど、19年度が対前年比で3100万円ほどの利息の減でございます。21年度につきましては、対前年比で2600万円ほど、利息の支払いが減になっております。そういう要因を含めまして、純利益が年々増加しております。

次に、2番の純利益の処分につきましてご説明を申し上げます。

まず、17年度につきましては、翌年度へ繰り越しをいたしました。この内容につきまして、順次ご説明を申し上げたいと思えます。

これにつきまして、純利益の合併当初でありまして、先が見えないという状況もございましたので、全額、次年度へ剰余金として繰り越しをいたしましたというふうに思えます。18年度につきましては、全額減債積立金へ純利益のほうを処分をしております。これにつきまして、企業債の未償還高が18年度におきまして54億9000万円ほどございます。この積立金に充てたというふうに思えます。

19年度、これにつきましても、やはり全額減債積立金に処分をしております。同じように、企業債の未償還残高が52億5000万ほどございます。そちらのほうへの積み立てというふうに思えます。

20年度でございますが、減債積立金に2分の1、3700万ほど、同じように翌年度へ繰り越し、剰余金として2分の1、3700万円ほど、これにつきまして、対前年比の給水収益が1460万円ほど減になったということで、次年度での収支において、給水収益の不透明化があるということで、剰余金を半分繰り越した内容でございます。

21年度につきましては、これから決算の認定をお願いするわけでございますが、予定といたし

まして、減債積立金に3500万、これにつきましては、21年度末で未償還高が48億ございます、企業債の、その支払いに3500万を充てたいと。さらには21年度の給水収益が対前年比で1990万、約2000万給水収益、要するに水道料金が減になっております。企業債の繰上償還が21年度で終了するというので、22年度以降につきましては免除、要するに利息の支払いの免除等についての予算計上ございませんので、今まで、先ほどご説明いたしましたように、19年度から21年度までそれぞれ相当額の免除額がありました。それが不用として残ったための純利益も多くございます。それが無いということで、22年度の収支予算を勘案すれば、3600万円ほど次年度へ剰余金として繰り越すのがベターであろうということで、今回決算としてお願いする内容でございます。

次に、裏面をお願いしたいと。給水原価でございます。これにつきましては、17年度から21年度まで、おのおの一番左に給水原価がございます。右欄には原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却、支払利息、その他、金額と割合が載っております。

まず、給水原価でございます。年々、これにつきましては、会計のほう改善されてきておりまして、給水原価下がっております。21年度につきましては、1つは、先ほどご説明申し上げましたように給水収益、要するに水道料金が減っております。これはとりもなおさず、年間総有収水量、これが減っていると、これが分母になりますので、結果として、分母が小さくなれば、答えが大きくなるということで、それまでは年々、給水収益も一部上がってきた状況を含め、それと会計の改善が図られたということで給水原価が下がってきておりますが、21年度につきましては、ただいま申し上げましたような状況で、若干ではございますが、給水単価上がっております。

さらには、支払利息及び企業債取扱諸費、その中の割合を見ていただければと思います。21年度が21.1%、21年度が14.1%、ここまで改善をされております。これにつきましては、先ほどもご説明申し上げましたが、平成19年度から21年度まで、企業債の繰上償還を実施しております。それに伴います利益の将来支払うべき利息と、繰上償還によります利率の低い企業債への切りかえによりまして、年々その差額、その分が減っております。ちなみに皆さんのお手元に説明欄に記載しておりますように支払利息の差額、この分が将来払うべき部分の差でございます。これが減っております。そういうことで企業債の利息、年々改善されて、21年度につきましては14.1%という状況でございます。

水道事業につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時39分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

先ほど、後日、ご答弁申し上げますと申し上げました受診率の目標数値ですけれども、茨城県内では65%を目標にしているということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

それでは、再質問します。

まず、第54号の件なんですけれども、これは場所的にはどこなんだろうかね。これの答弁をお願いしたいと思います。

それから、私は特別会計決算委員会じゃなくなったんで、特別会計にかかわって21年度末の各下水道、それから農集、水道を含めて借金の残高、起債残高が幾らなのか、平成17年度と比較してどのぐらいになっているのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

それと議案第58号の国民健康保険の件なんですけれども、ペナルティーが私が前回報告受けた内容と違ってあります。合っているのが20年度と21年度なんですね。こういう形で正確性が必要な報告をしてもらわなければいけないと、訂正するんなら訂正をする。これは議事録に載ってしまうんですからね。平成18年のペナルティーは、この報告では1770万というふうになっているでしょう。私には、平成18年には1100万円というふうに答えているんですよ。議事録にそうなっていると思いますよ。間違っていれば、議事録も直さなければいけないし、その訂正もしなければいけないというふうに思います。報告と違うということです。

それから、国保の徴収率について、過去5年の推移をお尋ねしたいと思うんですよ。今、収納率が低いために国保調整交付金の削減がされているわけでしょう。当市では、いずれも7%減だということですから、過去5年間の徴収率、これについてお答え願いたいと思います。

それから、一般会計の繰り入れについて、通常法定外でない義務経費的な形で一般会計から繰り入れをされているんですよ。この一般会計の繰り入れはどこでもやっている義務的なやつなんですよ。一番大事なのは、法定外なんですね。その法定外がどれだけ手厚いかどうかによって、その自治体が国保税に対する社会保障制度としての認識度合いが高いかどうかなんです。今、報告受けましたように、1人当たりがかすみがうらでは、17年が1,989円ということですか、これ。平成21年、783円ですか、これは。

[「そうです」と呼ぶ者あり]

○6番（佐藤文雄君）

20年が1,922円。県のほうを見ますと、高いですよ。県は平均ですか。

[「平均」と呼ぶ者あり]

○6番（佐藤文雄君）

平均。ちなみに全国の繰り入れについてどうなっているかなんですけれども、繰り入れは厚生労働省が発表したものなんですけれども、平成20年度です。全国平均で1人当たり1万円を超えているということが国保新聞の7月20日付に載っているんですね。1人当たりの一般会計の繰入額、いわゆる法定外、1万円ですよ。今、被保険者数は何件でしたっけ。そうすると、どのぐらいになるのかということなんですよ。

その点で、その法定外に対する認識度合いが非常に低い。茨城県は、今おっしゃったようにこのデータで7,017円、これは国保新聞だと7,098円ということです。大体2割、イコールですから、いいと思うんですけれども。こういうところの法定外の繰り入れについて、やはり社会保障とし

ての認識の問題できちっとやってもらいたいというのが今の国保会計の実情だと。

これ何でかという、平成16年は千代田と霞ヶ浦、別々だったでしょう。17年になったら、あれは一緒になったんだよね。一緒だから前年に倣うというような形でやったんですよ、平成17年。ですから、法定外というのは意外と多かったんじゃないかなというふうに思うんですよ。

これは3724万8000円でしょう。それから下げたんですね。平成19年度はたまたま臨時財政補てん、いわゆるちょっとお金が足りなくなったということで、3994万4000円を繰上充当したんじゃないかな。これがあるから6700万になったわけですよ。これ引くと、やはり平成17年度と比べると、違うんですよ。これまでは法定外が多かったんですよ。合併して2年目になったら、法定外を減らしたという経過ではないですか。これに対する問題、ちょっと認識をお伺いしたいと思うんです。

それと不納欠損の問題ですけれども、これ本当に多いですよ、不納欠損。今回も171件に対して時効中断99件でしょう。前年度が463件ですよ。全体的に平成17年から累計すると720件ですね。つまり接触をしていない、5年間ということになるんじゃないでしょうか。

問題は、相談に来い、相談に来いという立場でしょう。そうじゃなくて、滞納の整理も含めれば、ちゃんと訪問をしていかなければいけないんじゃないですか。そうしなければ、収納率は上がらないですよ。ですから、私は収納率の過去5年間のやつを今、お聞きしたんですよ。圧倒的に多い理由というのは何でしょうか。これについてのご説明をお願いします。

それから、モデル比較表が出ました。これをよく見ますと、かすみがうらが一番高いでしょう、近隣市町村で。これ事実としてモデルケースですから、モデルでないとわからないんですよ。なぜかという、所得がどんどん下がっているというのが今、報告されましたよね。所得が下がれば、いわゆる応能割が下がりますから、全体的に下がりますよ。ですから、モデルケースというのが一番大事だということです。これについて県下一つというか、近隣市町村の中で一番高いというご認識かどうかをお尋ねしたいと思います。

それと、戻って不納欠損について、やはり一番多いのが給与所得者でしたよね、国保加入者、40%近かったですね。そして、滞納は物すごい中身でしたね、これ。これ見ますと、21年の滞納額が1億3700万で全体の72%を占めていますよね。累計では54%ですよ。それに加えて、累計では所得不明29%です。この所得不明というのは何でしょうか。これに対してお答え願いたいと思います、不明ですから。

それと後期高齢者医療の問題なんですけれども、これ割合が高いですね。6,795人というふうに認識していいんでしょうか、件数ですから。そうすると、2,656人も普通徴収、40%が普通徴収ということは、年金から天引きできないってことだよ。年金から天引きできない人が4割もいると。その中で32人、短期保険証を発行したと。

ちなみに前回、決算特別委員会的时候に被保険者が4,753人というふうに言っていたんですよ、被保険者、前回の議事録ですからね、4,753人。そして普通徴収者が1,353人と言ったんですよ、これ議事録に載っていますから。そうすると、これ何か随分数字が変わっていますよね。そんなに後期高齢者が1年でばっとふえるんですか。4,753人から6,795人にふえている。普通徴収が1,353人から2,656人にふえている。とてつもない数字ですね。整合性がないんじゃないですか。

それと短期保険証の問題では、ちょっと私たちの茨城県の党の委員会で全部ある程度集計をし

たら、短期保険証を1,496人に対して出しているというふうを集計されたんです。そうすると、うちは32人ですと、2%になるんですね、非常に高いなというふうに思いますけれども、全体的にどのくらい短期保険証を出しているかはわかりませんか。それはもしわからなかったら、わからないでいいです。それが問題だということですね。

それから、下水道のほうについては、まず、滞納繰越分の徴収率が下がっているんじゃないかなと思うんですけども、どうですか。どんどん滞納繰越分の徴収率が下がる傾向にあるんじゃないでしょうか。これはどういうことでしょうかね。これについてちょっとお答え願いたいと思います。

それから、農集のほうですけども、平成20年度は滞納繰越分の徴収率ですけども、19年度と20年度ではぐっと上がったんですよ、滞納繰越分の徴収率が。そして、また下がったんです、21年に。この理由は何でしょうか。

それから、介護保険の問題です。介護保険のほうは、介護保険を条例改正して介護保険を上げたんですよ。そのときに、余りにも保険給付費を大幅に見積もっていると、12%以上ですよ。国税と似ているんだよね。保険給付費をがばっと上げて、そうすると保険料を取らなければいけないでしょう。上げるための口実になっちゃうんですよ。それはそのときに、私が尋ねたら、前年度の実績とかというんじゃなくて、厚労省の指導に基づいて、その指揮下のもとでやったと言ったんですよ。会議録、恐らく見ればわかると思いますけれども、そういうふうに厚労省のワークシート、これ市町村が使ったと。でも、厚労省はこのワークシートを市町村が活用するかどうかは任意だというふうに言っていたんですよ。そんなにもかかわらず、これはやったと。

だから、私は反対討論の中で、厚労省言いなりの保険給付費の算定で、実態と合わない急激な上昇となっていると。国言いなりではなく、市独自に実態調査を行って保険給付費を見直すべきだと。保険料のアップは問題だというふうに指摘してきたんですよ。その結果がこの2億8000万の差額じゃないですか。どういうふうに考えますか、これは。値上げは避けられるんじゃないですか。こういう問題が国言いなりのワークシートでやるからダメなんですよ。これについてどういうふうに……。だから、そういうふうな問題点があるにもかかわらず、今回の答弁が違うでしょうよ。制度の改正だとか何とか何とか言っているでしょう、違うんだというの。

保険給付費の問題は、保険給付費のあり方の問題なんですよ。どうして積算したのかというのをちゃんとやったんですよ、あれ。厚労省のワークシートに基づいてつくったと。それが違っていたというんですよ。私が批判したでしょうよ。この記憶を……。竹村さんじゃなかったね。あのときは菅谷さんだ。担当が変わると、まるっきり変わっちゃうから、でもそれはやはり議事録を見て、私がどういう発言をしているかをきちっと把握しないとダメですよ。私の批判はきちっと当たっていたんじゃないか。

それから、水道なんですけれども、るる説明されました。下がったと、それで純益がずっと上がっていましたよね。これどうせだったら、合計を出してもらえばいいんだよね、これね、純益の累計。それで、減債積立金に使っちゃったんでしょう。そうすると、減債積立金にどのくらい使ったのかと。これだと計算できないんだよ。こういう表をつくったら、合計書くんだよ。この利益は減債積立金に幾らやりましたと、そのうちこれをすべて使いましたと。今、減債積立金はどのくらい余っていますというふうにしてやると、わかりやすい表になるんです、抜けているん

ですよ、欠陥なんですよ、これは。

〔「佐藤さん、委員会でなくなっちゃうから」と呼ぶ者あり〕

○6番（佐藤文雄君）

だから、よくわかるように、それをちゃんと説明してもらおうようにしてください。

だから、減債積立金が合計で幾らになったのか、そのこともきちっと教えてください。

それと私が一般質問のときに、やはり5立方とかなんとかじゃなくて、5立方と言わなかったですよ、今回質問のときには。従量制にしないと言ったんです、使った分だけの。そしたら、5立方の話になってきたんですけれども、そうしたら24立方を使った夫婦2人で子ども2人の場合に5,490円だというふうに言ったんですよ。私は料金の見直しをしないと言ったんだね、体系について見直したらどうですかって言ったんです。ところが5,490円というのは、どうやって計算するのか、私、計算してもそういうふうにはならないんですよ。だから、計算したら、こうこうなんですよというふうに、その根拠まで言わなければいけない。

それと一番問題は何が問題かという、その差額分が年間で5,040円の負担増になると。だから、料金体系を見直した場合は、5立方の世帯は、17%から18%は半額になるけれども、子育て世代には負担増となる、料金体系の見直しは難しいと考えていると言ったでしょう。そうじゃないんですよ。余りひとり暮らしだとか、本当に困っている人たちの声をしっかりと受けとめるといことなんですよ。料金体系を見直すんだから、上がるほうもあるんだったら、逆に収益が上がるということじゃないですか。今まで4500万円あれば、補てんできると言ったでしょう。そうすると、収益が上がる分もあるんじゃないですか、そうすると。4500万の中には、収益から上がる分は入っていたんですか。

だから、私はそういうふうにひとり暮らしの人たち、それと子育て世代の人たち、これを相対立させるような答弁は余り好ましくない。やはり市民全体の気持ちをしっかりと受けとめた形ですから、今の5,490円というのはどういうふうな根拠なのかということなんですよ。そういうことで問題だということです。

それから、ちょっと皆さん時間がないようなので、もうちょっとありましたけれども、とりあえず12時ですから、これで終わりますので、もう一回答えたら、あと再質問できないようにしっかりと答えてください。お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

これより昼食休憩に入ります。午後は1時30分から再開いたします。

休 憩 午後 0時03分

再 開 午後 1時33分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

佐藤議員から何点かご質問をいただきました。その中で、特別会計の借入残高の説明を求める

ということにつきましてお答えを申し上げます。

まず、下水道事業特別会計でございます。21年度末の数字で、借入残高85億8462万1000円ございます。これを合併後の16年度末と比較しますと、2514万1000円ほど残高が減少している内容でございます。さらに、農業集落排水特別会計事業でございます。21年度末でございますが、34億9238万6000円残高でございます。合併後の16年度末と比較しますと、4億4470万2000円残高が減少しているところでございます。

さらに、水道事業につきましては企業会計ということで、後ほど水道事務所長のほうからお答えを申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

佐藤議員さんからのご質問で、議案第54号に係る公共枅の設置箇所、マンホールポンプの設置箇所というお話でございますが、公共枅につきましては、稲吉東地内で新規の申請が出ているということから、補正をお願いをしているところでございます。また、マンホールポンプにつきましては、牛渡地内、具体的には牛渡小学校の近くの道路に設置をされておりますマンホールにポンプをセットするということとなります。

また、下水・農集に係る過年度分の収納率のお話でございますが、特に分担金、負担金等につきましては、当該年度に新規接続の申請があった場合、滞納分を一括納付をしていただくことになることから、各年度によって収納率、収納額にばらつきがあることがございます。それから、特に下水道の使用料につきましては、年々減少という部分もございまして、また年度によっては高くなっている部分もございます。

表のほうをごらんになっていただいておりますが、その中の公共下水道の使用料については、住所地から転出をされた方、ほぼ毎年にもわたって発生をしている状況でございます。それは以前より転出者等の料金が未収金となり、上積みをしていくことから、収納率の低下になったことが主な要因と考えております。また、こういった状況につきましては、県内の各市町村においても同様のことが起きているということを知り及んでおります。各自治体とも、そういった問題で苦慮している状況であるというようなことがございます。

今後とも収納額の向上につながる指標が見当たらない状態ですので、それらをいかに工夫をするか、考えなければならないということになるかと思っております。

以上です。

[佐藤議員「農集は農集、同じか」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

失礼しました。

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの説明の中で、特に農集の分担金、負担金に係る部分に、年度によっては上がったりの下がったりという状況が見受けられます。それが先ほどご説明を申し上げました一括納入による

収納率、収納額のばらつきということになります。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

それでは、議案第58号についての再質疑に対し、何点かお答えを申し上げたいと思います。

お答えをする前に、まず資料で間違いが発見されましたので、お手元の資料差しかえをさせていただきました。まず1点が1枚目①番の平成19年のペナルティー額という欄ですけれども、1872万という先ほどご報告したのですけれども、誤りで1782万が正しいということです。

それと、先ほど佐藤議員から昨年の決算審査特別委員会における答弁の内容でご指摘がございました。確かに私どもの答弁の中身で誤ったものをご答弁申し上げておりましたので、おわび申し上げます。したがって、先ほど18年度の分が違うというご指摘ありましたけれども、今回出させていただいた資料に記載されている1770万8000円が正しいということで、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、国保税の過去5年間の徴収率ということですが、平成17年度からちょっと申し上げてみたいと思います。

平成17年度現年課税分で90.67%、平成18年度が90.49%、19年度が90.03%、20年度が87.73%、21年度が今回、決算の承認を受けている年度ですが、87.81%ということになっております。

なお、ただいま申し上げました数字でいきますと、本日、国の基準の関係でお手元にお分けしてあります収納率の区分でいきますと、90以上の年が3カ年、17から19まで発生してきますけれども、このペナルティーに関しましては、被保険者が一般被保険者と退職者の被保険者がございます。その一般被保険者についてのみこれを適用するということで、現実的には先ほど申し上げた90%を超える収納率を達成している3年間については、一般被保険者については、やはり90を下回っているということで、7%減額が対象ということです。

次に、ご質問いただきました法定外繰出金の平成21年の額が20年に比べ約半分程度にまで、額が少なくなっているということで、減らした認識はというようなご質問をいただいたわけですが、予算査定の際、財政課との調整の中でこのような結果となりましたので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、所得不明というのはどういうものが当たるかということなんですけれども、住民税、市・県民税の課税データの申告書を皆さんご存じだと思うんですけれども、その中に収入金額を書く行が営業から始まり農業、不動産、利子配当、給与、あるいは年金という職種があるわけですが、この職種をそのまま国保税の際のデータ、統計をつくる際に用いております。ですから、営業、農業、そして給与、年金、これについてはそのまま統計上の職種としてあらわれるんですけれども、不動産、利子配当、あるいは譲渡、それに一時所得というものがありますので、それらのうちのいずれかが所得不明という中に含まれるということまでしかちょっと確認できませんでしたので、それでご理解をいただきたいと思います。

それと次に、近隣市町村一の認識はということでございますけれども、本日、議員の皆様にお

分けしたモデルケース、これをごらんになっていただければおわかりのように、佐藤議員ご指摘のとおりだと考えております。

次に、議案第60号 後期高齢者の決算についての再質疑ですけれども、まず、後期高齢者の被保険者の人数ということで、先ほど私、勘違いをしております、特徴、あるいは普通徴収の納付書を発行した件数を人数というような、私の誤解もありましてご答弁してしまいました。まことに申しわけありません。人数のほうを平成22年3月現在で再度ご答弁したいと思います。

被保険者総数が4,876人と21年3月31日のデータ上、なっております。それでその同じ3月31日現在の普通徴収と特別徴収の区分でまいりますと、普通徴収が2,655件、3月31日の数字になっています。あと特別徴収が4,139件ということで、人数からするとかなりふえているという実態になりますけれども、現実的に普通徴収と特別徴収と両方から保険料を差し引いている、あるいは納めていただいているという方が1,000人以上ございますので、その辺、すぐに把握することが難しいものですから、本日はこの程度でご容赦いただければ、大変ありがたいと思います。先ほどのご答弁、大変申しわけありませんでした。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

お答えいたします。

最初に、提出書類の体裁につきましては、今後、気をつけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

企業債の残高につきましてお答えを申し上げます。

平成21年度決算時におけます残高につきましては、48億71万3520円でございます。平成17年度の決算と比較しますと、9億5689万6265円の減少となっております。

続きまして、減債積立金の合計につきましてお答えをいたします。

平成21年度剰余金処分額を承認されたと仮定しまして、3500万をプラスしますと、総額2億9979万962円となっております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

保健福祉部長 竹村 篤君。

○保健福祉部長（竹村 篤君）

佐藤議員の質問の中で介護保険特別会計の保険料の改定、さらには平成21年度予算の積算についての質問でございますけれども、質問の中で大幅に見積もっている過大見積もりではないかというようなお話がございましたけれども、保険料の改定につきましては、3年に1度高齢者人口の増加、さらには介護の需要などを見込んで、これまでの実績、さらには、議員お話もありましたワークシート、国の標準といいますか、そういうものを使いながら改定したものでございます。

次に、平成21年度の予算についてでございますけれども、これは第4期になるわけですけれども、介護保険事業計画の当初にもなるわけでございますけれども、その介護の中で介護報酬の改定の見込み、さらにはこれまでの実績を踏まえて積算したものでございます。その結果として、

先ほども申し上げましたように過大となってしまったという状況です。

以上です。

[佐藤議員「答弁漏れ、不納欠損の中に国保の給与所得者が多いのかどうか、そういう区別はされているかどうか」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

そこまではちょっと、私も不納欠損の決裁していますけれども、職種の状況まではちょっと記載がされていないので、把握してございません。申しわけありません。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

そういう意味で、今、国保の問題が一番多いのが給与所得者であると、滞納も多いというところで、そこで一番給与所得者のほうで調定額と、それから調定額において所得がどのぐらいの人が一番多いのか。それは今質問してもわからないから、100万から200万未満の給与所得の人たちが一番多いんですよ、872人でね。200万から300万の人がその次に調定額で多いんで、553人なんです。ということは、一番この給与所得者の中で多いのは、100万から200万未満の人たちが多いんだと。しかし、調定額では余り変わらないという結果になっているというのもご認識いただきたいというふうに思います。時間がないものですから、説明をいたしました。

そういうことで、今の後期高齢者の問題も含めて人数の把握をきちっとしないといけないというのは、なぜそれを言うかという、今、100歳以上の人が一体どうなっているのかというので、大きな社会問題になっていて、接触しないからそのまま生きていることになっていると。生存不明の方まで対象になってしまうということになると問題なんです。

斎場の議会でも、生存不明者の人を議案に提案しているんですよ、土地の所有者とって。その人、生きていないんだもの、だって。明治25年に登録されたままの人が名前が載っているんだよ。その議案に提案したんだよ、質問しても答えないんだよ、そういう議会なんです。だから、問題だということなんです。

だから、こういうところでは、こういう国民健康保険の中でやはりきちっと接触をして、人数を把握するということが大事だということなんです。数字だけ追っただけではだめですよ。その点では、これ以上言ってもしょうがないから、その分については正確性のあるものを後で提出していただきたいというふうに思います。

それから、下水道の農集のほうは、一時期滞納繰越のところは、平成20年はぐっと上がったんですよ。それはどこが上がったかという、東部地区が改善されたというふうに記憶しているんですけども、そのときには第一環境の頑張りがあっただなんて、答弁なんかあったんですけども、実際にはそうではなくて、期間を定めて集中的に職員が努力して集めたというようなことを言っていました。そういうやり方を今後もとるよというふうに私言ったんですけども、そういう特徴をしっかりとつかむということは、今年度はどうなのかというのを、その前年度と比べてどういう結果になったのかというのを具体的に行動の結果、どういう形であられたのか

というのをやらないと、決算はただの数字になっちゃうんですよ。やはり生きた数字というのは、そういう意味で結果が伴った後の数字なんですよ。そこを注意していただきたいなというふうに思います。

それとワークシートにこだわったんですよ。ワークシートにこだわったから、あれだけの保険給付費12.何%という大幅なアップになったんですよ。これまでの実績に基づいてやればそうじゃなかったんですよ。私がワークシートのことを指摘しなかったら、そう答えなかったでしょう。だから、引き継ぎが悪かったのかどうかはわかりませんが、なぜこんなに違うのか。2億8000万も違うのはなぜなのか。逆にうがった見方をすると、保険料を上げるために給付費を高くしたり、それから不納欠損をほかと比べて割合を高くするということは、その目的を意図してやったんじゃないかというふうに疑われるということなんですよ。そこをやはり把握しておいてもらいたいというふうに思います。

あとは水道のほうは、そういうことで金額の積算については、後で教えていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

そのほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について、ないし議案第67号 市道路線の変更についてまでの各議案の審査につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会並びに特別委員会に付託いたします。

次いでお諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万一付託違いがある場合には議長において処理することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 2 休会について

○議長（桂木庸雄君）

日程第2、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員会の開催及び議事整理のため、あす9月4日から9月16日までの13日間を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（桂木庸雄君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月17日午後2時から本会議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

この後、常任委員会の会議を開く際は、総務常任委員会は会議室、文教厚生委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室でお願いいたしたいと思います。

本日はご苦労さまでした。

散 会 午後1時57分

平成22年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第6号

平成22年9月17日(金曜日)午後2時00分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長職務代理者 事務局職員・ 教育部長	横瀬典生君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	監査委員	久保田喜久男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	局長補佐	豊崎光彦
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第6号

日程第 1 議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について
議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

- 議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第51号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 市道路線の認定について
- 議案第67号 市道路線の変更について
- 日程第 2 議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第59号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成21年度かすみがうら市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 4 請願第 2号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書
- 日程第 5 委員会発議第3号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書（案）
- 追加日程第1 議案第68号 志筑小学校屋内運動場新築（建築）工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議案第69号 志筑小学校屋外付帯工事請負契約の締結について
- 追加日程第3 議案第70号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について

- 議案第71号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について
追加日程第4 議案第72号 かすみがうら市監査委員の選任について
日程第 6 閉会中の継続審査について
日程第 7 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について
議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第49号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第50号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
議案第51号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第52号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第1号）
議案第53号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第54号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第55号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第56号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第65号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定について
議案第66号 市道路線の認定について
議案第67号 市道路線の変更について
日程第 2 議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第59号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第62号 平成21年度かすみがうら市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

日程第4 請願第2号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書

日程第5 委員会発議第3号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書(案)

追加日程第1 議案第68号 志筑小学校屋内運動場新築(建築)工事請負契約の締結について

追加日程第2 議案第69号 志筑小学校屋外付帯工事請負契約の締結について

追加日程第3 議案第70号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について

議案第71号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について

追加日程第4 議案第72号 かすみがうら市監査委員の選任について

日程第6 閉会中の継続審査について

日程第7 閉会中の所管事務調査について

開 議 午後2時06分

○議長(桂木庸雄君)

それでは、皆さん、改めましてこんにちは。

ただいまの出席議員数は20名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

会議に入る前に傍聴人に申し上げます。会議において傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

○議長(桂木庸雄君)

この際、お諮りいたします。

市長 宮嶋光昭君から9月2日の本会議における発言について、誤りとの理由により取り消したい旨の申し出がありました。申し出のあった発言は、「いろんな間接効果、直接的には固定資産税であるとかがあるかと思いますが」という部分であります。

つきましては、会議規則第65条の規定の準用により、この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桂木庸雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、市長 宮嶋光昭君からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

日程第1 議案第43号ないし議案第46号及び議案第48号ないし議案第56号並びに議案
第65号ないし議案第67号

○議長(桂木庸雄君)

日程第1、議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定についてないし議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について及び議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてないし議案第56号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）並びに議案第65号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第67号 市道路線の変更についてまでの16件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、各常任委員会並びに特別委員会にそれぞれ付託をしております。

これよりかすみがうら市議会会議規則第39条第1項の規定により、各委員長の報告を求めます。

なお、各委員会の所属委員の質疑は認めないこととしておりますので、ご了承願います。
最初に、総務委員会委員長 鈴木良道君。

[総務委員会委員長 鈴木良道君登壇]

○総務委員会委員長（鈴木良道君）

総務委員会委員長報告を申し上げます。

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、平成22年9月3日に付託されました議案第48号ないし議案第50号の3件について、9月3日に各担当部課長等の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果、各議案とも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 石井幸雄君。

[文教厚生委員会委員長 石井幸雄君登壇]

○文教厚生委員会委員長（石井幸雄君）

文教厚生委員会報告。

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告申し上げます。

本委員会は、平成22年9月3日に付託されました議案第50号ないし議案第53号、議案第56号、議案第65号について、9月3日に委員会を開催し、各担当部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

議案第50号ないし議案第53号、議案第56号、議案第65号の6議案につきましては、全会一致で

原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 中根光男君。

[産業建設委員会委員長 中根光男君登壇]

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

産業建設委員会委員長報告を申し上げます。

かすみがうら市議会産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、平成22年9月3日に付託されました議案第50号、議案第54号、議案第55号、議案第66号、議案第67号の5件について、9月3日及び9月6日に委員会を開催いたしました。9月6日には現地調査を行い、市長及び担当部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、全議案とも全会一致で原案のとおり可決することに決定をいたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、配付してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

次いで、市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員会委員長 山内庄兵衛君。

[市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費

支給に関する条例審査特別委員会委員長 山内庄兵衛君登壇]

○市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員会委員長（山内庄兵衛君）

委員会のご報告を申し上げます。

かすみがうら市議会市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員会委員長報告を申し上げます。

かすみがうら市議会市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に

関する条例審査特別委員会の審査の経過並びに審査結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成22年9月3日に付託された議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について、議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について、議案第50号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）について、以上の5件について、9月10日、14日の両日、市長並びに各担当部課長の出席を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第50号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。議案第44号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。また、議案第43号、議案第45号、議案第46号は、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

なお、8月30日の議会運営委員会の答申で、本委員会の会議録は次期定例会において配付することが決定しておりましたが、審査案件の重要性を踏まえ、前倒しで作成させたことにより、何とか本日配付することができましたので、審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

以上で各委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定についての討論を行います。

賛成討論の通告がありますので発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について、賛成の立場で討論に参加をいたします。

直接請求による住民投票は、多くの住民の意見と首長や議長の意見とが対立していても、住民の意見を自治体の意思決定に反映する一般的な手段がなく、やむを得ず直接請求という手段に訴えたというケースがほとんどであります。

直接請求の条件は、首長のリコールや議会の解散、これは有権者の3分の1があれば住民投票を実施することができます。最近では、鹿児島あの阿久根市長のリコール、それから名古屋市議会の解散運動、こういうものが一例と挙げられますが、有権者の3分の1を集めるのは容易ではありません。しかし、条例の制定・改廃の請求は、有権者の50分の1で成立するため、法定数を集めることは非常に容易であり、問題はありません。むしろ最大の問題は、条例案の決定権は議会にあるということであり、もし議会がそもそも住民の意思と意向と対立した意見が鮮明

にしている場合、条例案は否決され、投票そのものも不可能となります。多くの条例案が議会によって否決されてきました。当市では、霞ヶ浦町と千代田町の二町合併の賛否を問う住民投票条例の直接請求がその例であります。直接請求まで至りませんでした。霞ヶ浦庁舎建設の是非を問う問題でも、市民団体が行ったアンケートでは、1,600名を超える市民が住民投票の実施を求めるという回答がありました。したがって、直接請求の運動に取り組めば、法定数を優に上回る結果になっただろうと思います。

そもそも主権者である住民の意向を政策決定に反映させるために、そのたび直接請求という手段をとらなければならないということ自体が問題であります。

こうした流れの中で、ここ数年注目されるのが常設型の住民投票条例であります。この常設型は市民からの発議でこの住民投票が可能になるというのがポイントであります。現在、全国では17の自治体で常設型住民投票条例が設置されております。合併によって廃止となったケース、自治体を数えると30自治体であります。宮嶋新市長は、これまで住民団体のリーダーとして住民運動にかかわってきた経験から、住民発議による住民投票条例の制定の必要性を痛感したこともあって提案したものと考えます。

私自身も市民オンブズマンいばらきの会員として、我孫子市の前の市長である福嶋浩彦氏からこの常設型住民投票条例の必要性について講演を聞く機会がありました。住民の自治の向上、すなわち住民みずからまちづくりに参加する意識を高める、こういう結果になるということが強調されました。全国の例で見ると、発議の際の署名数など、それぞれの自治体の特色が出ておりますが、当市の条例は有権者の5分の1、当市では7,500名程度で成立することができます。ですから、この条件であれば非常に妥当な線ではないかと私は判断し、賛成といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、反対討論はございませんか。

5番 井坂悦司君。

[5番 井坂悦司君登壇]

○5番（井坂悦司君）

議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

市民投票を行うことができる事項は、現在または将来、市及び市民生活に重大な影響を与える、または与える可能性のある事項であって、市民に直接その賛否を確認するものであります。常設型市民投票条例が制定されても、すべての施策の決定に市民投票で決めるものではありません。市民生活に重大な影響を与える事項であるとして、首長が市民の意思を確認し、判断したいとするその時点で、市民投票すればよい。他の自治体も必要に応じて市民投票によって市民の意思確認をしております。常設型である必要はない。特に来月、10月1日から施行する、そんなに緊急性はありません。10月1日から施行するならば当然予算措置が必要であります。予算措置は何らしてありません。先進事例でも市町村合併や原発建設、基地移転など、重要な事案の投票条例で常設ではなく実施され、またその案件が解決すれば廃止されている事例が多い。

よって、本案に反対します。残念なことは、会期中にもかかわらず否決されれば次回議会に修正なしで再提出とする新聞発表は間接民主制を否定するものであります。理解できません。議会は鹿児島県阿久根市のような市政混乱は望んでおりません。市長の支持者も市民も元気で明るい

まちづくりを望んでいるはずでございます。かすみがうら市市民4万4000人の目線で行政運営されることを期待し、討論いたします。議員各位の賢明なご賛同をお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

暫時休憩し、投票準備をいたします。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時32分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に続き会議を開きます。

これより議案第43号の採決を行います。

この採決は、会議規則第71条第1項の規定により、無記名投票をもって行います。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（桂木庸雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（桂木庸雄君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。記載方法については、本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、可を可と、否を否と記載した場合であっても投票を有効とみなします。否の取り扱いについては、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2

項の規定により否とみなします。

なお、棄権する場合も同様に否とみなします。

出席議員数の取り扱いについては、白票、無効票も含みますので、あらかじめ申し上げます。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので順次投票を願います。投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐氏名を点呼、投票]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 古橋智樹君及び2番 小松崎 誠君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票、計算]

○議長（桂木庸雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは議長を除く先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 5 票

反 対 1 4 票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は否決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

大変思い切った決断であります。率直に言って給与・報酬の50%のカットは大変だと感じました。しかし、市の財政を考えた上で、新市長の強い決意をあらわしたものだということを積極的に評価する立場から、特例措置として同意をいたします。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

採決の方法なんだけれども、議会の円滑な運営のために起立による採決をお願いしたい。

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの栗山千勝議員さんの質問に対して説明をいたします。

無記名投票についてお答えいたします。

平成22年9月10日の議会運営委員会において、特別委員会の実施とあわせ本会議においても市議会会議規則第71条に基づき無記名投票とすることを議長より発議することが既に決定しており、これに基づいた発議であります。法的には市議会会議規則第71条では、議長が必要があると認めるとき、または出席議員5人以上から要求があったときは記名または無記名の投票で表決をとると規定されており、この表決をとるとは認めなければならないということであります。また、参考までに、地方議会事務提要をご紹介しますと、議員から議会会議規則第71条に基づく無記名投票の要求があれば、議長は会議に諮ることなく無記名投票で表決しなければならないと示され、またこれを諮ることは不適當なものであるとして示されておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

議長の言ったことはわからなくはないですが、さきの特別委員会でもって小松崎議員のほうから動議だか何だか知らないけれども、無記名投票と。議会始まってすぐ言ったわけですね。地方自治法の91条によれば、委員会における事件の審査は、提出者の説明及び議員の質疑の後、審査や説明及びこれに対する質疑、続いて討論、表決の順序によって行うというのが地方自治法の基本なんです。特別委員会はそういうことなく先に決めてしまっているんですよ。それこそ議会は何かやっているんだと。ずいぶん矛盾した話でしょう。議長だって議会運営委員会で無記名投票でお願いしたいと。議長がそんなこと言うことないでしょう。それなら、きょうも議運開いたんだから、議運開いたときに、こういうことになっているから、こういうことで、議長発議で採決のほう決めたいというような説明あってもいいんじゃないですか。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

これより議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論は終わりました。

たので、これより議案第44号の採決を行います。

この採決は、会議規則第71条第1項の規定により、無記名投票をもって行います。
議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの出席議員数は20名であります。
投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（桂木庸雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

配付漏れなしと認めます。
次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（桂木庸雄君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。記載方法については、本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、可を可と、否を否と記載した場合であっても投票を有効とみなします。否の取り扱いについては、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

なお、棄権する場合も同様に否とみなします。

出席議員数の取り扱いについては、白票、無効票も含まれますので、あらかじめ申し上げます。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので順次投票を願います。投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐氏名を点呼、投票]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れなしと認めます。
これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 加固豊治君及び4番 古川誠一君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票、計算]

○議長（桂木庸雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは議長を除く先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 16票

反 対 3票

以上のおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論します。

さきの全員協議会で市長は、市長の給与の半額については市長のトップとしての強い決意をあらわしたもののだが、副市長と教育長の2名についてはそこまで強要できない。職責を全うしていただきたいと思っているとして10%カットを判断したと言っております。他市の例でも3%から10%の給与削減があります。新市長の政策的な考えである点及び特別職の給与条例の改正だという点に限って、今回は賛成をいたします。

市長は、当面、副市長を選任しないということではありますが、できるだけ早く市長の片腕となる方を選任していただきたいということを要請して討論にかえたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、反対討論はございませんか。

20番 廣瀬義彰君。

[20番 廣瀬義彰君登壇]

○20番（廣瀬義彰君）

議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例に反対の立場から討論を申し上げます。

市長自身の任期について報酬50%減額されることについては、道理も、法令的にも十分理解で

きます。

ところで、副市長を就任させる予定もないとのことではありますが、ただいま佐藤議員からもなるべく早くというお話もありましたが、私も同じ考えであります。現在、副市長は県内にはいないところは多少あるかもしれませんが、我々が議員になったときのころは助役と言いまして、町のお客さん相手とか、市長の代行ぐらいで行政的には余り関係ありましたが、今、副市長の重要な役割というものは県内でもみんな若い人が活躍しております。そういう意味を含めまして、時期尚早であります。今定例会で報告をされました財政再建化判断比率及び資金不足比率の報告は適正なことでありました。いろいろな観点から見ますと、どうしても一日も早く市長に副市長をつくっていただき、500名の職員が本当に市民のために張り切って仕事ができるように段取りしていただきたいと思います。市長1人ではとても仕事が間に合うようには思えませんので、どうか一日も早くつくっていただきたいと思います。

それと、給料については、とにかく本人が決まってから相談をして、副市長も教育長も茨城県で一番安くては張り合いがないと思います。そういうことですので、本当によろしく一日も早くつくっていただくためにこの報酬問題は反対をいたします。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第45号の採決を行います。

この採決は、会議規則第71条第1項の規定により、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（桂木庸雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（桂木庸雄君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。記載方法については、本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、可を可と、否を否と記載した場合であっても投票を有効とみなします。否の取り扱いについては、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

なお、棄権する場合も同様に否とみなします。

出席議員数の取り扱いについては、白票、無効票も含まれますので、あらかじめ申し上げます。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので順次投票を願います。投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐氏名を点呼、投票]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番 井坂悦司君、6番 佐藤文雄君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票、計算]

○議長（桂木庸雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは議長を除く先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 4 票

反 対 1 5 票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は否決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で発言をいたします。

基本的には第45号と同様の賛成理由であります。10%カットされてでも熱心に職責を果たしていただける人事の提案をお願いして、賛成といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、反対討論はございませんか。

1番 古橋智樹君。

[1番 古橋智樹君登壇]

○1番（古橋智樹君）

議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

教育者の当市筆頭となります教育長について、早々の報酬減額提案は非常に政治色の強い提案でございまして、公職選挙法第137条における教育者の地位利用の選挙運動の禁止の観点から、報酬審議会等における客観的審議経過を十分踏まえる必要が特にあるものと考えます。

また、今定例会におきます財政健全化の報告で、宮嶋市長から適正との報告がございましたが、宮嶋市長は当市の財政危機を憂慮するのでございましたら、この財政報告をもっと十分に検討すべきだったのではないのでしょうか。私の茨城県庁における財政状況等一覧をいま一度確認いたしましたところ、当市の地方債現在高について一部事務組合を含め、平成18年度が381億円ほど、平成19年度が377億円ほど、平成20年度が368億円ほどでございます。このほか当市は合併特例債として事業計画130億円ほどの事業計画の実行の残りがあるわけでございます。これらのように市長も新たに就任されたのですから、この財政状況と事業計画をいま一度分析、精査し、まちづくりのビジョンを構築することが先決であり、そのことから本案のような市長ご自身以外の報酬等につきましては、取り急ぎ減額するにはしかるべき順序を踏まえるべきと考えるものでございます。

以上のことから、私はこの本案に対する反対を申し上げるものでございます。議員諸君のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第46号の採決を行います。

この採決は、会議規則第71条第1項の規定により、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（桂木庸雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（桂木庸雄君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。記載方法については、本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、可を可と、否を否と記載した場合であっても投票を有効とみなします。否の取り扱いについては、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

なお、棄権する場合も同様に否とみなします。

出席議員数の取り扱いについては、白票、無効票も含まれますので、あらかじめ申し上げます。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので順次投票を願います。投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐氏名を点呼、投票]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番 中根光男君及び8番 鈴木良道君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票、計算]

○議長（桂木庸雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは議長を除く先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 4 票

反 対 1 5 票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は否決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時35分

再 開 午後 3時46分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に続き会議を開きます。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第48号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第49号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての討

論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第50号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第50号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第51号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第52号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第53号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第54号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第55号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第56号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第56号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第65号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第65号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第66号 市道路線の認定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第66号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第67号 市道路線の変更についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第67号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（桂木庸雄君）

日程第2、議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

ただいまの議題につきましては、一般会計決算審査特別委員会に付託しております。これより会議規則第39条第1項の規定により委員長の報告を求めます。

なお、各委員会の所属委員の質疑は認めないことといたしますので、ご了承願います。

一般会計決算審査特別委員会委員長 佐藤文雄君。

[一般会計決算審査特別委員会委員長 佐藤文雄君登壇]

○一般会計決算審査特別委員会委員長（佐藤文雄君）

一般会計決算審査特別委員会の審議の経過並びに審査結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成22年9月3日に付託されました議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般

会計歳入歳出決算の認定についての審査のため、9月7日及び8日に委員会を開催し、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で一般会計決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

以上で一般会計決算審査特別委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定反対の立場から討論をいたします。

私は、昨年の3月の予算議会で、かすみがうら市は広大な土地を有し農業に適している地域、しかし地域農業の再生の新たな担い手づくりには、価格・所得補償など農家経営が成り立つ営農の確立こそが第一だと述べ、担い手支援について財政的な裏づけ、支援策が必要だと、かけ声だけよいのですが、当市の予算にはその具体的で財政的な支援策がない。これでは絵にかいたもちだと反対討論をいたしました。その結果、この決算では、農業振興策では執行率が極めて悪いことが明らかになりました。農水省が7日発表した農林業センサ調査速報でも、農業就業人口は260万人となり、前回の05年と比較して22.4%減少したと報告されております。当市の農水産業の振興は特に急務であります。

また、今回の決算は、合併特例債を用いた無駄な事業である霞ヶ浦庁舎建設や石岡地方斎場建設事業を推進・強行。この霞ヶ浦庁舎が開設されてから市民の評価は極めて不人気であります。加えて石岡地方斎場移転の建設にはさまざまな問題点があり、宮嶋新市長も管理者である久保田石岡市長に規模等の見直しを文書で申し入れております。問題は、監査請求に基づく移転建設費差し止め請求の住民訴訟中でもあるにもかかわらず、また生存不明者を共有地の地権者に名を連ねて財産購入の議決を強行したことであります。その生存不明者の相続手続であらゆる事業がストップ状態であります。本来であれば、すべての地権者との売買契約を行った上で財産購入すべきであり、まさに違法なやり方であります。

下水道事業特別会計へ1億8940万円繰出金をしております。この下水道事業の見直しについて、

今言われておりますが、新たに加茂処分区の特定期環境保全公共下水道整備事業1戸当たり1000万円かけた事業を再開いたしました。一般質問でも問題にしましたが、財政危機を言いながら一方での大型公共事業である下水道事業の再開は問題であり、財政負担をより一層増幅するものであります。

また、市民の暮らしが大変なのは市税の納入状況にもあらわれております。市税における未納額段階別統計を見ますと、個人市民税については平成21年度は20年度と比較して6096万、約26%増となっております。特に10万円以上30万円未満の方の未納が多くなってきております。全体では35.1%です。固定資産税では200万円以上の方が15人、何と8120万円が未納となっておりますが、この15人だけで全体の37%を占めております。市民・県民税では同じく200万円以上のこの未納者7人で、2584万円が未納となっております。合わせると1億1740万円、全体に占める割合が22.4%にもなっております。このことは大口未納者に対する徴税対策が不十分である証左と言えるのではないのでしょうか。市税全体では前年度と比較して49件、金額では7765万円増であります。そして、総額は5億2355万円となっております。

生活保護について、水際作戦をやめ、生活に困窮している市民に対して真剣に向き合うべきであります。社会福祉の予算執行に当たっては、市民福祉向上の姿勢が大切だと思います。

あじさい館などの公共施設、観光施設も含めて、利用率については一部では改善されているものの、より一層高める工夫が必要ではないかと思っております。

入札制度の改革については、一般質問でも明らかにしましたが、一昨年9月の入札制度の改正では500万円以上5000万円未満については、市内本店とするとし住所要件を狭めてしまいました。今、霞ヶ浦地区の業者と千代田地区の業者がそれぞれの地域ですみ分けして入札に参加する状況が極端となっております。狭いかすみがうら市で本店を条件にしてしまえば競争性がなくなるどころか、談合しやすい状況をつくることになると私は指摘いたしました。予定価格の事前公表をやめること、発注額を1500万円以下に小さくして件数をふやすなどして市内業者に受注機会を多くし、それ以上の発注額は市内本店枠を外すことなどを提案してきました。また、同和対策と思われる指名競争入札にかかわる業者選定についても指摘し、官製談合と疑われることはやめ、公正な入札が行われるよう要請した経過もあります。消防ポンプ車購入でもその傾向は否めません。平成21年度の工事関係での指名・一般競争入札は全体で71件ありましたが、平均落札率は93.97%であります。平成20年度の入札実施件数は51件で、平均落札率は90.97%と比べ3%落札率が上がっていることも問題であります。

以上、認定に反対する討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「反対討論」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

[18番 栗山千勝君登壇]

○18番（栗山千勝君）

私は反対の立場で討論を行います。

監査委員の審査は了としています。しかしながら、今まで私の21年度から22年度の6月の補正で質疑、質問等でいろいろ問題点がございます。この中には議会代表の監査委員もいるわけです。さらには会計責任者も出席して、すべて問題点については把握しているわけでございます。特に会計責任者の役割というのは非常に重く、支出負担行為等が適正に行われているか、行われていないか、厳正に審査をするというようなことになっておるわけでございます。

そういう中で、まず1つ、21年度の繰越明許、6月の定例会でも、質疑でも一般質問でも大分食い下がって質問しました。一貫して執行部は繰越明許は適正だと通し抜いたわけでございます。しかしながら、この決算審査においてははっきりした答えが出てきました。3月30日か31日か、ちょっと記憶にございませんが、担当課長、補佐、係長は2644の排水工事、これの工事用の進入仮設道路については設計外だというふうに私に申しました。この審査において課長ははっきりそれを認めました。

次に、土木部長、4月2日に3月31日にさかのぼって繰越明許をしると。今、退職されましたが、副市長のほうから指示が出たというようなことで繰越明許をしたと。全くこの問題は繰越明許でも何でもありません。この問題を素直に会計責任者は支出してしまっただけです。これは大きな問題なんです。監査委員も監査の審査の中でこの問題を素直に通してしまっただけです。これもまた問題。

議会の政務調査費にしても、ゼンリンのかすみがうらの住宅地図、これが認められている。さらにはプリンターのインク、私は事務局の乾職員の指示に従って、指導に従ってゼロで出した。ゼロだから問題ないというようなことを言っているわけです。

大きな問題はここで、会計責任者は何と言っているかと。支出負担行為が各課から上がったもの、そのまま出しているというような回答を私にしているんですよ。そういう観点から、余りにも執行部のずさんな行政運営に対して、当然これは認めることができない。

そういう観点から、私は賛成できません。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第57号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第57号は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 3 議案第58号ないし議案第64号

○議長（桂木庸雄君）

日程第3、議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてまでの7件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会に付託をしております。

これより会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

なお、各委員会の所属委員の質疑は認めないことといたしますので、ご了承願います。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 古川誠一君。

[特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 古川誠一君登壇]

○特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長（古川誠一君）

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに審査結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成22年9月3日に付託された議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号 平成21年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について、以上7件について、9月7日に各担当部課長の出席を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第58号ないし議案第64号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上、ご報告いたします。

○議長（桂木庸雄君）

ここでおわびして訂正いたします。

先ほどの認定で、議案第57号を議案第58号と読み違えましたので、正式には議案第57号ですので訂正いたします。

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

○ 6 番 (佐藤文雄君)

議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論をいたします。

9月3日の国保会計の決算審査にかかわる質疑に関して、数多くの資料を提出してもらいました。ここではっきりしたのが、第一に、平成21年度近隣市町村の国保税の税額のモデルケース、1つは加入世帯人数2人、そして40歳以上65歳未満の夫婦2人で固定資産税5万円、そしてもう一つは加入世帯人数4人、40歳以上65歳未満の夫婦2人と子ども2人、同じく固定資産税5万円、その所得額に対する比較をした結果、当市の国保税が一番高くなっていることがわかりました。特に国保世帯で一番多い50万円未満の所得世帯2,675件ですが、これを除き2番目に多いと思われる100万円の所得階層を見ますと、他市と比べて3万5000円から1万5000円高くなっていることが明らかになりました。所得額に対する国保税の割合も値上げした平成21年度には11.07%にはね上がり、平成21年度も11.28%と引き続き高くなっております。まさに市民の暮らしを脅かす国保税となっております。その1つのあらわれが滞納額の増加であります。

滞納の累計額は今6億9336万円となり、そして短期保険証の発行が一気に増加し601件に達しております。暮らしだけではなく命さえ脅かされている、それが現状ではないでしょうか。それに加えて、高くなってとても払えないという収入の所得の少ない滞納世帯に対して、短期保険証を1カ月という無慈悲な取り扱いを強行したことであります。データでも明らかのように、本来、社会保障の加入となるべき給与所得者が会社の企業の都合によって国保に追いやられている実態があることであります。長年続く不況によって、不安定かつ収入の少ない給与所得者がふえ、当市では給与所得者世帯数は何とこの全体で40%にまでなっている事実も真摯に受けとめなければなりません。

第2に、高過ぎる国保税の引き下げを図るためには、一般会計からの繰り入れ、その中でも法定外繰り入れをふやすことが重要になっております。各市町村の全国平均でも1人当たり1万円を超えていることが厚生労働省の調べでわかりました。茨城県にあっても平成20年度で平均1人当たり7,000円となっており、当市は何と1,922円であります。平成21年度は何とたったの783円であります。当市の一般会計からの繰り入れ(法定外)をふやすことは急務であります。

第3に、収入率は前年とほぼ変わらないものの87.8%、これは現年課税分ではありますが、値上げ前の90%には届かず、国からの調整交付金も1,500万円減額、ペナルティーが課せられていることも問題であります。市当局は保険証のとめおきはしていないと言いますが、現に不納欠損処分が一番多いのは、5年時効によるものであることは滞納世帯との接触を放置しているあらわれであります。被保険者の生活実態を把握するためにもその対策が求められております。保険証もなく暮らしている市民に心を寄せる対応も必要ではないでしょうか。

第4に、保険税が高くなった原因は、医療費の増加とともに国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響しております。1984年まではかかった医療費の45%が国庫負担でありましたが、それ以降、保険給付費の50%となっております。つまりかかった医療費の38.5%に引き下げられたんです。さらに、市町村の国民健康保険の事務負担金の国庫補助が廃止されました。その結果、市町村の国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は、現在では3割に減っております。そ

の上、このようなペナルティーを行うことは許されません。国民健康保険を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療を受けられるようにするためには、国庫負担を見直し、増額させるよう強く国に要請することも重要であります。

以上、4点にわたって反対の理由を述べましたが、今後の新市長の国保税の引き下げの条例の改正案提案に期待して、討論いたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第58号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第59号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第59号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

日本共産党茨城県議団と市町村議員団は、8月30日、広域連合に対して短期保険証の発行の中止を求める要請書を提出し交渉いたしました。1,496人もの高齢者が保険料の滞納を理由に1カ月から6カ月の短期保険証を発行し、保険給付の差しとめまで行っております。30億円の黒字を活用して、普通徴収者の保険料を全額免除することなどを求めました。

当市でも32人に短期保険証を発行しておりますが、平成21年度における被保険者数は4,876人ですが、そのうち半数が普通徴収となっております。国の減免制度もあり、その後、普通徴収は大幅に減りましたが、それでも平成21年度の最終納付に関しては1,171人が普通徴収となっております。そして、21年度の未納者人数は66人で、その額は189万8400円ということであります。

先日、16日ですが、中央社会保障推進協議会の全国調査の結果でも、後期医療の保険料が払えず滞納し、正規の保険証を取り上げられ、短期保険証に切りかえられたケースが昨年の1.7倍にも大幅にふえていることがわかりました。09年10月1日は1万9579件が10年8月1日現在で3万2961件だそうであります。

後期高齢者医療制度は国民の激しい怒りを呼び、これも1つの要因となって総選挙の結果、政権交代となりました。この制度は、75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、囲い込み、これまで負担のなかった扶養家族のことも含め、一人一人から保険料を取り立てる、受けられる医療を制限し差別する別建て診療報酬を設ける、そして保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げる、保険料を払えない人からは保険証を取り上げるなど、こういうものであります。高齢者の医療を差別するうば捨て山制度そのものを廃止するしかありません。そもそも病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく国と企業が十分な財政負担を行い、高齢者が安心して受けられるようにする必要があります。

後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、老人保健制度に戻すとともに、必要な財政措置を行うという立場から、決算認定に反対をいたします。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第60号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第60号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

私は、昨年の予算議会で、今回予算計上している霞ヶ浦地区の下水道事業である3億8000万円の工事費は、今後総額18億円もの事業費をかけて進めようとするもので、下水道事業の突破口になるものと指摘し、下水道事業計画区域（内加茂）地域は既に半数以上の世帯が浄化槽の設置を完了しており、本当に困っている世帯は半数以下と聞くと。対象地域の戸数は181戸で1戸当たりの概算工事費が約1000万円、さらに中継ポンプなど電気設備に係る維持管理費などが永久に負担となってくる。とても採算ベースにならないのは明らかだと批判し、巨額な費用を市が負担することになれば、排水の対策として早期に安価で整備が可能な合併浄化槽設置事業を行うことを提案し、本当に生活排水に困っている住民の方々には早期に浄化槽の補助や設備投資に対する助成対策をする。必要であれば、認定区域の解除も考えるべきだとして反対討論をいたしました。

一般質問でも明らかにしてきましたが、今、霞ヶ浦地区の下水道事業は深刻な状態にあると考えます。霞ヶ浦地区の公共下水道の加入率は平成21年度末68.9%と千代田地区の99.0%と比較して圧倒的に低い状況であります。前年度からの加入伸び率はたったの3.2%です。特に加入状況が悪いのが加茂・牛渡の流域特環下水道であります。平成21年度末でも加入率は48%で、伸び率も6%を切っております。

さらに問題なのは、公共下水道が整備されているにもかかわらず、接続を怠っている状況と生活汚水のたれ流しの実態を放置していることでもあります。現在、下水道事業、これは農業集落排水事業も含まれますが、これによる起債残高は、つまり借金は元利合計で150億円にもなります。特に霞ヶ浦地区の加入率が悪いのは事前調査やはっきりとした同意書がないままに認可を受け、事業・工事だけを進めている結果となっていることでもあります。まさに土建行政の典型ではないかと考えます。それが多額の借金を抱え込む状況となっているのではないのでしょうか。

無理やり事業を進めるのではなく、加入促進を図る努力を一層強めること、そして費用対効果

を考え、当市の生活排水処理施設整備計画の全面的な見直しを早急に行うべきだと考えます。

以上、決算認定に反対する討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第61号の採決を行います。

本案は異議がございまして、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第61号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第62号 平成21年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第62号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第62号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論をいたします。

私は、昨年3月の予算議会で、介護保険特別会計予算の保険給付費に焦点を当て反対討論をいたしました。平成20年度予算では20億9000万円で19年度決算と比べて1億4000万円、7.2%増だが、21年度予算は23億5000万円としており、前年度比、何と1億6000万円、12.4%増と大幅に見込んでいると指摘し、極めて作為的な予算だと批判しました。問題は、市当局が今回の介護保険の事業計画の作成において、給付費等の算出には厚労省の示したワークシートによって予算を入力して算出したということであります。私は、厚労省はワークシートを市町村が活用するかどうかは任意であるとしている。当市の実態に即して補正なり修正を加えるべきではないか。厚労省のワークシートでは実際に係数を掛けると実態より大きくなると指摘する専門家もいると述べ、さらに介護保険制度の改悪によるサービスの取り上げや施設整備の抑制など、一連の給付抑制のため、各自治体の介護保険財政は計画よりも給付、いわゆる利用が落ち込む事態となっている。その結果、多くの自治体では介護保険料は取り過ぎとなっているとして、保険料の値上げをすべきでない、介護保険の引き上げに反対をいたしました。

今回の決算で、私が指摘したことが正しかったことが証明されたのではないのでしょうか。議案質疑の資料でもわかるように、平成21年度の決算で介護保険給付費における予算との差額が何と2億8600万円も出たわけであります。まさに介護保険料を上げるための予算、極めて作為的な予算だったということであります。当市では65歳以上の1号被保険者が9,786人ですから、単純計算でも1人当たり2万9000円にもなります。

介護保険料が高過ぎるという声は、該当する第1号被保険者である市民から悲鳴とも思われるほど大変多く上がっております。しかも、保険料は年金から天引きですから深刻であります。当然介護保険料は引き下げる方向で検討すべきであるということを要請して、認定に反対する討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第63号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第63号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について、反対討論をいたします。

水道事業会計決算では、給水収益は予算に対して6790万8000円減ったものの、営業費用である原水及び浄水費と配水費及び給水費が合わせて1億3891万9000円削減され、結果的に当年度純利益が7105万4000円となっております。

私は、収益減の中、費用を最小限に抑えて純益を上げたという市当局、水道事務所の努力は認めます。しかし、その利益を減債積立金として積み立てるのではなく、余りにも高い水だという市民の声にこたえ、市民に還元するという発想が必要だと考えます。これまで平成17年度から平成21年度までの純利益を合計すると2億7479万円を超えております。使っていない水まで負担させないでほしい、ぜひ基本水量を10立方から5立方にかえてほしいという市民からの切実な声は何度となく寄せられております。年間4000万円あれば実現可能だと言います。せめてこの市民の声にこたえるべきではないでしょうか。減債積立金総額が3億円弱もあるのですから、財源は十分にあるのではないのでしょうか。少しでも低廉な安い水道料金に見直すべきだと思います。

一般会計からの繰り入れについては、平成17年度は1億2000万円だったのが1億1000万円に減り、また一昨年度から9000万円に減っております。所期の目的は利子補給分であり、高い減価償却費をカバーするものであったということではありますが、高い減価償却費の責任は市民にはありません。水道事業会計が改善されたからといって一般会計からの繰り入れを縮小する方向に向かうのではなく、利益の還元は直接の利用者である市民へ還元すべきであります。

また、合併事業として実施する千代田工業団地への水供給で、収益では年間3150万円の収益が見込まれていると聞いております。市民の要求にこたえるべきであります。

以上、認定に反対する討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

19番 山内庄兵衛君。

[19番 山内庄兵衛君登壇]

○19番（山内庄兵衛君）

議案第64号について賛成の立場で討論を行います。

かすみがうらの水道事業は、県西用水さらには霞ヶ浦地区は中央用水の2つの用水でやってお

ります。その中でもう霞ヶ浦用水は目いっぱい使って、もう霞ヶ浦地区の中央用水、したがって、霞ヶ浦の人たちは那珂川の水と地下水を飲んでいるわけです。千代田地区は霞ヶ浦の水と、それから地下水であります。そういう関係で、今少しでも多く使わなければならないのは、この次からは霞ヶ浦地区に入っている中央用水を使っていかなければならない。非常に水道課は苦慮して、そして昨年は赤字になりました。そして今、水道は非常にトイレの改善や何かで水道は使わなくて、ことしは暑いために相当の量が出ていましたけれども、そういうこともありますので、水道会計は一生懸命やっているところがありますので、私は賛成の立場で諸君のご同意をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第64号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、議案第64号は、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 4 請願第 2 号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書

○議長（桂木庸雄君）

日程第 4、請願第 2 号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、文教厚生委員会に付託をしております。

これより会議規則第39条第 1 項の規定により、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 石井幸雄君。

[文教厚生委員会委員長 石井幸雄君登壇]

○文教厚生委員会委員長（石井幸雄君）

文教厚生委員会からの報告をいたします。

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第 1 項の規定によりご報告申し上げます。

本委員会は、ただいま議題となっております請願第 2 号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書について、9月3日に委員会を開催し、請願紹介議員からの説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第 2 号につきましては、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

また、請願第2号については、全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第7項の規定により、委員会において議長あてに意見書案を提出することを決定いたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、あらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思いますので、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、請願第2号の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、請願第2号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第 5 委員会発議第3号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書（案）

○議長（桂木庸雄君）

日程第5、委員会発議第3号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しております。

したがって、会議規則第37条第2項及び第3項の規定により、提案説明並びに質疑を省略

いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認めます。

委員会発議第3号についての討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、委員会発議第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時46分

再 開 午後 5時00分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から議案第68号 志筑小学校屋内運動場新築（建築）工事請負契約の締結についてが提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第68号を追加日程第1として日程の順序を変更し議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

追加日程第 1 議案第68号 志筑小学校屋内運動場新築（建築）工事請負契約の締結について

○議長（桂木庸雄君）

追加日程第1、議案第68号 志筑小学校屋内運動場新築（建築）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程となりました議案第68号 志筑小学校屋内運動場新築工事請負契約の締結についてですが、本案は平成22年9月9日に一般競争入札を実施いたしましたかすみがうら市立志筑小学校屋内運動場新築工事の請負契約を締結するため、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

これより質疑を行います。

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

志筑小の屋内運動場について質問いたします。

今までかすみがうらの体育館というと非常に雨漏りが多い。特に今、問題になっているのは七会小学校、それから新治も一部漏っている。せっかくやっても雨漏りをしている。これでは広大な面積ですから、膨大な面積ですからよほど屋根をよくやらないと雨漏りがしてしまう。これらの工程について、工程表は出ていませんけれども、設計図等も出ていませんけれども、これらについてはどのような工程でやっているのか、担当課から説明を求めます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育長職務代理者事務局職員・教育部長（横瀬典生君）

お答えをいたします。

雨漏りというようにお話でございますが、屋根の形状から申し上げます。切り妻型の屋根でございます。ガルバニウム鋼板を使った仕様となっております。したがって、非常にこれまでのいろいろな経験を踏まえた中での選定となっておりますので、問題ないというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

問題ないということで、今までの新治小学校なんかも問題ない。それから、七会小学校は雨漏りしてしようがなく、コンクリート張りから床張りさせた。そうしたら、今、数珠の玉と同じだけ漏っている。108カ所も。何回も、私、指摘して直させている。だから、よほど屋根のことについては真剣にならなければだめだ。上佐谷小学校なんかもそういうことで指摘し、庄兵衛屋根なんて、私うるさいものだから名前つけられたけれども、千代田中学校なんかもやるときに斜めのコンクリなんかもやってきたんですけれども、雨漏りがひどい。体育館は広いですから、風が吹いたりするとよくつなぎ目をしないと雨漏りがしてしまう。

それから、もう一つ、これは消費税はどうなっているの。その点についてお答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

この2億1945万円でございますが、これは消費税込みでございます。落札の金額については2億900万円という内容でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに質疑ありませんか。

10番 小座野定信君。

○10番（小座野定信君）

担当部長にお尋ねいたします。

以前から私は政府でも推進しておりますCO₂の削減という観点、または各小学校、中学校、そして公共の施設というのは災害時の避難場所ということで防災避難場所という位置づけになるかと思えます。ましてプールなどもプールの水を使う消火活動ということに位置づけられているわけですが、体育館、今、政府でも推進しております太陽光発電、これを取り入れたらいかがですかということで、担当部長、以前の坪井市長のほうにもご提言申し上げていた経過がありますが、この体育館についてはどのようにお考えか。お答え願いたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育長職務代理者事務局職員・教育部長（横瀬典生君）

お答えをいたします。

太陽光発電の関係につきましては、以前からお話をいただいている経過もございます。そういったことで検討をしてみいました。したがって今までの設計の中にはございませんが、次年度に実行をするという予定を組んでおりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

10番 小座野定信君。

○10番（小座野定信君）

ありがとうございます。

また、霞ヶ浦庁舎なども以前から提案して、つけていただいて、これから各小学校、中学校、耐震補強工事を今年度、来年度に向けてするという事なんですが、ぜひとも地域住民がもし大きな地震でも来たとき、また大災があったときに安心というまではいかないにしても、当然電気が遮断される、水が遮断されるというライフラインが非常に弱くなる。そういう現状が想像できますので、教育委員会ということだけでなく総務課、担当でありましょうが、防災、そういう面からも有効に公共施設が使えるようにお取り計り願いたいと思います。

終わります。

○議長（桂木庸雄君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号につきましては、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次いで、議案第68号の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第68号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第68号は原案のとおり可決されました。

ただいま市長から、議案第69号 志筑小学校屋外付帯工事請負契約の締結についてが提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第69号を追加日程第2として日程の順序を変更し、議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

追加日程第 2 議案第 6 9 号 志筑小学校屋外付帯工事請負契約の締結について

○議長（桂木庸雄君）

追加日程第2、議案第69号 志筑小学校屋外付帯工事請負契約の締結についてを議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程となりました議案第69号 志筑小学校屋外付帯工事請負契約の締結についてですが、本案は平成22年9月9日に一般競争入札を実施しましたかすみがうら市立志筑小学校屋外付

帯工事の請負契約を締結するため、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決をお願いするものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（桂木庸雄君）

これより質疑を行います。

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

屋外の施設についてですけれども、志筑小学校は狭隘だから、お城の跡だからといってあそこに移動するわけでありましてけれども、そこにまた松山瓦壺という文化財が出てしまった。そういうことで、せっかく移動してもそれらを全部残すということになってしまったらば、グラウンドが非常に狭くなるのではないかと。そういうことで、どのくらいの面積になるのか、また瓦壺も一部を残せば全部を残さなくても、一部を残せば保存でいいんじゃないかなと思うんですよ。そういうことで、どのような考えでやるのか、担当課からお聞かせを求めます。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育長職務代理者事務局職員・教育部長（横瀬典生君）

グラウンドのお話でございますが、まず、グラウンドの面積は8,300平米ほどでございます。そして、全体としては、ご指摘のございました文化財の問題については、現在は区域外としてご存じのように全体で3万平米のうち、データはございませんけれども、約8,000から9,000ぐらいの地域としてすぐ隣接したところに残しているものでございます。

なお、広さの問題については、100メートルの直線コース、そしてグラウンド、すべて整うというような考え方でおります。

以上でございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

文化財のその瓦壺跡、8つくらい出ましたよね。それを全部残すと、このグラウンドよりも多い面積を残してしまうんじゃないですか。あそこに30人の共有地があってやっと決まった。もう20年近くやっているわけですからね。それで、せっかくやったら今度は瓦壺。だから、一部だけを保存して、瓦があったところだけでも保存して、それであと一部はグラウンドにする必要が私はあると思うんですよ。文化庁ともっと協議してそこらはやるべきだなと思うんですが、あれ全部残せということはあそこへいった意味がない。そういうことで、担当課長、または市長から、文化財でたくさんよくやったやつがみんな残ってしまった、半分くらい残ってしまった。グラウンドとする。だから、市長の考えもありましたら。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育長職務代理者事務局職員・教育部長（横瀬典生君）

文化財の状況ですが、文化財につきましても私どもの所管担当でございまして、いろいろと苦慮するところがございますが、ご指摘のように窯跡が出まして、非常に価値の高いものだとということで、一度発掘をいたしました。そして、原形をとどめるということで、それを原形を崩さないように埋め戻しをして現在に至っているところがございます。これの文化財の利活用につきましては、今後どういうふうになっていくかという1つの大きな課題になってくるものというふうに判断をしております。ご指摘の例えばグラウンドにもう少し敷地を広げてはというようなものも1つのその中の焦点になってくるものというふうに思っております。

どうぞ、今後いろいろと考えていかなければならない問題ではございますが、何とぞご協力、ご支援をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私もその文化財については十分現場を承知しておりませんので、今、教育部長が答弁したような方向で、皆さんと相談しながらグラウンドの確保に努めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

○議長（桂木庸雄君）

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

文化財に残したところの管理は市でやるんでしょうけれども、余りに広大で今だってシノがものすごく出ている、あの門のところは。だから、こういうのは今度は学校で見なければ、先生方に管理させるの、どうなの。これは大変だと思うんだよね。今、夏休みだって、土手があったら先生らたくさん刈らなくてはならない。いつも裸で先生がやっていないと。こういう管理のことも考えていかななくてはならない。そこは市できちんとやるか、そういう取り決めをしておいたほうがいいと思うので。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育長職務代理者事務局職員・教育部長（横瀬典生君）

文化財の管理の問題ですが、当然、市、教育委員会、いわゆる生涯学習課でございまして、直営で管理をしております。年に一度だけでございますが、除草を委託をしまして、余りにひどい場合は職員が直営でそこを清掃している状況でございます。したがって、山内さんご心配の学校側にそこを管理させるという、現在では区域外としてございますので考えておりません。市側が管理していくような方向で現在も進めてございます。状況変化があつて、何か変わればまたいろいろとご相談申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

10番 小座野定信君。

○10番（小座野定信君）

今回の工事の内容につきましては、調整池、それと周辺の舗装工事と排水等も絡む工事かなというふうに認識しておりますが、調整池、あれだけの敷地の水を調整池にやるわけですから、当然オーバーフローの水が出てくるということが予想されるのではないかと思います。そういったとき、現在の排水、市のほうで市道に入っている側溝、俗名U字溝見ますと今、歩道側に入っているんですね。通常のU字溝、通常形状の道路ですと道路側に入っているのが私のU字溝というふうに認識しているんですけども、道路勾配とU字溝の位置が合わない。だから、簡単に言うと道路の水がU字溝に入っていない。そういう状況になっていると思います、入り口付近ですね。だから、その末端の水がどこに流れるのか、またそのオーバーフローした水についてどのような対策を考えているのか、その点をお伺いしたいと思います。

それと、市長にお伺いしたいんですが、私、今年度で議員生活おおむね11年を超して12年目を迎えるわけなんですけれども、当選当初から、もう12年近く前から弱小小学校の統廃合ということは訴えてきております。統廃合は本当はしたくないんですが、これだけ子どもたちが少なくなって運動会が1時間か2時間で終わるような小学校では、子どもたちのやはり仲間意識づくりの面においても非常に障害が残る、そういう子どもたちが、勉強面だけではないと思います。精神面、お互いを意識する面から見ても、非常に弊害があるかなというふうに思うわけですが、将来、山内庄兵衛議員が今おっしゃったように、残りの窠跡、グラウンド、また校舎の増築等でこの志筑小学校を統廃合の基地といいますか、弱小小学校をそこにまとめると、そういったお考えはあるかないか、市長のほうにお伺いしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育長職務代理者事務局職員・教育部長（横瀬典生君）

まずご指摘いただきましたのは、放流先でございますが、放流先につきましては、ご存じのように調整池をつくりますので、その先は現在の水路が下志筑の県道まで行っておりますが、それに流入するように既にセットされているところに受け口がございます、そこに放流していくということでございます。調整池は1,600トンほど調整する地下貯留型の調整池でございますので、それを調整した上でゆっくりと流していくということでございますので、よろしく願います。

それから、入り口付近がちょっと勾配等の関係で水が云々というご指摘でございます。実は、このことにつきましては、現場でご指導もいただいたというような経過も聞いておまして、それは1つの原因としては、現在まだ工事は始まっておりませんので、上に簡易型の暫定の調整池までいきませんが、池をつくっております。それからのしみ出しではないかというような想定もしてございます。それらも工事を見た上でどう対応するか、措置をしまいたいと思いますので、またいろいろご協力をいただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

統廃合と志筑小学校との関係であります。統廃合はもちろん今後大きな課題で、これは真剣に真正面から取り組んでいかなくてはならないことだと思います。そういった中で、今回、新築

の志筑小学校が大きい、そういう場合は拠点になり得る学校であるという認識はっております。そういった考えのもとに、新しい教育委員さんも今から議案であります、教育委員さん方にもいろいろご審議をお願いしまして、いい方向に持っていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（桂木庸雄君）

10番 小座野定信君。

○10番（小座野定信君）

ありがとうございました。

また、ひとつ専門的な、技術的な面のことなんですが、担当部長のほうにお伺いしたいんですが、当然学校の敷地、切り土、盛り土、そういう部分の舗装ということになると思うんですが、横瀬部長も以前は土木課長をやって、非常に技術的な面もたけているというふうに思っておりますが、やはり盛り土をしたところ、そこに路盤碎石を30センチ、40センチ敷いて、上に舗装をかけたとしても、やはり強度としては非常に弱い。ですから、多分この工事内容を詳しくは見ておりませんが、路盤改良、そういったものも本来ですとやはりせっかくつくった舗装を長くもたせるためには、もう少し予算を上乗せして路盤改良まですれば長く使える丈夫な道路といたしますか、学校内の道路ができるのではないかというふうに思いますが、その辺も後々、この契約業者のほうとよく強度的なことも協議した上で追加なり、補正なりして対応してもらいたいと思います。やってすぐ割れたと。業者さんの責任になるわけですね。それでは業者さんかわいそうですから、その辺もよく業者さんのほうと協議してやっていただきたい、そういうふうに思います。

終わります。

○議長（桂木庸雄君）

教育部長 横瀬典生君。

○教育長職務代理者事務局職員・教育部長（横瀬典生君）

周辺道路のことでお話をいただいたと思うんですね。周辺道路については今回、これから除いてございますので、最終的に仕上がったときに道路をやると。その段階でまたお話をいただきたいと思います。校内につきましては、ご存じのように盛り土という指摘もございますので、下を入れかえまして実行するような方向でしてございますので、その点ご理解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（桂木庸雄君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号につきましては、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次いで、議案第69号の討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第69号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第69号は原案のとおり可決されました。

ただいま市長から、議案第70号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について、議案第71号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についてが提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第70号並びに議案第71号を追加日程第3として日程の順序を変更し議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案配付]

追加日程第 3 議案第 7 0 号並びに議案第 7 1 号

○議長（桂木庸雄君）

追加日程第3、議案第70号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について、議案第71号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての2件を一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第70号ないし議案第71号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、これまで教育委員としてご活躍をいただきました大竹三千代氏の辞職に伴い、後任にかすみがうら市坂2814番地の2の菅澤庄治氏を、また同じく教育委員としてご活躍をいただきました立野 至氏の任期満了に伴い、後任にかすみがうら市西野寺56番地の2、石塚貴夫氏を教育委員会委員に任命したいので、議会の同意をお願いするものであります。

菅澤庄治氏につきましては、昭和49年4月から茨城県公立学校教員として勤務をし、茨城県教育委員会事務局指導主事や土浦市立都和中学校長などを歴任され、平成20年4月1日からは、かすみがうら市立南中学校長の職にあり、教育の実情にも精通している方であります。

また、石塚貴夫氏につきましては、昭和47年4月から平成21年3月まで、茨城県公立学校教員として勤務をし、石岡市立南小学校長、同市立府中中学校長、さらには千代田中学校長などを歴

任され、教育の実情にも精通している方であります。

現在、かすみがうら市の最重要課題は子育て支援と教育問題であると考えております。特色のある施策や質の高い教育が提供できれば、市の人口増や定住促進につながり、多様な人材を育てることが地域力と市民力の向上になるものと思っております。

校舎の改築や耐震補強、そして教育の質向上など、ハード・ソフト両面での教育環境の整備を進めている中で、両者とも最適任者でありますので、何とぞご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号並びに議案第71号の2件については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

議案第70号並びに議案第71号は、人事案件ですので討論を省略して採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定いたしました。

次いで、議案第70号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（桂木庸雄君）

次に、議案第71号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま市長から、議案第72号 かすみがうら市監査委員の選任についてが提出されました。
お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第72号を追加日程第4として日程の順序を変更し議題とすることに決定いたしました。

議案の配付をお願いします。

[議案配付]

追加日程第 4 議案第 7 2 号 かすみがうら市監査委員の選任について

○議長（桂木庸雄君）

追加日程第4、議案第72号 かすみがうら市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第72号 かすみがうら市監査委員の選任についてですが、これまで監査委員としてご活躍をいただきました板屋 毅氏の任期満了に伴い、後任にかすみがうら市宍倉2570番地の1、古渡善平氏を監査委員に選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

古渡善平氏につきましては、昭和42年10月から平成20年3月まで土浦市役所に勤務し、財政課長、市長公室長、都市整備部長などを歴任され、行政事情にも精通し、人格も高潔で監査委員として適任であると存じております。

何とぞご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第72号については、かすみがうら市議会会議規則第37条3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

議案第72号は、人事案件ですので討論を省略して採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定いたしました。

次いで、議案第72号 かすみがうら市監査委員の選任についての採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 閉会中の継続審査について

○議長（桂木庸雄君）

日程第6、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第47号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部改正する条例の制定について、継続審査に反対する討論を行います。

私は、子育て支援についての一番の特効薬は、子どもの医療費無料化だと主張し続けてまいりました。09年の子どもの医療費無料化、いわゆる医療費助成制度は、全国の自治体では通院、中学生卒業まで、1,800自治体のうち345自治体、19%、入院は516自治体、28.6%が実施しております。

私はこれまで要求してきた小学校卒業までの無料化から一気に中学校卒業までといたしました。その上、所得制限なしということですから、大賛成であります。

しかし、財源に問題ありということで継続審査とすることではありますが、さきの市長の説明では、実施については事務手続上、医療機関・医師会との協議が必要となるため、その協議・調整する時間を十分に確保しなければならないとしております。したがって、条例の改正がおくればおくれるほど、その分施行、いわゆる実施時期がずれ込むのではないのでしょうか。

これまで市政は、自治体本来の使命である市民の福祉向上のために予算が使われてこなかったと思います。緊急性も必要性もない箱物や道路建設事業が行われてきました。その典型があのか代田大橋や霞ヶ浦庁舎建設ではないのでしょうか。

所得制限なしで中学校卒業まで医療費無料制度を拡充するには、当市では8000万円ほどの財源

が必要としておりますが、無駄な大型公共事業をやめ、談合を許さない入札制度を改善で財源は十分確保できると考えます。

新潟県の聖籠町では、子育て支援に力を入れ、07年4月から3歳児から5歳児までの通常保育の保育料を無料にしたり、中学校卒業までの医療費を助成しております。ここの渡邊町長は、福祉や教育は金があるからやるのではなく、金がなくてもやる気があればできます。いかに優先づけてやるかです。聖籠町の子育て支援は、周りからうらやましがられ、人口もふえています。安心して子どもを産み育て、将来を担う子どもの施策が優先ですと語っております。隣の土浦市では、中学校卒業までの医療費無料化を実施しているわけですから、この条例については財源問題ではなく福祉の心の問題ではないでしょうか。まさに市政運営における予算づけの優先順位をどう考えるかであります。

以上の観点から、継続審査に反対し、条例に賛成する立場から採決することを求めて、討論いたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

18番 栗山千勝君。

[18番 栗山千勝君登壇]

○18番（栗山千勝君）

日本共産党、佐藤文雄さんから反対の討論が出されましたが、全く私は別な角度から反対討論したいと思います。

そもそもこの条例案については、市長が住民との対話の中で生まれてきたものであります。福祉行政の向上という観点から、さらには今、かすみがうらの市民がどんどん減っている。これを増やすにはどうしなければならないかと、こういう条例案、さらには国民健康保険も下げるということによって、市の活性化を図るといような考えのもとから、この議案は出てきたというふうに私は私なりに解釈しております。

そういう中で、特別委員会の中でもいろいろ議論されてきましたが、ちょっと横道に入るかもしれないけれども、議長に一言お願いがあります。条例の71条で議長が必要と認めるときには無記名でもいいと。じゃ、この必要と認める、そんな理由は何もないわけですよ。それを主張するのであれば、この本会議でもって5名以上の要求を出してもらって、それで無記名にするというのなら話わかるし、説得力あります。ただ、議長から、頭からごつんとやってきて、無記名投票だと。これ全く理にかなわない。

横道にそれましたが、さらにこの条例の一番継続審査して問題点は、執行部は23年4月1日から施行するという事なんです。そうした場合に、佐藤議員からも反対討論の中で申し上げましたけれども、執行部は6カ月かかると。そうしたときに、じゃ、この議会で可決しなかった場合にはどうなのかと。4月1日からは施行できない。なぜこういうねじれ現象ができてしまうかという、議員みんなこの問題に反対したくないんですよ。市議会の選挙が来年の1月あるんです。大きなリスク背負います、反対した場合には。それで、この議案に対して4月1日施行ということは、例えば12月にこれ可決した場合に、4月1日の施行というのはだれが修正するのか。議会が閉会中の継続審査にした場合に、これは議会が予算持っているわけじゃないし、議会が修正し

なくてはならない。議会修正するといったって、予算はない。そういう大きな逆なりリスクを背負うわけですよ。そういう観点から、この問題については私は継続審査すること反対いたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第 7 閉会中の所管事務調査について

○議長（桂木庸雄君）

日程第7、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

自席からでよろしいですか。

ほかの委員会は別として、私どもの委員会、委員会開催してくれといっても開催しないんですよ。やらないものは、こういう閉会中の継続審査なんてやる必要ないし、そういうことです。

○議長（桂木庸雄君）

異議がございますので、本案は起立により採決をいたします。

各委員長の報告のとおり、本案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

賛成多数であります。

よって、閉会中の所管事務調査することにご異議なしと認めます。

○議長（桂木庸雄君）

これにて、本定例会に付託された案件の審査は全部終了いたしました。

それでは、これもちまして平成22年かすみがうら市議会第3回定例会を閉会いたします。

会期19日間にわたる慎重なご審議、まことにご苦労さまでした。

閉 会 午後5時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 桂 木 庸 雄

かすみがうら市議会議員 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会議員 矢 口 栄 造

かすみがうら市議会議員 関 利 夫